

金 光 教 學

金光教教學研究所紀要

64

2 0 2 4

金 光 教 教 學 研 究 所

金光教 学 — 金光教教学研究所紀要 —

2024

NO.64

それぞれの「戦後」と「教祖」
— 昭和四〇年代を中心に —

……白石 淳平…… 1

『金光教教典』の編纂とその受容
— 表象しがたい「救い」をめぐる —

……橋本 雄二…… 59

資料論考

「金乃神様金子御さしむけ覚帳」について
— 他の帳面との照合を通じて —

……堀江 道広…… 125

令和5年度研究論文概要 159

紀要掲載論文検討会記録要旨 167

彙 報—令和5.4.1～令和6.3.31— 171

(第63号正誤表 P182)

それぞれの「戦後」と「教祖」——昭和四〇年代を中心に——

白石 淳 平

はじめに

いったい、お道の信心では、この激しい現代社会の中で、もっと激しい行動指針というか、そういうものを、生み出すことができるのであろうか。そういう疑問が私の中に起こっている。／＼私自身、私の金光大神は、私をコントロール（制御）するほうでなく、私の信心活動、すなわち話したり、行動したりするアクセル（始動力）の働きをするからであると考えている（^①／＼は改行、以下同）。

これは、昭和四六年、当時東京出張所長であった安田好三により、教学会主催の共同研究会にて「私の金光大神を語る」と題して述べられた問題提起での発言である（^②）。

この発言がなされた昭和四〇年代は、急速な経済発展の一方で様々な社会問題が生じる中、対社会的な問題への手立てを講じるべく教団が構想され、いわゆる「二課題」の設定（昭和四三年）、そして『金光大神覚』（同四四年）や『概説 金光教』（同四七年）の刊行を経、さらにその後の儀式服制の改定や新教典の公刊へと向かっていくように、諸々の教務施策の実現に繋がる戦後教団史の画期として捉えられてきた（^③）。そしてその背景には、本格化した靖国神社国家護持の法案化をめぐる議論など、当該期の政治・経済状況や国際情勢への懸念が、金光四神の跡を受けて以来七〇年間本

部広前の結界に奉仕してきた金光攝胤の帰幽と金光鑑太郎の教主就任（昭和三八年）、そして「昭和九・一〇年事件」以降戦前戦後における精神的支柱として本教信心を牽引してきた高橋正雄の帰幽（同四〇年）といった、いわゆる「教団代替わり」の危機意識と絡まりつつ横たわっていたことが指摘されてきた。^④

右の発言も、そうした情勢下においてなされたのであるが、ちなみに同研究会は、昭和四四年度に「本教の信仰原理を求めて」との議題をめぐって議論された「政治・社会問題等に関する研究会」^⑤（以下「政社研」）の記録が配布されたのを受け、そこでの各出席者の見解が、決して一様と言えるものではなかったことに端を発し、「政社研」出席メンバーを招聘しての研鑽の場として企画されたという。

さて、引用のように安田の問題提起は、当時の社会問題に対する教団としての積極的な行動指針への求めとの関係で、本教の社会的評価、すなわち教祖の信心をめぐる「実意丁寧」で「おとなしい」イメージの乗り越えと、さらなる展開可能性を模索するものだった。一見それは、東京出張所長（昭和三七年五月九日）、関東教務所長（同四五年二月一日）、教監（同四九年五月一〇日、五九年五月一日）という教団の要職を歴任した、昭和四〇～五〇年代の代表的な教務主導者の一人として、様々な施策の実現を牽引していく安田のイメージを彷彿とさせる、いかにもアグレッシブな信心像を浮かべさせていよう。そうとして、それは同時に、信仰的模範・規範、いわば「回帰」の宛先として認識論的に求められる教祖というよりも、安田という一人の人間において、常に実践の「始源」として生かされる、「教祖」の可能性を感じさせるものとなっていたのである。

その意味で、さらに興味深いのは、当時の政治・社会状況の煽りを受けた「本教とは何か」「教団とは何か」との問いの迫り、すなわち、社会に対し教団としての統一性をもって信仰を表明していこうという強い求めは、その一方で、信奉者個々の「戦後」において生きられんとした、それぞれの「教祖」とその信心の可能性を、そこに同時に浮かび上がらせていたと予測される点である。ここからは、対社会的な問題へ向けた教務・教政上の施策や、そこでの統一的・単一的な信仰表明とはまた別様の、個的な経験として浮かぶ「教祖」への求めとどのように関わりながら本教の自己理

解が醸成され、「教団」を構想させることとなっていたのかに関心が及ぶ。^⑥

このことに関わって、大正末昭和初期における教祖像の現代化を主に青年層の表現行為の問題として取り上げ、「教祖像に向けられる現代化の形象には、実社会や信心への自己理解のあり方が組み込まれている」ことを指摘した大林浩治の研究をはじめ、これまで様々な歴史事象面での教祖探究の様相が検討されてきた。そして、とりわけ個々の実存的な問題と重ね合わせた「教祖」への求めのありようとしては、教団第二世代以降における教団論への展開にも関わって、その代表的な検討対象として高橋正雄に関心が集中してきたことが確認される。^⑧

では、はたして、めまぐるしい時代社会の変動の只中、高橋正雄没後の昭和四〇年代にあつて、信奉者それぞれの個人的な経験として浮かぶ「教祖」への求めは、本教の自己確認へ向けてどのような眼差しを培うこととなっていたのか。如上の関心を携えつつ本稿では、当該期の信奉者個々に生きられた信心営為の実際へ迫ることを通じて、それぞれの人間の経験のありようが、「教団」の歴史として今に投げかける意味を探ってみたい。

なお、右の課題の追究にあたって本稿では、金光教信徒会報『あいよかけよ』誌などを参照し、とりわけ信徒層の様相にもスポットを当ててみたい。^⑨ というのも、従来、当該期の様相は主に教務・教政との関わりで把握されてきたと言え、「教祖」への求め、そしてそこでの本教の自己理解については、教祖をめぐる知見の発信者として、特に教務・教政や教学研究に近しい立場の言説が検討の中心となってきたからである。この点に関してさらに言えば、右に触れたような当該期の動向において、信徒個々における日々の生活に根ざした信心希求が、対外的に本教信仰を表明するべく直截的に教祖やその教えを掲げた教務・教政上の言説との差異やズレとして、どのように窺えるのかにも関心が及ぶ。その意味で、各々の生業で時代社会の影響を受けつつ生きた信徒らにおける、生活と信心との切り結びのありようには、より幅広い視野に立った「教祖」、そして「教団」への問いの可能性が示唆されるのである。^⑩

そこで、以下本論では、この『あいよかけよ』を手がかりにしつつ昭和四〇年代における信徒会の動向を窺うと共に、当該期の信奉者個々の信心営為に浮かぶ論点の抽出を試みる。その上で、教務・教政に関与した主要人物として安田好

三を改めて取り上げ、彼における「教祖」への求めとその問題意識を、戦後社会を生きた一人の信奉者の姿として浮かべてみたい。そして、それらを踏まえつつ、教務・教政動向に対する信徒層の反応や、その相互交渉の場面と共に、本教教師（千歳教会在籍）^①であり、同時に医師として臨床現場に立ち続けながら、教祖について数多くの言説を残した竹内長次のありようを取り上げる。以上の検討を通じ、教団史の時期区分にも関わる本教の「戦後」の意味も視野に収めつつ、当時の教内にあつて種々の立場・役割をもった人びとにおける、個的な経験として浮かぶ「教祖」への求めが、教団史の歴史像へ向けて投げかける意味を探究することとしたい。

なお、本稿では、資料の引用に際し適宜現代的用字に置き換え、句読点を付した場合がある。また、本文の年次表記については、引用資料との対応及び状況の推移の把握を簡便にするべく、元号を基本として必要に応じて西暦を併記し、人物名については教師教信徒及び生死の別なく敬称を略した。

I 「二課題」と『あいよかけよ』

i 信徒会と「めいめいの助かり」

「…」問題は政治と宗教との分離。社会的、政治的な問題に対する宗教側の主体の確立することでありまして、そしてそういう、いわば模範的な典型的な日本の、現代社会に於ける宗教と政治、或いは社会的な諸問題とが、宗教と相互関係に於て、創造的な方向を提起する可能性、伝統をもっている宗教を求めるならば、私は矢張り明治維新に先立つ、幕末維新时期に於きまして日本人の、伝統的な生活に根ざした、近代宗教への思考性を掲げた金光教の伝統の中に、かならず豊かな可能性そして、その論議というものが、含まれていたはずであり、現代に於きましては、そういうものが、宗教者の自主的な責任に於て、再確認され、そして受け継がれ発

展されるべき時代であろうとそういう風に考えるわけでありまして「……」¹²⁾。

右は、宗教学者の村上重良が、昭和四二年、金光教信徒会結成二〇周年を記念して開催された東日本信奉者集会における講演の締め括りに語った内容である。周知の通り村上は、「民衆宗教」という語用の嚆矢となった『近代民衆宗教史の研究』（法藏館、同三三／一九五八年刊行）以降、民衆思想史研究をはじめ歴史系を中心とした後続の宗教研究、そして本教を含め宗教界の各方面にも少なからず影響を与えていた。安田好三（東京出張所長）が講師紹介で触れているように、村上は予てから本教と交際のあった東大教授岸本英夫の下で宗教史学を専攻後、龍谷大学などで教鞭をとっていたが、その後も、『金光大神の生涯』（同四七／一九七二年）の執筆、また東洋文庫『金光大神覚―民衆宗教の聖典・金光教』（同五二／一九七七年）の校注などを通じて本教と関わりをもち、とりわけ当時における本教の社会的評価に寄与した人物の一人に数えられる。

村上の講演は、日柄方位の遵守を求める旧来の金神との関わりを転回させた金光大神の合理性、開明性に金光教の成立を見出す自身の研究¹⁴⁾に基づくものであった。そこでは、信仰の個人化、内面化やその合理性、そして政治権力との距離など、近代宗教の諸特徴を早くから具えていた希有な宗教教団として金光教を評価し、戦後の社会状況下において本教が果たすべき社会的役割への期待が語られた。それは、竹部寿夫教監の挨拶でも言及された「教団新出発」¹⁵⁾への願い、そして結成二〇年を迎えた信徒会としての今後の展開への願い、そしてとりわけ、「今日の現代の新しい社会状況の中で私達の、信仰実践は、如何にあるべきか、こういうような観点から、先生の外から見た、広い視野から宗教情況というところから、我々自身を、みなおしてみたい」との安田の言にも浮かぶような、時代社会の変動を眼前にした本教信心の自己理解の更新へ向けた気運に込めてのものであったと言えよう。

先にも触れたように、その背景には、前年から本格化した靖国神社国家護持の法案化をめぐる議論など、昭和

四〇年代当時の政治・経済状況や国際情勢への懸念が、「教団代替わり」の危機意識と絡まりつつ横たわっていた。そうした教内外のままならない状況故に、右の村上のような社会的評価は、教務・教政上において、新たな時代における展開可能性への強い求めに呼応する期待感として、受け止められたと考えられるのである。では、その一方で、各教会を代表して会場に参集した信奉者たちにとって、社会に対峙する近代的な自立性の求めに応え得るものとして新たに語られる教祖像は、どのようにその時代感覚を共有し、それぞれの実感に響くこととなったのだらうか。¹⁸

同会合では、村上重良による講演の終了後、その内容を踏まえての分科会及びパネルディスカッション、そして東北、信越、関東、東海の各教区代表による意見発表が行われた。そのうち、東海代表の毛利賢蔵は、信徒会結成二〇周年の感慨を込めつつ、講演に対して次のような反応を示していた。¹⁹

「…」私にとっては信徒会の二十年ということは、少なくとも、私の一生を左右する程大切な働きを私自身の上におかげを蒙ってまいりました。／今日教団をあげてすべての教会、一つ一つの教会が人の助かる働きが、生き生きと表わされる事が願われております。／「…」今日講師の先生のお話しにもございました、最後のところで、正しい宗教の姿は、具体的な社会的実践にある、とこの様に申されました。／私共の信徒会活動は、その具体的な社会的実践そのものでなければならぬと思うのであります。²⁰

右の感慨は、講演の結びにおいて村上が、社会的実践を否定することが近代宗教の望ましい在り方なのではなく、主体的な社会的自主性を確立することこそが政治に対する宗教の正しい相関関係であると指摘したことに触発されたものであろう。さしあたって村上の言は、戦後に発展した新宗教（新新宗教）による政治関与の問題や国家神道体制への批判的な検討といった、自身の研究関心に発するものであり、宗教と政治権力との相応しい距離感の指摘と解される。こ

の村上の指摘に呼応するかたちで、毛利はさらに、村上の提起する宗教の「社会的実践」の具体を、信徒会員である自らの問題として引き受けて問いつつ、次のように言葉を続けていた。

お役に立たして頂けるのも、バラバラの信心では、お役に立つ用も出来ない、という事から、こういった組織活動が進められてまいりました。／しかし二十年間を振り返ってみますと、この組織活動の中では、組織のもとに、一生懸命とりくめばとりくむほど、いろいろな問題にぶつかり、道の立てまえからはずれてみたりいたします。／「…」そして信徒会のどのような働きが、あっても、これは全て教会の御取次を頂いて、各々が信心生活をさせて頂く内容である。／それが、めいめいが助かる中である、そしてどの様な働きも、全て教会の働きで、なければならぬ。「…」／けれども、人が大勢集まったり、組織活動が活発に進められたりする事だけが発展強化ではない、本当に人の助かる働きが、生き生きと表わされていく、そういう事の中実〔マツ〕でなければ、いかに活発な信徒会の活動であろうと雖も、金光教の信徒会の動きでなくなる。^②

信徒会は、その結成以来、戦後復興期から高度成長期へとというめまぐるしい時代社会の変化に伴走しつつ、組織の意義と正当性を個と集団との関係の問題として問われ続けていた。^②その意味で毛利の意見発表は、信徒会の運営に深く関わってきた自身の経験を踏まえて村上の講演を切実に受け止めようとするものであったと考えられる。^③すなわち、毛利にとって「社会的実践」の具体とは、そこからさらに自己自身における日々の生活と信心に振り向けられ、それを信徒会の組織的な実践の意義として取り上げる向きで受け止められたのである。

なお、総力戦体制下における国家の要請によって組織された「金光教報国会」の解散と再組織化、というかたちによって可能ともなった信徒会の一面からすれば、村上が指摘したような政治権力との距離の問題はある意味で、毛利ら信徒会員が経験してきた「戦後」の意味合いに深く刻まれていたと言えるかもしれない。それほどに、

終戦直後の、生活もままならない状況において立ち上げられ、歩んできた信徒会であったことも、村上の講演を響かせた要因の一つにあると考えられよう。その意味で、空襲により家も商売も失い、防空壕で雨露を凌ぐ妻子の元へ六年ぶりに復員した毛利の場合、そこから懸命に生活を立て直し、ギリギリのところでも暮らしを繋いでいた戦後の日々にあつて、信徒会役員として会活動に参画していく困難さを、人一倍痛感していたはずである。²⁴そして、戦後社会において日々の生活を営みつつ信徒会活動を進める苦しさは、毛利に限らず当時の殆どの信奉者が共有していた経験であつたろう。

しかしながら、この翌年における彼の帰幽に際し他の信徒会員が口々に語ったように、信徒会の発展と活動の充実を誰よりも願ひ、その組織化に奔走したのは、他ならぬ毛利自身なのであつた。その毛利が、「かたち」としての組織活動の充実が重要なのではなく、「本当に人の助かる働きが、生き生きと表わされていく、そういう事の『マツ』中実」としての、信徒会活動の意義が求められる必要性を訴えているのである。

ここには、村上講演で提起された宗教の社会実践の具体性を、今ある社会の現状を肯定、追従するような実践ではなく、何が社会か、何が組織かと、自身の来歴や現状も含めて問い返し、そこから超えていこうとする動きそのものに見出している毛利が浮かぶ。そしてそれは、形式や実体を先立てて組織たろうとしてきた自身の信徒会活動に、経済的發展を是として突き進んできた戦後社会のありようを重ね見させるかたちで、人間の助かり難さに気付かされる経験であつたことも意味しているよう。

しかし、だからこそ、その生の基づく原拠としての神との関係、すなわち信心が問い返されるところに、個々の営みと集団の実践が相互に関わり合う可能性が開かれる経験となつていたのではないだろうか。毛利はその時、ままならない中を夢中で動いてきた自身の戦後の歩みを、そうした助かり難さから振り返られ、だからこそその開かれの可能性へ向けて位置づけ直すこととなつていたのであり、そのところで、改めて「めいめいの」という意味が押さえ直されていたと考えられる。

それは、助かり難い中で助かってきた自身の氣付きに基づく、「めいめいが助かる」信心と信徒会の「組織活動」との働き合いへの問いの発露として、個的な責任主体の限りに引き受け背負うような、あるいは予め実体的な組織の機構に位置づけて信徒会を捉えるのとは別様の、「教団」への志向性の芽生えでもあったと言えようか。これと同じことは、かつて高橋正雄が『我を救へる教祖』²⁶において、「助かりという実在に意識を向けさせる契機」²⁷を「教祖」に見た例にも確かめられる。その意味でそれは、高橋の没後、毛利を含めた信徒会員らもまた、それぞれに「教祖」を求めた証として浮かんできているのだが、さらにそこには、高橋における教団への認識を超えていく可能性の萌芽も、同時に見出されるのである。

ii 生きられた「二課題」

信徒会結成二〇周年を記念した大会の開催から明けてその翌年、昭和四三年は、同二八年における改組から一五年目の節目を迎えていた。先述のように、この年、改組の翌年以降一四年間発行されてきた「信徒会報」が四六号で終刊となり、号数を引き継ぎつつその編集方針及び体制を改め、「信徒会報あいよかけよ」として新装された。この措置は、予てから会報の編集方針や内容について、その一貫性の無さや堅苦しさ、あるいは記録的記事への偏りや教報記事の転載の多さといった不満が寄せられていたことへの対応であった。

具体的には、表紙を含めたデザインの一新に加え、バラエティに富んだ記事内容や、教祖の教えの現代的解釈の提示、現代社会問題に関わるテーマ特集など、前年の昭和四二年一月から熱田教会内に設置された新たな編集局にて構想が練られ、改組一五周年にあわせての新装改訂に漕ぎ着けることとなった。²⁸

なお、そうした『あいよかけよ』の新装改訂や以降の編集方針は、混迷する時代社会における様々な難儀への対応を図るべく、全教作用として模索された施策基盤の構築、すなわち「教政路線の明確化」²⁹の動向のもと、「二課題」の設定による対他的意識の高まりの影響も受けつつ、模索、展開されたものであった。その意味で、同誌

の企画や記事は、当該期における教内外の状況を反映しつつ、また一方で、信徒個々の営みを通じてその受け止めや展開の様相も、同時に浮かばせることとなっていた。

ところで、信徒会結成の発起人となった俣野栄次郎をはじめ、戦前戦後の信奉者を牽引した教信徒らが、様々な場面で請われるままに自身の信仰体験を語り活発に活動していたことは、宮本和寿の研究^③によって既に論及されている。河上譲一もまた、その内の一人に数えられ、昭和四〇年代以降の信徒会活動に深く影響を及ぼした人物と言える。以下、やや紙幅を割くこととなるが、信徒会報改訂に至る彼の歩みを、予め確認しておきたい。^③

明治中期、備後緋の生産地であった広島県新市町（現福山市新市町）にて出生した河上譲一は、若くして同地で織物卸商を営み、実直で丁寧な商売が評判を得て繁昌していたが、大正一一年に大手取引先の破産によって連鎖倒産を余儀なくされた。そしてしばらく自暴自棄の一時期を過ごしていたが、再起へ向けた精神修養の場を求めて神仏信仰への関心を寄せはじめる。なおその頃、河上の妻は姉の手引きによって既に新市教会の信者として本教信心に帰依していたが、河上自身は本教との関わりを持っておらず、檀那寺の中興寺にて禅の修行をしたりしたという。

それというのも、河上の母の実家が法華宗本住寺であったという彼の生育環境も関わっていたのであり、晩年に京都本能寺の第五七世管長も務めた祖父に仏典や教義について問答を求めるほどの熱心な探究ぶりであったという。しかし、それに飽き足らず、様々な神仏に祈願をしたものの救済の感得までには至らず過ごしていた時、妻に連れられて新市教会に参拝する。そこで府中教会より招かれた石井格之助の教話に接し、御理解第三節^④を紐解きつつ「神人ともに栄える宗教」であることを説く内容に「寂しい荒野で、肉親の母に出会ったような感激」を覚え、助かりの筋道を分からされ入信に至り、その後、新市教会信徒総代となるまで信心に打ち込んだという。

なお社会生活においては、入信後まもなく、再び織物業界にて仲介業を営んで経済を立て直し、さらに西備織物同業組合の検査員に合格。県の検査長にまで昇進し充実した日々を送っていた中、青少年の育成事業など社会

事業に力を注いでいた有力織物問屋の経営者からは非にと協力を請われ、「女子至誠塾」の塾長職に転身する。なお「至誠塾」は、家庭の事情で進学が叶わない小学校卒業者に対して、精神修養を中心に職業訓練を施し各地の取引業者への就職斡旋を行っていた財団法人であった。それが好評を得て女子教育にも参入することとなり、信仰に基づいた社会貢献の実績、さらに洋裁技術の教育環境整備への期待も相俟って、河上に白羽の矢が立ったのだという。

そしてさらに、学校運営に携わる中で、国産ミシンのレベルの高さに感銘を受け、このことを世の中に伝えて社会に貢献すべく、後のブラザー工業の前身である日本ミシン本社に出向き、交渉の末中国地区の特約販売権を得ることとなる。その後彼は販路拡大に苦心しつつも次第に業績をあげ本社の認めるところとなり、昭和一二年に名古屋本社に招かれて日本ミシンに正式に入社、再びの転身となった。なお、女学校運営については、退任に伴い一時男子部を合併する措置をとっていたが、開戦に伴って男子部が廃止され、女子部が発展して昭和一八年に至誠興亜女学校となり、昭和二十一年には県下有数の至誠高等女学校となった^③。その後日本ミシンで彼は、昭和一五年に常任監査役、同一七年に取締役と昇進していく中で、同一三年には工場内に神前を設け社員教育にも貢献した。

その間、毎朝四時に起床、水垢離をして教会へ日参し、終戦直後熱田教会全焼の際には、教会復興の願いを立てて親教会（名古屋教会）へ日参したという。そうして予算もままならない中で教会復興が開始され、その後同二二年五月に無事竣工し、同年三月、彼は信徒議員に選任され教団の要職に就くこととなり、信徒会の結成と発展に尽力していくこととなる。

このように社会事業に献身し続けた河上は、後に『あいよかけよ』誌上において「二課題」をそのまま生きた人として紹介されている。^④その新装改訂以来、『あいよかけよ』の編集局長を務めてきた河上からすれば、同誌での取り組み自体が「二課題」の実践であり、またその実践から自身の信心を問い返される基盤ともなっていたで

あろう。その意味で、河上を囲んで開かれた座談会の参加者らが、河上を信心の模範とするよう教師から指導を受けた経験を口々に語ったように、河上自身を含め、それぞれの日常生活や人生の歩みに向けられたその眼差しには、「二課題」に基づく対社会的な意識が反映されていたと考えられる。

そうとして、一方でそれは、どこまでも個々の経験に即した信心理解として表わされる他のないことの確認ともなっていたようである。「実意丁寧」をモットーとして歩んできたと自認する河上自身は、そうした評価に対し、右に触れた石井格之助の教導を契機とした入信以降、新市教会長森信とよをはじめとした教師による取次、そしてそこでの教えを実行するよう努力したに過ぎない、との反応を示しているのである。例えばここには、金光大神における「わしは生神ではない。わしは肥かたぎじゃ。〔…〕」（理Ⅰ近藤藤守71―1）との自認と参拝者とのズレにも通じるかたちで、信心への求めをあくまで個々の経験として捉える眼差しと、そこに教祖の信心を見出すとする他者の眼差しの交差上に、一つの「像」が結ばれていく様相を見ることができないだろうか。

座談会において河上は、自身の入信当初について、「目に見える奇跡的なおかげ」を得ることに関心をもつておらず、「体の丈夫を願え。体をつくれ。何事も体がもととなり」「家内に不和のなきがもととなり」との教えの実践に努力し、「おかげ」は後からついてくるものと思っていたと振り返っている。『あいよかけよ』誌における紙面の構成においては、こうした当人における振り返りの視点にも、近代的で開明的な教祖像としての取り上げが同時に伴われていたと考えられるのであり、その意味でそれは、個的な経験としての取次に基づく信心営為から、普遍的に通用する教祖像が抽出、構築されていく一様相として見出されるのである。

さて、それ以降『あいよかけよ』には、こうした信徒個々の信仰経歴や体験談が、連載あるいは特集として数多く掲載されていく。例えば、『信徒会報 あいよかけよ』として新装改訂された最初の四七号には、浄瑠璃一中節の名跡都一広の二代目を襲名し、人間国宝として叙勲された篠原治^{はる}（鎌倉教会在籍）の信心経歴が掲載されている。^③

記事では、谷崎潤一郎作詞の「花の段」の作曲と演奏によって芸術祭奨励賞を受けたことにはじまり、重要無形文化財の認定や昭和三五年における叙勲に至る芸道の功績、また生来病弱の身であるところを信心によって助けられたことへの感謝から種々の社会貢献を果たすに至った経緯などが紹介されている。とりわけ注目されるのは、叙勲理由とは直接には関係ないものの重要な功績であるとして、救癪事業への援助活動が強調されている点である。

篠原における救癪事業の支援は、明治期にフランス人宣教師によって設立された神山復生病院³⁶が、欧州の戦禍により本国フランスからの送金が途絶え、また感染症により運営もままならないという実情を大正八年に知ったことが契機となったという。そして、新橋の料亭菊村の女主人でもあった篠原は当時、有楽座を一日無料で借り、新橋芸妓の無償での出演による催しの収益金を同病院に送金し、以降、救癪事業に尽力していくこととなる。その後、生前救癪事業に尽くした貞明皇后の志を継いで新橋組合内に救癪団体の明和会を創立、その功績を称えられ、昭和四三年には、財団法人藤楓協会創立一五周年総会において、昭和天皇皇后両陛下臨席のもと、高松宮宣仁親王より救癪最高功労者として表彰されたという。

当時、信徒会連合本部事業部長であった毛利賢蔵の依頼により、この篠原治の人物紹介記事を執筆したという羽賀清輝（広小路教会・『あいよかけよ』編集長）は、右のような篠原の信心経歴に、「真に難有と思う心直に靈験の始めなり（真にありがたしと思う心、すぐにみかげのはじめなり…理Ⅲ神訓2―3）」との教えの世界を重ね見つつ、言葉として教えを知っていても実生活において実行できていない自身のありようを省みている。

しかしながら、篠原自身がその信心経歴を綴った著作『入信六十年を迎えて』に浮かぶ自己理解には、右の羽賀による評価のような、教えの実行という意味合いは見出せない。篠原は、世のため人のために献身する自身のありようを、病や震災、そして戦災といった数々の難儀から救われた神への感謝に基づく確かな信からした当為としており、教えをめぐる予め信心実践上に掲げられた課題とは、その意義が異なっていたと見える。つまり、

仮に教えの受け止めが篠原にも生じていたとして、それは、教えの言葉の規範性によって実践が促されたり、自己が省みられたりするようなあり方ではない。それはむしろ、実社会における個的な経験に基づいて、自身における神への信を確かにする支えとしての教えの意味が、実践を通じて掘み出されていくこととしてあったと考えられるのである。

ここにも、河上への評価にも見られたような、「二課題」の視点を反映しつつ実践例として取り上げる編集意図と、自らの信心の歩みを振り返る当人の実感とのズレが、また別のかたちで浮かんできているのだが、それは、個々の営為をそのようにしか切り取ることでできない、編集上の話型の問題の方を考えさせよう。

ここで考えてみなければならぬのは、事後的に「二課題」に位置づけようとするその話型によって、予め教祖になぞらえた、いわば「追体験」の事例として見られがちなこうした姿なのだが、当人にとってそれは思わず行動してきた結果見出された信心の世界への位置づけだろう。そしてそれは、模範・規範として生きることが目指される教祖と、生きることと掘み取られていく、実践の「始源」としての「教祖」との、意味的な差異の問題に通じているということである。つまり、前者の範型的教祖が、ある意味で人間の生を縛る向きであるのに対し、後者は逆にその生の意味を押し広げていく可能性として、またその動き自体として出合われる「教祖」であったと考えられるのである。個々の営みにおいてどのように「教祖」が求められていくのかは、その点に留意しつつ検討される要があるだろう。

その意味で、こうした紙面上の様相には逆説的に、直截的に教祖の教えを掲げつつ布教における社会貢献の重要性を訴えかけるような、教務施策上の価値評価を先立てては見えてこない信心の裾野の広がりやを拓く可能性として、それぞれの戦後経験において掘み出されていく「教祖」探究の営為が予測されるのである。

Ⅱ 安田好三における「戦後」と「二課題」

ⅰ それぞれの戦後経験と「二課題」

見てきたように、社会への貢献を信心実践の実例として紹介する記事が『あいよかけよ』に掲載されていく背景には、昭和四三年に設定された「二課題」をめぐる議論、とりわけ「対社会」の意識の高まりがあった。そうとして、そこには同時に、教内各面におけるそうした動向の受け止めをめぐっての戸惑いや抵抗も浮かんできた。³⁷⁾このことに関わって、「二課題」設定の翌四四年における、信徒会と安田好三との関わりを見ておきたい。

当時東京出張所長であった安田は、「あれと、これと」——教団二課題によせて——との表題で『あいよかけよ』に論説を寄稿し、自身における「二課題」の受け止めの問題をめぐって、次のように述べていた。

信心による生活といいつつも、生活の現実とは、政治をはじめ社会全般とのかかわりがあつて成立っている。最近の新聞を広げてみれば、沖繩、安保、大学紛争等々の記事が眼にとびこんでくる。「それとこれと」、表題どおりいうなら、「あれとこれと」が同時に私の生活のなかにある。信心生活というなら、「あれとこれと」が、そのまま信心の問題になる筈である。それが、えてして分離されてしまうのである。分離というより、社会の方の問題が、信心から脱けおちてしまう。そこに、信心の実際のむづかしさがある。

「御取次成就信心生活運動」の開始当初、「運動」に関心が持てなかったという安田は、「ともかくも「願う」という信心であった」当時の自身を振り返る。しかし、社会において助かり難い人間の現実に接し、信心による救いに疑問が生じたのを契機に、「運動」の「要綱（後に要目）」³⁹⁾における「生活の全面にわたり」との意味合いが問題となり、それまでの信心が、生活の一部だけに力を注ぐ、特殊なものへの志向となっていたことに気付かさ

れたという。そのようにして、「運動」を通じて、「ありきたりの日常生活のなかに生きる信心が求められている」ことが意識され、現実社会から遊離しがちな信心のありように関わって、個々の信心生活と社会との距離感の問題として、「信心が問題になるのは、社会の現実においてであ」り、「二課題は合せてひとつの課題と考えるべき『傍点ママ』」との見解が、信心本来の当為の問題として、その困難さと共に導かれることとなっているのである。

さらにそこでは、信心が現状肯定に留まる傾向を有することへの疑問を、信徒から投げかけられた自身の経験にも触れつつ、「信心が、えてして、個人の心情の世界だけを取上げると、信心する人の果すべき社会的役割がなおざりになる」のであり、旧来の「修身、齋家、治国、平天下」という同心円の図式「ではなく、「むしろ、自己を修めることと社会とは、自己にとって同距離にあると考えるべき」という視界から、「二課題」の意義が求められてもいる。

以上のような「二課題」をめぐる安田の見解は、前章で触れた、信徒会の組織的活動に腐心する毛利賢蔵の願いも重なりつつ、戦後社会において信奉者ら一人ひとりに生きられた信心への求めと、そこでの問いのありようを、『あいよかけよ』との名を冠した会報を媒介にして浮かび上がらせているようにも見える。そしてそれは、戦中戦後の時代社会を懸命に生きる中で本教に出逢い、信心を求めてきた安田自身の経験に発するものでもあったのではないか。

ここで、安田好三の経歴を概観しておくと、大正十年七月十八日、千葉県東金市岩崎にて日蓮宗の檀家である父吉蔵、母トクの三男として出生。一時、母の兄である今関修一の養子となり東京神田末広町で小学校に通うも、中学三年時から大連に渡り、南満州工業専門学校を卒業、兵役の後、陸軍中野学校を経て、小笠原諸島の母島へ出征中に終戦を迎えた。^④その間、昭和一九年に、神奈川での演習の際に小田原教会の世話になったことを機縁として、その後同二一年に同教会子女伊藤綾子を妻とし教会に入り、以降、東京出張所への奉職をきっかけに、次第に教務に深く関わっていくこととなる。^④

このように、戦後の混乱に巻き込まれつつ、縁あって本教信心に与ることとなった安田の歩みは、『あいよかけよ』誌上に信心経歴を取り上げられた当時の信徒らの多くと、その経験を共有するものだったと考えられる。例えば彼は、妻を助けて教師資格のない自身がやむなく結果に奉仕することとなった当時の信境を、次のように振り返っている。

何となしにお道のご縁をいただいたわけですが、信心の何たるかが、正規の道を歩んでいないので分かりません。普通なら教会修行に入り、師匠について学ばなくては、信心の本当のところは分かるものではないのです。しかし、教会で生活しているので、朝早く起きてご祈念を仕える。お参りして来る信者さんから話を聞く。ひまがあればお道の本を読み漁る。ときには、金光教の歴史や、神観、救済観というものを思念する。こうした生活を積み重ねますが、所詮独学というもので、靴の上からかゆみをかくようなものです。^⑭

知識や概念として信心を習得しようとしても、結界での取次に持ち込まれる物質的な助かりへの希求と、一方でそれ故の助かり難さをも孕んだ戦後社会の難儀を前に、常に不安がつきまとう。そうした日々の不安の中で、信心とは、助かりとは、と問い続けた安田の経験は、同時代を生きた多くの信徒の姿に重なるものであろう。当時の自身を振り返り、「おかげを第一にすべきか、信心を第一にすべきか」、つまり「あれかこれか」という、単純な二者択一で割りきってしまう傾向により、時には神秘主義的な信心に縋ることもあったと語る安田が後に教えられたというのが、「あれかこれかでなく、あれとこれと、すべてを包みこむ生き方」としての信心の確かさであったという。先の論説において表わされたのは、そうした経験に基づく「二課題」の受け止めであり、それは、語りかける信徒らへの、安田故の願いでもあったのではないだろうか。

さて、そうとして一方で、信徒らにおいては、依然として「二課題」がどういうものなのか、具体的な課題の

不透明さや実践に踏み出す不安が抱えられていた。そこで『あいよかけよ』編集局では、先の「二課題」をめぐる安田の論説をテキストとして、「二課題ゼミナール（研究会）」を開催する企画が持ち上がる。そうして、編集局を兼ねていた熱田教会を会場に、東海教区の信徒会員を対象として開かれた研究会の第一回前半部^④では、「二課題」への理解をめぐって、安田と信徒会員との間に、微妙なズレが生じることとなっていた。それは、先の論説で安田が研究した、運動の要目における「生活の全面」との表現をめぐってなされた議論の場面であった。「二課題」をあくまで個々の日常の範囲における信仰営為の問題として受け止めようとする信徒らに対し、安田は、次のように投げかける。

われわれは、全教的に全面をとりあげる場合、三十代以下の人たちの考えに無関心であつてはいけません、若い人たちは時代の流れに鋭敏だし、若い人なりの生活の向きを持っております。また、沖縄問題、大学問題、ベトナム戦争といった社会的、国際的な現象に強い関心を持っていて、こうした問題についてどんな行動をしたらよいかを考えています。／皆さんのご意見の中には、こうした社会現象に関係したものがあまりなかったように思われます。これからは、生活の全面の中味に社会現象との関わり合いを取り入れていくべきだと考えられます。

このような安田の言葉は、座談会において信徒らによって出された、「生活の全面」についての意味合いをめぐる五つの論点を受けて、その上で指摘するべき点として発せられたものだった。五つの論点とはすなわち、(1)「全面」には物質的、精神的の両面がある、(2)生活することは、家や社会、国家や世界における様々な役割を演じることである、(3)集団や社会を含めた、他者と自分の関わり、(4)「生活の全面」の範囲の相対性（個々に異なること）、(5)重要度を決める尺度の必要性というように、あくまで自己の関与し得る領域や対象へ向けた議論となっていた。それに対して、安田は、「社会現象」という、個々の関与を超えた迫りとして問題化される現代社会の状況に、い

かに働きかけ得る信心であるのかを、問おうとしていたことになろう。そしてここには、「全教」「全面」という意味合いの受け止めの差異として、自身の領解範囲内において教団を志向する現状肯定的な認識への、安田の苛立ちが滲んでいる。

見てきたように、そもそも時代社会の変動を眼前にした本教信心の自己理解の更新が意識されていた安田にとっては、旧来の信心理解のフレームの延長で社会や生活、そして教団を構想すること自体にズレが感じられていたのであり、むしろ安田の願いは、ここからの本教の展開／転回を担う世代の信心へ向けられたものであったと考えられよう。

こうした安田の問題意識は、「生活の全面」を自己の領解範囲内のこととして受け止めるような、予め模範とされる教祖の探究というよりも、実社会において、時には困難さという抵抗も介しつつ、現状の乗り越えへ向けて掘み出されていく、本稿冒頭で言及した実践の「始源」としての「教祖」への求めと言えるだろう。⁴⁴ 次節では、安田におけるそうした「教祖」への求めが、個々の実践の前提となる時局と関わっての、いかなる人間状況や信心状況の問題として問われていたのか、さらに見ていきたい。

ii 「教団」への問いと「教祖」の現前

昭和四五年、安田は東京出張所長（司会）として、「第四回政治・社会問題等に関する研究会」の議論をリードしていた。先述のように「二課題」に基づく施策立案を進めるにあたり、重視される社会動向についての現状把握を目的に設置された同研究会の背景には、同年における靖国神社法案の上程に対する本教としての態度表明への迫りが色濃くあった。その議場において彼は、信仰原理と政治原理の違いをめぐって「昭和九・一〇年事件」に言及した。そして、当時の様相には信仰原理が政治原理として通用するとする認識が読み取れるが、両者は区別すべきだと述べる内田守昌に同意しつつも、安田は「ほんとうに人が助かる、救われるということはどういうことなのか。そのためには、これ

いいのかということが起きてくるはずだ」と語気を強め、続けて次のような問いを差し向ける。

もういっぺんそこをはっきりさせたいと思いますのは、そういうこと「政治的な問題状況に対する「教団」としての明確な判断や態度表明―引用者」は、やっぱり本教としてはすべきでない。そこまでいったのでは行き過ぎるというふうなことで考えて行くべきなのか。なおかつ、それでいて信仰とか、あるいは本教信仰の原理とか、生活原理というものは生み出さなければならぬのか。つまり可能だと見るのか。／また一方では、今日、ある種の問題に対しては悪というようなものを設定しなければ信仰原理というようなものは生み出されるはずがない。原理というものは、そうしたきびしい態度のもとにしか生まれるものではない。この際、金光教としては世の中にある以上は、そのことにやはりぶつかっていく。それでこそ、ご伝記なり「金光大神覚」なりが今日的に明らかにされることになる。また教祖を教祖たらしめるということも、今日のわれわれの受け持つべき使命もそこにあると考えるべきなのか。金光大神は日に日に進展するということを、そう解釈することはどうでしょう。⁴⁵⁾

例えば、何らかの許されざる存在を「悪」と判断した場合、はたしてその判断は本教の信仰原理によるものと言えるのか。あるいはそもそも、本教の信仰原理というものを予め想定し、そこ立った判断が可能なのか。教団は、何ものかを裁くような判断や態度表明の主体たり得るのか。政治原理と信仰原理の混同や相克をどのように考えればよいのか。参加者からの様々な反応の中、安田は、眼前の実社会の問題に相対し、テキスト環境の変化も踏まえつつ、どのように「教祖」を求め、その信心を展開できるのかと問う。その意味で安田は、信仰原理を予めあるものとするのではなく、時代社会の迫りに向き合うことで生まれてくるものと捉えており、その根拠、「始源」としての「教祖」を問い求めていると言える。「教祖を教祖たらしめる」との強い主体化の表明は、その問いの切実さの披瀝と見て取れよう。そして、議論の終盤にさしかかり安田は、自らの足下へと問いを差し向け返すように、次のような言葉を発するのである。

われわれはすぐ教団、教団と使いますが、教団とはいったい何を意味するものなのかということ。教団そのものも、社会との対応の中で、質的に変わってきているが、今日における教団をどう考えるべきか。そこからくる教政教務ということを抜きにして、実は両者「政治・社会と本教―引用者」はかわって関連づけられて始めて、ある意味の信仰原理というものが導き出せるのではないでしょうか。その問題については今まで触れてきてないのです。⁴⁶⁾

これに先立つ昭和四四年、第四三回臨時議会における布教部長（田淵徳行）説明では、「二課題」の内の「こんにちの社会と本教（教会）」をめぐって、「社会を問題にする問題のしかた」として「一つは、ひとりの人間の生き方とおして、問題にしていく立場であり、今一つは、金光教社会と他の社会を対比して問題にしていく立場」と、結界取次の個別性の問題と、一つの社会存在としての教団の統制の問題との両面性に言及されていた。そしてさらに、そのことを踏まえつつ、教区内における教義認識（神観、人間観、世界観）の相違や、中央と教区の関係といった問題、そして靖国問題にも触れていこうとする「政社研」の構想についても説明がなされていた。⁴⁷⁾つまり、政治・社会的問題に相対する組織体たる教団としての社会性の問題が、個々の信仰的实践との連関において問われようとしていたのであり、引用も、そうした文脈の議論の中で発言と捉えられる。

そうとして注目したいのは、「教団とはいったい何を意味するものなのか」との安田の言が、「教団構想」といった組織的実体・実態（「教団そのもの」とは、むしろ別様の問題の位相を予測させる問いかけともなっている、ということである。つまり、社会的存在として具体的な問題に対峙する教務・教政の働きの可能性へ向けて問いに付されることとなっているのは、統一的な信仰や態度の表明を発し得る制度的実体として教団を捉える認識それ自体であり、またそこでの信仰的価値の措置であったのである。それは、東京出張所長として、所轄庁や学術研究者その他との関係調整をはじめ、教団を代表して公的な場面に臨んできた安田自身の経験に発する問いであり、実社会における個々の営みの統体

として志向される「教団」、そしてその「始源」として分有される「教祖」の可能性へ向けて、本教信心が鍛えられていくことへの願いでもあったのではないだろうか。

では、安田におけるこのような本教の自己確認をめぐる問いは、彼自身のどのような「教祖」探究の営為を通じて培われてきたものだったのだろうか。いま少し、安田の言説を追ってみたい。そこから遡ること一〇年前、立教一〇〇年（昭和三四年）の教学講演において、当時東京出張所次長であった安田は、教祖と神の関係について次のような興味深い見解を示している。

四十三才頃から四十六才頃までになりますと、御信仰が固まって参りまして、教祖個人の神様が、先程申したアブラハムの神、イサクの神と同じであります、現われてきておる。それからだんだん教祖の御信心ぶりで人が参つて来、教祖個人の神でなくなってくる。そして、あらゆる人の神様という性格をお持ちになってくる。^{④8}

ここには、個人主義的で所有的な神観念ではなく、関係的で他者媒介的な神のありようを、集団性、共同性との連関において捉えようとする、安田自身の戦後の歩みに発する信心観が垣間見られる。そして、その安田が後に、「どうして本教はダメなんだろう」^{④9}と指摘したのが「教祖性」の問題であった。

それは、安田が教務・教政に関わった昭和四〇年代以降の状況を振り返り、急激な社会変動の最中、「金光大神御覚書」（以下「覚書」）の公開に重なるその時期にあつて、信心の個別化や政治経済等の対社会的な問題への手立ての講じ難さ、煮え切らなさを要因を、品行方正で消極的な本教の信仰伝統に求めた、否定的な言辞としての「教祖性」である。^{⑤0}安田は当時、この「教祖性」という概念を多用しているが、それは東京出張所時代における増谷文雄（仏教学）や北森嘉藏（神学）といった宗教学者とのやりとり由来していた。「お道の中にいる私どもは気づかないが、教外の人からみると、おとなしい穏やかな、悪く言えば、エネルギーでないといった批評を受ける」^{⑤1}というのである。

ここでの「教祖性」は安田にとって、自己の関与し得る領域や対象に信心を限定付けるような、規範的で固定的な信心像として、教祖前半生における「個人の神」に重なるものであったのではないだろうか。その意味で、「あらゆる人の神様」というような普遍性、通用性が見出されることは、混迷する現代社会に向き合う確かな支えとしての「教祖」との出合いともなったと考えられる。安田が教会現場において、「みんな取次者になろう」「自分の神をもとう」との信心実践の目標を掲げていたのも、そのような「教祖」との出合いに支えられてのことではなかったのだろうか。

一方で、安田におけるそうした信心像への問題意識は一見、後の一連の施策実現に直結させて見られるような、教祖／教団の近代化の様相として浮かんでもいよう。その意味でそこには、当時社会的にも問題化されていた宗教の「個人化」の議論に相接する問題意識が孕まれていたと見ることもできるかもしれない。なお、その事に関わって安田当人は、教祖伝『金光大神』の刊行当初、「教祖にほれ込めない」自身であったといい、その後の変化について、次のように語っている。

不思議なもので、幾度となく御伝記を読ませていただいておる間に、いつのまにか、だんだんと、教祖にひかれていく自分を発見した。／そのときに、「神様」というか、大きな働きが、教祖を「取次の神」として私に差し向けてくださったのではないだろうかということが実感的にわかってきた。今までは、なにか教祖が私の信心の先達、初めておかげを受けられた人という受け方をしていたのが、私自身を取次ぎくださり助けてくださるために、神様が私自身に差し向けてくださったかた、教祖というより、金光大神としていただくという気持ちになってきた。^{⑤③}

おそらく以前の安田は、本教教師すなわち救済の主体としての立場から、教祖を本教信心の習得対象のように求めていたのだろう。それが、神からの差し向けを受け取る受動的な構え、つまり救済される氏子としてのあり方に変化すること、習得や所有の対象であった教祖が、他ならぬ「私」にも差し向けられる、「取次の神」たる「教祖」、すなわち

「金光大神」として現前することとなったと考えられる。このような、「教祖というより、金光大神としていただく」との安田の信境は、右に見た「個人の神」から「あらゆる人の神」への展開にも重なりつつ、「あれと、これと」というように、社会的諸関係に開かれていく可能性の拠り所ともなったのではないだろうか。⁵⁴⁾ その意味で興味深いのは、そのことが、「自分を発見」した経験としても語られている点である。おそらくそれは、自己自身を超えたところから自分が掴み直される超越的な「力」との出合いとして、本稿冒頭に触れたような、安田が言うところの自らの信心を駆動させるアクセルに繋がれる経験だったと考えられよう。その意味では、そのような強い踏み出しに迫られていた安田の「教祖」探究の動性が、戦時下の経験を抱えつつ戦後社会を懸命に生きてきた当該期の人びとにおいて共有されていた、倫理的主体形成の磁場の影響下にあったことも、同時に考えられねばならないだろう。

このことに関わって、安田を突き動かしていた「始動力」には同時に、教監在職中時々語られていたともいう、戦時下の経験が滲んでいたと推察される。⁵⁵⁾ 安田の葬儀の際、小田原教会信徒会会長であった矢藤一郎は、弔辞の中で次のような逸話を紹介しているのである。

「教監を拝命して」ご本部へご出発の前日私に、「自分は中野学校時代教官を経て野戦に赴き、すでに命はなかったのだ。自分の代わりに何人かの戦友が犠牲になっているので、今まで生きてこられたのは深いご神慮と拝し、このたびのお役目に生命を賭ける心算である」とお洩らし下さいました。

こうした生き残りの負い目、そして自身もまた戦争による暴力に関与した罪の意識⁵⁷⁾は、在職中折に触れて安田から溢れ出たとされる。例えば第四次安田内局時の総務部長であった高橋修義は、それが「多くの人達が演ずる戦争体験談ではなく、「今在る自分の存在根拠」の開陳だったのかも知れません」との感慨を語っており、安田における政治・社会問題への強い問題意識、そして「教祖」への求めが、自身の戦争体験に発していたことを考えさせられる。

その意味で、同時代を生きた信徒らと同様、安田もまた、私的領域において自身の信心を駆動させる動因としての戦中戦後の経験を踏まえつつ、個々の信心及び各結界での取次の自立性に重きを置いていたと考えられるだろう。

そうとしてそこには、自己の生を生きるという実践上に掴まれる「教祖」が、その求めの強度によって逆に所与のものとして実体視され規範化されていくという、歴史化の問題も、同時に見られねばならない。そしてそれは、安田の懸念する「教祖性」、すなわち本教の「体質」として、信心の言語作用上に問われていくこととなるズレや違和感の原拠の一つであったと考えられるのである。最後に、そうした問題を踏まえつつ、今そしてこれからの可能性をどうそこから汲み取り直していけるのか、考えてみたい。

Ⅲ 可能性としての「教祖」

i 「信心の造営」と「教祖」への求め

さて、『あいよかけよ』を見ていくと、当時の世相を意識した様々な記事や企画が組まれていく中で、家庭や仕事など、信奉者らの日常の暮らしにまつわる話題が継続して多く掲載されていく点に、改めて注目される。⁵⁸

例えば、代表的なものとして、信州大学教授の工学博士隅田隆太郎による「暮らしのコーナー」上手な洗濯⁵⁹や、羽賀清輝ら数人による継投連載の「中小企業経営シリーズ」があげられる。こうした記事もまた、「二課題」を意識した個々の信心と社会生活の切り結びへの願いがその背景に窺えなくもない。そうとしてそこには、そうした現代の社会変動に即応するような、伝統的な信仰イメージからすると違和感を抱かせるような記事への難色や批判も垣間見られ、旧来の「実意丁寧」な教祖の信心のイメージが、依然として息づいている様子も、同時に浮かんて来るのである。⁵⁹その意味で、昭和四〇年代に『あいよかけよ』上に表わされていく多彩な言説は、竹部弘が指摘した教祖像構築の分水嶺として見ることもできるかもしれない。⁶⁰

すなわち、竹部の見立てでは、昭和四〇年代以降の「対社会」意識によって、旧来の精神修養的な信心が教団体制の問題と絡まりあいつつ、「内向き」との批判を受けるようになった。それに伴い、求道者・取次者としての教祖像から、布教者・救済者像への期待が高まり、「覚書」明治期の記述によって、文明社会の難儀に対峙する教祖の信仰解明が求められはじめたというのである。そして、そのような中で、民衆思想史の領域における安丸良夫の通俗道德説の指摘も相俟って、「実意丁寧神信心」はあくまで教祖前半生における倫理的な「生活態度」であり、教祖の後半生においてそれは乗り越えられたとの見解も教内に見られていくことになったとされる。

このことに関わって、教祖九〇年を迎えた昭和四八年、当時の教監市川彰と信徒会連合本部委員長藤岡京一郎との対談の様子を取り上げておきたい。対談では、九〇年前と同様とされる新旧対立の時代状況を捉えつつ、「二課題」の一つの中身として本部会堂の造営が進められる中であって、「教祖様を今日に頂く」ことをめぐって話が起こされる。

【市川】「……信心の造営」といいますが大へん抽象的でわかりにくいけれど、教祖様を頂いて、道のご比礼が内だけでなく、外へ向ってもお役に立って展開されて行くという。そのおかげを頂かねばなりません。そういう意味で、「教祖様を今日に頂く」ということが大事になってくるわけですね。

【藤岡】私は「教祖様を今日に頂く」ということで抵抗があったんです。私どもは平素から、問題にぶつかるたびに、教会長先生のお取次を頂いて、そのたびに教祖様のご信心を、常に聞かせて頂いており、また月例祭にしろ、研修会にしろ、あらゆる集会に教祖様のご信心の内容を、実例をもって、わかり易く説明されておりますので、いまさらなぜ「今日に頂く」と声を大にして言われるのかわかりませんでした。

【市川】それはね、たとえば遠足の子供たちが歩いているとします。そんな時、どこかで、それ、しっかり歩けよと号令がかかったとします。これが動機といえるもので、何の声もかからず、ダラダラと歩いているのでは、いわゆる竹の節がないのと同じですよ。／そこで教祖九十年というのは、これが節であり、動機というものを

求めて行くということじゃないですか。

【藤岡】われわれ個人のところでも、お墓参りをしますね。長男も次男も三男も、長女も次女も、たとえ地方へ縁づいても、個々にはお参りし、また「みたま」というものを、いつも思い浮べてお礼申し上げることが出来ます。しかし「しのぶ」ということが尊いのであって、兄弟全部、子や孫なども集まって、ひとつお墓のお祭りをさせてもらおうじゃないか、もう九十年になりますよ、ということになり、みんなが思い思いの受けたものを交流し合って、ああ、こんなこともあったなあ」と語り合^{ママ}いが尊いと思います。

「外」への展開としての「信心の造営」のために「教祖様を今日に頂く」ことが大事だとする市川の説明に対し、詰まるところ藤岡は、「今日に頂く」との号令自体の必要性に疑問を呈する。しかし、市川はその疑問に対し、奇妙なことに「号令」という集団的な効果を反復する。対して藤岡の方は、墓参における「しのぶ」という営みの実践的意味に喩えて、「みんなが思い思いの受けたものを交流し合って」と、個々の実践による共感や連帯の可能性に意義を見出す発言となっており、またそのことが、教祖九〇年を「しのぶ」という意味にも重ねられている。

見ての通り、教祖九〇年を迎えての信仰展開への気運は共有されているのだが、ここにも、本稿でここまで見てきたような、個々の信仰営為と、教団という集団性からした組織的な意義とのすれ違いが浮かぶ。そしてそれは、発せられる言葉の意味内容というよりも、どのような腑に落ち方なり、フィット感をもって言葉がやりとりされているのかという、そここのところのズレの問題を示しているよう。そしてそれ故に、そこには逆説的に、双方において頂く対象として教祖を求める、その動機や手応えの問題として、新たな局面へ向けた踏み出しの不安の方が共有されることとなっていたと捉えられるのである。

その後の対話では、引き続き教祖九〇年を迎えての動機付けをめぐって、信徒会としての課題の不透明さと、教務による主導への期待が吐露されており、それに対して市川からは、昭和四三年以来の「二課題」からの展開を動機とする

ことが提案される。そして、その手がかりとなるテキストとして、既刊の『金光大神覚』『概説 金光教』『金光大神の生涯』に加えて、教祖の言行録の出版へ向けた準備が、「教祖の信心を今日に頂く」「現代社会に布教する」「教団体制を求める」という教務・教政動向の柱にも関わって進められていることに触れられる。言行録によって教祖の全容が明らかになれば、その内容に照らして今日の信心を改められ、そのことが教団そして教会の布教体制を支えることとなるのだ。大要そのような市川の発言に對して、当時の編集長であり司会の羽賀清輝は、次のような問いを投げ返している。

【司会・羽賀】そこ「右に掲げた教務・教政動向の柱―引用者」からの出方とおっしゃいますが、そこに一つのネットワークがあるように思います。従来の本教にはパターンというものがあり、非常に形式を守ることに熱心なんです。たとえば実意丁寧ということ――これは大事なことなんです。それが物を大切に、ということに熱心の余り、肝心の「心」を大切に、ということが抜けているんじゃないかと思うんです。

【市川】現代の実意丁寧は、昔のそれではいけないですね。たとえば電車の乗り降りの時、親しい知人に逢って、お互いに丁寧な挨拶を交していたのでは、後がつかえてしまいます。今日の客観状況とか、法律とか、合理化――そういうものをよくわきまえた上での実意丁寧でないといけませんね。ですから、実意丁寧ということも、今日的に頂き直す必要があると思いますね。

羽賀の弁には、新たな教祖テキストの刊行が、例えば「実意丁寧」といった旧来の教祖像を介しつつ、却って信心を形式化してしまうことへの不安が浮かんていよう。對して、市川の応答は、現代社会の価値意識に準拠させて教えを解釈するというかたちで、羽賀が不安視する形式化を、ある意味再現してしまうこととなっている。ここには、新たなテキスト環境に安田が求めたような、現代社会に開かれていく可能性としての「教祖」というよりも、模範・規範として

の固定的な教祖の信心像が、結果的に温存されることとなっている様子を見ることができよう。

いずれにしても、そうしたかたちで、九〇年という節年への／からの動機をめぐって、頂く対象としての模範的教祖が温存・共有されているのだが、それが個々の実感と、集団的次元での意義との間で、少しずつ異和を生じていたことも確認できる。このように、「二課題」への問いに絡まって表出していくこととなっていたそれぞれの「教祖」とそのズレの淵源は、どこに求められるだろうか。それは、教務・教政上に発せられる「戦後」「現代」「社会」といった言葉をめぐる認知のフレームが、信奉者個々の信仰営為のところでははたしていかにつまみえられ、作用していたのかという問題にも関わっている。その意味で、そこでのズレや抵抗は、それ自体の問題として歴史的限界性に留めるよりも、その都度の時代社会の問題状況に問われる可能性としての「教祖」と、その個別的な在処を証す手がかりと見るべきなのではないだろうか。では、「二課題」の推進のもと、そうしたズレや抵抗としての可能性を孕みつつ、どのように／どのような信心像が思い描かれていたのだろうか。

ii 時代社会の変動とそれぞれの「教祖」

昭和四五年一〇月、元治元年正月朔日のいわゆる「宮建築の御神伝」より一一年の時を超えて、本教信奉者として念願であった本部会堂広前建設の着工がなされた。いわゆる「御造営」のはじまりである。本教教師であり医師でもあった竹内長次は、翌四六年一〇月、大祭特集号の『信徒会報 あいよかけよ』誌上に、「元治元年の御神伝と信心の御造営について」^⑧と題した論説を寄せている。そこで竹内は、二年前に公刊された「金光大神覚」、及び教祖伝記「金光大神」の知見を駆使して「宮建築」の神伝を丹念に解釈しつつ、本部広前の造営が信奉者個々の日々の信心営為といかに結びついていくのかについて、その語りを次のように結んでいる。

「……生神金光大神様が全世界の人々の職場の上に家庭の上に、御現れ常駐をされる時にこそ、人の世に真の平和

と幸福が生れてくると私は確信をする。天地乃神様と生神金光大神様と私共とが先づ各人の家庭と生活の場において一体とならせて頂くことが各人の信心の造営であり、それが集って教会となり、更に大きく結集されて本部御広前となるというこの大運動の一環に立たせて頂いているという自覚を新にして、この三カ年を本部御造営即信心の造営と取り組ませて頂きたいと願う。

先に見たように、これより二年後に、藤岡委員長との対談において市川教監が語ることとなる「信心の造営」とは、だいぶ趣の異なる解釈となっており、むしろ毛利賢蔵が願ったような信徒会のあり方において求められようとしていた、個と集団の關係との類縁性を見出すこともできる。一見それは、高橋正雄以来の取次の手続きを中核とした機構的な組織イメージを彷彿とさせるのだが、一方で、職場や家庭という実社会を生きる信奉者個々における神との関わりの経験を通じた「造営」であり、「教団」の「かたどり」として、先に見た安田における「教団」への志向性に通じていくものとも捉えられるのである。

では、その竹内自身は、どのように「教祖」の信心を求めてきたのだろうか。その生い立ちに遡ってみると、彼は、奇しくも「覚書」の存在が教団的に知られることとなった明治四三年に生を受け、母親の影響で本教信心に与ることとなる。医師を志して東京帝国大学医学部に学ぶも肺を患い、縁あって昭和九年に聴講生として教義講究所に入所後、一時本郷教会にて教師として取次に従ったが、大戦を経て再び医療に携わることになった。その後、平成元年の帰幽まで、本教教師であり医療にも携わり続けた立場から、本教信心、特に教祖について、様々なテキスト環境の変化に立ち会いつつ、数多くの言説を残した。また、学生時代から広く文芸に親しみ、特に、東大医学部時代には、斎藤茂吉などアララギ派の歌人たちに師事して短歌の創作にも励んだという。後に開業医となつてからも、医師による歌会の世話役を担い、さらに明治神宮の歌会で入選するなど、文化人として教内外に広く名が知られてもいた。

金光教は迷信打破の宗教である、千余年の間、日本人の心を金縛りしていた日柄方位の迷信から、自由の世界に日本人を解放して下さることが金光大神出現の神因であると、直信佐藤範雄先生がしばしば教えられました。私は少年時代、佐藤宿老先生の教説を書物で拝見いたしました。迷信打破をもって、教祖出現の理由とすることに、さほどの感動も共鳴も覚えませんでした。今思いますれば、当時すでに母が御信心を頂いていて、日柄、方位とか毒立、とかのわずらわしいことを申さず、格別不自由を感じなかったことと、一つは学校教育のおかげで、こんなことは非科学的で理屈に合わぬことを知っていたために、左程宿老先生のお話も耳新しく感じなかったのでありましょう。⁶⁵

右は、その竹内が昭和三六年刊行の自著において、「迷信打破」教義を中核とした教祖像に新奇性を感じ得なかった自身の「少年時代」であったことに、改めて注目する語りとなっている。現代社会の土台をなす様々な構造が築かれていく、急速な近代化の只中で十代を過ごした竹内少年の素直な感性は、「迷信打破」という強力な近代的信仰言説さえその迫力を失うほどの、いわゆる「世俗化」が進行する時代の相貌としてあったことが想像される。そして同著では、そうした改めての振り返りが、昭和二八年刊行の教祖伝『金光大神』を読んだことで、方位や毒立をめぐる金光大神の信心について、認識を新たにさせられたことによるものと語られているのである。

ところが最近、御伝記「金光大神」を読ませて頂き、明治十六年九月八日、佐藤範雄先生が、金光様に、「この御道の奥義はなんでありますか」とおたずねして、こえのひびきに応ずるように、「この方の道は九箇条である」とお答え頂き、これが、佐藤先生が、教祖様より受けた最後の御教となられたという、その大切な九箇条の一と二に、方位、毒立とあるのを拝して愕然としたのであります。そうして改めて、方位、毒立との御教を、別な角度から考えさせて頂き、大切な御教であることの意味を少々わからして頂きました。⁶⁶

「今日のように、科学的の根拠がないから、日柄方位をいうのは迷信だと、教祖様がおっしゃったのではありません」と述べられる以降の記述では、教祖自身が日柄方位の苦しみと真摯に向き合わされることによってこそ開かれた神信心の真実性とその教えの数々が、同書刊行当時の医学的知見にも一致するものであることへの、改めての驚きが示されている。もっとも、「……」根強い、宗教と結びついた迷妄を、正しい信心によって、解き放たれ「……」とあるように、構造としては、「迷信打破」教義の論理を踏襲した認識とも見受けられる。しかしながら、大正期の竹内少年にとつて「耳新しく感じなかった」日柄方位をめぐる教祖像や信仰言説が、戦後に至り教祖伝の知見を介することによって、「大切な御教」として改めて受容されている点に注目させられよう。

なお竹内は、その晩年まで「めぐり」に関心を寄せ続けてもいた。教内における言論活動の早い段階から「めぐり」に言及していた竹内は、特に医学上の病因について、人間に認識可能な現象面での「顕因」と、人知の及ばない複雑で複合的な働きによる「幽因」との二元論的な論究も行っている。^⑥このように竹内は、戦後復興を経て高度成長期に至った時代社会の思惟と本教信仰の接点・相克を問う言説を多く残した。^⑦それら言説は一見、神的な超越性を世俗の論理で説明可能とする合理化、すなわち「世俗化」の一樣相とも見える。しかし、晩年まで地域の「赤ひげ先生」として医療に献身し続けた竹内は、^⑧戦後社会を生きてきた感慨を、次のように語っているのである。^⑨

苛烈なる戦争から終戦後の混乱を通して、生命の危険も、境遇の幾変化も、数限りなきご神寵と金光様の御祈念によつて、一つひとつ御陰を蒙り、財もなく学もない私が東京の一角、しかも私に最もふさわしい場所に病院を頂戴して、信仰と医学を一つの生命にかしこんで仕事をさせておられますことはまことにありがたい極みであります。^⑩

はたして、こうした竹内の姿や言説に、先に見た『あいよかけよ』誌上での信心経歴の取り上げに類するような、典型的な教祖や信仰価値の措定を見出すことができるだろうか。いやむしろ、竹内が遺した膨大な言説の数々は、ここでの「ありがたい極み」が決して「答え」ではなく、常に満たされることのない渴望としての「問い」であることを示しているのではないだろうか。「めぐり」に加え、晩年まで死後の世界や御霊についても強い関心を示し続けた竹内におけるその渴望には、信仰言説や歌作をめぐって教示を請うべく教内外から寄せられた数多の便りとは裏腹に、日々人間の生死に向き合う中で求められた、決して絶えることのない救済への問いが抱えられていたと考えられるのである。それは、「世俗化」といった歴史評価とは、また別様の主体形成のありようとして捉えていくことができるのではないだろうか。その竹内は、後に「覚帳」の登場を経験し、

「…」『御覚帳』は、影印本で拝読すると、字を読むだけでも、万葉集の白文を解説する程に骨が折れる。更に内容を理解することは、万葉集よりむずかしいと思う。深遠の神意が凝集圧縮されているからである。それは漢語を並べた仏典の難渋さではない。しかし、さりげなく記されている言葉と事実の裏に、あまりにも広大な神慮が隠されているからである。

との驚きを述懐している。⁷⁵ここでの「深遠の神意」、「広大な神慮」といった超越性や不可知性への表現に浮かぶのは何か。それは、自身が日々向き合ってきた様々な生死の姿をテキストの記述一つ一つに重ね見るといふかたちで、どこまでも私的領域との繋留点を保持し続けつつ求め、表わそうとしてきた、実践へ向けた感性的協働の可能性としての、竹内において生きられようとした「教祖」の信心なのではないだろうか。⁷⁶またそれは同時に、時代状況やテキスト環境の変化を生きている中で、時に戸惑いや抵抗として表出することとなってきた教祖への問いが、その都度に新たな「教祖」との出会いともなっていたことを示しているだろう。そして、そのようなかたちで、戦時下を経て高度成長期に至った

時代社会のありようと、本教信仰の関係をめぐって多くの言説を残した竹内の信心希求が、さらに新たな「教祖」として像を結んでいくのである。^⑦

ここで重要なのは、何が教祖を「教祖」として求めさせ、また展開させるのかという、その「何か」は、それぞれの時代を生きる「人間」の現実、営みの方にあるという点である。思えば、竹内が学生時代に交流していたアララギ派は、写实的、生活密着的歌風を特徴とし、近代的な人間の深層心理に迫るような、そんな問題意識の歌人たちの集まりであった。だから、竹内の遺した言説に読まれるべき、問われるべきなのは、教祖の問題というよりも、「教祖」として求めさせ、語らせる「人間」の問題とは何かの方だろう。その問いの構え方にこそ、「教団」をどう思い描くのか、どうか、たどるのかの根が、深く広く張られているのであり、その意味でそれは、昭和四〇年代という時代に生きた、それぞれの「戦後」の不安と痛み、そしてその重みと共に掘り起こされるべく、今へと投げかけられている。

以上、ここまで本稿において見てきたように、教祖の信心を求めるその問いは、血の通った個々の実践者の苦悩や逡巡という意味での、昭和四〇年代という時代固有の「人間」の姿として見出すことができる。そしてそれは、一つの意味や価値を先立ててそこに収斂するような方向性とは違う、個々の経験の尊厳や、その意味での世界の果てしなさに釣り合おうとする痛みを伴った信心への志向や、拡がりへの願いのかたちを、「教団史」として私たちに送り届けている。このことは、常に「教団」を問いに付し続けていく、「始源」としての「教祖」に通じた営みを、歴史の問題として考えさせているのではないだろうか。

おわりに

教祖伝記著作、研究書、教話や教説、そして漫画や絵本、映画等、これまで教内外を問わず、その都度の時代社会を反映しながら、また時にそのことへの戸惑いや抵抗も孕みつつ、様々なかたちで本教の教祖とその信心が求められ、表

わされてきた。そして、その歴史的様相が示すのは、そうして描かれ求められてきた教祖の姿が、決して一様とは言えないものであるという事実である。このことは同時に、各時代における教祖探究、すなわち、どのように／どのような信心の営みに教祖の姿を思い描いてきたか、その多様さ、多彩さとして浮かんでくるのであり、その意味で、それぞれの「教祖」を明らかにするという営みが、必ずしもその規範化や厳格化に向かうものとは限らないということを、現在の我々に問いかけてこよう。

あるいはこのことは、一人金光大神という主体的人格における信仰内実の進展に収斂してきた従来の解釈に対し、関係的、生成的な様相に着目してきた近年の教祖・教義研究の動向を踏まえるならば、各々の現実状況を生きている中で助かりを求め、信心に与ろうとした人びとの存在を抜きにしては、そもそも教祖に迫りようがないという問題にも通じていると思われる。⁷⁹そして、本稿で見てきた通り、それが何も金光大神在世時に限られることなく、むしろ、現代の我々を含め、金光大神の没後を生きている者にとってなおさらのことであるのは、言うまでもないだろう。

さて、ここまで本稿では、『あいよかけよ』誌上の記事も手がかりにしつつ、本教信奉者らによる「教祖」への求めを概観してきたが、そこに上せられた言葉たちの故郷は、他でもなく一人ひとりの「真実」であり、かけがえのない日常の暮らしの経験であった。そしてそれは、「対社会」の路線を推し進めた安田もまた同様であったろうことは、見てきた通りである。そうとすれば、誰のものでもなく、同時に誰のものでもあるその故郷の働き合いを、ここからの「教団」への手がかりにできないだろうか。

その意味で、『あいよかけよ』に浮かぶ様相から思わされるのは、個性豊かな信奉者一人ひとりの姿が、今の我々の信仰像、そして教祖像をかたどってきた大事な要素であるということだ。一方で、対社会的な教団構想の中で、信心の理念化が進む契機としての昭和四〇年代でもあった様相が垣間見られるが、それを可能にした、個々の営みのエネルギーを見せられる思いがする。そこには、「oneness (ワンネス)」（単一性、全体性）というように、全体主義的に一括りにパッケージされるのではなく、個々の、それぞれのというような集団性から、「教団」への意味を問うていくヒン

トも、同時に秘められているのではないか。⁸⁰⁾

そしてそれは、教祖没後を生きる我々の今に留まるものではなく、そこからさらに、金光大神当人の信心それ自体へと振り向け直されていく願いでもあるのかもしれない。思えば、本教信心のはじまりは、社会の大きな変化の中で旧来の因習から解かれるということが、一つの契機となっていた。しかし、そこで大事なものは、目の前の世界の変化に驚き、戸惑い、不安になっている、そんな「人間」の生きる姿の傍らに、そつと佇む「教祖」の信心であったということではないだろうか。いつしか、人間の「強さ」や「正しさ」を前提にして、「つながり」や「社会」、そしてさらには、「宗教」や「信心」ということさえも捉えるようになってしまっているかもしれない現代にあって、「教祖」もまた、「教団」と同様、生成に賭けられた願いとして、いつでも始まることができるという、その「始源性」において捉え直していく可能性が、あの頃、昭和四〇年代の歴史に確かめられるのである。

そうとして、見てきたように、「教祖」への求めにおいて絶えず催される「教団」への問いとその展開の背後には、避け難く戦中戦後の経験として問われた続けてきた罪や痛みの問題も横たわっている。⁸¹⁾しかし、だからこそ、戦後八〇年を迎えようとする今、未だ見ぬ先での救いの在処を、「不成就」、すなわち躓きや抵抗の経験に探るべき我々であることが、語り得ぬ者の、すなわち歴史の声として、届けられているのではないだろうか。その声に耳を傾けようとする実践の「始源」として、常に既に潜勢する「教祖」へ／からの可能性が、問われ続けていくはずだからだ。

そして、「教団」が、そのようなそれぞれの実践の〈願い〉としてかたどられるものであるならば、それは「あるべき」〈理想像〉や、「ありのまま」といった〈統合性／純粹性〉ではなく、「あろうとした」「あり得たかもしれない」「あるいは「失った」傷すら含んだバラバラの弱い個々だからこそ、再び〈集う＝assemble〉ことができる、そんなしなやかさとして求められているのかもしれない。

① 安田好三「問題提起」私の金光大神を語る」(『きょうがく』第八集、金光教教会、昭和四八／一九七三年) 四頁。

② この共同研究会は、「信仰の原理を求めて―私の金光大神を語る」とのテーマで計四回開かれ、第一回から三回は、それぞれ三宅歳雄(泉尾教会長)、安田好三(関東教務所長)、出川真澄(金光教学院院长)を招いてのパネルディスカッション、第四回は、それまでの議論を踏まえた総括というかたちで開催された。なお、主催の「教会学」(昭和三十三年二月四日に発足した「教学同志会」)が同三十七年二月一日の臨時総会を機に改称。富田義男会長／引田教会)は、教学研究所における組織的で専門的な、いわゆる「基礎研究」に対して、教信徒の別なく、取次の展開の働きに参画し、各種団体の活動に携わる中で、現場に即したあり方としての「教学」、すなわち「実践教学」を求めるべく結成された自主団体であった(『誌上談話』「きょうがく」第五集、一九六七年、三〇頁、等参照)。

③ 「二課題」とは、昭和四三年八月九日「御取次成就信心生活運動教会長協議会」にて設定された「本教の信心と御取次成就信心生活運動」「こんにちの社会と本教(教会)」のこと。なお、同協議会は、昭和四〇年以降開催されてきた教内協議会や全教協議会など、一連の会議の総括として、全教の教会長を本部に招集し開催されたものであった。そうして、信徒層までを含めた「全教参加」の態勢をもって、各地で協議会を開催し、その報告とそこから導かれる論点を中央教務が取りまとめ、施策立

案のための基本課題の確認を経て設定されたのが、「二課題」であった。設定に向けた議論では、いわゆる「内向き」になっているとされた当時の信心状況、そして政治・経済的問題等を含め現代社会における様々な難儀の迫りを受け、改めて、社会の中に存在する教会、教団であることを踏まえて、本来の運動の願いが、対社会、世界に向かって道を顕現しようとする意欲をもったものであったことが確認された(宮本和寿「戦後教団における社会性の意味―竹部内局によって設定された「二課題」に注目して―」紀要『金光教』第四二号、二〇〇二年、「御取次成就信心生活運動教会長協議会資料」(『金光教報』昭和四三年八月一日別冊付録／『教団史基本資料集成 下巻』二〇〇一年、五一―五一九頁)等参照)。なお、『金光教教典』の刊行に至る経緯等については、本号掲載の橋本論文で詳細に検討されているので、こちらを参照されたい。

④ 靖国神社は、鳥羽伏見の戦いなど幕末の内戦において天皇への忠誠により戦死した官軍兵士及び明治初期の内戦における政府軍戦死者を祀る招魂社として、明治二年に創建されたものが、同一二年に改称されたものであるという。第二次大戦後、この靖国神社を国家が維持管理するため、宗教法人から特殊法人とすることを掲げて、昭和四四年に自民党が国会に提出した、いわゆる靖国神社国家護持法に対する、政教分離、信教自由、そして差別の問題といった様々な面からの批判を受け、同法案への態度表明をめぐって、教内においても議論がなされた。なお

同法案はその後、昭和四九年にかけて五回提出され、同年廃案となったが、本教では、同四六年の第三弾法案提出後と、同四九年における衆議院内閣委員会での自民党による同法案単独強行採決後に教団としての公式見解が示されており、慰霊の重要性を認めつつも、同法案に対しては慎重な姿勢をとる要があることが確認されている（秦修一「戦争と霊―戦没者慰霊から問われる信仰の意味―」紀要『金光教学』第四六号、二〇〇六年等参照）。

以下、こうした当該期における教内外の動向については、児山真生「昭和四〇年代における『布教』の課題―教会の自立性」と「教団布教」をめぐる力学」（紀要『金光教学』第五五号、二〇一五年）、及び大林浩治「一九六〇年代、教団を思い描くあり方―信仰展開の可能性のありかへ―」（『同』第四八号、二〇〇八年）に加え、前掲宮本和寿「戦後教団における社会性の意味」参照。ちなみに、安田好三は、教監退任後に立教百年祭以降の様相を振り返って「四〇年に高橋先生がお亡くなりになられるまでは、ある意味では大物主義みたいな形で教政が運営されてきたのは事実であります。これが前半。後半になりますとね、急に変わっちゃう。えらくこれは変わったもんだと、私自身も反省して、感に堪えないような感じもしますが。いわゆる世界的にもそういう傾向が見えたんですが。いわゆる実務型の内局が誕生してくる訳です「…」と語っており、時の教政当局者自身もまた、昭和四〇年代を画期と見ていたことが窺わ

れる（安田好三「今日及び将来にわたる教団動向を見通す中で浮上する教学研究上の諸問題について」「第九回教学に関する懇談会」記録、昭和六一／一九八六年七月二二日）。

⑤ 「二課題」に基づく施策立案を進めるため、当該期の社会動向の把握を目的に設置された。第一回の会合は昭和四四年七月に行われ、そこでは主に先述の靖国神社国家護持の法案化をめぐる議論がなされた。以降同年度は、「靖国神社の国家護持に関する法案について」の他、「デモ・ストをどう見るか」、「安保問題について」、「政治と本教」という四つのテーマにわたって議論がなされ、その後同研究会での討議内容はその都度記録化、公刊され、全教配布された。

⑥ このことに関わって、同時期の教団構想をめぐる高度に政治化した議論の動向やその問題構造を論じた大林浩治の研究（前掲「一九六〇年代、教団を思い描くあり方」）は、C・ムフの所論を援用しつつ、「同一化で掬いきれないがゆえに同一性の外部を志向させ、それが絶え間ない構築の運動となつて自己に振り向けられるような、それこそ自己共に共有される設定（社会、そして教団）の多元的普遍性に向けた可能性の回路」として、当該期の思考様式に「同一化の機制をさまざまな関係性の領域における再創造の試みに変位可能なもの」、すなわち「新たな出発点の所在」を見出している（三六―三七頁）。また同研究では、当時を憧憬の眼差しで振り返る、いわゆる「昭和ノスタルジー」の志向を批判的に押さえているが、その意味からすると、「帰帰」

の宛先として求められたような教祖探究もまた、認識論的な把握の対象として「教祖」が実体化されていく、この時代に特徴的なコードの問題としても浮かんできると考えられる。しかし、実はそのことこそが、これまでこの時代を教務・教政上の画期とし、その視界上で教団を制度的実体として捉えさせてきた当の問題構造であるならば、大林によって当該期に見出されようとした「信仰展開の可能性のありか」を、改めて信奉者個々の営みのところで確かめていく必要があると考ええる。

⑦ 大林浩治「教祖をあらわすこと、その表現行為の意味―大正末から昭和初期の教祖像に見る現代化の形象―」（紀要『金光教学』第四五号、二〇〇五年）三六頁。

⑧ 大林による研究の他に、佐藤光俊「高橋正雄における信仰的自覚の確立と展開―信念の確立と立教神伝解釈の教団論への展開について―」（『同』第二五号、一九八五年）、同「高橋正雄における信仰的自覚確立への過程について―信念模索期を中心として―」（『同』第二三三号、一九八三年）、久保田紘二「『新光』にみられる教義化の諸問題―とくに高橋正雄を中心として―」（『同』第二二〇号、一九八〇年）等がある。ここでは、金光大神に直接まみえたことのない、いわゆる「教団第二世代」の代表的存在であり、また当該期における国家との関係や自己の内面へと向かう文化思潮影響も受けつつ展開された彼の信仰像に、後ろ向きで閉塞的な歴史的限界性を捉える従来の把握から、個的な「教祖」把握を通じた主体確立のありように教団論的可能性

性の発露を見出す向きへという、解釈の展開が窺える。なお、こうした高橋正雄への着目と教団論的解釈への展開は、島蘭進が戦後教学に、「現在の信仰者が模範とすべき最初の信仰者としての姿」の希求、すなわち「人間教祖論」の展開に伴う超越性の希薄化を捉えた（『金光教学と人間教祖論―金光教の発生序説―』（『筑波大学哲学・思想学系論集』第四号、一九七九年／島蘭進・安丸良夫・磯前順一『民衆宗教論 宗教的近代化とは何か』東京大学出版会、二〇一九年）、いわゆる「内心倫理化」批判への応答として提起されたものでもあったと見られている（『教団史研究の方法をふりかえる』紀要『金光教学』第四四号、二〇〇四年、一七七頁）。つまり、教団史研究から島蘭へ投げ返されたのは、「教祖」を求め解釈を試みる個的な人間主体の経験の実際に、「教団」の根拠としての超越性の足場を見る視座の提起だったのだが、そうとして、それはあくまで主体主義的な歴史像の把握に収まるものであり、以降の時代社会の激動を踏まえた、無自覚や無意識といった領域にも及んでの人間状況、信心状況への論及は、さらにその後の大林の研究を待たねばならなかったと言える。そうしてその後、教祖をめぐる言説内容やその歴史の実証性ではなく、表現行為それ自体の営みとしての意味に迫った大林は、高橋正雄をはじめとする当時の教祖探究のありように、不安定な自己に発する「教団」への求め、すなわち実体的な教団を先立って志向するのではない、人間の助かりからした教団論の可能性を浮かべた。その意味で本稿では、

この大林の視点に示唆を得るところが大きい、当該期以降の様相については、さらなる検討の余地があると考えられる。

⑨ 戦後における個々の実践、とりわけ信徒層の動向に注目したこれまでの成果としては、宮本和寿「戦前・戦後の信心生活―俣野栄次郎の体験談の意味に注目して―」（紀要『金光教学』第四七号、二〇〇七年）がある。そこで宮本は主に、戦時下における信仰リーダーであり本教初の信徒議員の一人でもあった俣野栄次郎を取り上げ、戦後に活発化した信徒による信心体験の語りが彼らの生活と信心に持った意味について考察している。そのことを通じて、戦災体験という苦難の過去についての語りに、言語化可能性を前提とするような実践ではなく、「失いかねない精神的均衡を生きななければならない」という、どこまでも言語化不可能性に接した、個々の具体的内実の重さ故の、救済への実践としての転換可能性を指摘し、そこに「身近な生活様式や価値観が変動する時代社会の中で、実感の求めが生きているのはじまりになるという時代に向けた取り組みの意味」（六三頁）を見出している。本稿では、個々の実践への着目から、時代社会を貫いて今日にも届けられ、「教団」の成り立ちを支えている信仰営為の意味を問うものとして、この宮本の視点と方法に示唆を得ているところが大きい。そうとして、この宮本の研究からはさらに、個々の実践の前提となる時局と関わっての人間状況や信心状況とその変化といった領域に問いの視野を拡げていく余地が残されていると考える。

⑩ このことに関わる資料として注目されるのが、『あいよかけよ』誌である。同誌は、昭和二十八年における信徒会の改組から一五周年を迎えた同四三年、それまで年四回発行（同三九年一〇月の第三〇号からは隔月）されていた『信徒会報』が四六号で終刊となり、号数を引き継ぎつつその編集方針及び体制を改め、『信徒会報 あいよかけよ』として新装改訂されたものである。その内容等については本論にて後述するが、教祖九〇年にあたる昭和四七／一九七二年一〇月発行の第七四号以降は、『信徒会報』の名も廃され、『あいよかけよ』として今日まで五八七号を数えている（令和六／二〇二四年八月現在）。なお、平成三年の第一八四号からは月刊）。以下の論述にあたっては、新装改訂がなされた『信徒会報 あいよかけよ』第四七号（昭和四三／一九六八年）から『あいよかけよ』第一五三号（昭和六〇／一九八五年）までの内容によっている。

ここで予め同誌の資料的価値について付言しておく、教報やその他の教内紙誌類には表われてこない信奉者個々の営みを、その都度の教務・教政の動向や時代社会の状況とともに顧みることができ、さらに直接的に教務には関わらないところで本教信心を求め表わした数多くの信徒の情報にも目を見張るものがある。その他これに類する媒体も含めて、保存管理、またデータベースの構築など、今後の活用方途の模索が望まれる。なお、同時期に信奉者によって編集・発行された他の代表的な教内誌には、昭和三二年に金光教北九州教区青年会連合会報を改題

した『玄潮』がある。前身となる青年会報の号数を引き継ぎ第八号から発刊された同誌は、昭和四四年に発行主体を玄潮社に改め、復刊第一号として新装され、以降、翌四五年からは教祖の生涯を描いた漫画作品「天地乃子」が連載されるなど、福山俊郎（福岡県伊田東教会在籍）をはじめとした編集担当者によって、多彩な内容が掲載されていく。なお、その福山は後に、信徒会連合本部の委員長への就任に伴い、河上譲一、藤岡京一、隅田隆太郎と引き継がれてきた『あいよかけよ』誌の編集局長にも就任しており、その際に同誌の編集に携わる条件として、人員と資金が限られてきていた『玄潮』の様式を踏襲し両誌を統合する提案をしたという（『信心生活記録 福山俊郎氏（戦後教団史に関する調査記録及び同追加調査記録）』）。結果、その後の『あいよかけよ』は、それまでの編集方針や様式を新たにし、『玄潮』を引き継ぎつつ刊行されていくこととなる。ちなみに、平成に入って『あいよかけよ』の様式は、それまでのB6版からコンパクト版に変更された後、現在は、かつて『玄潮』が採用していた正方形の様式で刊行されている。

現在、この『あいよかけよ』及び『玄潮』は、金光図書館にて一般の閲覧に供されており、『あいよかけよ』については、検索の便に資するべく内容項目のデータ化も順次進められている。本研究を進めるにあたっては、同館の蔵書及び項目データを活用した。

- ⑪ 詳しくは後述するが、教師輔命時の竹内の在籍は本郷教会で

あり、また晩年に在籍していた千歳教会は、平成四年に本郷教会に合併となっている。

- ⑫ 『信徒会結成二十周年記念 東日本信奉者集会の記録』金光教信徒会関東教区連合会、一九六八年、五〇頁。

⑬ この東日本信奉者集会は、昭和四二年七月二三日、東京都千代田区永田町の社会文化会館（三宅坂ホール）にて、東北、信越、関東、東海、四教区の合同で開催され、当日の次第は、宇野優（大会委員長／信徒会関東教区連合会長）の趣旨説明、竹部寿夫（教監）、河上譲一（信徒会連合本部委員長）、藤井憲一（関東教務所長）それぞれの挨拶、安田好三（東京出張所長）による講師紹介の後、村上重良（龍谷大学講師）の講演「現代の宗教状況と金光教への期待」、午後には講演を受けての分科会（六班に分かれての懇談）とパネルディスカッション（五百名参加）、そして各教区信徒会員代表による意見発表、浅野寛（東海教務所長）による感話となっている。なお、信徒会結成二〇周年記念として企画されたこの会合は、同年七月九日から翌四三年一月七日にかけ、北海道（七月九日）、九州（七月一六日）、東日本（七月二三日）、近畿（九月一七日）、中四国（翌四三年一月七日）の順で、国内五ブロックにて開催されたものであり、その内教外から講師を招いての講演が行われたのは東日本のみであった（同右書、及び『金光教信徒会二十五周年史』金光教信徒会連合本部、一九七四年、参照）。

- ⑭ 前掲村上重良『近代民衆宗教史の研究』三二頁等。

⑮ 先に少しく触れたように、当時、教主金光攝胤の婦幽（昭和三八年）によっていわゆる「教団の代替わり」が経験されていたのだが、その前後には、和泉乙三（昭和三五年）、片島幸吉（同三七年）、井上定次郎（同三九年）、堀尾保治（同三九年）等の内局経験者、そして教監在任中の高橋正雄（昭和四〇年）の婦幽が続いたことも相俟って、「教団新出発」との意識のもと、教務上、継承発展か方向転換かの両論が入り交じる中、教団の態勢や方向性が模索されていた（前掲児山真生「昭和四〇年代における「布教」の課題」、前掲大林浩治「一九六〇年代、教団を思い描くあり方」等参照）。

⑯ 前掲『信徒会結成二十周年記念 東日本信奉者集会の記録』一八頁。

⑰ 全国五ブロックで開催された記念大会の内、東日本ブロックの同会合は、各教会から三、四名の代表者に限定して参加者を募るという方式がとられた（同右書、及び前掲『金光教信徒会二十五年史』参照）。

⑱ ここで改めて当時の世相を概観しておく、第二期の高度成長期を迎えていた昭和四〇年代の日本社会は、人口が一億人を突破し、世界第二位の国民総生産のもとで、いわゆる「一億総中流」が謳われるほどの経済発展をみていたが、急激な工業化は同時に、公害をはじめとした深刻な社会問題を引き起こしていた。さらには、アメリカによるベトナム戦争への軍事介入や中国の文化大革命といった不安定な国際情勢の影響もあり、

全共闘会議による学生運動も激化の一途を辿っていた。そうした中、第四次中東戦争を契機とした石油危機により、日本経済は不況に転じ、狂乱物価と呼ばれるインフレに直面することとなるが、女性解放運動をはじめとした男女平等主義の台頭など、戦後民主化の流れが後押しした価値観の多様化は、生産者の主導よりも消費者のニーズが重要視され、産業がサービス化していく大衆消費社会の到来にもつながっていく。そして先にも少しく触れたように、それは本教にとって、高橋正雄婦幽の後、「対社会」の意識を強めていく「二課題」が設定された時期にあたる。

⑲ 当時は築地教会信徒総代であり、本部教庁布教部参与も務めた。信徒会名古屋地方連合会委員長、信徒会東海教区連合会副委員長、信徒会連合本部常任委員、同業務部長を歴任した。スポーツ用品店を営み、愛知県軟式野球連盟理事としても活躍したという。

⑳ 前掲『信徒会結成二十周年記念 東日本信奉者集会の記録』六二頁。

㉑ 同右書六五、六七頁。

㉒ 昭和四〇年代以降の信徒会に至る過程を、その結成当時の様相から概観しておく、以下の通り（信徒会組織の動静等については、『金光教年表』金光教本部教庁、一九八六年、及び各種教内紙誌類の他、主に前掲『金光教信徒会二十五年史』、『金光教信徒会五十年史』金光教信徒会連合本部、一九九九年を参照した）。

信徒会結成へ向けた具体的な動きは、終戦直後の昭和二〇年二月二八日、宗教団体法関連の諸法令の廃止と宗教法人令の公布に伴う、本教教規の改正に遡る。翌二十一年、教政審査委員会によって検討された改正案が機務顧問会に諮られ、第一三回定期教派会の議決を経て、四月一日に公布施行されたのだが、その改正教規において、布教ならびに教政の上に教信徒の協力の道が開かれたことが、一つの大きな契機となったのである。具体的には、教学部参与を教信徒にも委嘱でき（第七〇条）、その職務を布教の指導及び計画、教師の教養に関する意見の開申とすること（七一条）、そして、教監の推薦により教主が任命する選任議員一〇名以内と各教区からの選出議員三二名によって構成される「議會」（それまでの「教派会」から改称）について、教信徒に選任議員への就任資格が付与されたこと（第一〇〇条）、さらに、教師の職務を輔佐する教信徒を「輔教」とし（第二八六条）、その任命を所屬教会長の推薦により教主が行うこと（第二八七条）が、新たな規定として設けられた。そして、この規定に従い、同二十一年九月二四日、信徒黒川兼三郎、教徒金光正道、同小山甫文、同佐藤幹二が教学部参与に委嘱され、さらに同年九月二八日、教徒俣野栄次郎、信徒溝端茂雄、教徒宮永勇の三名が本教における初の教信徒の選任議員として任命された。このことにより、以降、「全教一新、全教一家」という戦後再出発の気運のもと、教信徒の再組織も具体化していくことになる。

その経緯を辿ってみると、昭和二十一年一〇月、教規改正後初の第一四回臨時議會において、選任議員俣野栄次郎の働きかけによって教信徒の再組織が議論の俎上に載せられたのが直接の契機となったようである。そして翌二十二年三月二六日、新年度の布教方針に「真の信心と教学の確立」を掲げた第一五回定期議會において、堀尾保治教学部長より、「この教学の確立を中心に全教一新の御陰、全教一家の方途を立てるべく、教師の再教育と教信徒の再組織を計画」しており、「現在の教信徒が教会においても全教的にも有機的な結合によって大きな力となる組織」が願われる、との答弁がなされることになる。こうした動向を受け、教信徒有志平田繁吉（九州・甘木／以下、括弧内は教区・教会）、俣野栄次郎（近畿・真砂）、岡田武彦（北海道・札幌）、宮永勇（九州・甘木）、河上譲一（東海・熱田）、溝端茂雄（四国・松山東）の六名が発起人となり、同二二年の金光教創立記念祭にあわせて、六月一〇日から一日にかけ、各教区より一、二名の出席を求めて「教信徒懇談会」が開かれることとなり、全国から霊地を集った二三名の教信徒有志の協議により信徒会規約が草案された。この動きは、同年七月の第一六回臨時議會において俣野議員により報告されると共に、八月二九日の発起人会の検討を経てさらに修正を加えられた規約案が、翌三〇日の信徒会中央委員協議会において、教監以下本部当局及び教庁各課長、布教課員臨席のもと、参集した七四名の教信徒によって審議承認された。そして、このことを受け、金光教信徒会として

教主宛「地方団体組織願」を一〇月五日に提出、翌六日付けで教主の承認が得られたことで正式に信徒会が結成、翌七日の教主大祭にあわせた結成総会の開催に漕ぎ着けることとなった。

なお、その後各地において信徒会組織が発足、整備されていく中での紆余曲折を経て修正を重ねられた「金光教信徒会規約」（昭和二十七年改正承認）では、各教区に支部が置かれ、また婦人会や青年会などその他教内団体を包括するという機構上の理由から、従前の「金光教信徒会中央事務所」は「金光教信徒会本部」と改称されることとなっていた。こうした動きは、立教九〇年を迎えた昭和二十四年に発足した「御取次成就信心生活運動」の全教的な推進における信徒会の働きへの期待が少なからず寄せられてのことであったと考えられるが、その背景には同時に、戦犯に対する刑の執行をはじめとする戦後処理の議論などをめぐって惹起していた本教者の政治関与の問題、そして日米講和条約の発効を契機としたさらなる民主化の議論の高まりも存在していたのであった（戦後の社会状況と本教の制度との関係については、橋本美智子「戦後民主改革と教団「統合」の課題」紀要「金光教」第二十七号、一九八七年、佐藤光俊「昭和二十九年教規」とその運用過程の諸問題―戦後教政史における危機意識をめぐって―」『同』第三〇号、一九九〇年、同「昭和二十九年教規」の制定及び運用過程の諸問題―議会制度と教監責任制の意義確認をめぐって―」『同』第三十二号、一九九二年、等参照）。

そうして、長年の悲願であった教祖伝「金光大神」の公刊をみた昭和二十八年には、再び信徒会組織の機構が見直されることとなる。それまでは、金光教信徒会本部が中央に置かれ、その下部組織として、各地方の教区支部、都道府県信徒会、地方信徒会、教会信徒会、婦人会、青年会、その他包括団体が置かれるという、機構的にはピラミッド型の全国組織としての信徒会という位置づけであったのが、同年の改変では、各教会の信徒会を基礎単位とし、その連合組織体を信徒会と位置づけることとなったのである（昭和二十八年八月三日承認「金光教信徒会連合本部規程」及び「教会信徒会規約準則」）。これにより、従前の「金光教信徒会本部」は、各地の教会信徒会をもって組織される「金光教信徒会連合本部」に改組・改称された。なお、こうした改組の契機には、昭和二十六年末に片島内局の後を受けて教監に就任した高橋正雄によって発せられた「信奉者の二つのあり方」への問題提起があった。すなわち高橋は、本教信奉者の在方として、「（一）自分自身としてのあり方」と「（二）有機的組織体の構成要素としてのあり方」という二つのあり方を指摘し、そして「（三）同時にこの二つのあり方の関係が問題となる」と述べ、全教へ向けて、「今日、世界人類が当面していると思われる個人と団体、団体と団体のあり方に伴う問題と取組んでの道を生み出して」くことを念願していたのであり、以降の信徒会組織は、その願いのもとに歩んできたと言えよう。

ちなみに、平成一〇年の教規改正から明けて翌一一年七月

一日、「信徒会連合本部」は「全国信徒会」に改組・改称され、青年会連合本部も平成一〇年に解散しており、現時点で「連合本部」を設け連合体としての機構を維持している組織（平成一〇年以降は各種団体）は、少年少女会のみとなっている。加えて金光教ベンクラブも、同二三年に解散している。

②③ 毛利賢蔵の信徒会活動にかける熱意とその働きについては後掲の教学講演「信徒会地方連合会長になったとき」（前掲『金光教信徒会二十五年史』所収）の他、「毛利さんとあいやかけよ」（信徒会報あいやかけよ第五二号、昭和四三／一九六八年）、「毛利賢蔵さんをしのお座談会」（同）第五三号、昭和四四／一九六九年）等参照。

②④ 教学研究所主催の教学講演会（昭和三九年四月六日、テーマ：「取次に生きる」）において、「信徒会地方連合会長になったとき」と題して、毛利は自身の「戦後」体験を次のように振り返っていた。

戦前、私のうちは曲りなりにも商売をしており一応の生活をしていた。ところが私が戦地に六年行っておつて終戦と共に帰ってきた時は、家は空襲を二度も受けわずか一畳あまりの防空壕の中で女子供が生活していた。教会も焼け、先生もどこかへ行かれたかわからない。名古屋の私の家の近くは、飛行機工場が沢山あったので、何回となく爆撃を受けたのである。その後、教会も復興させて頂き、ようやく八年程かかって苦勞に苦勞を重ねて商売もやっと独立す

ることになった。私は運動具店を経営し、家内は飲食店を経営し何とか独立したが、多額の借財（百八十万円程）をかかえ、月に十五万円程の利子を払っていかねばならない。運動具店というものは外交で売る商売で、私が外交に歩かねば商売にならない。／そのような中で、相当にうちを空けねばならぬことは大変な負担である。当時の名古屋地方信徒会の委員長になると、直ちに教区連合会の副委員長になる。そして教区連を代表して連合本部の常任委員にならなければならぬ。そういうことを考えると、うちの経済状態家庭の状況からは到底できそうにない。そこで親先生におことわりさせて頂くようお取次を願ったのである。親先生も「あんたはまだ若いから、将来御用にお使い頂けるであらう。この度はおことわりさせて頂くか」と言われ、おことわりした。

その後、各面からの強い要請もあり所属教会長に再び取次を願ったところ、「自分がすれば神はみておるぞ。させて頂けば、神が手伝うてやると言われる神さまである。神様にさせてもらえば、どのような大きなことでもさせてもらえます」との理解を受けたことで、結果としては、信徒会地方連合会長の役を務める決心に至ったという（以上、前掲『金光教信徒会二十五年史』四二四～四二六頁）。

②⑤ この東日本信奉者集会から数ヶ月後、毛利は既に病気の苦痛を周囲に訴える状態であったが、そのような中でも座談会の司

会を五時間務め、さらに翌四三年には、国立癌センターで治療を受け安静を命じられていたにもかかわらず信徒会員の活動に気をかけ立ち働き続けていたという。その毛利を偲んで開かれた座談会では、彼の行動力のダイナミックさと、信徒会の組織化に尽力したその姿について、口々に思い出が語られた。とりわけ、東海地方が甚大な被害を受けた伊勢湾台風の際、被災した自宅もそのままに教会へ駆け付け、信徒会を指揮して被災者の救護にあたった姿は、「人間放れの業」と評されるほどだったという（前掲「毛利さんと、あいよかけよ」及び「毛利賢蔵さんをしるぶ座談会」参照）。

- ②⑥ 高橋正雄『我を救へる教祖』（篠山書房、一九三三年。後に『高橋正雄著作集 第五巻』へ高橋正雄著作集刊行会、一九六八年）として再刊行され、二〇一四年には金光教徒社より新訂版が刊行されている。は、昭和三年から七年にかけて、後に金光教徒会の発起人に名を連ねることとなる俣野栄次郎ら大阪求信会の要請によってなされた講話が元となり、生み出されることとなった。なお、単著として再編集される以前には、高橋自身の雑誌『生』（篠山書房、一九二九年）に「私の教祖」との題名で掲載されていた。

- ②⑦ 前掲大林浩治「教祖をあらわすこと、その表現行為の意味」二七頁。

- ②⑧ 当時の編集局長であり、信徒会連合本部委員長であった河上譲一は、新装第四七号の巻頭において、「信徒会報」改訂の願い

を次のように語っている。

こんど「信徒会報」に愛称をつけました。「あいよかけよ」です。／本名が「信徒会報」、愛称が「あいよかけよ」、つまり、二つのよび名をもつことになりました。ふだんは愛称の「あいよかけよ」でよびましょう。／○なんのために、こんなややこしいことをするんだ、おかしいぞとお感じになる方もおありでございましょう。ほかでもございませぬ、「信徒会報」を皆さんにもつとめとしたしまれるものにした、い、もつともつとわかりやすいものにした、い、もつともつと信心生活のまた実生活の役にたたせたい、お説みになったらほほえましいものもほしい、という編集委員一同の強い願いのあらわれでございます。／○御取次をいただき「あいよかけよ」が皆さんに「わたしの本」としてしまれ、「信心生活に実生活に役立つ本」と喜ばれるものにいたします。／○それには、編集委員一同、大いに頭を使い、身体を使って努力しますが、皆さんからも「こはこうなoshいたらよいじゃないか」というご批判や、「こんな問題を取りあげたらどうだ」というご意見「こんなものはどうだろう」という、写真や文章の原稿をいただき、ともどもにあいよかけよで、役に立つ本にそだてていきたいものです。ご協力をお願いいたします。

- ②⑨ 竹部寿夫内局（昭和四〇年～四四年）期に打ち出された方向性として、従来のトップダウンを転換し、教務所長の合議を施

策立案の中心にするなど、施策基盤を全教作用に置くことで、各教会における結果取次の現場に持ち込まれる個々の難儀と、現代社会に対する教団としての課題の双方を教務・教政の方針に反映させようとした動向のことであり、いわゆる「二課題」の設定、展開へ向けて模索された動きとして捉えられている（前掲児山真生「昭和四〇年代における『布教』の課題」、前掲大林浩治「一九六〇年代、教団を思い描くあり方」等参照）。

③① 前掲宮本和寿「戦前・戦後の信心生活」四五頁、及び六五、六六頁注一六。

③② 河上讓一の信仰経歴については、「二課題の実践にとりくんだ河上讓一さんをかこむ座談会」（あいよかけよ」第六三号、昭和四五／一九七五年）をはじめ『あいよかけよ』誌上の記事の他、河上讓一『ゆうざき叢書第七集 お道に救われている私』（金光教徒社、一九五二年）、同『神慮のままに』（金光教徒社、一九六七年）、『熱誠―河上讓一大人忍草―』（金光教熱田教会、一九七七年）参照。

③③ 天地金乃神と申すことは、天地の間に氏子おっておかげを知らず、神仏の宮寺、氏子の家屋敷、みな神の地所、そのわけ知らず、方角日柄ばかり見て無礼いたし、前々の巡り合わせで難を受けおる。この度、生神金光大神を差し向け、願う氏子におかげを授け、理解申して聞かせ、末々まで繁盛いたすこと、氏子ありての神、神ありての氏子、上下立つようにいたす。

（理Ⅲ金光教祖御理解3）

③④ その後、平成一〇年に戸手商業高校と統合し、現在は広島県立戸手高等学校となっている。

③⑤ 前掲「二課題の実践にとりくんだ河上讓一さんをかこむ懇談会」。

③⑥ 松浦緑「人間国宝 篠原治刀自六十年の信心」（『信徒会報 あいよかけよ』第四七号、昭和四三／一九六八年）。

③⑦ 明治一九／一八八六年、パリ外国宣教会所属のフランス人宣教師ジェルマン・レジェ・テストウイド神父（一八九四／一八九二）が、宣教中に一人のハンセン病患者と出会ったことから、社会的に疎外されていた同病者の救済を思い立ち、静岡県御殿場の鮎沢村（現御殿場市新橋）に家屋を借用して六名の患者を収容したことに始まる。その後、明治二二／一八八九年に静岡県神山（現御殿場市）に場所を移し、日本初のハンセン病療養施設として神山復生病院が設立された（『復生記念館について』一般財団法人 神山復生会 神山復生病院ホームページ <https://www.fukuseijp/memorialhall/>）（二〇二四年八月二七日現在参照）。

③⑧ 前掲宮本和寿「戦後教団における社会性の意味」参照。

③⑨ 安田好三「あれと、これと―教団二課題によせて―」（『信徒会報 あいよかけよ』第五四号、昭和四四／一九六九年）。

④〇 「御取次成就信心生活運動」の「要目」のこと（生活の全面にわたる／道の教をよくきき／一、道の教を本にし／問題の性質をよくみて／頼みあい／手続をもって／御取次を願い／一、

御取次を頂いて／あらゆる事柄、わけて／人間関係の上に／おかげを受けていくよう／一、信心の稽古をさせて頂くこと〔波線引用者〕。

- ④① なお、当時を振り返って繰り返し語られた安田の教話によると、諜報に関わる部隊にいた安田は、常に危険な場所に配属されたものの、奇跡的に命を助けられたという。当時を振り返った安田の語りによれば、陸軍中野学校を出て最初の辞令がハルビン特務機関行きであり、「そのままであったなら、いくつあっても生命はもたない」ところ、フィリピン諸島の部隊に配属された際には、潜水艦に追われて二週間遅れでマニラに着いた結果、次の配属先であったビルマへの出発に間に合わず、結果硫黄島に向かうこととなり、最終的には小笠原の母島で終戦を迎えることとなったという。そこから父島に移って山津波（土石流）に襲われることになったが、何秒という差で生命が助かったという。また、そのことに関わって安田は後年、ある若い後輩への手紙に、「戦争中、小生のために三人の友人が身代わりになってくれました」とも記していたという（安田好三「私の信心―取次がれてあるという事―」『安田好三大人三年祭偲草 花神 第二集』金光教小田原教会、一九九一年、等参照）。
- ④② 『花神 安田好三大人一年祭偲草』金光教小田原教会、一九八九年、等参照。
- ④③ 安田好三「道にご縁をいただいて」（昭和六十年十一月、小田原教会開教九十年記念祭教話／同右『一年祭偲草』所収）。

④④ 「二課題についての第一回ゼミナール（研究会）①」（前掲『信徒会報 あいよかけよ』第五五号）。

④⑤ ちなみに、安田は後に教監に就任し（昭和四九／一九七四年五月）、現代社会の急速な進展と変化に対応すべく、従来の信仰運動からの展開を企図して、昭和二四／一九四九年以来の御取次成就信心生活運動を「新発足」させた。その具体的な内容としては、従来の「要目」にかえて「願い」が提示されると共に、運動新発足にあたっての願いを一般社会向けに表明する「宣言」が、左記のように定められた（教監通牒「御取次成就信心生活運動の新発足について」『金光教報』昭和五一年六月一〇日号外／『教団史基本資料集成「下」』五六五―五六七頁）。

御取次成就信心生活運動

願い

宣言

頂く信心から生み出す信心へ

天地の道理にもとづく生き方を進め

一、天地書附を体して

自然の生命を重んじ

一、生活の真実を

自然と人間が調和する社会を求めていく

一、金光大神の道をたてぬこ

丁寧に親切に愛をもって語り

当時、「記憶にありません」との答弁によって、その世相を象徴することとなったロッキード事件もあり、現代におけるフェイクニュースやポスト・トゥルースといった状況にも通じる様相として、「教祖」探究の前提となる認知フレームにも関わる世界や言葉の平板化が問題となっていた。そのような中、昭和

五一年に開催された座談会（「分からんことは何んでも聞こう運動新発足座談会」『あいよかけよ』第九七号、昭和五一／一九七六年七月二〇日）では、個々の日常生活を現場とした信心の自立を願う教政当局と、そこで打ち出される理念や言葉と実際生活との直結し難さを訴える信徒会側とで論戦が繰り広げられている。そこには、慣習化した信心とその変わり難さの問題が吐露されているのだが、従来の信心に問題性を感じる信徒側と、従来（根拠としての結界取次）が問題という意味ではないという安田教監の、微妙な距離感に注目させる記事となっている。同座談会の記事には、従来の「おかけ信心」への批判的風潮と信徒の戸惑いが浮かぶのだが、そこに、活動化し難さに結びついた信徒らの「後ろめたさ」を見て取る安田がいる。ここでは、「要目」において「生活の全面」が問題となったように、新たな「願い」における「生活の真実」とは何かが改めて問題となっているのだが、「おかけ信心」に突っ走るのも、それもよしと出来るかどうかの方が重要だと安田は言う。多種多様でよいが、そこに各々が確信をもてるようになることこそが、「運動」のポイントだとするのだ。そこには、「記憶にありません」に象徴される知る／知らないという信心の知識化、教養化への危惧も浮かぶ。同時に、信心の深淺、大衆の低俗さといった価値意識も危ぶまれているだろう。そしてそれは、未信奉者への壁にもなる。安田は訴える。それは、参拝者における具体的な生活の「事実」（難儀）の中から「真実」を汲み出す教祖の教えの世

界と、「教え」という言語形式の中に「真実」を見出そうとする、ある種の教条主義化している現代の信心の問題ではないか、すなわち「真実の最大の敵は事実」だと。

そして、その安田は、自身にとっての「真実」として、終戦直後の昭和二二年、日本が衣食住に苦勞していた時代に、自分の大事な着物を売って妻が時計を買ってくれたエピソードを紹介する。しょっちゅう止まって壊れていたとしても、そのかけがえなさを「真実」として語る安田がそこにいた。ここには、現代にも通じる問題として、教祖像や救済観にも関わる世界の平板化への危惧が浮かんている。安田は言う。「要するに、真実は主観的だとかではなく、それを求めていく態度、真摯な、まじめな努力をしていく態度の問題として、受け取っていただければ、いいんですがね」と。これは、知識化した信心の力なさの問題として浮かんた「真実」と言えようが、はたして、現代はどうであろうか。むしろ、知識として記号化した信心の言葉が幅をきかせ、その力で個々の日常の暮らしにおけるかけがえない、それぞれの「小ささ」や「弱さ」という「真実」を傷つけていないだろうか。だからこそ歴史に顧みなければならぬのは、戦後社会において、信奉者個々の「真実」が危ぶまれるその都度、それぞれの立場におけるズレや戸惑い、抵抗というかたちで、「教祖」への求め、そしてそこからした「教団」への願いが、常に可能性として確かめられてきたということであろう。

④5 「第四回政治・社会問題研究会」安田好三発言(『政治・社会問題研究会 第四回研究会記録「政治と本教」その総括―本教の信仰原理を求めて―』金光教本部教庁、昭和四五年、七七頁)。

④6 前掲『政治・社会問題研究会 第四回研究会記録』一〇四頁。

④7 「二課題とはどういうものか、殊に社会を問題にする問題のしかたについて」(第四三回臨時議會(昭和四四年七月五日)七日)田淵德行布教部長による説明、『金光教報』昭和四四/一九六九年八月号、一七頁。

④8 安田好三述「信心しておかげをうけるということ」(金光教教学研究所編『とりつぎ』第九集、一九五九年)五七頁。

④9 前掲「第九回教学に関する懇談会記録」。

⑤0 この時期の教団動向については前掲大林浩治「一九六〇年代、教団を思い描くあり方」参照。そこで大林が言う「金光教風土でありつつ、人間本性にかたどられ社会的象徴的比喩でもあるその問題」(二三頁)、すなわち「体質問題」が、安田において懸案となっていた「教祖性」に相当するものであろう。

⑤1 前掲安田好三「(問題提起)私の金光大神を語る」四頁。

⑤2 なお、安田が「みんな取次者になろう」と標榜し始めたのは、立教一〇〇年(昭和三四)の頃であるとされる。また、彼の奉仕する小田原教会の広前には、当時、安田によって発信されていたキーワードを川上功績(品川教会)がまとめた、「信心の要約:みんな取次者になる/目標:自分の神をもとう/実践の要目:いつでも、どこでも、どんな事でも、金光大神に願おう」との

内容の揭示がなされていたという(前掲「花神 安田好三大人一年祭偈草」参照)。

⑤3 前掲安田好三「(問題提起)私の金光大神を語る」三頁。

⑤4 このことに関わって、昭和四八年、教祖九〇年の節年にあわせ、本教の姿を社会に公開し、教外者から寄せられる意見をフィードバックすることで、本教の体質改善を図るべく企画された「金光教公開講演会」の後日談として、安田が教祖の呼称の問題に言及しているのが興味深い(「対社会向けの講演とはいふものの:」座談会「公開講演会の足どりを解剖する!」『あいよかけ』第八三号、昭和四九/一九七四年)。ここでは、対外的な講演として企画、準備したにも関わらず、「教祖」との呼び捨ての呼称が教内で問題となり、講師会でも「教祖様」との呼称が推されるなど、客観的な表現に苦心したとのエピソードが語られる。またさらに、教外からは、その「教祖」との一般名詞的な表現が、却って何を(誰を)指すのか不明瞭となるとの批判があったともいい、一方で教内からは、いわゆる「有り難い話」を期待する声も聞かれ、講演の趣旨に対する教内の理解を得るのにも苦労したようである。

⑤5 このことに関わっては、再帰的近代化(後期近代化)の過程における宗教社会学の立場から、社会の脱宗教化をもたらすとの従来の見立てに反して世界各地で原理主義化を伴って進行する宗教への回帰現象を捉えつつ、信仰の「個人化」が公共性に開かれる可能性に言及したウルリッヒ・ベックの所論(ウルリッ

ヒ・ベック／鈴木直訳『私』だけの神―平和と暴力のはざまにある宗教』岩波書店、二〇一一年）が示唆的である。そこにおいてベックは、アウシュビッツ収容所にて虐殺されたオランダのユダヤ人女性エティ・ヒレスムが残した日記に注目し、彼女が自己内対話において見出した「自分自身の神」の様相として、自己発見と神の発見、自己探求と神の探究、自己創造と神の創造が当然のように一体化している点を指摘している。また、彼女における「自分自身の神」への祈りが、自分のための祈りではなく他者のためのものである点に、信仰の「個人化」と「私人化」の差異を見出している。そして、信仰の「私人化」による唯我的自己中心性や暴力性に向かわず、平和への創造力としての宗教の可能性たり得るのは、エティの「自分自身の神」に見られるような、公共へと開かれた他者性の存否によるとしている。

⑤⑥ 以下、安田における戦時下の経験については、矢藤一郎「弔辞」(前掲『花神 安田好三大人一年祭恩草』)、宮本真次「安田先生と私」(『同』)、高橋修義「『沈黙』の『教示』」(『同』)等参照。また、ラウンドテーブルなどを通じて安田と親交のあった、当時成城大学教授であった社会学者森岡清美は、これらエピソードを紹介した追悼文を寄稿している(森岡清美「特別寄稿 戦場生き残り体験の意味」『安田好三大人三年祭恩草 花神 第二集』金光教小田原教会、一九九一年)。そこでも触れられているように、第二次安田内局の経理部長宮本真次によれば、安田はその

帰幽の前年、手術後の療養中にも、「僕は今なお生かされていることを戦友に対して相済まぬと思ひ続け、戦死した戦友たちの分まで、自分で生かされ甲斐のある働きをさせていたただかねば、と願ひ続けている」と語っていたという。

⑤⑦ このことに関わって、安田は教監在任中に自身の軍隊時代を回顧し、「ここには、人殺しの道具ばかりがある」言って怖がる農村出身の同期の発言に、戦後になって改めて衝撃を受けた経験を、次のように語っている。

それはもう、三十何年前にもなりますが、軍隊に入りまして三日目だったと記憶します。一緒に入った農村出身の青年が、私に「軍隊というのは、こわいところだなあ」と言うんですね。私は軍隊というのは、ちよつと何かがあれば、私的制裁があり、俗に言えばビンタをくらう、ということで大変暗いイメージがあつて、それで「こわいところだ」と言ったのか、と思つたわけであります。そう思いながら「何がこわいのか」と聞くと、その青年の言うのには、「ここには、人殺しの道具ばかりがある」と言うんですね。私はびっくりしました。なるほど言われてみれば、確かに鉄砲や機関銃、大砲といったものは、人殺しの道具に違いない。しかし軍隊に鉄砲やそうした道具があるのは、当たり前のこととて、常識のように思つていた。軍隊というところは、そういうところと思ひこんでいる。ですから「馬鹿なことを言うな」と応えたら、その青年は黙ってしまった。／さて、

戦後になりまして、だんだん考えてみるとどうもその青年の言っていることが、正しいのじゃないかという気がしてまいりました。考えてみると、軍隊で訓練をする、演習をするということは、言い方を変えればどぎつい言い方になります。ある意味で人殺しの稽古をしているわけですね。普通の人は、国家というものが軍隊を持ち、兵器をもち、そして訓練をするということは、当たり前なこと、常識だと思ふ。だから、国が守れ、平和が維持されるのだと思ひこんでいる。けれども、よく考えてみると果たしてそれが正しいかどうか、もう一度考えなおさねばならないぞ、というふうに思うようになりました。言ってみれば、その友人がどれほどの深さをもつて、そう言ったのか分かりませんが、戦後になって考えてみますというと、いかに戦前の教育によって、そういう一つの見方しか出来なくなっていたか、広い視野で真実をつかむということが出来ていなかったか、いつも反省させられるのであります（安田好三述「金光大神の道をたてぬこう」教区通信別冊「御取次成就信心生活運動」講演会記録、金光教関東教務所、一九七七年、六〇七頁）。

⑤⑧ ここでその後の『あいよかけよ』の様相とその特徴を概観しておくと、混迷する時代社会における様々な難儀への対応が意識される中、新装改訂当初から様々なテーマのもとで企画された座談会の様子が掲載されていく。例えば、その初期における

テーマとして多く取り上げられたのが、「家族」をめぐる話題であった。なかでも、親子関係をめぐつての座談会（「親も育ち、子も育つ」親と子の理解に関する座談会）『あいよかけよ』第七四号、昭和四七／一九七二年）では、子供との関係のとり難さとして戦前・戦中・戦後という世代間のズレや差異も意識される一方で、安保闘争に参加した息子への複雑な思いをもつ母親によって、「何事もくぎづけではない」（理Ⅲ金光教祖御理解六七）との教祖理解を引きつつ、子供を通して社会の問題を見る見方や政治を考える考え方を教えられるというかたちで、「親が育つ」おかげをいただいた「経験も語られている。その他にも、昭和四八年に至ると、教祖九〇年祭を迎えて企画された「教祖様を現代にいたたくシリーズ」において、「家業の「業」を語る」（七六号）、「健康に関する座談会」（七八号）、「家庭生活についての座談会」（七九号）、「交際に関する座談会」（八〇号）といったように、「家族」や「家」に関連するテーマが選ばれている。このように、「教祖」への求めの歴史の変遷は、その背後の問題状況が浮かばせているのであり、またそこで問題とされるズレや抵抗は、それぞれの「教祖」への回路として作用する可能性も同時に秘めていたと考えられる。そうした社会、文化的な動向を反映しつつ、その他にも『あいよかけよ』誌上では、教祖像再把握の動きも確認できる。例えば、昭和四七年、第七二号では、明治四五年刊行の最初期教祖伝著作である早川督『天地金の大神』を、執筆者の目線で辿り直す連載「毎日新聞が書いて

た「天地金の大神」が開始された。そこでは、物語の内容だけでなく、その執筆過程で出会う事実や観念に対する記者の驚きを通して、改めて教祖を受け取り直すことになっている。またそうした気運の中で、教外者が『あいよかけよ』を読んだ感想を寄せるコーナーも組まれるのだが、そこでは、「おかげ話」への忌避感と共に、PHP誌といった当時流行していた修養書との比較において本誌の価値を認め、若者の精神修養への貢献を期待する内容が語られている（『社会のお役に立つ宗教誌あれ——あいよかけよ誌を読んで——』『あいよかけよ』第八七号、昭和四九／一九七四年）。それは、国際的に問題となる環境汚染、自然破壊、政治不信といった、現代にも通じる社会不安や危機感を背景にした、人間の精神の安定への願いの表われでもあったと考えられ、そうした傾向はさらに、麹町教会の信者であり、西田天香の一燈園での修養にもとづく「祈りの経営」で世に知られていた、昭和四〇年創業（社名変更）のダスキン社長鈴木清一の紹介記事（有名人シリーズ「事実とは小説よりも奇なり」ダスキン社長鈴木清一氏）『あいよかけよ』第九一號、昭和五〇／一九七五年）などにも見出されるようになっていく。そこに浮かぶ人格陶冶や精神修養への着目は、ややもすれば島蘭進が批判した「内心倫理化」の様相にも親和性を有しているようが、しかし、その経歴に浮かぶ社会的実践と信仰営為との切り結び、そしてそこにおける「祈り」という超越の契機への着目は、検討の余地が認められるのではないだろうか（鈴木清一と一燈園

における「修養」思想との関係や、当時の修養思想については、大澤純子『修養』の日本近代 自分磨きの一五〇年をたどる』NHK出版、二〇二二年等参照）。

⁵⁹ このことに関わって、隅田隆太郎による記事「上手な洗濯」に対して寄せられた有田退助（西八幡教会信徒）による意見書が、『あいよかけよ』誌の同記事上における公開質問として、以降三号にわたって（昭和四三年、五〇／五二二號）掲載されている点も興味深い。ここでは、「軽い読み物といえども間違いの教に及ぶことは許されないこと」として、有田による子細な質問が投げかけられるのに対し、隅田はその厳密さの重要性に同意しながらも「何事もくぎづけではない」（理Ⅲ金光教祖御理解六七）との教祖理解を引きつつ、現代の技術は日々進歩しており常識も変わり得ること、例外のない法則はないことなどを説いた上で（五〇号五二頁）、丁寧に質問に答えていく。ちなみに、このやりとりの経験については後に、有田の側からの視点でも、『玄潮』誌上の記事として掲載されている（有田退助「あてはずれ」、『玄潮』復刊第二号、昭和四四／一九六九年）。ここでは、「いかなる根拠のもとに、このようなわかりきった洗濯に関する、あまりにも常識的な文章が、たとえ軽い読物のコーナーとはいえず、許されたのであろうかとの疑問でいっぱいだったのです」（三三頁）と、初発の心境と共に、その後『あいよかけよ』誌の編集会議において隅田本人に対面しその人となりに触れ、記事に意見した自身の非礼を詫びることとなった経緯が語られている。

- ⑥0 竹部弘「教祖像の力学―金光教の教祖探究から―」（『曙鑑』一弘編『語られた教祖』法藏館、二〇一二年）一八三頁。
- ⑥1 安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』（青木書店、一九七四年）『平凡社ライブラリー版一九九九年』。なお、本書のタイトルともなっている第一章の元となった論文の前半部は、昭和四〇（一九六五）年、「日本史研究」第七八号に、「日本の近代化と民衆思想―上―」として発表されたもの。
- ⑥2 「教祖九十年を迎えて 信心の改まりを」（『あいよかけよ』第七六号〈教祖九〇年 新年号〉、昭和四八／一九七三年）。
- ⑥3 竹内長次「元治元年の御神伝と信心の御造営について」（『信徒会報 あいよかけよ』特集号〈特集 豊かな心、豊かな生活、生きがいと金光教に求めて〉、昭和四六／一九七一年）。
- ⑥4 竹内長次「神徳のなかに生きる」（金光出版、一九九九年）等参照。
- ⑥5 竹内長次『古今未曾有の道』（金光教徒社、一九六一年）六五頁。
- ⑥6 本教の「迷信打破」教義については、加藤実「『迷信打破』教義の成立と展開―近代化と信仰のはざままで―」（『紀要「金光教学」』第三四号、一九九四年）参照。
- ⑥7 第一次大戦後の長引く不況による都市部への人口流動、そして大震災の甚大な被害は、明治以来の社会秩序の解体に拍車をかけると共に、後の大衆消費社会へと繋がっていく「個」を基点とした様々な社会構造の創出の契機となったと見られてい
- る（『鷲田清一編『大正Ⅱ歴史の踊り場とは何か』講談社、二〇一八年、等）。
- ⑥8 前掲竹内長次『古今未曾有の道』六五頁。
- ⑥9 初期の著作として、『わが信心の反省と展望』（金光教池袋青年会、一九五二年）、また後年のものとしては『神徳（寿命長久）―奥義九箇条の謎―』（金光教徒社、一九八三年）等。
- ⑦0 『科学と宗教』（一九四八年）、『金光大神と医学』（一九六四年）等。
- ⑦1 なお、竹内と交友もあつた本教信奉者で英米文学者の佐藤晴雄は、こうした竹内の姿について、その活動初期におけるハンセン病患者への奉仕が知られるフランチェスコ会の創設者でカトリック修道士の「アッシジのフランチェスコ」に喩え、両者の類縁性について考察を試みている（佐藤晴雄『忘れ得ぬ人々―記憶のゴッタ煮―』二〇二三年、第七話「炎の人―竹内長次」）。
- ⑦2 ちなみに竹内は、「昭和九、十年のいわゆる本教の端正運動の勃発した頃は、東京教会が本部出張所として全教の中心的存在となりました。西村親先生も枢要委員として日夜活躍をされ、私もその中央委員の書記に使って頂き、毎日東京教会に詰め、東京はもちろん、地方から上京される本教の錚々たる先生にお目にかかり、その聲咳に接することが出来、当時の本教教制のいかなるものであるかを知ることができました」（前掲『神徳のなかに生きる』一三八頁）と、「昭和九・一〇年事件」当時の経験にも言及している。

⑦③ 前掲竹内長次『神徳のなかに生きる』一三七頁。

⑦④ 例えば、前掲『神徳（寿命長久）』では、かなりの紙幅を割いて、霊の存在や死後の救済をめぐる論考が掲載されている。

⑦⑤ 竹内長次『お知らせ事覚帳』に拝する教祖様の百日修行について（金光教東京ペンクラブ、一九九〇年）八頁。

⑦⑥ なお、「覚帳」最後のお知らせの秘奥を体得したいと念願していた竹内はその後、「人柄でも業績でもなく人が生きた生涯の凝縮が見出されている」として竹部弘も言及しているように（『金光大神の晩年と天地の莊嚴』紀要『金光教学』第五三三、二〇一三年、一〇頁）、平成元年、自宅の失火により帰幽した。頭部と背面に比べ前半身は損傷が少なかったとされる遺体の状態から、神前にて祈念する姿のまま亡くなったと推察されており、また結果的に隣接する病院含め近隣への類焼は免れたという。

⑦⑦ こうした「教祖」像の構築に関わる時代社会の協働性に目を向けるとき、先述の増谷文雄（仏教学、や北森嘉藏（神学）といった宗教学者との交流を通じて形成されたという安田の「教祖性」への問題意識もまた、検討の余地が残されているよう。そしてさらに、このことに関わって想起されるのは、先に触れた村上重良の存在をはじめ、当該期における文化的潮流や「民衆宗教」「新宗教」研究といった諸学問の動向であろう。個々の信奉者における教祖探究もまた、そうした動向と無関係ではないだろうかである。なお、この点について永岡崇は、「読みの運動」「解

釈共同体」といった、諸学問の動向と宗教教団の自己認識が相互に影響し合うような、広く時代社会全体を通じて動的に連関した教祖探究のありように言及している（永岡崇『新宗教と総力戦 教祖以後を生きる』名古屋大学出版会、二〇一五年、同『宗教文化は誰のものか―大本弾圧事件と戦後日本―』名古屋大学出版会、二〇二〇年、等）。

⑦⑧ 関係の様相への着目の契機となった主な成果には、福嶋義次によるそれまでの理解研究、特に主体性の議論を問主観的な様相の究明へ展開させた研究として、金光大神から発せられた言葉が伝承者の受け止めにおいて「理解」になる関係構造を、神と人とが照応する事態である「交感」に注目して究明した大林浩治「聞き受けられる言葉の世界―交感の表出としての「理解」―」（紀要『金光教学』第五一〇号、二〇一一年）や、金光大神と参拝者の応答に注目し、両者が新たに信仰の意味と出会わされていく場の生成という観点から、取次とその意味の究明を試みた高橋昌之「金光大神と参拝者の応答―取次という場の生成―」（同号）がある。教祖研究の成果としては、維新期の金光大神広前における藩士の動静を取り上げ直すことで、人間の生を規定する枠組や価値観自体が揺らいでいた時代社会の状況、そして、それでもなお生きていくこうとする人々へ向けた信心の意味に迫ろうとした早川貴子「金光大神広前における「藩士」の動静―「広前歳書帳」を手がかりに―」（同号）、また、お知らせの受け止めを、神、金光大神、家族の関係性において究明し、金光大神

の認識内容に留まらず、生活との相関関係において捉える解釈のあり方を提起した白石淳平「『申し渡し』の覚」登場背景に浮かぶ家族―お知らせの反復に注目して―（『同』第五二号、二〇一二年）や、「神の頼みはじめ」について、神の負託に応える使命に加えて人倫関係の問題への視点を通じ、お知らせとして及ぼすこととなる対象や範囲、さらには深度など、解釈視座を押し広げる可能性を提起した藤本拓也「お知らせ体験の深まりに見る宮建築の移ろい―神の頼みはじめ」とその無起源性をめぐって―」（『同号』）も、そうした流れに位置づけられよう。

そして、帳面の体裁に着目した資料論的アプローチや、地方文書類に目配せしつゝ大谷村や周辺者との関係に論及した研究、さらには、新たな金光大神直筆帳面類を踏まえての、神職としての藩との関係といった、時代社会状況をより意識した研究が世に問われてきている。

⑦9 とりわけ、右に触れた早川貴子の研究の冒頭において次のように述べられていることは、改めて注目されてよいだろう。

「……金光大神の信仰の営みとその働きの意味を振り返る時、そこには助かりを求めて金光大神のもとを訪れた人々の存在があったことに注目させられる。／言うまでもないことだが、そうした人々の参拝の背景には、時代の変転とともに「生きていた暮らし」があった。当時の金光大神の信仰は、人々の生活の営みとの出会いの中でもたらされたのであり、その人々と金光大神との関わりの接点に浮かぶのが、我々の見るべき

金光大神の姿であり、またその信仰世界と言つてよい。それゆえ、現実の生活状況の中から助かりを求めて金光大神のもとを訪れた人々の存在は、金光大神の信仰世界に迫ろうとする時、重要な意味を帯びていよう（前掲早川貴子「金光大神」広前における「藩士」の動静「六九〇七〇頁」）。

⑧0

昭和四一年の東京出張所入以来安田好三と関わりをもつていた藤原務正（元東京布教センター長／赤羽教会長）は、次のような、安田における「教団」への思いを紹介している（前掲「安田好三大人三年祭偲草 花神 第二集」二二頁）。

僕達の世代は一人ひとりが自立して主体性を確立していく信心像まではある。しかしよく言われている自由・創造・自立・連帯の中で連帯ということがどういふことなのか、そこが本当はわからない。これからのお道は、信心の社会性とか、社会的存在としての教団のあり方が必要になってくるし、政治社会の問題に対し金光教はこうだとお道の考え方を打ち出すことが、社会からも求められてくる。また世界の人々の難儀に手をさし^{⑧1}述べる親切も必要だ。僕達はその大切さは充分わかっていても、金光大神の信心からどうしたらいいかその方法がわからない。それが世代の限界かも知れない。このことは若い世代に任す他ないんだ、と少々不安を残しつつおっしゃられた。／戦前の個人を抑圧した全体主義を体験された先生は、全体主義とは違う連帯を模索しておられたのである。

あるいはここで、日本語で「宗教」という用語を指す、「religion」の語源をめぐる議論を想起してみてもよいかもしれない。一般的には、「つながり」や「結びつき」を意味するラテン語「religio（レリギオ）」に由来するとされているが、デリダによれば、その語源を辿ると、二つの、異なる系統の源泉が浮かんでくるという（ジャック・デリダ／湯浅博雄・大西雅一郎訳『信と知——たんなる理性の限界における「宗教」の二源泉——』未來社、二〇一六年〔原著一九九六年〕）。その一つが、「強く結びつけること」や「絆」という意味合いで解釈される「religare（レリガレ）」というラテン語で、一般に言われている「再び結び合う」という意味の言葉であるという。信徒会など戦後の教内各面における再組織を思い返してみると、一見納得しかけるのだが、しかし、デリダはこの説を、問題が多く、後になってから再構成されたものだ、早々に退ける。それでも一つが、「religare（レリガレ）」の語源とされるラテン語「religio（レリギオ）」なのだが、しかし実は、「religio（レリギオ）」という言葉は、「結びつける」という意味合いでのみ使われていたのではないという。紀元前の劇作品、それも世俗の人びとの日常を描いた場面では「ためらい」や「不安」といった感情を表現する言葉として使われていたというのだ。デリダは、この「ためらい」や「逡巡」、「慎み」などのニュアンスをより大事だとして評価し、そういう自他の「ためらい」や「慎み」への配慮を介した、だからこそ何度も結び合おうとする思いや行為は、社会的な「紐帯」

や「共同体」よりも先に、さらには「聖なるものと俗なるもの」の対立以前に、それらに先立って「人間を結びつけるのだと論じている。なお、このことに関わって小田龍哉は、宗教と公共性との関わりをめぐる、この「宗教」の語源をめぐるデリダの所論に加え、さらに、それ自身として現前化することのない、あらゆるものを生み出す間隔、つまり「あわい」の場とされる「コーラ」などの概念をめぐるデリダの議論も参照しつつ、「有縁」に対する「無縁」というかたちで「紐帯」としての価値を前提としていた網野善彦における「共同体」の議論を、「自由」や「平和」へと開く可能性に言及している（小田龍哉「ハ特集 日本研究の道しるべ…必読の一〇〇冊『宗教 religion』『日本研究』第五七号、国際日本文化研究センター、二〇一八年参照」）。

⁽⁸¹⁾ このことに関わって、『あいよかけよ』誌上には、一三三号（昭和五七／一九八二年）以降、「私の八月一日（一九四五年）」という、終戦当時における教信徒それぞれの経験を紹介する特集が、毎年掲載されていく。同号の編集後記には、募集に対しかなりの記事が寄せられたものの掲載が遅れたことに対する謝罪が述べられており、全教からかなりの反応があったことが窺える。その一例として、戦中には朝鮮において児童養護施設に勤務するなどした後、昭和五年に京都府庁を中途退職して霊地に移住し、信徒会連合本部事務局に奉職、後に同事務局長や『あいよかけよ』の編集長を歴任した井野清重（京都府・東九条教会在籍）による同号掲載の記事を紹介したい（なお、同氏の経

歴等については、平成一三年における本所による聴取記録「信心生活記録 井野清重氏」の他、井野清重『にんげん 井野清重』ぎじろくセンター、一九九一年、等参照）。

井野清重「朝鮮支配終わる」

朝鮮の孤児院で、その月の九日、ぼくは子供たちの前で宣戦の大詔を奉読したばかりであった。兵営をあふれた軍人たちが、その施設にも宿営していた。真夏の太陽がキラキラかがやき、ぼくは子供たちと共にアカシヤの木影でよく遊んだ。皆、はだかである。／よくわからなかった玉音放送も往来に出てみるとすぐわかった。人々はこの日のくるのを待っていたかのようなのである。大びらに朝鮮語がかたられ、ぼくを見る視線が痛く感じられた。軍人たちはすばやく姿を消し、やがて日本刀を腰にぶらさげた現地青年たちが、「保安隊」と書いた腕章をつけ、往来を活歩しだした。日本人と朝鮮人との立場が逆転したのである。これは院内でも同じ。／孤児院で、日本人は院長家族とほくだけである。院長は入院中だ。職員会議が毎夜もたれたが、ぼくにはわからない朝鮮語だ。ぼくは目をつむり黙然と正座しつづけた。この習慣は今もつづいている。

『金光教教典』の編纂とその受容

―表象しがたい「救い」をめぐつて―

橋 本 雄 二

はじめに

令和五年八月、筆者は、現行の『金光教教典』(昭和五八年。以下、『教典』)が編纂された当時の様子を聴取すべく、その編纂を担った一人である福嶋義次の元を訪ねた。すると、質問を切り出すよりも先に、福嶋から「断っておきたい」と投げかけられたのが、次の言葉だった。

お話をうかがったりさしてもらう前にね、一つだけ僕言いたいことは、聞いてほしいことはね。この教典いうのは、最終段階じゃないんだという、「…」教典というのは時代と状況、歴史状況だとか文化状況だとか、そういうのいろいろと影響されながら生きている人々のための教典なんだから。だからその時代状況だとか、歴史状況だとかいうものに、かみあうように編纂に編纂に編纂、改編を重ねていって、何遍も何遍も新しい教典を作り出していく、生み出していくいうかね。それが教典なんで……^②。

一般的に、「教典」はその宗教における信仰上の根本的な内容が収められた書物であり、その内容は変わらないものであるべきだというイメージが付随していると思われる。例えば『広辞苑』(第七版、岩波書店、平成三〇年)では「教典」

は「教育上または宗教上の基本となる書物」、「経典（きょうてん）」は「教徒の信すべき信仰内容や守るべき信仰生活の訓戒・規範を示した根本的な文献。仏教の教義の典拠となる書籍、キリスト教の聖書、イスラム教のコーランの類」とある。このように、「教典」には、そこに収められた内容に対して、規範的な意味合い、ゆるがせにすることを許さない、固定的なイメージがあるだろう。本教でも、現行教規において、「本教の教義は、金光教教典を所依とする」（教規第四条）とあり、このイメージで見られているかもしれない。しかし、『教典』に対して、「何遍も」「作り出していく」といった福嶋の語りからは、そのような一般的な「教典」認識とは異なる、いわば可変的なものが窺える。そしてその可変性については、「歴史状況」「文化状況」といった時代社会の動向との密接な関わりから促されるものだとしているのである。開口一番に、筆者にこのことが訴えられた事実は、それだけ福嶋にとって『教典』に可変性を認めることは重視すべきことであり、その認識を共有していない教内一般に対して、福嶋が歯がゆさを抱えていたことを示しているよう。

福嶋の語りには、信心のモデル、指標のようにして参照されるテキストという意味で、固定的、規範的に捉えられる「教典」では、信心を一定の了解の範囲に止め置き、予想だにしない神との出会い、ひいてはそこにあるはずだったかもしれない「救い」の可能性を捨象することになりかねない、との危惧も窺える。そして、時代社会の動向との密接な関わりを「教典」に求めることからすれば、単に時代社会の価値観と同じ次元での「救い」ではなく、その価値観をも問い返すような次元の切り替えを伴い「救い」を志向させるものとして、福嶋が『教典』を熱望していたことが理解される。しかしそうした「教典」への認識は、教内で広く共有されていないのが現実であることから、筆者は福嶋への聞き取りにおいて、改めてこうした現実への身もだえするようないが秘められているのを感じさせられたのだった。

ところで、この『教典』の刊行は、昭和四十九年発足の安田好三内局において、教規改正（昭和五五年九月、儀式・服制・拝詞の制定（同五八年一月）、本部総合庁舎の竣工（同年七月）等とともに、「教団一新」というスローガンの下、取り進められた^③。そしてその「教団一新」には、「信心を進める条件づくり、環境整備」といった意味合いが込められており、『教典』刊行もこの教団的位置づけにおいてなされたと押さえることができる。しかし、その位置づけに関して、『教典』

編纂とその後の受容の面から考えてみるならば、福嶋の言葉が示すように、必ずしも信心進展に期待されるような著しい効果をもたらすことにはならなかったことが予想されよう。

では、いかなる背景や経験が福嶋をして、このように語らせているのだろうか。また、福嶋が指摘するように、時代社会と深く切り結び、絶えず改編を迫るような『教典』への受け止めになっていないとすれば、それは何に起因するのか。本稿では、福嶋に限らず、「教典」をめぐる人々の経験に注目し、右で指摘した『教典』編纂とその受容に浮上する課題を明らかにしつつ、「教典」を介しての私たちの信心をめぐる認識が、どのように問い直されるのかについて考えてみたい。

以下、第一章では、『教典』が編纂されていく前段階として、戦後、旧『教典』が問題化されていた背景に注目する。信心の営みにおいて旧『教典』はどのように浮かんできているのか、旧『教典』成立前後の時期にも触れて考察する。第二章では、昭和五〇年以降の『教典』編纂における議論の様相を取り上げ、そこでの経験が投げかける意味について考察する。第三章では、『教典』刊行後の受容の様相に注目し、そこで「救い」はどのように捉えられることになっているのかについて論じる。

なお、本論に入る前に、現行の『教典』編纂の経緯を概略的に示しておきたい。この『教典』の編纂は、昭和五二年九月三〇日に発足した金光教典籍編修委員会（以下、典籍編修委員会）を中心としたものである。同委員会は「本教信仰の基本となる典籍を編修すること」を目的とし、本部教庁に置かれ（金光教典籍編修委員会規定）、昭和五八年まで、計一八回の委員会及び、適宜小委員会、検討会等を開いている。同年九月、典籍編修委員会は解散。審議の経緯、詳細については、「上申書」（『金光教報』（以下、『教報』）昭和五八年一〇月）及び稿末の【別表一】「『金光教典』に関する略年表」を参照のこと。

発足当時の委員は次の通り。安田好三（委員長、金光真整（※昭和五三年七月二九日に帰幽。第一回のみ出席）、矢代礼紀（第二回まで出席、橋本真雄、藤村真佐伎、畑愷、瀬戸美喜雄、福嶋義次、高橋行地郎（以上、委員）。高橋一邦（委員兼幹事（幹事は第四回まで）。藤井記念雄、岩本徳雄（以上、幹事）。塚本憲正（第七回まで書記）。

その後、第五〜八回まで三矢田守秋（委員）が、第八回より大場正範、江田道孝（以上、委員）が、第九回より竹部教雄（委員）、金光和道（幹事）が加わり、第一八回までに清水文也（第六〜一四回）、金光英子（第六回）、瀧上忠保（第一〇回）、西川良典（第一二回）、井手美知雄（第二二回）が書記を担当している。

ところで、『教典』については、昭和三年にも、現行の『教典』と同じく、「金光教教典」と題して教団刊行されている。そのため、昭和三年に初版が発行された方を旧『教典』と表記した。このほか、刊行物あるいは書名としてではなく、普通名詞として指示する場合は、「教典」と表記した。なお、資料の引用に際しては適宜、現代的用字に置き換え、句読点を付し、段落は「／」で示した。

第一章 旧『教典』問題化の諸相

第一節 旧『教典』成立前後の時期における「教典」の編纂とその受容

戦後、旧『教典』の内容が問題化され、それが『教典』編纂の一つの大きな動因となる。そうした動向を理解するにあたって、そもそも旧『教典』がどのように生まれてきたのか、成立前後の時期に注目して確認したい。

旧『教典』の成立については、畑愷「金光教教典の成立過程について」（紀要『金光教学』第四号、昭和三六年）に詳しい。畑は、旧『教典』に所収された「神誡」「神訓」「金光教祖御理解」がそれぞれのようにして成立したのか、またそれらが旧『教典』として編まれた経緯について、時代状況を視野に入れつつ考察している。したがってそれは、旧『教典』という刊行物を対象とした考察となっているが、本節では、人々の「教典」認識を探る上で、モノの編纂史というよりも「教典」として主張される意味や、そのようにして価値付けられた事情、背景に改めて注目してみたい。また、「教典」として受容されることの意味も考えたい。

では、本教史において「教典」という言葉はどのように登場するのか。筆者が確認した限りでは、「教典」という言葉が初めて見られるのは、神道金光教会が神道本局からの別派独立を内務省に請願する場面である。知られる通り、こ

の請願運動に主として奔走したのが佐藤範雄である。^④ 佐藤は、明治三二年七月、内務大臣宛に提出した「別派独立請願理由書」^⑤において、従属関係にあった神道本局との違いを強調し、一教独立への必然性とその根拠を提示する。その中で挙げていたのが、「神道本局は元来自得の教義を有」さないので対し、「我教は教祖の立教せる信条、教典を有し、純然たる教法的性質を具備」しているという点である。ここで、「信条、教典を有」する、と述べた、その「有」の意味に注目したい。

ここで、「有」する、として指し示されるのは、請願書類に添付された教義テキスト（「慎誠正伝之弁」「道乃教乃大旨」等）のことであり、そこには後に「神誠」「神訓」として成立する内容が含まれている。それは、内務省との交渉において必要な本教信仰の表明物であった。

先行成果では、「神誠」「神訓」に関わって、それらの内容を世の中に表明していく佐藤のありように、教祖の信心に基づく実践的な態度が見られると指摘されている。独立前後の時期を対象に、佐藤の教義表明の態度に注目した北林秀生は、「慎誠神訓」「神誠正伝」等の教義テキストでの改編を「佐藤が金光大神に見た『天地の道理』の発現」として捉えつつ、その発現は「世俗的な思考・行動形態を借りずにはあり得ないものであり、状況が変動を来す時、それに伴ってその現れも変動を余儀なくされるものであった」と述べる。^⑥ 北林は、佐藤の「神誠」の編纂姿勢に対して、「公認化のための教義的捏造や国家への迎合、あるいは偽装的方便の側面から評価」する声に異を唱えた。独立後も佐藤が『天地の大理』（明治三八年）を執筆する等、時代状況の変化を意識しながら「常に言葉化し続けた」姿を捉えた北林は、そうした「固定化された表明物」でよしとしない彼の態度に、「不可知、かつ無限なるものとの往還」が背後にあると指摘したのである。こうした指摘を踏まえるならば、佐藤にとって教祖の信心とは、そのみを純粹に取り出して言語化、固定化し得るようなものではなかった。しかしその上で佐藤は、「信条、教典」といった形を「有」することで教祖の信心に接近でき、国家からの要請や制度といった時代社会との関係上に、神といった超越なるものとの邂逅が実現可能なのだ、と認めていたことになるだろう。つまり、時代状況に即応させるといふ、一見、他律的な面が「教典」の

形成には必要であり、そのことが佐藤にとって、教祖の「信仰發揮の内実」から、また信仰發揮の現実としての時代社会から求められたことになる。

では佐藤において、どのように言語化されたものを通して教祖の神意にまみえることは、どのように説かれるものだったのか。明治四一年、佐藤は「神徳涵養講習會講話」で教会長を対象に「信心の復活」を訴える中で、「神誠」「神訓」は「生きたる教祖」であると説いている。^⑦同講話で佐藤は、教祖亡き今、教祖より伝わる正統な教えは「神誠」「神訓」のみであり、このことについて「教祖御一代に伝えられたる道が八十二カ条（神誠）」「神訓」のこと（引用者）で足るかと言わば、足らぬ」が、「三十余年説かれた教えが、それで説かれぬか」と説かれる」と述べる。ここで佐藤は「各自徳を磨き、知を積んで、教えを説き伝えるようにせねばならぬ」と述べていることから、各々に「神誠」「神訓」を通して教祖との出会い直しが図られ、教えもそこから無限に生まれる、との思いに支えられていた様子が窺える。講話の主張点は、「神誠」「神訓」によつて道が伝えられていく働きが生成されることにあり、佐藤はその生成に「信心の復活」を見たのである。しかし反面で、「神誠」「神訓」のみを正統な教えとするような佐藤の思いは、後の者にとっては、それ以外を許容しないような意味として受けとめられたのではないだろうか。直信の佐藤には、教祖にまみえた感激が、「神誠」「神訓」の文言以上に事実としてある。ところがそうした体験をもちえない後の世代にとつて、「生きたる教祖」との出会いが「神誠」「神訓」を通してなされるとの主張は、あたかもそれ以外の道がないかのように受け止められ、結果として「神誠」「神訓」に強制的な規範性を与えるものとして映じたであろう。

このことについては、独立時に定められた教規教則では、「信条」「教典」からの逸脱が厳しく取り締まられ、布教者の教導にも影響を与える面があったことを合わせて考えなければならぬ。したがって様々な文言で広まっていた「教え」も、教団の公的な表現に統一されるべきものとして意識されることになった。^⑧官憲の取り締まりは、信心の規範化を招くことにも強く影響していたのである。

とはいえ、もちろん「神誠」「神訓」を教祖の神意として受け止めることが、人々を信心実践へと動かししていた点も

見逃してはならない。国家の宗教統制による都合で信条形式であらわされたとはいっても、そもそもそうした倫理性の高い教えは、儒教にみる道徳性を受け入れてきた当時の人々に自然に受容されていくものであった。教政的な動向とは関係なく、布教者の間で流布されていた「教え」を教義的根拠として、救済実践が行われていた実態がそのことを示している。^⑩明治二〇—四〇年代には、教祖及び金光四神の「教え」を筆写・流布する動きが見受けられ、生活との関わりにそれら「教え」は位置していたことを窺わせる。また、独立後には「神誠」「神訓」といった「教え」を「信じる」営為が対外的行動へ向けられ、金光教という存在の認知度を高めるなど布教上に大きな影響をもたらした^⑪との指摘もある。その例として、明石教会の「誠心組合」や佐藤重助の「日本恤救院」といった活動が挙げられる。^⑫「神訓」を実践徳目や精神的支柱として事業に取り組む信仰者の姿からは、教団教義というような規範的、拘束的意識に上せられる、教団としての中心的位置づけを与える「教典」の受容とは違った様相が浮かんている。それらが「教典」と呼ばれようと呼ばれまいと関係なく、日常の次元で「教え」に基づく信仰実態があったことを窺わせよう。

ところで、「教典」の受容が、個々の信心を活性化させた様相とは別面で、国家の意思の受けとめにも連なっていた面を指摘しておかねばならない。渡辺順一は、「信忠孝一本」の教団教義が、形成期において皇国史観の神国思想一般とは峻別されていたにも関わらず、二度の世界大戦を経る中で、敬神、忠君、愛国といった「国民道德」に近接し、戦争という有事にあって積極的に徳目化していった点を指摘する。^⑬そこで「神国の人に生まれて神と皇^み上との大恩を知らぬこと」（「神誠」第一条）をはじめとする国家主義的な色彩を帯びた教条については、その言葉から、国家主義を越え出る教祖の発見的解釈を生み出した様相も取り上げられたが、しかしそれが現実には、当時の国民意識に包摂される格好で本教信仰の独自性の根拠として利用されていく面であった。こうした受容の面が、戦後問題にされていくが、このことについては次節以降、見ていきたい。

ともあれ、昭和三年に、「神誠」「神訓」と『金光教祖御理解』（大正二年）をあわせて刊行されたのが、いわゆる旧『教典』である。これは、昭和一六年に教規上、「教義」の「所依」の典籍として定められ、それによって国家から保護・

監督を受けるといふ公的な面と、そうした公的な保護・監督を前提としつつも、日常の次元で神との関わりを見出すといった面の、二層の面を有していた。ところが、戦後の体制変化によって従前のような国家との関わりが解かれたことから、前者の面を喪失することとなる。では戦後、旧『教典』は一体どのように受け止められていったのか。

次節では、本節で取り上げた内容を踏まえて、次のことを意識しながら考察してみたい。それは、戦後のいわゆる「信教の自由」を享受する中で、旧『教典』に向けてどのようなまなざしが向けられたのか。予め述べておくならば、今こそ教祖の信心そのものをあらわすべきだとして、新たに「教典」を求める声があがるが、それはどれほど「信教の自由」を受け止めた、自律的な表象物としての「教典」に結びついていったのか。見てきたように、旧『教典』に収められた「神誠」「神訓」の編纂に窺えたのは、教祖の信心を発揮する態度を伴いながら、その実、国家意思の絶対性のもとで編まれた他律的な面であった。であるとすれば、戦後は、旧『教典』が自律的に編まれなかった問題をどう議論し、確認することとなったのだろうか。

第二節 旧『教典』と信心生活―戦後から昭和四〇年代まで―

戦後、教団では、敗戦までの教団体制が国家からの制約を受けてきたことへの反省から、教祖の信仰それ自身の論理に基づく体制づくりが目指された。¹⁴ これまで教祖の「教え」として掲げ、教祖像闡明の中心に位置づけてきた旧『教典』も、国家からの制約を受けてきたとして問題視され、どれほど教祖の「教え」そのままであるか、教祖の神意を十分に表現したものか、といった意見がみられた。¹⁵ 特に批判の目が向けられたのが、前節で触れた「神誠」第一条をはじめとする、戦時下に軍国主義や天皇制イデオロギーとの結びつきで説かれていた教条である。当時の教内新聞の読者投稿欄にも、具体的な内容に踏み込んで旧『教典』の改訂や「教典」の再編纂を求める意見がみられる。¹⁶

しかし、こうした意見が上がる一方で、昭和二〇年代の教政では、旧『教典』の問題は扱われていない。その理由の

一つとして考えられるのは、「今日この日から戦後」と言われても、人間の意識が追いつかないのと同じことで、依然教内では旧『教典』とともに信心の営みがあり、「教え」を介した神との関わりの実感が、拭いがたく個々にあったことである。人の心意に関わる信心について、教政として見定めがつかないのも理解されよう。

昔からの「教典」として旧『教典』を大事に思い、信心の営みの支えにしている声として、時代は下るが、昭和三八年の教内新聞に掲載された、信徒の前島浩一による「教典の奉賛」と題した記事を見てみたい。

金光教は、教祖生神金光大神の教典にすべてを丁寧懇切に教えられたもので、至れりつくせりであります。この教典を拝読すれば、微に入り細にわたって、金光教というものがごく平易に明瞭にわかるのであります。／信心ということは、どのような事をするのが信心であろうかと、教典をしらべてみますと、御理解第二十一節に、「信心せよ、信心とはわが心が神に向うのを信心というのじゃ。神徳の中におっても氏子に信なければおかげはなし」と教えられております。／「…」／教典を神様のお思召であるとして、教典に親しみ、教典を研究して信心を進めさせて頂くよりほかに、神様と仲よくし、神様に近寄るすべはないように考えられます。／朝夕、教典に親しみ奉賛して行くことが大切であると思います。教典の字句はわかり易く簡単でありますが、その内容が深く厚く、わかりにくいところもあることと思われませんが、むずかしいからとてはいつまでもわからぬことになります。／この立派な教典を奉賛もせず、研究もせずして、このままほっておくということは、信者としてたえられないこととて、朝夕奉賛研究し休得して、お蔭を頂いて、神様にも金光様にも喜んで頂くべく努力すべきではないでしょうか。

（前島浩一「教典の奉賛」『金光教徒』昭和三八年五月一日）

右の引用で省略した箇所（…）に記されているのは、その直前の箇所と同様、御理解第〇節にはこのように教えてある、といった旧『教典』の「教え」の紹介で、前島が旧『教典』に精通した人物であることを想像させる。前島は、「朝

夕、教典に親しみ」と述べている通り、毎朝夕、教会で行われる祈念の時間に旧『教典』を読み上げ、またそこに書かれた「教え」の意味を教師や信徒らと相互に求め合うといった営みをしていただろう。前島にとって、旧『教典』の「教え」は「神様のお思召」であり、その一字一句に人間の計らいを超えた必然性、ゆるがせにしてはならない神ともいべき性質が見てとられている。そこから前島は、「教典に親しみ、教典を研究して信心を進めさせて頂くよりほかに、神様と仲よくし、神様に近寄るすべはない」と述べるのであり、旧『教典』の「教え」を介して、信心の深遠な世界に引きずられていく、導引的な性質を旧『教典』に見ているのだった。ここには、「教え」に神を感じるという直接性と、「教え」によって信心の深遠な世界に誘われるという導引性が併存して、旧『教典』の意義が説かれることになっている。このような信心を営む当事者的観点からすれば、その双方の性質が分かちがたくあるのが「教典」なのであり、その特質が旧『教典』にもあらわれていたと見てよいだろう。

実際、このような受け止めは前島に限るものではなく、当時の教内新聞を見ると、前島と同じように、旧『教典』を紐解き、「御理解第〇節には……」といった表現で、神意について語ろうとする記事や、自らの「おかげ話」と「教え」をとともに紹介する記事は枚挙にいとまがない。それらは、旧『教典』を紐解き、そこで「教え」に触れることで、日常の出来事に神との関わりを実感する営みが、時代が変化するなかでも、個々に生まれ、続けられてきた事実を物語っているだろう。

しかし、なぜ前島は右のような投書をするに至ったのだろうか。昭和三〇年代、旧『教典』を話題にする場面は、確認した限りでは、議会で一部見受けられる程度であり、¹⁷ 教学研究所や学生の集会でも見られるものの、特に継続した大きな動きに繋がる様子は見られない。¹⁸ 教団の見解としても同様である。昭和三十一年八月に行われた教主就任式で和泉乙三が述べた「御礼の言葉」の中で、「教典の集大成、教義の闡明、教風の確立など、真に世界、人類の要請に応え得る、本教千年の規模を定めさせていただくべき、今は、もっとも大切な時にあることを、痛感するのでございます」¹⁹とあるものの、同三四年、立教一〇〇年を迎えるに当たっての和泉の言葉も同じように、「教典の大結集、教義の闡明、

教風の確立などを取り上げてみても、すべてはこれからだ」という調子である。同年四月の本部大祭で佐藤一夫教監は「本部広前御造営の会堂建設のおかげを蒙り、教典の大結集、教義の確立など、あらゆるおかげを受けていきたい」と述べるが、その後、積極的な動きは何もない。教外の人物や若い世代から「時代錯誤な表現」といった指摘を受けながら、「一体、本教の信心からいつて、教典はどのようなものであったらよいのか」との問題提起から旧『教典』の成立過程について論じた畑愷も、旧『教典』に対し「案外そういうことは、問題にしないで」といって、教内の様子（昭和三六年）を捉えている。²² このように旧『教典』は、施策の上で真正面から取り扱われてはおらず、その他の課題が優先され、一面放置されていると見られても仕方ないのが実状だったことになる。

このような状況に鑑みつつ、先の前島による見解を捉え返すと、彼の言は、旧『教典』の価値、すなわち「モノ」としてのそれを主張しているのではなく、信心にとつての「教典」の価値それ自体を顧みるよう、全教に促していたことがわかってくる。彼が言わんとしたのは、神意を実感的に受け止めることの意義であり、それが旧『教典』で可能であることの、信心の広さや深さの方である。²³ 前島の「このままほっておくということは、信者としてたえられない」という言葉は、単に旧『教典』を放置するあり方への訴えではなく、それを介して神との関わりを繋いできた人間の生をも置き去りにしていく、信心のあり方に向けたものではなかったか。当然、彼のもどかしさは、旧『教典』以外に「教典」が存在しない以上、旧『教典』を「奉賛」するあり方で主張するものとなっていた。また、そこでは、「信心」「おかげ」「修行」の意味するところを説き、それを規範的なあり方としてわが身にいただいていくあり方と密接なものとなっていた。その限りで、前島のあり方は、旧『教典』に批判的な眼差しを向ける者にとって、旧来の慣習にとらわれた姿とも捉えられるものだったに相違ない。

とはいえ、旧『教典』を取り立てて問題にしない状況は、昭和四〇年代に入っても変わらない。ところが、教政では社会性獲得が課題として意識され始め、昭和四〇年代後半にさしかかる辺りから、これまでの教会や教団の信心推奨のあり方に見直しを迫ろうとする動きが見られる。旧『教典』の教えの簡条が、信心の徳目として、自己の改まり、心の

向き変えを強く求めるなど、自己の内面の修練に終始するばかりで、大きな産業構造の変化に呼応する信心になっていないのではないか。こうした問題意識が顕著になって、教团的にも課題視されていく。そこには公害問題をはじめ、経済成長を推し進めてきたことにより噴出してきた問題が国民的課題として意識され、これまでのあり方を見直していく時代思潮の影響が深く関わっている。産業形態、生活形態の変化による、常識や価値観の激しい流動は、「激動」²⁴の表現で時代を感受していたことにもあらわれている。こうした時代の感受は若い世代にとって、秩序感覚や感性の基盤に刺激を与えるものであったといわれている。²⁵次節では、こうした時代状況にあつて、旧『教典』がどのように問題化されていくのかを見ていく。

第三節 旧『教典』問題化の諸相―昭和四〇年代後半―

昭和四六年九月、岩波書店から刊行された「日本思想大系第六七巻」の『民衆宗教の思想』に、「金光大神覚」と「金光大神理解（抄）」が収録された。教内においてこのことは、社会からの注目を浴びた出来事として強く印象づけられたのだが、それらの収録を取り付けたのが、宗教学者の村上重良であった。同書には、村上によって選定された民衆宗教の「教典」が収録されているが、その選定にあたって村上は、「創始者の思想」が窺える文献を重視した一方、それとは「異質」で「国家神道イデオロギーの強制に対応してつくられた文献」は「収録しなかった」と述べている。²⁶そこで選ばれたのが「金光大神覚」と「金光大神理解（抄）」の二資料である。「金光大神理解（抄）」には旧『教典』中の「金光教祖御理解」も含まれていた。教規上は、旧『教典』が「教義」の「所依」として定められているのだが、右の基準に照らせば、旧『教典』の内容である「神誠」「神訓」には、「国家神道イデオロギーの強制」が働いていると、外部から指摘されたことになる。

ところで、収められた二資料のうち、「金光大神覚」は二年前に公刊され、教内に頒布されていた。一方、「金光大神

理解(抄)は、当時教学研究所で原稿化が進められていた「研究資料 金光大神言行録」(以下、「言行録」)からの抜粋で、教内で未発表の内容も含まれていた。そこで市川彰内局は、教内でも周知されていない資料が対外的に発表されたことへの問題指摘を受けてか、そうした未発表の内容を、急遽、『民衆宗教の思想』刊行と同月の『教報』に「金光大神御理解」と称して、発表の経緯とともに掲載した。²⁷⁾

以上のことは教内にとつて、本教信仰の価値を社会的評価から受けとめる経験となり、また大部の教師や信徒にとつては、これまで知らされていなかった教祖の「教え」(計四八節)を思わぬ形で知る機会ともなった。当時、求められたのが、教団や教会から発信する本教信仰の社会的有用性であったことを考えると、一連の動向は、教祖に関する資料の価値や重要性を再認識させるものであり、後の「教典」再編纂の動きを下支えるものになったといえる。事実、こうした村上の動きを契機として、研究所では新たな「教典」編纂へ向けて「言行録」の整理作業が精力的に進められると共に、教内では、「言行録」の近い将来の刊行に期待が寄せられることとなった。²⁸⁾

翌(昭和四七)年四月、村上は「金光大神覚」を元にして教祖の伝記『金光大神の生涯』(講談社)を執筆、出版する。それに応じて当局は、その村上に教団設立記念式(同年六月)での記念講演を依頼した。講演で村上が歴史学的な見地から述べたのは、教祖の信仰は「人間の生活を基準とした合理的開明的な信仰」であり、「幕末維新期において」、「他に求め得ない近代宗教のめばえをそこに獲得していた」という評価であった。²⁹⁾しかし、その一方で教団に対しては、教祖の信仰を「国家神道の時代には、正しく表明することがはばかられ」たと述べている。これは、戦後の教内にみられた、国家的制約によって教祖の信仰を十分に表明し得なかった、という認識に符合するものであった。

この村上が、資料的価値から、学問的にも一般的にも大いに評価されると述べたのが「金光大神覚」であり、こうした発言は、教内において、教祖の信仰を一層世にあらわす取り組みに力を与えるものだった。昭和四七年二月の通常議会で田淵德行布教部長は、本教信仰を社会へ表明する志向を加速させるべく、新たな教務の役割として「教団自体が布教の実体を担っていく」教団布教」を打ち出し、「金光大神を本教の教祖とするだけでなく、日本国民全体のものに、さ

らに世界人類のものにしていく」と述べている。³¹⁾ ちなみに「世界人類の金光大神に」との言葉は、同議会で打ち出される教務主催の公開講演会（金光教講演会）実施の意義確認にもさかんに見られる。同講演会を通して浮かんだ課題についての報告では、対社会、対世界への姿勢に立つ上で、本教の人間観、神観、社会観等に関わる「本教教義」が求められているとされ、そのためにも「金光大神言行録」公刊のこと、教典集大成のこと、「金光大神覚」、その後の研究にもとづく伝記「金光大神」の改訂修補のこと」が願われると述べられた。³²⁾

このように、社会に向けた信仰表明の必要性が意識されていく過程では、村上による本教への評価に見るように、外部からの指摘、評価を、自己評価として積極的に受け入れ、信仰展開の資にしていく様子が浮かぶ。学問的な評価が直ちに信仰上の評価と重なるものではない。これは信奉者なら誰しも認めるところだろう。がしかし既述した通り、急激な社会変化に直面していた当時、教内では、既成の信仰観のままではいけない、という意識が強まっていた。それに加えて、社会に向けての信仰表明が課題となっていたとき、外部からの評価は、新たな評価軸獲得の好機と捉えられたのであり、それに基づく展開の方向性は、教団的な規模で認知されることになったのである。

ここで、既成の信仰観への批判を見ていきたい。それまで教団が信仰の所依としてきたのは、本部広前の結界に座る金光鑑太郎（所謂、四代金光様）を中心として、各教会の結界でなされる取次の営為の他、教義の所依として、旧『教典』、旧『金光大神』（昭和二八年）等が挙げられる。旧『教典』は、そこに掲げられる教えの箇条を徳目的に受け止め、実践として促すという意味で、各教会における日々の営みの上に依然大きな影響を与えていた。しかし、村上が岩波書店から『民衆宗教の思想』を刊行したちょうどその年、旧『教典』に対して、青年教師達から批判的言説が出てきたのだった。

例えば、昭和四六年一月に開かれた青年教師協議会を見ると、テーマも「本教の現代化は可能か」であり、既成の教義、教団体制を時代遅れのものとする意識が前提にある。この協議会で出たのは、「先覚が継承してきた教祖の信心のゆがみを見て、それはまちがっていたという見方のみでなく、当時の時代状況の中で、教典編纂の意味あいをおさえ、

今日、新たな教義を求めていく気運、また、教義の問題だけでなく、教団の自己変革への気運の醸成をたいせつにしていかなければならない」といった声だった。³³ 見ての通り、彼らにとつて、「先覚が継承してきた教祖の信心」は、一蹴すべきだとする判断はさておき、歪んでいるのは自明のことのようだった。³⁴ 旧『教典』も同じで、教祖の信心がそのままにあらわれたものではなく、歪められたものとして前提化されている。³⁵ しかし、その前提に立った、変わるべきは教団の体制だとする声は、教団変革に向けた自己の使命感を確かめるものであっても、自己の信仰は問われないままであり、一般論的、表層的な問題化に見えなくもない。そこでは、自己の信仰に向けて、どう問いが差し向けうるものだったのか。このことについて、次の福嶋義次の講話を見てみたい。

昭和四十六年八月に開かれた全国学生大会では、学生らにより、教団改革を意識した大会テーマが掲げられた。³⁶ この大会に、学生からの依頼で教学研究所所員の福嶋が講師として呼ばれ、「教団形成期の問題―歴史の責めを負うこととして―」と題した講話を行っている。その講話の内容は、佐藤範雄における旧『教典』の編纂姿勢を批判しつつ、そのことがこれからの教団を担う世代にどういった問題を投げかけているのか、というものであった。こうした内容となったのは、学生らの掲げた大会テーマに沿わせる意図とともに、右で見たような当時の青年教師らの影響もあったという。³⁷ 福嶋が佐藤の姿勢を批判する動機となったのは、福嶋が学生の頃に、「神誠」第一条について述べた、教義講究所（現金光教学院）での佐藤の講義録を目にしたことであった。そこで佐藤は「天皇信仰」「国体信仰」の文脈で教祖の教えの意味を解釈し、説いていた。³⁸ この講義録を読み、福嶋が抱いた疑念は、佐藤の国学思想の素地が教祖の教えの解釈に影響し旧『教典』につながったのではないかということである。福嶋は、教団を組織化する際の、そうした教祖解釈によつて、「それ以降の教団」の信仰も「天皇信仰」「国体信仰」を基に方向付けられたと指摘する。それゆえ、昭和二十二年以降の日中戦争から太平洋戦争終結まで、「組織的に、精力的に」本教信仰が「国家のお役に立つ」ということを第一目標にして、「信心を国家へ「供出」するということまでスローガンに掲げ」るに至ったと主張した。³⁹

この福嶋の主張は、教団組織形成期（組織化の起点）における教祖の信心の解釈なり、価値付けが、その後の方向に強

されてしまう問題を指摘する。その上での右の言葉には、そうした些細なニュアンスの書き換えであっても、教祖の教えを歪めかねない問題が、こと「教典」の権威化として意識されていることがわかる。佐藤が教団形成期に出会わされた問題は、依然今日に「抱え込まれたまま」だ、との福嶋の言葉は、現下の教団組織に対して、徹底的に教祖からのやり直し、再出発を要請するものだろう。それは、教祖との出会い直しがいかにして図られるか、そうした問い求めに妥協を許さない福嶋の態度の現れといえる。右の語りは、文脈からしても「教典の再編纂」を意識したものといえる。その編纂を誰が、どのように担うのか。その問いかけには、教祖に関する資料に対して、どのような解釈を施すべきではなく、解釈することそれ自体に、教祖の信心とは異質なものが含み込まれるのを問題視する峻厳な視線を見ることが出来る。

福嶋にとって、旧『教典』に過去の誤りと思しき思想の言葉が温存されていることは、少年期に植え付けられた戦争の記憶を呼び起こすものであり、感情的に受け付けられないものでもあった。それは、福嶋に限らず、天皇制イデオロギーを押しつけられ、一方的に受けざるをえない格好で戦争を体験させられた、同世代に共有されるものだったのではない。このことから窺えるのは、こうした旧『教典』への批判には、内容それ自体に止まらず、戦時下の学校教育や教団の掲げるスローガンに見るような、規範拘束性をもった行為の価値付け、イデオロギーの一方的な押しつけによって、信心の営みが方向付けられることへの嫌悪が伴われていることである。

そこからの「読み」の固定化の問題は、「教典」という書物の内容それ自体にも問われる問題であるかもしれないが、むしろその書物を受容（利用）する人間の側に問われるべき問題であるともいえるだろう。そして、福嶋にとってその問われるべき最たる対象は、教祖に関する資料を受容し、「教典」という書物を編纂しようとする己自身だったのではない。

右の講話では、金光教が戦争協力するに至ったとされる旧『教典』受容の営みの方よりも、そのように至らせる根本の要因として、旧『教典』の内容批判に意識の主眼が置かれている。それは、「教典」の権威性を発動した「読み」の

固定化の問題が克服されていくためには、まずもって旧『教典』の内容が変わらなければならないとの思いに支えられていたからである。また、こうした観点から解決が求められたのは、実際に福嶋が、「言行録」という教内でも未公開の教祖に関する資料に触れ、新たな資料環境が教内に醸成されていたことを感じ取っていたからに相違ない、との予測も可能だろう。

このように、教祖の信心が「正しく」表明され難かった問題について、村上はこれまで国家統制の影響下にあった観点から、また福嶋は佐藤の編纂姿勢に国学思想の教養が反映されていたとする観点から指摘していたことになる。つまり、教内外から、これまで公的な信仰表明としてあり、また信仰の教義の所依ともしてきた旧『教典』に対して、主に国家との関係性の面から、安定した解釈基盤の欠如を指摘されることとなったのである。

そうした状況を受け、教務では「教典の再編纂」が課題として意識されていくが、それは「対社会」「対世界」という意識の下、国家との関係性を克服し、他律的な面を排した教団による「教典」を示すことを念願させるものだったろう。しかし一方で福嶋が言うのは、各々が、なにもものにも邪魔されることなく、つねに教祖との出会い直しが図れるような「教典」の編纂である。それは、教団の思惑を超えていくという意味で、よりラディカルなやり直しを求めるものではあった。次章では、新たな「教典」の編纂を試みる過程で、こうした「教典」への思いの相違に、どう向き合われることとなったのか窺っていく。

第二章 『教典』の編纂から捉え返される神との関わり

第一節 「教典」で問われたこと―「教典に関する会議」を中心に―

昭和四九年五月に発足した安田内局は、教団の抱える諸問題の整理を、九年後に控える教祖一〇〇年祭において結実

させる、との所信を表明した。⁽⁴⁰⁾そして、「教団機構の再構成を目指す」という方針の下、「教団運営に関する会議」の開催を手始めに、「教典」、儀式服制、霊地施設など、各種の会議や審議会を設けて課題解決を目指すこととなる。ちなみに、同時並行で行われた儀式服制等の審議における課題意識は、「神道への依存から脱却し、真に自立した金光大神の信心を現すこと」であった。⁽⁴¹⁾ここにも、前章で見たような国家との関係性を問題にする意識が窺える。

「教典」については、「本教の教典とはどういうものであるか、また今後どういうものであったらよいか」といった議題を中心に、教内からの意見を聴取し、協議し合う場として「教典に関する会議」が設けられた。⁽⁴²⁾本節では、『教報』に掲載された懇談概要を手がかりに、そこでの議論の様相を窺う。

「教典に関する会議」の第一回（昭和五〇年三月二七―二八日）は、「研究者をはじめとする有識者」を対象に開かれた。⁽⁴⁴⁾そこでは、旧『教典』の問題点について、事実関係や文言の誤り等、客観的な視点からの指摘がなされ、概ね、それらの意見は共有されている。しかし、新たな「教典」の構想、またその取り運び方になると、意見は様々に出され、対立する様相も窺える。代表的なものに、次のような意見がある。

○みんなが読める、布教に役立つ、しかも信仰の本義が示されているものが必要。根本典籍は、それはそれとして、教典は布教をぬきにしては考えられない。

○『覚』『言行録』を含めて、「教典」とするほうがよいのではないか。権威が必要だからだ。しかし名称にはこだわらないが抄的な内容のものが布教にはほしい。

両者とも、「原資料がまずあって、そこから「布教」に役立つものを」とイメージしているが、そのどちらを「教典」と名付けるかで意見が分かれている。これは一体どういう態度の違いとして考えられるだろうか。

前者は、「みんなが読める」、「信仰の本義が示されているもの」と述べるように、内容を予め取捨選択した「教典」

がイメージされている。その立場からすると、不明瞭な内容をそのまま提示することは「布教」に適さず、「教典」は「布教」を前提とする以上そのようには考えられない、というものである。現代社会の難儀に對して、喫緊の課題は、本教信仰の立場から「救い」を明快に示すこと。「教典」はそれに応えなければならぬものと想定されているように。

一方で後者は、「覚書」「言行録」といった原資料を含めて「教典」としたいと述べる。その理由が「權威」であった。これは、「權威」の源泉を原資料に見て、教祖や直信らの動きを価値づけるものといえよう。そこには、編者の解釈や価値付け等の作業を留保させる意識が働いているともいえる。つまり、編者の構成作業によって、心理理解を損なうことへの危惧が、言外に示されていたと考えられる。すなわち、読み手の一人として編者も立ち、「わからなさ」の余地を含んだまま提示して、それ（教典）を読む各々の解釈に任せるといった態度である。こうした読み手に委ねる態度は、前章で見た教内の旧『教典』批判において指摘した、「読み」の固定化の問題に對して、内容面からその解消に應えようとするものといえるだろう。しかし、それゆえに前者の求めには応じ得ないものとなっている。また、その点で後者の立場は、時代社会の価値観に即応させるような編纂とは距離をとることになっているだろう。

この言を紹介した『教報』記事は、その末尾で「教典について、具体的な方途がこんちまで講ぜられなかった理由の主要点は、以上の懇談概要によって、ある程度御理解頂けると思う」と書かれている。「教典の再編纂」が教団の主要な課題として意識されつつも、各自の「教典」に對する認識がバラバラで、しかもそれが信念問題に直結する以上、「具体的な方途」を導くことは困難だったのである。会議では、そうした現状が確認されるばかりだが、しかし「教典に關しての意見聴取をさらに重ねながら、提起された問題を構造化して、今後の取り組み方、その方途を求めてまいりたい」という旨の展望も述べられている。日程上の都合が優先され、ともかく、新たな「教典」の刊行に向けて妥協点を探り当てていく方針を促すこととなったのである。

第二回の会議（昭和五〇年七月二八―二九日）は、「布教者」を対象に開かれ、全国各地方の教会を代表して一〇名の教師が招集されている。旧『教典』は、実際に教会でどのように活用されているのか、また問題視されているのか、に

ついで意見が聴取されている。そこでは、教会で教導を行う教師の意見と、教会に参る信者が生活の中で信心を求めていく観点からの意見が中心となっている。両者とも旧『教典』を問題にする声はほとんど見られず、「できるだけ教典の深い意味を感受し、悟らせて頂いていきたい」というように、それを用いる信心姿勢に振り向けて問題にする向きが多い。ただし、「本教の信心」について対外的に説明が求められる場面では、政治的な配慮の問題など、困難が生じる、とも述べられている。⁴⁶ここまで見たように、旧『教典』は、信心の取り組みを生活との関わりで見出させる重要な素材の一つとして捉えられており、新たな「教典」についても、旧『教典』のイメージで捉えられていた。

これ以降、第一回、第二回の会議で浮かんできた新たな「教典」への要望に、いかに応えていくかが協議されることとなるが、どのように意見を取りまとめていくかについての困難さは、依然変わらず意識され続けた様相が窺える。第三回の会議（昭和五〇年二月八―九日）は「教政者」を対象に開かれ、現実的な取り運び方について協議されるが、いくつか案を提示するに止まっており、何が妥当か判断のつけようが無い様相を浮かべている。翌（昭和五一）年一月に布教部は、他教団の教典類がどのようにして編纂されたのかの調査を東京出張所、金光図書館に依頼した。⁴⁷そして第四回の会議（昭和五一年一月二四―二五日）では、「教典」に対し、相反する方向からの要望があるため、双方に応じていくのは厳しいとの判断が示された。次のようなものである。「教祖の信仰へアプローチさせるもの」という要望と、「対外的に理解されるもの」という要求と、内外両面の要請に応えることは現実問題として、今日の段階では無理である」。

この判断をめぐって、矢代礼紀布教部長は「第五八回通常議会」（昭和五一年二月二―六日）で、次のように会議の経過を説明している。それによると会議では、旧『教典』の内容そのものの問題に止まらず、「他の宗教教団で絶対的なものとして押さえているものに類するような」典籍の必要性を疑問視する意見が出され、そのようなものが「果たして本教の中であり得るか、構成し得るかという、本質的なところにかかわる話」になったという。そこで矢代は、典籍出版の歴史的な経過を振り返りながら、「我々のみならず、先覚もそれを成し難かった」として、「絶対のものを一つ作るというような、本質的に掘り下げ、将来も見通して作る」ということは、とても出来難いので、そういう硬直した姿勢は

とらず、今日の段階としては、やはりできるだけ忠実に、あるものを集めていく、そしてそれを分類、整理してみてもどうか」という結論に至ったと報告している。

ここから提起されたのは、典籍を部門別（原典となるもの、教義書的なもの、布教教書的なもの）に分けていくというものであった。会議の初発に掲げられた「本教の教典とはどういうものであるか、また今後どういうものであったらよいか」との問いは、依然答えの出し難いまま先送りされた上での措置だったが、それは、「教典とは何か」というより、「人間とは何か」「救いとは何か」といった問いにまともに答えられないのと同様、本教信心を、一つの規定なり、一つの定義づけで把握することの限界を知る経験に近かったろう。

その後会議では、三部門に分けた典籍の刊行へ向けた第一着手として、「言行録」の編集作業に取り組むことが決定される。ちなみに、この会議が開かれる約半年前（昭和五十一年四月）より、『教報』の巻頭に「金光大神御理解」として「言行録」からの抄録が掲載されており、⁵⁰「言行録」刊行に対する教内の期待がより高まっていたと推察される。そして昭和五十二年に「言行録刊行準備会」が開かれ、どのように刊行するか、その方針や仕組みについて協議された。しかしそこで協議された内容も、当初は決定を見ないまま取り運ばれていき、やがて専門的な委員会を設置する動きとなつて、同年九月に典籍編修委員会を発足させることになる。それにより、ここまでの会議において決定をみなかった諸事項は、同委員会において決着をつけることが必要となった。

例えば、「第一回典籍編修委員会」（昭和五十二年一〇月二八日）では、「言行録」の編集方針について、「言」（理解）を中心に伝えているものと、「行」（事蹟）を中心に伝えているものとに分けて、「言」の方を採用した「御理解」として編集するといった方針が採られた。このことは、先の「言行録刊行準備会」でも協議され、「言」だけでなく「行」も含めた「言行録」として編集するかどうか）決定を見なかった問題であった。それは、教祖の「行」（事蹟）を知ることにも重要な信仰的意義を見る意見があったからに他ならないが、事実関係を精査していくには膨大な研究作業が必要との意見が出ており、「行」（事蹟）は掲載しないという方針に定まったのである。そこには、刊行締切を優先した判断がなされた

ようにも見えるのだが、ともあれ、「教典」に対して教えの言葉を重視する意識が「言」（理解）の方を優位に見、選べたことも考えられる。

その例として、典籍編修委員会の発足に先立って『教報』の「巻頭言」に掲載された、橋本真雄総務部長の執筆による「道をより明らかに 教典編集の願い」（昭和五二年五月）という記事を窺ってみたい。ここで橋本は、「教典」の一般的な理解として「その宗教の教義や信心生活の規範ともなる書籍」であると示した上で、本教の場合、「本教一切の営みは、取次を根源としての働きでありますから、教祖金光大神にはじまる御取次の内容を書き記した文書こそ、それにふさわしい」と述べている。橋本がそこで認めたのは、取次の場で現れた「教え」の重要性であり、ここには、後に事蹟を掲載しないという判断にむずびつような認識があらわれていよう。そしてそれは、六年以内の刊行に間に合わせたいという当局の意向も相まって、積極的な方向を見せていくのである。

このように、『教典』の編纂には、政治日程という現実的な都合や当時の本教観が反映されている様子が窺える。では、時代社会との関係はどうだったのか、次節で窺っていく。

第二節 『教典』編纂に浮かぶ表象の限界性―典籍編修委員会における差別用語の議論を中心に―

その後、典籍編修委員会では、教祖に関する資料の提供を全教に向けて呼びかけたり、佐藤範雄の書斎となっていた「神徳書院」所蔵の教祖関係文書資料の借用を芸備教会に依頼したりするなど、資料の集大成が図られていく。そして、これらの資料が活字となって原稿化され、その中からさらに掲載の適否が検討された。具体的には、類似の教えとみなされるものは整理・統一し、意味の不明なものや事蹟として捉えられるものについては採択しないといった作業が進められた。そして「第八回典籍編修委員会」（昭和五四年七月）で、「御理解」に加え「金光大神覚」と「お知らせ事覚帳」（以下、「覚帳」）を合本して教祖一〇〇年祭時に刊行することが決定される。これによって、より資料性の高い典籍

として編まれることとなった。また、このとき典籍の名称についても議論されており、「金光教典」という案への賛同が多かったようである。名称は後の委員会でも繰り返し議論され、それについては後述するとして、次の「第九回典籍編修委員会」（同年九月）の報告を見ると、「前回まで「覚帳」「覚」「御理解」という根本典籍を一冊にまとめたものとして、資料的価値の強いものとのイメージを持ってきた。だが、今回の委員会で、合本それ自体を一冊のまとめた本とみて、一般に読んで理解でき、信心生活を進める上での糧となる教典的性格を持ったものとしての方向で考え、合本の協議を進めることになった」とある。この決定に至る議論の詳細は不明だが、右の名称案やこの決定に窺えるのは、この頃には既に、「教典」として編纂するとの意識が委員らに醸成されていたことである。ここには、編纂してきた内容が、単なる資料集のような位置づけに収まらない、信仰営為に直結する力をもったものとして、委員らに受け止められていたことが窺われる。単なる資料集に止めてはならない、との気構えが、政治日程や事情に回収されないものとして、「教典」としての編纂を選ばせることになったのである。

ところで委員の福嶋義次は、前章で見たように、旧『教典』の編纂を担った佐藤の姿勢に対し、教祖の真意を歪めたと批判していた。しかしながら、彼自身が典籍編修委員会の委員となり、神徳書院資料の調査をする段になって、そうした佐藤への思いに変化があったと後に回顧している。当初、福嶋は、旧『教典』編纂に関わる諸資料の原本は、佐藤の手により焼き捨てられたと聞いていた。しかし実際には、それらの資料が神徳書院に保管されていたことを、調査で知ったのである。そこから福嶋は、資料をありのままに示せず、政治状況との関わりで動かざるを得なかった当時の人々の心中を慮ることになる。ありのままに示せない、そのことへの無念さや、教祖に対する後ろめたさがあったのではないかと。福嶋は、そこからさらに、それらの資料を焼き捨てたという噂がなぜ流されたかについて思考を巡らせていく。そして、当時、天皇・皇室への不敬罪^④が制定されていたことや、二度にわたる大本弾圧（大正一〇年、昭和一〇年）が意識されて、官憲対策としてなされたからではないか、と思いついたという。このことは、当時の福嶋にとって、今こそ教祖に関する資料をありのまま明らかにする時だ、との思いを強くさせるものとなった。

しかし、その後の議論をめぐって、この思いにさらなる変化が加わった。差別用語の問題である。この問題により、ありのままに資料を示すこと、そしてそれによってこうむる問題を顧慮させられていくのだが、このことについて、当時の社会動向にも触れて見ていきたい。

昭和五四年に開かれた「第三回世界宗教者平和会議(WCRPⅢ)」で、全日本仏教会理事長・町田宗夫(曹洞宗宗務総長)が「日本には部落差別はない」と再三発言し、部会報告書の文案から「日本の部落民」という文言の削除を要請した。⁵⁵⁾この発言は、国際的な会議で日本の宗教者が部落問題に対する重大な誤りを世界に示したとして、『中外日報』等、宗教関係のメディアで批判的に報道された。また、このことを受けて部落解放同盟は、町田をはじめ、日本側からのWCRPⅢ参加者、WCRPⅢ日本委員会、全日本仏教会、曹洞宗に対して、確認・糾弾を行った。特に町田、全日本仏教会、曹洞宗に対しては長期的に何度も確認・糾弾の場がもたれた。これによって、差別発言が糾されたのみならず、仏教界にあつた身元調査の件、差別(法)戒名の問題、差別図書等の部落問題に関する宗教界の差別体質が明るみに出され、全国紙にも報じられるまでになった。⁵⁶⁾このように、社会的に差別問題への関心が高まり、様々なメディアで差別的表現への対応が進められる中、解放同盟は、一教団の問題ではなく、宗教界全体の問題であるとして各教団に見解を求めた。⁵⁷⁾

本教もこうした動向を受けて、昭和五五年二月、「政治・社会問題等に関する研究会」に「同和問題部会」を設置し、翌年六月に結成された「同和問題にとりくむ宗教教団連帯会議(同宗連)」に加盟するなどの対応をみせた。昭和五七年一二月には、同和問題への正しい認識を教内に促すために、同和問題の概説書『天地のあいだに住む人間は神の氏子』(本部教庁)を刊行、配布している。

こうした社会的動向にあつて、典籍編修委員会の問題になったのは、新たに公開する「覚帳」、「御理解」中に差別的表現がみられるということだった。「御理解」に関しては、部落問題のみならず、身体障害者、女性、ハンセン病等に対する表現も問題として浮上し、当時問題と見られた箇所の見直しが進められた。そこでは、なるべく文意を損ねない

ようにしながら、言い換えや削除等の対応が検討されていた。

ちなみにここで問題となった差別用語とは、「かたわ」「いざり」「めくら」「らい」といった言葉である。これらに関しては、委員らの間で「言葉狩り」のような厳しい差別糾弾への懸念を相当意識させられていたように、かつての対応を否定的に見るだけでは不十分だという面を承知しておく必要があるだろう。しかし、令和六年の現在として言えるのは、それら言葉を削除したり、言い換えれば良いとした、問題の矮小化で済まされるものではない、ということである。単に差別用語の回避をもって「良し」とするような対応では（そしてそれは実際見られたのであるが）、その用語をのみ悪いものとするにとどまり、事実として問題は残されることになる。場合によってはその対応が、かえって隠微な形で、社会に差別を蔓延させることに加担し、助長させることにつながりかねない。言葉の使用の有無だけで、あるいは言い換えだけで済ますのは、その言葉によって差別され、苦しめられてきた人々の歴史事実を無視する態度であるのはいうまでもない。だとすれば、そうして差別用語を言い換えたり、使わないで済ませるとの意思決定は、まさに私たちが今においてなお、考えなければならないことではなからうか。

その意味で、この度、本論で差別用語をめぐる問題をとりあげるのも、それが「教典」における大きな問題だということだけにとどまらない。今もつてなお、私たちの信心に深く刻まれる差別があるという歴史的事実を取り上げ、それがどういう問題として、現在に刻み込まれているかを知っておくべきだと考えるからである。

ともあれ、教祖時代に限っても、そうした差別用語を使って、教えのなになが語られてきたのは事実である。この事実の絶対性を抜きに、差別をとにかく言うことは、この社会における信心の存在意義に関わって大きな問題であると言わざるを得ない。信心として差別をどう引き受け課題にするか。それは、「教典」の解釈のみならず、見据え続けねばならないことだと考える。

その上で、改めて典籍編修委員会での議論に目を転じてみると、つじつま合わせのような検討作業を行う中で、特に問題となっていたのは、「覚帳」中の「一つ、一子正才神へ申しつけ。難渋な者、汚き者、穢多、隠亡と言うな。こう

こに茶づけ、おげでも盗人でも神がくり合わせてやる」という一節であった。⁽⁵⁸⁾「覚帳」は教祖直筆という点で、聞き伝えの「御理解」とは異なり、そこに記されているのは紛れもなく教祖の書いた言葉である。そのため、根本典籍としての扱い上、「穢多」「隠亡」に手を加えるかどうかについて、意見が分かれることとなった。

この一節は、明治一四年に長女くら（二子正才神）が夫の恒治郎とともに、教祖広前のある大谷の地で、広前に訪れる者を泊める旅館（藤常屋）を営むに際して、下がった神伝である。内容としては、くらに向けて、生活困窮者や被差別の立場を強いられた人々への差別意識を戒め、どのような客であっても受け入れてやれ、と諭すものである。それについては、双方の事情から十分なもてなしが出来ない場合には、「こうこに茶づけ」といった質素な対応となっても致し方がないとし、とにかく誰をも排除しないことに眼目が置かれていた。典籍編修委員会では、「穢多」「隠亡」が、差別用語であるとの理由で問題になったのだが、しかし、神が教祖を通じて取り上げたのは、この用語が醸し出す、差別意識の問題化であって、この用語に代わる言葉は、教祖のみならず当時の人間誰一人、用意することは出来なかっただろう。このことからして、この言葉を他の言葉に変えるというのは、その言葉こそが喚起した差別の諸相を等閑視するものでしかない。それゆえ、むしろこの言葉を使った事実の持つ意味が重要となるだろう。

「穢多」「隠亡」が、ごく自然に使用されていた当時であって、この神伝は、世間の卑近な言葉を敢えて借りることにより、人々に潜在する差別意識を可視化させるものだった。その上で、その彼らを誰一人として排除するなという戒めは、信心の「救い」が、差別する方向でなく、むしろ万民に開かれたものであることを示している。そしてその開けは、次のような差別解消の方向性を秘めていると言えないか。すなわち、神は「穢多」「隠亡」を当然のように用いている歴史であり世界を前に、あえてその言葉を用い、差別の構造を内側から突き崩すことを、くら、そして私たちの信心の課題として提示したのだと。

ともあれ、昭和五六年五月の「第一三回典籍編修委員会」で、「穢多」「隠亡」は全員一致で削除することが決められた。これについては次のような意見が出されている。それは、こうした用語を何の配慮も加えずに教団刊行物に載せる

のは、差別問題に対して何も考えていない教団の態度を示す、というものである。恐らく、部落解放同盟より糾弾の対象とされることが意識されての判断であろうことから、そうした用語を削除することによって、問題を未然に回避しようとした意図も窺える。しかし実際に糾弾されたとして、そこから認識の誤りを認め、よりよき理解を相互に模索する道こそ、差別をわが身に引き受ける真摯な態度ではなからうか。

さて、典籍編修委員会の活動については、『教報』等を通じて協議事項や進捗状況が教内に伝えられていたが、この用語の問題に関しては周知されていない。教内に動揺を来さないためにも、また当時の状況からして部落解放同盟より糾弾の対象とされないためにも、非公開の問題として慎重に取り扱われねばならなかったと考えられる。それこそ社会制度上の実在である教団に可謬性を認めず、その無謬性を美徳とし、無難に済ますのが得策というような歴史的態度と見ていいかもしれない。

ところで右の委員会の後、一部の委員によって、差別問題に関する専門的な知見の収集が進められた。藤村真佐伎布教部長は天理教本部、朝日新聞大阪本社を訪問し、また藤井記念雄布教部次長は講談社の社員と面談し、差別用語に関わる一般的な状況や宗教教団としてのあり方について調査している。こうした知見を踏まえて、再度検討すべき事項として認識し直されたのである。翌（昭和五七）年九月の「第一五回典籍編修委員会」で、一旦削除と決定された「穢多」「隠亡」の表記について改めて協議されている。注目したいのは、提示される意味文脈によっては「穢多」という言葉が使われていても問題ない、という知見も右の調査内容に確認されたことである。その知見により、「覚帳」中の「穢多、隠亡と言うな」が、その文意の解釈から改めて議論されたのだった。そうしてこの議論においては、「教祖に差別思想は見られない」といった見解が窺われるのだが、これは委員らの中に生じていた願望の一端を投影していた可能性もある。この見解自体、その判断に至る委員それぞれに解釈の幅やイメージの相違があったと考えられ、容易に例外事案を捨象する態度を招き入れたのではなからうか。事実、「教典」として利用されていく場面を意識して、「問題となった言葉（死語にすべき）」といった意見もあがっている。それこそ、昨今のコンプライアンス対策のように、差別用語を

外すことで問題を回避するマスコミの対応を彷彿とさせるものであった。つまり、「教祖に差別思想は見られない」という見解は共有されたとして、その意味するところが十分に深められないまま、問題となる用語さえ使わなければ差別の問題は生じていないとみなす態度が、結果的に優先されたことを意味しよう。

しかしそうした態度は、時の教政者により教祖の言葉が変えられ、教祖の信心への求めが阻害される問題を見ていた福嶋にとって、旧『教典』で指摘した問題の繰り返しと捉えられるものであった。しかも、この箇所に関して福嶋は、「差別をするな」という教祖の信仰が出ているのではないかと指摘し、これこそが表に出すべき理由ではないか、と発言している。福嶋が、むしろそれが問題だと見ていたのも、削除という対応で却って差別が温存、助長されることであり、そのことが、「差別をするな」と戒めた教祖の信仰と逆行すると捉えていたからである。

ところがその後、福嶋は、部落差別問題に造詣の深い知人を訪ね、そこで「覚帳」を見せた上で助言を請うている。⁵⁹そして助言を得て、教団刊行には「教祖と自分」だけの関係に留まらない問題が付随するのだと理解し、削除する方針に同意したのだった。⁶⁰それについて福嶋は、次のように述べる。「教団として」は統一的な見解を示せても、「各教会」や個々の「信者」のところでは「どう、この言葉が利用され、解釈されるのかわからない」。そのため、教団としては、そうした事情を飲み込んで示す必要があるだろう、と。しかし、このことは、福嶋にとって、各自の信心解釈を第一義として「教典」の再編纂を願っていたことからして、苦い決断だったに違いない。その判断の承服は、自らの信心の解釈を、時代社会に呼応しつつ、むしろその時代に投げ返すものとして見出させる態度を「層強固にし」、「教典」の改編さえ潔しとする信心のありかたをわが身に刻み込むものとなったろう。

その後、委員会は「覚帳」の懸案となった一節について、「穢多」「隠亡」を削除し、「御理解」の問題となる用語を含むものについても、協議を進めながら修正を加えたり、取り下げたりしていく。⁶¹「金光教典籍編修委員会記録」からは、そのまま掲載したいといった思いを持つ委員の姿や、やるかたない思いを抱く委員の姿も浮かんでいる。同記録には、司会の藤井記念雄が、「『教典』に差別用語は無い、という扱いでよいか」と、委員の橋本真雄に尋ねる場面がある。そ

こで、橋本は次のように答えている。

この書物が根拠なんだ、我々が、信心を進めていく根拠なんだと、そういうふうにしてしまう。他に書物があるのじゃなくて、この書物そのものが根拠なんだという、我々の信心の拠り所と、こうしてしまえばよろしいという意味です。だから、これの他に原典なり原書があるという意味ではない。つまり教典というのはそういう性質のものではないかと私は思ってるんですけどね。だから教典というのは、時代が変わったら変わらうという前提に立たなきゃね。

（金光教典籍編修委員会記録 六（第一六回）「昭和五七年一〇月二七日」）

「我々が「…」してしまふ」という言葉は、意図してそうする、と読んではならない。どうあつても根拠なんだと、受けとめてしまふ要因が、「教典である」というそのことだけで生じてしまう問題を言うのであろう。ここには、自戒にも似た思いが窺える。「これの他に原典なり原書がある」という意味ではない」という言葉は、どうしても「教典」は、それをかたちづくる「原典」の存在から離れて、一人歩きすることを述べるものである。であるならば、逆にこの言は、刊行される「教典」がたどっていく歩みに対し、何らかの引き留めを求めるものとなっている。それこそ、「原典」から「教典」が編まれるに至った理由、判断であり、「教典」に、必ずあるはずの出自に気づかせるような言である。

そうとすれば、である。差別用語の取り扱いをめぐって浮上した問題については、「教典」に差別用語は無いという扱いで済むはずはない、という意識を『教典』に突きつけていくことが、信心として求められるのではないか。しかも『教典』を編ませる「原典」に、差別用語の存在を認めざるを得ない以上、『教典』の出自を問うようなまなざしは、なおさら持ち続けてしかるべきであり、信仰の無限さ、偉大さ、広がり、私たちは、そのまなざしから得ていくのではないれば、牽強附会の名の下に、信心に結ばれていたことを証すものでしかないだろう。

その上で、ここまでの議論を見てきて改めて考えさせられるのは、当時の委員らが当面していた問題の複雑さである。例えば教団においては、同宗連に加盟した際、WCRPⅢでの町田発言をはじめ、宗教界が差別問題に向きあうことになったいきさつを『教報』（昭和五六年八月）に詳述する等、可能な限り教内に情報開示しようとした跡が認められる。ところが、そこには『教典』中の差別用語に関する記載はなく、その後もこの問題が同宗連関連の記事で触れられる事はなかった。

この点に関して、本稿での考察をもとに推察してみると、やはり当時の教師や信徒の間に、差別問題を積極的に受け止め、理解していく土壌がなかったことから、差別の再生産といった混乱を招きかねない、との教政判断が働いたのではないか。しかしながら、もちろんそうした困難さをもって、先に言及した教団の可謬性を否定することは出来ないし、『教典』編纂にみる差別問題への免罪符としてはならないのは明らかである。そして、そうであるからこそ私たちには、この問題をわが身のこととして考え続ける構えが求められているに違いない。

さて、以上のように編纂過程を顧みると、現行の『教典』には、いくつかの特徴、ないし問題点が浮かんだことになる。たとえば、「言行録」の「行」（事蹟）を採用しなかったことや、教祖が神との関わりで紡いだ言葉に対しても、今を生きる人間の都合や事情に応じた編纂を優先しているということ、さらに、これは後述するが、『教典』の名称でさまざまな意見交換がなされたことなどである。これらは、改めて『教典』の編纂が、教祖における神との関わりや、そこにおける「救い」を、そのままあらわすことはできない、と気付かせる経験だったのではないか。そのような「あらしきれなさ」への思いは、委員たち皆に、「集大成」として企図した「教典」との距離を味わせることとなった。しかしそれは、あらしきれないと思わせた経験にこそ、信心の創造的な基盤として『教典』が願われていることを裏付けるものだろう。

このことに関わって、『教典』の名称をめぐる次の議論を見ていきたい。これについては興味深い意見が出されている。たとえば委員の高橋行地郎は「僕は金光教の教典いうよりも、神様の教えが書かれているという意味において、そして、

金光の教えが及ぼす事であるとして、金光教典がいいと思います」と述べている。高橋は、従来の「金光教教典」に対して、「教」の一字を取った「金光教典」という案を示し、「教団が所有する教典」という印象を避けたいという思いを吐露しており、他の委員もその思いに賛同したようである。ここには、編纂してきた内容は、現在の「教団」組織だけのものではなく、むしろ「教団」というものがどう形作られて来たのかを見させる内容がある、との思いが窺われる。またさらに、この名称をめぐっては、「教団」の示す教義の内容確認が促されるとの意見も窺える。^⑫こうした「教団」という言葉の用い方は、信心する主体として自己を成り立たせ、そこから教団をまなざす立ち位置の確認を、信仰営為に重ねているだろう。そうした自己の成り立ちを約束するのが『教典』であり、それは誰の所有物にもなりきらず、既知のものにもなりきらない。そのような未知との遭遇の契機であり続けることとしての『教典』への期待は、主体としての自己の定立の願いと、ほぼ一致していたといえる。

しかし、名称の決定については委員会では行われていない。教団による刊行というところで方向性が大きく示され、本部教庁参与会、教務所長会議、教主室会議で確認が進められた後、名称は「金光教教典」に決定された。その背景には、名称を「金光教教典」以外にする場合、教規を変更する手続きが必要となる等、日程的な難しさもあった。ただ、どのような決定に至ったかという結果に関わらず、こうした議論は『教典』に対して、自己の変容、教団の変容といった、主体をかたどる枠、領域を超えていく創造的な基盤となることへの願いが向けられていることを示しているだろう。

では、こうした編纂者らの経験は、刊行された『教典』が受容されていく場面で、どう人々に掬い上げられるものだったのか、最後に確認していきたい。

第三章 『教典』受容の様相

第一節 「救い」への問い

教祖一〇〇年大祭の記念年である昭和五八年、教団は、一〇月一日付で『教典』を刊行、配布し、それに伴って旧『教典』を「廃止」とするとの達示（五八達示第九号）を出した。教内新聞（金光教徒新聞）には、同年一月から翌年末にかけてほぼ毎月、『教典』の刊行について触れた論説記事が掲載されている。それらの記事では、新たな『教典』がどのような内容であり、旧『教典』と何が違うのかや、信仰者として『教典』にどのような姿勢で向き合うことが望まれるかといったことが述べられ、読者に『教典』刊行の意義深さを伝え、『教典』を読む気運を高めようとする意図が窺える。

記事には、「ここにはじめて私どもは、金光大神様のご信心の全ほうに触れさせて頂けることになりました」（金光教教典刊行のご案内「昭和五八年四月一日」と言うものや、「書物の姿をとってお出ましになる金光大神」（新教典刊行を目前にして）同年九月一日）といった表現が窺える。これまで断片的にしか知ることの出来なかった教祖に関わる資料が公開されることに触れ、戦後教団の課題とされてきた「教典の集大成」が実現されたとし、『教典』が紹介された。なかには、「通して読むには、かなりの努力が必要であろう」（新教典に期待する）同年六月一日、「深く読み、その願いを真に知ることには実に難しく容易なことではない」（本教の出版物がどれ程読まれているか）同年八月一日と、内容が膨大であることへの戸惑いや違和感を伝えるものもある。

とはいえ、前章の「教典に関する会議」で見たように、「布教に役立つもの」を新たな「教典」として望む声は一定数見受けられた。では、こうした立場からは、『教典』の内容は、どのように受けとめられたのだろうか。『教典』が原典的な内容として編纂が進められることとなった時点から、議会・教団会でも、三つの部門に分けられたうちの残りの

二つ、「教義書的」「布教教書的」な性格をもった典籍の刊行を早急に望む声や、自らの「教典」イメージとの相違から、「教典」と名付けられることへの違和感を訴える声も見られる。ちなみに『教典』刊行の前年には既に、『教典』が原典的に編まれることへ一定の理解を示しつつ、「教典抄も必要」と述べる信仰者の姿が見受けられる。⁶⁵教内からこうした声が挙がることは以前から予測されていたことであり、典籍編修委員会でもその対応を検討する場面は見られたが、抄録の作成自体は『教典』刊行後の課題とされた。実際、本部では『教典』刊行の翌月に「『金光教教典』抄録に関する会議」が開かれており、抄録作成に向けた動き出しが確認できる。

しかしながら、このような動向に対する批判的な意見も見られた。『教典』刊行直前の教内新聞を見ると、抄録を必要とする教内の声に対して、抄録は確かに布教現場で便利なものであっても、「金光大神とそのみ教えの切り売り」となり、「見捨て、見失うものを大きくし、信心の世界の幅を狭め」る、と批判する論説記事が掲載されている（前掲「新教典刊行を目前にして」。とはいえ、こうした言説が見られつつも、実際にはさまざま抄録の作成が検討されていた。このことは、教祖に関する資料の膨大さや、読み手に解釈が任されるような自由度の高さよりも、生活上に守るべき「教え」の端的な提示を求める声が、受容者側に一定数見られたことを示していよう。それは、旧『教典』の受容に見たように「教え」として価値付けられた言葉に基づく実践的な取り組みを、信心の重要な営みとして受けとめる信心理解が、教内に多く見られたことを示している。つまり、『教典』を受容する態度は、従来のままであったことになるのだが、それゆえに前章で見てきたように、『教典』は、「教え」の端的な提示を求める者にとって、戸惑いをもつて受け止められる面があったのである。

こうした反応について、具体的に『教典』の内容を問題視する場面に注目しながら確認したい。『教典』刊行後、各地の教区や連合会、教会等で教師を対象とした『教典』の研修会や、信徒を交えた学習会等が行われていく。ここでは、講師として典籍編修委員や、編纂の事情に詳しい人物が招かれているケースが多い。『教典』刊行の翌月に開催された西近畿教区の教師研修会（昭和五八年一月二九―三〇日）では、学院長であり元教学研究所長の内田守昌が講師として

招かれ、「新教典に問われるもの」と題して講話を行っている。⁶⁶その講話で内田は、新たに公開された「覚帳」によって、これまで構築してきた教祖像が「根底から崩される」ことになるのではないかと指摘している。聴講者は驚いたことと思われるが、そこで話された具体的内容は、教祖の家族や親族のところでは困難な問題が生じ、「道がつかなかった」様子や、このことを私たちはどのように受けとめていくのか、といったものである。講話後の質疑応答では、次のようなやりとりが見受けられる。

質問者はまず、自身が旧『教典』に感じていた「問題点」が、「そのままの形」で『教典』に「でているのはなぜか」と問うている。一見この問いは、時代錯誤を来すような内容をもっている旧『教典』の内容を、なぜ『教典』に再収録したのか、その理由を尋ねているように見える。しかし質問者の意図は、『教典』の編纂方針を問うものであり、教祖の家庭に困難な問題が生じていたことなど、旧『教典』同様、信心上に問題になる内容をなぜ載せたのかと問うものだった。質問者は言う。「これだけのものを新教典として出されるについて、編纂に当たられた方が、どういうふうな経過でこれを取りあげていかれたのか」。つまり、問題を含むような内容を、なぜまた公開することになったかと尋ねたのである。教祖のもとで「難儀」な事柄が起こり、しかもそれが解決されたものとして示されないまま、教祖が亡くなっている。「難儀」が解消されていない様子を、わざわざなぜ『教典』に示す必要があるのか。助かり難さを印象づける教祖の姿を示すことは、信心による「救い」への信頼性を損なうことになるのではないか。このような戸惑いをもって、なぜ『教典』を出したのか、どういう判断があったのか、尋ねたのであった。

これに対する内田の答えは、ねじれていた。内田は、『教典』に旧『教典』の内容が収録された意味を問われたと受けとめ、「選択の基準が立たなかったのではないかと思う」と回答したのである。⁶⁷その点は、質問の意図とすれ違っているようだが、それに続けて、「色々な問題を含みながら、また未解消の問題もある中で、そうとしてこれを教典として無条件でうけていくということを要求されることになった」と述べており、どうにか質問者の意図を汲んで回答している。こうした両者のかみ合わなさともかくとして、この返答からわかるのは、内田の『教典』の捉え方である。内

田にとって『教典』は、信奉者にとって都合の悪い事実を無かったことにするのではなく、ありのままに出しながら、そこに「救い」の意味を問い求めるための材料なのだというものである。

しかし質問者は、直接に「救い」の内容を反映したものを『教典』に期待していたのであろう。ここで注目してみたいのは、その質問者が、「実際、これだけのことが出てくると、本当に難儀の中でおかげを受けてまいられたことがわかり」と述べている点である。言葉では「わかり」と述べているのだが、そのような「わかり」方で受け止めようとするがゆえに、却って「分からなさ」が強くなっていることが窺われる。質問者にとっては、教祖は既に助かった人物であることが揺るがぬ前提となっていたのだらう。そこで想定されている教祖は、受けた「おかげ」にも自覚的であり、助かりの境地に至った人物である。その教祖により、「こうすれば助かる」式の「救い」を示した内容が、『教典』に反映されることを期待していたのだが、どうもそうなっていない。そんな分からなさを突きつけた内田の講話は、さらに輪を掛けて、どのような「おかげ」（救い）が教祖にあったのかを、不問にするもののように受け止められたといえる。

右の質問者とのやりとりはここで終わっているのだが、他の質問者も同様に、教祖のところで「難儀」が解消されていない点に触れながら、「教祖様もおかげを頂き、我々もその後に従っておかげを受けさせてもらおうということ布教というものがなりたつのではないかと思わせて頂くのだが、「…」そのへんに関わって、どういううけとめ方をさせて頂いたらいいのか」と述べ、「布教」という観点から、従来の「布教」の考え方とどう折り合いをつけたらいいのか尋ねている。これに対して内田は、「問題は解決しないが、その中をどう生きていくかということが、教祖様のところで見事に実現されておる」と述べ、問題がないように誤魔化したり、避けたりせずに「どこまでも抱えてゆかれる」生き方に、「これも、おかげの一つの典型ではないか。立ち行くということではないか」と回答した。これに対して質問者はさらに、「我々が信心させて頂くということは、信心をすすめて頂く中で問題に筋道が立ち、そしてその中でただ問題をどう担っていくか、担う力を頂くだけのことではないという感じがする」と述べ、内田の回答では、信心のうち、問題が解消していく力が抜け落ちていないか、と指摘している。

ここには、「おかげ」の捉え方をめぐって、両者に「救い」の価値認識を問わせる様相が見られるだろう。信心によって「難儀」が解消されることは、一見誰しも望むことに違いない。信心による「救い」が提示されることで、あらゆる「難儀」の解消が期待されるのは当然だといえるだろう。しかしこうした期待は、信心によってあらゆる「難儀」は解消されるものだと決まり事を働かせ、その答えの提示のみを『教典』に求めることに繋がらないか。それに対して内田には、問題の中を生き、そこに道筋が立つことを願う姿そのものに「おかげ」を見る立場があらわれている。「救い」とは、予め答えのように示し得ないとしていたのである。これを内田は、教師である自分にとって、「無条件でうけていく」姿勢として重要だとする。内田は、『教典』に書かれた事実に対しても、人の助かりに直結させるのではなく、「かえりつくところは、『教師が』というところになってくる」と講話の中で述べており、まずもって教師としての自分の解釈が問題だと言うのである。それを助かりとして真実のものにしているか、それが『教典』を前にした己に問われているのだ、というものだろう。教師研修会の場合以上、教師の意識を奮い立たせる向きで話されているとも解せるが、ここでの内田の主張の眼目は、「金光教」を伝えるのは自身の外部（『教典』所載の文言自体）にあるのではなく、それぞれの受けとめでこなし、昇華していかなければならないというものだろう。こうした受けとめは内田に限らず、他の教師にも見受けられる。

例えば、「私には教典にかかわる基本的な態度というものが、今もってシャンとしていない」と述べる渡辺定雄（山形県・天童町教会長）は、『覚帳』に記述された、教祖の実弟・彦助の死について「くつろがしてやった」とする神意や、教祖の孫・桜丸の死が父の身代わりとして意味づけられること等に対して、「私には何故かと、どう考えても分からない」と述べる。⁶⁸しかしその上で、「信心のいよいよのところには、分かろうが分かるまいが無条件に神さまに向こうていくというときがあるように、私どもが無条件に頂いていくしかないというのが教典であらうし、その教典からは一切逃げるわけにはいかないのである」と述べる。

この「無条件に頂いていくしかない」という言葉は一見、『教典』を絶対視するような硬直的な態度にも見える。し

かし、ここに窺えるのは、自己の信心理解を揺さぶるような事実を前に、見て見ぬふりはできない、と立ち止まることに意義を見ようとする者の態度である。その態度は、難儀を克服・解消の対象として予め設定したところから示される「救い」だけでは力になり得ないような問題状況を、人は抱えながら生きているのが実際ではないか、との思いから、その彼岸に見据えられる「救い」を問い求めようとするものだろう。それは、他者から予め「救い」として示されるようなものによってではなく、また、自己において予め「救い」として想定するものによってでもなく、発見的に自己や世界が立ち現れるところに「救い」の真価を見定めようとする態度である。そうした態度からは、「これが本教信仰の救いである」と客観的に示される「救い」に信心理解を止める態度こそ、閉塞性なり、硬直性を感知させるものだったに違いない。

さて、右に見てきた事例には、『教典』が刊行され、容易に理解し得ない教祖に関する資料と出会わされたことによって、読者は何が「救い」なのかを問わされることとなり、その結果、二様の態度があらわになった実際が浮かんている。一つは、あらゆる「難儀」に対して本教信仰はどう応えるのか、を課題として捉える立場から、何かしら答えとなるようなかたちで「救い」の提示を求めていく態度である。誰しも「難儀」の解消に向けて、信心による「救い」を求めているのであり、これまでも様々に「救い」を提示してきた。そのこと自体、大事な営みであろう。しかし、そうした態度に対してもう一つは、分からなくともそれを受けとめていく向きで、個々に「救い」を求めていく態度である。「分からなさ」は「分からなさ」としてそれ以外には示しようがなく、しかし見て見ぬ振りをすることはできない、という思いがここには窺える。そこでの「救い」は予め答えのように示し得ないものとなる。このように、両者の間には、「救い」の捉え方に違いが見受けられるのだが、『教典』刊行直後に見られたこれらの態度は、この先どのような歩みを見せることとなったのか。次節で確認していきたい。

第二節 『教典』刊行後の歩みについて

『教典』刊行翌年の昭和五九年は、「金光教教典をいただく」という教団の活動方針の下、本部での研修会をはじめ、各教区や教会で研修会や学習会が行われた。^⑥また、教内の印刷物でも『教典』をテーマにした記事が多く見られた。例えば、信徒会では「新教典・私はかく頂く」というテーマを掲げ、信徒会報『あいよかけよ』（金光教信徒会連合本部発行）において、同テーマの特集が組まれ（昭和五八年十一月二〇日、同五九年一月二〇日、三月二〇日）、教師・信者ら、一〇〇人以上が寄稿している。よく見られるのは、「内容が難しくよく分からないが、繰り返し全体を読んで、そこに浮かんでくるものを掴みたい」、「頭だけの理解になるのではなく実践が大事」、「背後にある教祖の御思いを感じたい」というような、ここからの取り組みへの意気込みを語るものであった。中には、自身の苦しいときに、ふと『教典』の一節が思い出されて、苦しみから解放されたという体験談も見られる。また、『金光教徒新聞』では、典籍編修委員の瀬戸美喜雄による『教典』の感話（「新教典に聴く」昭和五九年一月〜同六〇年二月まで連載）の他、『教典』刊行後の教内の様子について述べた論説記事（「最近思わされること―『教典』について―」昭和五九年二月二日）や、「覚帳」に記述された内容を読み解こうとする試み（「無礼な人間」同年二月一日、「天地を忘れな」同年四月二二日）等が見られる。これらの紙面からは全教的に『教典』を読む機運を高めようとする教務方針も相俟って、実際に『教典』を読んだ感想が様々に語られ、盛り上がりを見せた様子が窺える。しかしその一方で、前節で見たような『教典』の内容の膨大さを批判的に受けとめ、抄録を求めるような声は、右の紙面上では隠れてしまう印象があるが、そうした声に教務ではどう応えることとなったのか。また、右で見た教内の様相は、その後どうなっていくのか。

昭和五九年二月、大久保義隆内局は、安田内局以来の教団基本方針「現代社会にあつて金光大神の信心を現す」を継続して掲げ、五つの教団課題のうちの一つ目に「金光教教典」を頂く^⑦を掲げた。大久保は、『教典』刊行以降、各教区・教会等で『教典』をテーマにした研修会や学習会が行われてきたことについて、「喜ばしいこと」と評する一方、

講師の見解を聞いたり、知識的に『教典』の内容を求めたりする傾向にあると捉えており、それに止まるのではなく、「めいめいの生活の中で、教祖金光大神様の教えを実践していくことが願われる」と述べている。そのような願いから同内局では、教団独立記念祭時の全教集会のテーマに「教典を頂く」ことを掲げた。それは、各々の生活の中で主体的に『教典』に触れていく動きが生まれることを期待するものだったといえる。翌年も、同様の願いから、継続して同じテーマが示された。^⑦

しかし、そうした「頂く」ことを中心とした教務上の方針は、徐々に外への表明に意識の置き所を変えていくことになる。昭和六一年、教監に就任した矢代礼紀は、教団の活動方針の一つ目に「教義の展開」を掲げる。^⑧ 矢代は、二一世紀という時代の到来に向けて、現代社会で抱えられる不安に対し、人間の救いを説く社会的存在としての宗教が真に求められてくると述べる。教務部長の川上功績は、翌年に開催を予定する「教義に関する懇話会」の説明の中で、「新教典を頂く営みによって、金光大神の信心の多様にして幅広い解釈がなされる一方、今日的教義化の要求が生まれてきている」と述べる。このような教義化の求めは、『教典』編纂前より見られることを第一章で確認したが、教祖の信心が集大成されたものとして『教典』が捉えられることによって、いよいよそこから教団としての新たな教義が打ち出され、社会に伝える教団としての役目が果たされるとの思いが窺える。矢代は、これまで「教義」は「一人ひとり」の内面に求められてきたが、それを「理論化」して今日的に「集大成」することが必要だと訴える。すなわち、「頂く」に象徴される内向的な姿勢から、外に向かって表明する姿勢に意識を向けていく機運を高めようとするものだった。

こうした外への表明を意識する動きは、矢代内局発足以前より見られるのだが、その例として、『教典』への取り組みを推進する傍らで議論された抄録を、いち早く手にしたいとする要望への対応が挙げられる。昭和六〇年八月に開かれた、第一回目の「金光教典」抄録作成会議^⑨では、抄録は「布教文書」として位置づけられ、『教典』の節を抽出して作成することが決定される。そこでこの節の選択基準には、教祖により示された神意を損ねないことに配慮しつつ、「今日の人々にとって大切であること」、「求信者に分かりやすいこと」等が挙げられている。これらは、前章より見て

きた抄録要望の声に応えることを第一義として、設定された基準と考えられる。抄録作成会議は、平成元年三月まで全二七回行われ、同年六月に『天地は語る―金光教教典抄―』として刊行された。そして平成二年からは『金光新聞』に「『教典抄』講座」（平成二年一月～同六年一月）が連載されている。

『金光新聞』を見る限りでは、抄録が刊行されてすぐには、それへの反応が窺える記事は見当たらないが、抄録を引用した講話を元に共励会が行われた様子を伝える記事（「神様の心キャッチしよう」平成六年四月三日）や、韓国語や中国語に翻訳してほしいとの声（「アニョハセヨ！心を開いて」韓国集会同行記「平成九年四月一三日、『天地は語る』の中国語翻訳を！」同年五月一日）、「これが『本当の金光教の信心である』と思います」と、抄録を毎日読み進めているといった声（「一日に一語 読んで実行」同年二月二日）が見られる。こうした記事からは、抄録を求めていた一定の需要に込めることで、広く分かりやすく人々に「金光教の信仰」が伝わっていた様子を窺うことが出来る。

またさらに、平成二年に発足した津田貴雄内局では、矢代内局で示された方針をより多面的に展開していく様子が見られる。津田教監は、『教典』を根拠として「この道は世界の明教である」と述べ、「世界・人類の金光教を創出する」という言葉を基本方針に掲げた。^{⑦⑥}ここには、『教典』に書かれた言葉を根拠として、本教信仰の表明を取り進めていく動きが見られよう。そして、現代社会の問題に金光教はどう答えるのかといった、信心による「救い」を論理的に説明する教義化に向けた動きを取り進めるべく、平成三年一月、本部教庁布教部に「布教教義研究室」を設置し、布教教義書の作成を進めた。そこでは、当時社会的関心を集めていた「原子力」や「脳死」といった具体的な問題が意識されている様子も窺える。^{⑦⑦}布教教義書の作成にあたっては、『天地は語る―金光教教典抄―』を素材とすることで、教内からの「コンセンサスの得られる全体的な構造を持った教義というものを打ち出していきたい」と構想された。その構想の下に作成が進められ、平成五年九月に刊行されたのが、布教教義書『神と人 共に生きる―金光教 教義の概要―』である。

同書が刊行されて以降、各教区で同書をテキストにした懇談会や研修会が開かれ、瀬戸美喜雄（布教教義研究室長）を

はじめ、その編纂に携わった人物が出講している。その一例として、北九州教区で開催された「二一世紀をめざす布教懇談会」(平成六年二月)を取り上げてみたい。同懇談会に出講した瀬戸は、『教典』の刊行によって、これまで教団として「これが金光教である」としてきた内容を捉え直すことが課題になるとした。そして、「特に社会への布教ということに関わって、教義が必要とされて」きている状況を含め、「信仰の質的な転換」が今日求められていることから、同書を編むことになったと、その経緯について説明している。⁷⁸⁾しかし一方で瀬戸は、「金光教の教義はこれこそ動かすことのできない教義という形では」なく、「布教の上に役に立つというその最小限の役割に止めて」作った、とも述べている。すなわち、教祖の信心を「網羅」したり「体系的に、組織だて」たものではなく、ある種割り切って作成したものであることを伝えている。ちなみに同書は、抄録をベースに作成しているため、主に「金光大神御理解集」⁷⁹⁾からの内容が取り上げられており、「覚書」「覚帳」の内容からは、神と人との関わりから注目されてきた所謂「三神伝」⁸⁰⁾だけを取り上げられている。すなわち、同書の編纂に関しては、事蹟に関する面が捨象され、その上で社会に向けて答えることを可能にするべく取り組まれたことになる。

こうしたことから瀬戸は、これが完全版ではないと訴えていたのだが、その講話では「本教の信心の神髄を教義的に一言で表現できるもの、それは「神・人あいよかけよ」という理念だと思えます」とも述べており、信心の全体性に広げて解釈が可能なのであるとの語りになっていた。そこには、教団として答える書としても編まれねばならなかった事情があるだろう。そうした語りは、参加者から布教教義書を「本教の中心教義としていいのか」といった質問が寄せられたことに窺えるように、全体性を語るものとしての印象を抱かせるものであった。布教教義書は、例えば、現代社会の難儀にどう手を差しのべればよいのか、『教典』では難しい、そういった教内の要望に応える形で、いわば橋渡しの役割として編まれたものだといえる。他の会場で行われた研修会では、「自分の個人的信仰体験は話せても、肝心の神様についてどう言うてよいのか不安だった。きょうの話で少し見えてきたような気がする」という声や、「金光教的なものの見方、考え方がよく理解できた」という声⁸¹⁾も見られ、一面そうした要望に応えるものだったことが窺える。

しかし右の問いかけに見るように、同書に示された内容に戸惑いを覚える人物もいたことを窺わせる。これに対して瀬戸は、布教教義書は「一つの大きな道筋」であって、それに肉付けがなされていかなければならず、「現場の信心実践」はその役目を担うものである、といった旨の回答をしている。すなわち、「本教の中心教義としていいのか」という確認に対して、結果的に首肯するものとなっており、信心に向けられた個々にあるはずの営みが、教団の示す教義の下で意味づけられる方向性を追認してしまっているといえる。その場合、個々に抱えられる実感への眼差しが、ある規範の下に規定される問題を孕んでいるのは間違いない。

抄録や、布教教義書は、本教信仰による「救い」を人々に分かりやすいかたちであらわし、伝えるという点で評価でき、またそうした要望への教務による積極的な対応だったといえる。しかし一方で、実際に教祖が生活の中で起こる問題にどう向き合わされ、どのように人は信心に生きたのかという表象しがたい営み自体は、陰に隠れてしまうことになっていたともいえるだろう。それは前節で見たような、容易に「救い」を見出しがたい問題に出会っている人間の実態や実感を放棄し、表象可能な「救い」の下で意味づけるような暴力性を帯びることになりかねない。それこそ、先に差別用語の扱いで見たのと同じ構造の問題ではなからうか。

このことに関わって、本節冒頭で確認した『教典』を読む機運の高まりが、その後どうなっていたのかについて、教内新聞の紙面の変遷に触れながら確認してみたい。教内新聞を見ていくと、『教典』刊行から平成に入る頃まで、信者による寄稿「金光教教典を拝読して」の連載（昭和六〇年）や、「覚帳」「覚書」の内容に関わる論文、提言の連載（同六三年）等、『教典』を読む機運を高めようとする紙面構成となっている。しかし、こうした『教典』の内容に触れた記事や、『教典』の研修会・学習会の活動を報告する記事は徐々に減っていき、平成二年にはほとんど見られなくなっていく。これについて、『金光教年表 追録』（本部教庁、平成二五年）を確認する限り『教典』の研修会・学習会等は、教区主催での開催は昭和五九・六〇年をピークに、平成元年まで継続して各教区で見られるが、その数は徐々に減り、平成二年以降にはほとんど見られなくなる。ただし、連合会や教会で開かれたものについては、必ずしも『金光教年表

『追録』に掲載されておらず、教内新聞や教区の機関誌、教会誌等に確認できる。中には、平成以降も継続して輪読会を行っている教会もある。しかし、教務の動向としては平成二年以降、『教典』を頂くといった動きを見ることはなくなっている。

また、一方で布教教義書が刊行された翌（平成六）年の『金光新聞』を見ると、「自信をもって金光教を語ろう」（六月二日）、「人権・反戦：自信をもって社会に発言を」（九月一日）といった見出しの提言がある他、教務所長会議が行われたことを伝える記事では、「信心を社会に現す、顔の見える教団へ」（一〇月二日）と見出しが付されているように、「金光教」を「伝える」ことに意識を先鋭化させた紙面構成がなされた印象を受ける。もちろん、そこにどのような時代背景があるのか、ということも丹念に見ていかねばその時代の動向を評価することはできないが、大きな動向として概観する限りでは、「何が金光教なのか」、「何を救いと捉えてよいのか」といった戸惑いはどこか払拭され、「こうすれば助かる」式の信仰表記が多くなっていた感がある。何を「救い」と捉えるか、との問題に教団は出会っていたはずが、それを回避するようにして今の「金光教」を枠付けることとなっているかもしれない。

こうした抄録や布教教義書作成の動きは、教務における『教典』受容の側面として捉えられる。それは『教典』が、創造的な信心の営みの基盤として機能したことを意味しているだろう。しかし「救い」は、そこで普遍的な答えとして表象され、共有されるものだったのかは問われてよいだろう。見てきたように「救い」とは、時代社会やそこで生きる人々のところで発見的に実感されるものであり、それを表象する場面では、言語化しえないという限界に触れながら、それでも言語化する営みが続けられてきたのだといえる。その限界性への眼差しは、『教典』の受容によってあらわされたものだけでなく、『教典』自体にも向けうるものだろう。『教典』もまた、自律的な表象物として限界性をもったものであり、時代社会の変化とともに更新される余地を示していたことは見てきた通りである。予め用意された「救い」のもと、目の前の現実を意味づける信心理解に閉塞感があるとすれば、そこからどのように拓かれていくかは、そうした可変的な『教典』への眼差しが手が必要になってくるかもしれない。

おわりに

ここで、本稿「はじめに」で紹介した福嶋の言葉について、何がそれを発させることとなっていたのか、という冒頭の問いに戻って考察を試みたい。

福嶋にとって、旧『教典』を批判する際に浮かんできた問題は、教祖の教えかどうか疑わしい教えが入っていることと、信心がとあるイデオロギーに丸め込まれ、それ以外を許容しないようにして立ち現れることであった。「教典」を原典的に示すことによって、前者の問題は幾分解消されたといえるものの、後者の問題については『教典』自体において解消しきる問題ではなく、それを受容する側に任される面があったことが指摘できる。さらに原典的に示すと言って、そこには差別用語に見たように、時々の人間の恣意が働き、必ずしも十分なものを約束するわけにはいかないだろう。

また『教典』が刊行されて後のことを見返すとき、個々に教祖と出会い直す様相が見られる中、各々の抱いてきた教祖像や信心観とのギャップがあらわになり、どのように理解すればいいのか分からない、と立ち止まる信仰者の姿が窺われた。そこには、分かりやすさを求める態度と、分からなくとも受けとめていこうとする、二様の態度が浮かんできた。

両者に応えるようにして、教務では様々な施策に取り組まれていたのだが、どちらかというと、前者の声に向きあい答えを与えていく形で抄録や布教教義書が編纂された。それは、教祖の教えを分かりやすく人々に伝える働きに貢献した点で評価できる一方、言葉それ自体に「救い」の意味が求められるあまり、そのような意味としては汲み取りがたい教祖の営みの実際は陰に隠れてしまうものだったといえる。今日、もしそのような面が見過ごされて、分かりやすい面ばかり誇張して信心が説かれることになっているのだとしたら、それはそれで問題ではなからうか。難儀は解消される

とし、その目的上で「救い」ばかり提示して、それで答えたことにしてしまうからである。そこでは予め信心の本質や正解があるという意識を背後に、信心の言説を聞いたり説いたりすることになっているだろう。その場合、『教典』編纂時に出会わされた「あらわしきれなさ」であつたり、受容の場面に窺われた「分からなさ」への思いは、忘れ去られてしまう。福岡の言葉は、その問題を回避すべく、信心の現在に向けて、かつての菌ぎしりを呼びさましつ、忘れ去られた声なき声、本教信仰として画定される領域から排除された声として、発せられることになっていたのではないだろうか。

「教典」の再編纂は、時代状況の影響を受けながら、具体的に教団が経験することとなった事柄であつた。それは、『教典』の刊行というかたちで一応の帰結を見るのであるが、差別用語の扱いを含め、『教典』編纂に窺えたのは、むしろ信心や「救い」をめぐる形にならないことをめぐる経験であつたといえる。その経験において出会わされた問題は、つねに問われ続けている問題ではなからうか。そしてそれは、どのような「教典」であらうと、編纂され続けることを要求し、今後いかなる「教典」が編纂されようとも、そこに必ず人間の思惑を超え、一つの意味に閉じない隙間が生じるというあらわれで、たえまない信心理解の更新が求められていることを確認させることになっているだろう。そしてこのことは、歴史事実に向き合い続ける大切さを私たちに知らしてくれもし、またそのことで、人としてのあるがまま、生きるままの呼吸を可能にさせるのではなからうか。

(教学研究所所員)

- ① 本文中にも触れるが、福岡は典籍編修委員会発足以前より「教典」の再編纂に意欲を持っていた人物である。昭和三八年に金光教学研究所（以下、教学研究所）に入所した福岡は、同所に保管されていた旧『教典』・教祖伝記『金光大神』（昭和二年。以下、旧『金光大神』）編纂時の資料等を精査、吟味する作業にあたった。昭和四六年四月には教学研究所に「教典編纂委員会資料検討会」を設置し、「研究資料 金光大神言行録」の作成を進める。そして、昭和五二年より典籍編修委員会の委員を務める。同五六年には教学研究所の所長に就任。典籍編修委員会では、「研究資料 金光大神言行録」の資料分類や『教典』に所収された「金光大神御理解集」の文面の作成など、実務面に携わる他、『教典』刊行後も、『金光教典 用語辞典』（本部教庁、平成十三年）の作成や英訳作業など、多面的・精力的に『教典』の編纂に関わっている。後に福岡は、自らの半生を『教典』編纂の取り組みとの関わりで振り返って、金光教学院で講義をしており、その講義内容を含めた『『金光教典』物語』（ふくろう出版、令和元年）を出版している。
- ② 「『金光教典』編纂に関する聴取調査記録」令和五年八月二九日。調査では、本文中に取り上げた、全国学生大会（昭和四六年）での講演を行った背景や、典籍編修委員会では差別用語の取り扱いや名称について議論した当時の様子、「覚帳」が公開された時の教内の反応等について、聴取している。
- ③ 理事者説明・安田教監「第七回通常教団会議事録」昭和五八年二月二十五日。
- ④ 先行研究では、この場面を取り上げつつ、宗教法の制定要求に向かう佐藤の姿（大林浩治「一教独立とその課題―佐藤範雄の宗教法制度化要求―」紀要『金光教学』第三七号、平成九年）や、変化する時代状況に合わせた佐藤の教義表明のありよう（北林秀生「教団草創期における教義表明の諸相―佐藤範雄の主祭神表明の態度に注目して―」紀要『金光教学』第四〇号、平成二年）が注目されている。
- ⑤ 「資料 金光教近畿布教史―慶応四年から明治三十三年まで―」金光教近畿布教史編纂委員会、平成三年、二五三―二五九頁。
- ⑥ 前掲北林「教団草創期における教義表明の諸相」五八頁。
- ⑦ 佐藤範雄『神徳涵養講習会講話 信心の復活』金光教芸備教会、昭和五七年。なお、この講演は、明治四十一年三月に第三、四教区部内（京都、滋賀、福井、三重、愛知、岐阜、静岡、山梨）の各教会長を対象に実施されたものである。
- ⑧ 「教師懲戒規則」には「信条教典に異説を唱えて教徒信徒を眩惑し、或は管長の許可を経ずして濫りに信条教典の解釈書を著し、又は信条教典に類似のものを作って人に施す者」が懲戒の対象とされている。ちなみに、天理教の独立教規にも、「教師任用分限規程」第二六条に「教師は管長の許可を経るに非ざれば、教典註釈書、又は教義に関する著書を公然頒行することを得ず」とあり、「教師懲戒規程」第一条の、教師の懲戒に値する内容の一つに「教典に違背する異説を講演したとき」と掲げられている。

⑨ 時代は下るが、光谷要次郎の直弟子、畝傍教会長の幾島芳松は、本部から『金光教祖御理解』（大正二年）が公表された当時、「本部に關係する若い先生方」から、「こんど御神訓御理解が公表された以上、これから道の話をするときには、これを本にしななければならない。これまで伝え伝えられてきた教は、不正確で、ま

ざらわしく、間違っているものもあるから、それを本にして話をするにはやめねばならぬ。いつまでもそんな話をしていては、道を間違わせることになる。御神訓御理解に基づいて、道を正しく伝えていかねばならぬ」と繰り返し、厳しく言われたと語っている（小野敏夫編『金光教宗良教会開教八十年祭記念 教祖之御遺訓』金光教宗良教会、昭和四八年、七―八頁）。さらにこのことについて、幾島は、「御神訓御理解を拝読すると、みなありがたいと思います。ありがたいと思うが、実感がない。光谷先生からいただいた御教は、それで私がいけられ、導かれたのですから、そのときそのときの感激があり、実感がこもっております。それで口を開けば、自然にその御教が出てくる。御神訓御理解を本にして話させていたかどうかとすると、実感がなければ、話に力がこもらない」（同、八頁）と述べている。

⑩ 前掲北林「教団草創期における教義表明の諸相」四六頁。

⑪ 宮田（藤井）喜代秀「教語の筆写活動について―筆写本研究―」紀要『金光教学』第一九号、昭和五四年。

⑫ 大林浩治「神の現前性への問い―明治末大正期の「教え」と「おかげ」の諸相から―」紀要『金光教学』第五三三号、平成二五年、

五三一―五四頁。また、大林浩治「明治末から大正にかけての本教社会実践―佐藤重助・片島幸吉の活動を中心に―」紀要『金光教学』第三三三号、平成五年を参照。

⑬ 渡辺順一「信忠孝一本」教義の成立とその意味」紀要『金光教学』第三〇号、平成二年。

⑭ 和泉乙三内局時代の教政施策を中心に、戦後教団が当面させられた教義的課題の諸相について考察した三矢田光は、当時の教政者たちにとって「新教規の制定」は「国家の宗教統制を放れての、信仰それ自身の論理に基づく教団実現」と意識されていたと指摘している（三矢田光「戦後教団とその教義的課題―御書付奉体弘通」をめぐって―」紀要『金光教学』第三四号、平成六年）。

⑮ 三矢田は、戦後布教方途協議会（昭和二〇年一〇月）で、「勝てるはずもない戦争に駆り立てられていた事実を知って「今までだまされて、引きづられて来た」という思いを持つ人々を、今後いかに教導すればよいか」との問題意識を示す教師（道順政治郎）や、「軍国主義や天皇制イデオロギーと近しい教語の扱いをめくり、困惑を表明する」教師（小林順太）等を取り上げている（同、右三矢田「戦後教団とその教義的課題」）。

昭和二二年七月の議会では、当時、編纂に着手され始めていた教祖伝記を新たな「教典」として考えられないかといった議員の意見も見られる（池川聡雄議員発言「第十六回臨時議会議事録」昭和三年七月七八日、七八―八一頁）。

⑯ 例えば、「神誠」の「皇上」という字の改正を求める意見（額

額素川「革新への希望」『木綿崎通信』昭和二年七月一日）や、旧『教典』未掲載の教祖の教えや教祖以外の人物の教えも採用して旧『教典』を充実させたいといった意見（木原金次「教典の充実」『同』昭和三年六月一日）等である。同紙には、旧『教典』の他にも多種多様な教団への要望や意見が見られ、それらは「何か変わってくれること」そのこと自体に価値をみたものとして表れている」という特徴が指摘されている（森川育子研究ノート「教制審議会特設部門における「拝詞」の審議の諸相」紀要『金光教学』第六〇号、令和二年、五六―五九頁）。

⑰ 議会では、旧『教典』中の「金光教祖御理解」第三節に明治六年の神伝が掲げられていることを問題視する立場から、「教典」の再編纂を求める声（山口包二議員発言「第十六回臨時議会議事録」昭和三年一月二―三頁）や、教務施策上の旧『教典』の位置づけを指摘する声が見られる（竹崎米吉議員発言「第二十二回通常議会議事録」昭和三年三月六―一〇頁）。

⑱ この頃、教務では、本部広前の施設（斎場、会堂）の着工と、そのための奉斎様式の審議が優先課題とされていた。

旧『教典』をめぐる、昭和三年の「第三回全国学生懇談会」では、「道教乃大綱」の「我身は我身ならず皆神と皇上との身とおもひ知れよ」「信心乃心得」の「信心してまめで家業を務めよ君の為なり国の為なり」などのみ教は、こんにちことば通りに受取らせて頂くには、余りにも時代的なズレがあることを痛感させられる」、「教典の語句を永遠絶対なものとして固定的に

考えるのは、時代の進展に逆行することではないか」といった懇談内容が見られる（『教報』昭和三年九月、一〇―一三頁）。

教学研究所では、第一八回教学研究所総会（昭和三年二月一―三頁）において「教典の結集と教義の展開」といったテーマで討議が行われ、仏教学者の増谷文雄を招いて「聖典の成立過程」と題した講演が行われている。

⑲ 『教報』昭和三年九月、二頁。

⑳ 「立教百年に思う」『教報』昭和三年一月、二頁。

㉑ 『教報』昭和三年四月、二頁。

㉒ 前掲畑「金光教典の成立過程について」。

㉓ 昭和四年より、教内新聞に浅野寛（愛知県・今池教会長）による旧『教典』の感話（浅野寛「教典感話」『金光教徒』昭和四年―同五〇年、『金光教徒新聞』同一年―同五六年）が連載されているが、それらの中では自身の体験や旧『金光大神』の内容等を交えながら、一箇条ずつ旧『教典』の解釈がなされている。これも、旧『教典』の箇条をベースにしつつ、そこに込められた神意を探る営みといえよう。

㉔ 例えば、昭和四五年二月に行われた通常議会で議長挨拶として佐藤賀鶴雄は次のように述べており、世界的な変容を経験した当時の人々がどのような世界感覚に見舞われていたのかが窺える。

「……さて、教団のことを離れて世界、国家、社会のことに眼を注ぎますとき、政治、経済、教育、科学の推移はまこ

とに激動のことはそのままに、四年前に予想もできない状態となりました。ことに、システム工学の発達はアポロ宇宙船の月旅行が象徴するように、人間の働きは極度に分業細分化されて、巨大な組織と科学の歯車は一つとなり、生活は季節感も個人差もない、いわば、人間性喪失の姿となつて、そういう人間が、政治、経済、科学を動かすようになるのでありますから、全世界にわたつて、今までに見られなかった形の各種の動乱や事故が相次いで起こりつつあります。／「…」願わくば教団内部の懸案は速かに道づけられて、今世界を覆う人間生活の危機、人類の大難儀に直面しておる現代社会にお役に立つ教団として展開をさせていたいただきたいと存するのでございます。[…]

(議長挨拶・佐藤賀鶴雄「第四十四回通常議会議事録」、五頁)

②⑤ 三上治『一九七〇年代論』批評社、平成一六年、四八―五五頁。

②⑥ 『民衆宗教の思想』(日本思想大系第六七巻) 岩波書店、昭和四六年、五六四頁。

②⑦ 例えば、金光寿一は、「教外の学者がいち早く『金光大神言行録』に注目し、その信仰的・思想的・資料的重要性を認めているにもかかわらず教内においては『金光大神言行録』の評価はいちじるしく低いのである。というより、ほとんどその存在さえ認められていない現状なのである」と述べ、その公刊を本部及び研究所に要望している(金光寿一「金光大神言行録」の公刊を望む―教典再編纂の第一段階として―『金光青年』昭和四六年八月、三九―

四〇頁)。

②⑧ 「金光大神御理解」『教報(付録)』昭和四六年九月。

②⑨ 昭和四七年十一月の教内新聞『金光教徒』には、坂本忠次(岡山県岡東教会在籍・岡山大学助教授)が「新刊紹介」として、前月に刊行された『金光教教典研究』(畑愷著)を紹介する記事が掲載されているが、その記事で坂本は、「更に本教の奥深い教義内容がより広く社会・一般市民にも読まれ、理解されようような、教祖様の生きられ方や信心生活に即し、前後の諸事情についても一定の注」などの施された、「金光大神言行録」への再結集『公刊が、強く待ち望まれているのである』と述べている(坂本忠次「金光教教典研究」を讀みておもう『金光教徒』昭和四七年一月二日、四頁)。「言行録」の存在が『教報』を通じて全教に認知されただけでなく、こうした記事からも「言行録」公開への期待が高められていた様子が窺える。

③⑩ 「教団設立記念式時における金光大神についての講演」『教報』昭和四七年八月、巻末。

③⑪ この議会に先立って、「(巻頭言)上半期を経てこれからの課題」(『教報』昭和四六年二月)にも、「金光大神を、本教の教祖とするだけでなく、日本国民大衆の金光大神、さらには世界人類の金光大神として、その働きをお現しになるよう、その方向にむかつて、教祖のご信心をいただいていく動きがおきてくるおかげをこうむってまいらねばなりません」とあり、同様のことが述べられている。記事の内容からして、当局による執筆と目される。

ちなみに、「教団布教」という言葉が初めて理事者説明の中で登場するのが同議会であると指摘されている（見山真生「昭和四〇年代における「布教」の課題―「教会の自立性」と「教団布教」をめぐる力学」―紀要『金光教学』第五五号、平成二七年、七八―七九頁）。

③② 「第五十二回通常議会議事録」昭和四九年三月二―一―一五頁。

③③ 『教報』昭和四七年一月。

③④ 「座談会 都市青年と金光教」（『金光青年』昭和四七年一〇月、六一―三頁）では、「現在の教団なり教会を担っている教師」は「戦前の教育をうけた人が多く」、「そういう教師達が教祖を見ていくと、そこに必然的に教祖をゆがめた形でみていくことが起こり」、「現在の教団や教会は教祖の本質を矮小化して」いるといった発言が見られる。

③⑤ 例えば、福田俊雄は、佐藤範雄の「神誡」「神訓」の編纂姿勢に「討向ふ者には負けて時節に任せ（神訓）の実践の姿を見、信教の自由を得た今、「ここに」「時節」は到来した。教祖の教えそのままに世界宗教たるにふさわしい教典の出現が熱望される」と述べる（福田俊雄「速かに教典の再結集を」『金光青年』昭和四六年一月、一四頁）。

③⑥ 大会では、「新しい信仰者のイメージを求めて―私にとつて教団とは何か―」というテーマが打ち出されている。親世代の信仰を「古い型の信仰」と見なして、「教祖」に立ちかえるために「教団の歴史」を知る必要がある、という意識からテーマが決められたようである（『教報』昭和四六年二月、六月、一二頁）。

③⑦ 前掲「金光教教典」編纂に関する聴取調査記録。

③⑧ 前掲福岡『金光教教典』物語、七二―七三頁。

③⑨ 福岡義次「教団形成期の問題―歴史の責めを負うこととして―」（第一六回全国学生大会・講話）『教報（付録）』昭和四六年二月、一九頁。

④① 理事者説明・安田教監「第五十四回臨時議会議事録」昭和四九年二月一―一―一四頁、五頁。

④② 例えば、「政治・社会問題等に関する研究会」が、昭和五十一年一月に当局に提出した報告書「本教は神道であるか―儀式服制拝詞等の理論的背景として―」（『教報（号外）』昭和五二年一月）に確認することができる。報告書では、本教が教団組織化の過程で「神道様式を取り入れていった」ため、「あくまでも借り物の様式にすぎない」「神道様式の儀式」が、「あたかも本教の本質から生み出された様式かのように」「定着してしまった」ということが指摘される。そしてそれは儀式のみならず、旧『教典』にも見受けられるとして、「本教本来の教義の確立」が願われるとし、その上で教団には「神道への依存から脱却し、真に自立した金光大神の信心を現すこと」が求められている、と当局に要望する。これは、前章での青年教師らの問題意識にも通じるものであり、さらに徹底して神道との差異を強調するものであった。当局は、議会において「この研究内容を尊重し、あるべき本教の姿を求めていきたい」と述べており、この認識は、儀式服制等審議会の上申（昭和五七年八月）にまで、継続して見られ

ることとなる。

④2 矢代礼紀布教部長による「教典に関する会議」の説明では、全四回（昭和五〇年三月、六月、九月、十一月）の実施が計画されている（前掲「第五十四回臨時議会議事録」一〇頁）。実施された時期は計画時と異なり、昭和五〇年に三回、昭和五十一年に一回行われている。各回の趣旨に応じて出席者が選ばれたようである。

④3 『教報』（昭和五〇年五月、一〇—一二頁。同年九月、三一—三五頁。昭和五十一年二月、四—五頁。昭和五十一年一月、三六—三八頁）。

④4 出席者は、小野敏夫（奈良）、田淵德行（磐梨）、西村祝善（西宮）、畑愷（日本橋）、松井雄飛太郎（大開）、松井一（大淀）、松村真治（鹿ヶ谷）、内田守昌、高橋一邦、福嶋義次（以上、研究所）、出川真澄（以上、学院）、教監、専掌、布教部長、布教課職員（以上、本部教庁）。

④5 出席者は、早藤昭一（本荘）、三浦敬一（富山）、西村淑夫（本郷）、田中末治（京町堀）、前田正紀（気多）、杉田満正（玖珂町）、須寄良作（高松）、阿部真喜男（宮ノ陣）、堀尾治信（日田）、行徳照真（鹿児島）、教監、専掌、布教部長、布教課職員（以上、本部教庁）。

④6 例えば、次のような意見が見られる。

○朝夕の御祈念時に、五節ずつ拝読している。交通事故にあった信徒がはじめて教えに感動したということがある。信徒には御伝記『金光大神』より教典のほうが理解され易いし、入り易い。／私自身は、現行教典に、負い目を感じている。宗教者による反戦集会に出席した際「靖国法案に反対したりしているが、金光教の教典に、神国の

人に生まれて神と皇上との……」などがあり、金光教は神道だし、反対できないのではないか」といわれ、反論できなかった。対外的に教典に問題を感じた。また青年信徒へも現行教典は渡しにくい。どうしたらよいか悩んでいる。

○教典には、本教の生き方が表現されているので、それを頂くのが信心が育つことと考えている。そこで一日一か条、私なりに感じることを話をさせて頂いている。矛盾するところなどについて、若い人から問題にしてくる場合など、私なりによい方向に解釈して説明している。その説明は、時代の中から生まれたものとして、いわば本教の古典的な教説であるというとなえ方をしている。今日、神誠を奉読するとしても、さほど問題は感じない。／表現・言葉づかいなど「がー抜カ」問題で、集大成はのぞむが、いずれにしても、つねに親しむように教導しているのが実情である。

④7 出席者は、米本鎮雄（御器所）、奥山巖雄（篠原）、藤村真佐伎（三田）、岩崎猛（曾根）、藤原隆夫（栗原）、小林互（西大寺）、谷口金一（虫明）、教監、専掌、布教部長、布教課職員（以上、本部教庁）。

④8 「言行録刊行準備会に関する綴」。

④9 出席者は、西村祝善（西宮）、松井雄飛太郎（大開）、田淵德行（磐梨）、早藤昭一（本荘）、行徳照真（鹿児島）、奥山巖雄（篠原）、藤原隆夫（栗原）、内田守昌（以上、研究所）、教監、専掌、布教部長、

布教課職員（以上、本部教庁）。

⑤0 『教報』（昭和五一年四月）には、「今として既に研究検討されつつある資料を『金光教報』に可能なかぎり、掲載して、金光大神のご信心をたしかに頂く素材としてまいりたい」と書かれている。「言行録」への意識づけを教内に促す意図もあったかもしれない。

⑤1 「教祖金光大神の言行に関する資料の提供について」（五二監第五三号）、「教祖金光大神の言行（御理解、御事蹟、御書附等）に関する資料の提供について」『教報』昭和五三年二月。

⑤2 具体的には、本文や語句への注釈、人物誌、地名、地図等を「別冊」の刊行によって補う方針だったのを、巻末か付録といったかたちで合本の中に組み込むという案が出されている（『教報』昭和五四年一〇月）。

⑤3 前掲福岡『金光教教典』物語、八〇―八四頁。

⑤4 原武史・吉田裕『天皇・皇室辞典』（岩波書店、平成一七年、一三〇―一三三頁）によると、「不敬罪」とは、「天皇、皇族あるいはその墓などに対し、その名誉を毀損する言動を処罰する罪名」のことであり、「一八八〇（明治二三）年に公布された刑法（旧刑法）に登場し、一九〇七年に公布された刑法（明治四〇年刑法）に引き継がれ、四七年日本国憲法制定に伴う刑法一部改正で削除されるまで存続し、天皇や天皇制に関する思想・言論の抑圧に猛威を振るった」という。また、同書によると、「一九二〇年代」は、「急激に教線を拡大していた」とされる「大本教や天理

教といった神道系の新興宗教」を取り締まる上に（大正一〇年には大本の出口王仁三郎に対して、昭和三年には天理研究会幹部に対して）不敬罪は「武器」として活用され、「三〇年代」にも同様に活用されたが、依然教線を拡大し続ける「大本教」「天理本道」を前に、不敬罪による「抜本的取締り」にはその「限界が強く意識されるようになった」という。そこで当局は、「治安維持法」を発動し、「新興教団を、同法第一条の「国体の変革」を目的とした組織であると無理やり断定することによって」取締りを強行したという（昭和一〇年の大本弾圧）。その結果、不敬罪は「治安維持法の網にはかかりにくい、非政治的な新興教団にもつばら発動される」ようになり（昭和一二年の「ひとのみち教団幹部への不敬罪発動」、不敬罪は、こうした他の法と一緒に、天皇制イデオロギー以外のイデオロギーを「退治」していく思想統制の武器として活躍した」という。

⑤5 以下、この経緯については『同宗連』啓発用テキスト第一集 歩むべき道をもとめて（『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議、平成六年）及び「第六十四回通常議会議事録」（昭和五四年二月二一―六日）を参照した。

⑤6 例えば、昭和五七年九月五日の『朝日新聞』には、高野山真言宗が全国の檀信徒に仏前で勤めをする時の手本となるように配布していた「仏前勤行次第」に、「身障者に対する差別的な表現が含まれている」ことが問題となつて、約一〇万部を回収し焼却処分した、という内容の記事が掲載されている。

⑤7) どのような見解が求められ、それにどのように回答したかについては、第六四回通常議会における、藤村真佐伎布教部長による説明から窺える。問題となった会議(WCRPⅢ)には、三宅歳雄(大阪府・泉尾教会長)が個人としての立場で参加していたため、参加者及び参加者の所属教団宛に解放同盟より質問書が送付されたようである。質問要項には、「部落問題を否定する発言をどう思うか」、「部落問題に対する立場」、「過去、部落問題に関して取り組んだことがあればその内容」、「今回の事件を踏まえて、どうするか」というものがあつた。それについて、文章化する前の段階として藤村は要点を挙げて説明している。一つ目の質問に対しては、「宗教者としての無責任な発言であり、まことに遺憾」との批判的見解を述べる。二つ目の質問に対しては、教祖の信心として旧『教典』の教え(「天地の間に住む人間は皆神の氏子である」、「天が下に他人という事はなきものぞ」、「人の身が大事か我身が大事か人も我身も皆人」)を挙げて、そこに平等思想が窺えることから、本教としてはそのような立場をとる、との表明がなされる。しかし藤村は、現在全国の教会においては各教会長に個別の教導を任せている現実があり、それは「本教の原則」からそうなっているとしても、「社会的現実の問題を直視するとき」に「それで十分とはもとよりいえない」とも述べ、教団的な配慮や指導に関して、その至らなさを認めている。

議会でこの問題について質問した谷本忠光議員は、問題が起きたからそれに対処するという性質のものではなく、「我々が生

きることの根底にこの同和問題のことを据えねばならない」と述べている。

⑤8) 『教典』では、「一つ、一子正才神へ申しつけ。難渋な者、汚き者と言ふな。こうこに茶づけ、乞食でも盗人でも神がくり合わせてやる」(覚帳三五―五)となつており、「穢多、隠亡」の表記は削除され、「おげ」は「乞食」に言い換えられている。

⑤9) 前掲『金光教教典』編纂に関する聴取調査記録。福岡は、滋賀県内の教育現場で同和問題に取り組んでいた人物の下を訪ね、助言を請うた。

⑥0) 「第一六回典籍編修委員会」で福岡は次のように発言している。問題は、削除の仕方というか、削除する時の腹構えの、結局問題になると思うんですね。で、教祖の信心としては、差別というものはあつてはならないことをこのように証明されており、本教としては削除すべきでないという、「…」しかしながら、当局ないしは、教団としては削除しないが、各教会や、信者の個々の立場でそういう関係の中で、どう、この言葉が利用され、解釈されるのかわからないという、もう一つの現状をのみこんで、それで考えるということも大切だろうと思うんですね。

(「金光教典籍編修委員会記録 六(第一六回)」
昭和五七年一〇月二七日)

⑥1) 例えば、教祖の在世時には特段の差別的意識を伴わずに使われていたと考えられる言葉を変換したり(「氣違い」↓「氣が違ふ」等)

した他、参拝者の部落差別意識を戒める向きで語られた「御理解」などは、教祖の伝える意味には問題ないとしても、用語（「ちゃん」等）自体が不適切として削除したりしている。検討された資料について、稿末の【別表二】にいくつか示した。

⑥2 例えば、委員の竹部教雄は、次のように述べている。

ちよつと極論過ぎるんですけどね、金光大神覚が出ました時、私は、あれが教典だと。「…」何故教典だと思っているのかと言いますと、極端に言いますと、生神金光大神天地金乃神という名前すら、もう変えてしまわなければならぬということが起きてくるかもしれない。その時に、そのことが、充分に成し得るだけの根拠がですね、読みこんでいくことの中に、ただけてくるんじゃないかと。本当に教団の教義というものを、思い切つて、教団全体を変えていく時にですね、やっぱり拠り所というのは、あそこに求めていくしかないんじゃないだろうか。そういう意味で、教典だと思うんですが。「…」

（「金光教典籍編修委員会記録 四（第一四回）」

昭和五十六年九月一六—一七）。

⑥3 藤原隆夫議員発言「第五十八回通常議会議事録」昭和五一年二月二—六日。

⑥4 佐藤毅正議員発言「第二回臨時教団会議事録」昭和五十六年二月二—五日。

⑥5 「…」一方、布教現場では、今のあの「ハンディーな」教典

に代わるものとして、新しい原典をもとにした、もう少しとつつき易い「教典抄」のようなものがやはり要るのである「…」〔角楚安信「特に大祓詞と神祓神訓をめぐって—教団一新に思う—」『あいよかけよ』昭和五十七年三月二〇日〕。その他、第六回臨時教団会における玉城議員発言（「新教典とお道案内の中間的な布教教義書が必要ということについて他」など（第六回臨時教団会議事録」昭和五十八年六月二—二九日）。

⑥6 『ひろば』第五二号、金光教西近畿教務所、昭和五十九年六月一—〇日。

⑥7 実際、典籍編修委員会では基準が無かった訳ではなく、旧「教典」の歴史的経緯を重視した上で、「今日までに、すでに出版もしくは配布されてきた」ものとして、「金光大神御理解集」の第三類に収録するとの判断がなされている。

⑥8 渡辺定雄「一切が無条件なるもの」（「新教典で今、私はどこを頂こうとしているのか『あいよかけよ』昭和六〇年三月二〇日」）。

⑥9 教学研究所では、『教典』刊行後の信仰上、研究上の課題について、所外からの出席者を交えた意見交換の場（研究会、懇談会）がもたれている。昭和五十九年には『教典』に関する基礎資料（「コメンタリー」）編纂事業を開始し、調査収集や編集会議を経て作成した「覚帳」注釈書は、平成元年一〇月に『金光教教典 お知らせ事覚帳注釈』として本部教庁より刊行される。こうした『教典』の読解に資する取り組みは、個々の研究をはじめ、『金光教教典 人物誌』（平成六年）、『金光教教典 用語辞典』（平成一三年）

の編纂といった形で継続されていく。

⑦⑥ 村上宏明「たとえ小便をかけられようとも」(『新教典で今、私はどこを頂こうとしているのか』『あいよかけよ』昭和六〇年三月二〇日)。

⑦⑦ 理事者説明・大久保教監「第八回通常教団会議事録」昭和五九年十二月三十七日。

⑦⑧ 昭和六〇年十二月にも、大久保内局では、「現段階では、全教に教典を頂く営みが、地道になされてまいる時期」(第一〇回通常教団会)と判断され、翌年度の教団の活動方針の一つ目に継続して「金光教典」を頂く」が掲げられる。

⑦⑨ 理事者説明・矢代教監「第十一回通常教団会議事録」昭和六一年十二月二十五日。

⑦⑩ こうした教義化への要望は、矢代に限らない。「家庭内暴力」や「非行」等の社会問題に対して、『教典』に窺える金光大神の信心を通して、その難儀を抱える人々に手を差し伸べるべき、といった声(井口禮子「共助かりの願いを」(特集 自由提言「これからの私は・布教は」『金光教徒新聞』昭和五九年一月一日)や、「金光大神の「教語」が集大成された今日、金光大神の信心思想に基づいた「教育観」をまとめることによって、教育的関係において伝承されてゆく信心が、より意図的に、より具体的に、多面的に、継続的に継承される方途が打ち出せるであろう」と述べる論説記事(論説「青少年の教育と信心」『同』昭和五九年六月一日)が見られる。

⑦⑪ 『教報』昭和六〇年一〇月。

⑦⑫ 理事者説明・津田教監「第十七回通常教団会議事録」平成二年十二月三十七日。

⑦⑬ 「布教教義書作成会議記録(第一回)」七頁。

⑦⑭ 瀬戸美喜雄「神人 共に生きる―布教教義の新たな展開を願って―」(金光教北九州教区「二十一世紀をめざす布教懇談会」講話記録、平成六年二月一四日)。

⑦⑮ 安政六年一〇月二二日、元治元年一月一日、明治六年一〇月一〇日に下った神伝のこと。

⑦⑯ 「布教教義」の展開は信奉者の力で 二二世紀をめざす布教懇談会「金光新聞」平成六年三月一三日。

⑦⑰ 「静岡でも『教義書』研修会」『金光新聞』平成六年三月一三日、「人は神のいとし子」『布教教義書』の要点学ぶ」『同』平成七年一〇月一日。

【別表二】『金光教教典』に関する略年表

*この年表は、主として現行の『金光教教典』刊行に至る経緯についての理解に資するべく、関連すると思われる事項を記した。従って、同書刊行後の事項は関連書籍の摘記に留めるとともに、同書の海外語訳に関する事項等の掲載は割愛した。

*新聞を除く刊行物については、特に断りがない場合、金光教本部の刊行であることを示している。

年	月・日	出来事	備考
明治15(1882) 16(1883)	8・	佐藤範雄、金光萩雄とともに教祖のもとで信条を拝記(明治16・9・8)	金光大神帰幽 (明治16・10・10)
明治18(1885)	6・2	神道金光教会規約に「遺教」として「慎誠(真道乃心得)」一二箇条が掲げられる	神道金光教会設立 (6・13)
明治19(1886)	7・28	佐藤範雄、金光萩雄の命により「慎誠」の注釈書「慎誠正伝之弁」を起草	
明治27(1894)	6・1	教祖遺訓集拾についての通達	
明治33(1900)	6・16	金光教教規認可。条文「本教の教義礼典は左に掲ぐる典籍を以て所依とす」(第三条)の中で「神誠正伝」「信心の心得」「道教の大綱」等が掲げられる	教団別派独立 (6・16)
	10・10	『金光教祖 神誠正伝』刊行	
明治35(1902)	10・9、10	『神誠 神訓』を広く教内に配布	
明治40(1907)	6・21	教祖御略伝編纂委員会、発足。教祖および金光四神言行資料の提出の旨、通牒	
明治43(1910)	4・29	高橋正雄、直信より教祖言行について聴取開始(「金光大神言行録原ノート」作成)	
	7・10頃	教祖御略伝編纂委員会が教典編纂委員会に改組	
	10・4	教典編纂委員会に、金光攝胤より教祖御手記(覚書)の四神写本提出	教祖三〇年記念大 祭執行
大正2(1913)		『金光教祖御理解』刊行	
昭和3(1928)	10・10	『金光教教典』(旧『教典』)刊行	

昭和8 (1933)		直信教信徒調査実施
昭和16 (1941)	3・31	教規改正。「本教の教義は金光教教典を以て所依とす」と定められる
昭和17 (1942)	4・1	「立教神伝」が旧「教典」の冒頭に掲載される
昭和17 (1942)	2・10	佐藤範雄「御理解拾遺」を管長に提出
昭和22 (1947)	6・1	「教祖伝記奉修所」設置
昭和28 (1953)	10・1	旧教祖伝記「金光大神」刊行
昭和29 (1954)	4・1	「天地書附」を旧「教典」に掲載（「立教神伝」の次頁）
昭和31 (1956)	11・1	教学研究所設立
昭和34 (1959)	8・5	和泉乙三が教主就任式の「御礼の言葉」で「教典の集大成」に言及
	1・1	和泉乙三が「立教百年に想う」（『金光教報』）の中で「教典の大結集」に言及
	4・1	佐藤一夫教監が「大祭を迎えまつるについて」（『金光教報』）の中で「教典の大結集」に言及
昭和36 (1961)	4・21	社説「教典結集の願い」（『金光教徒』）
昭和44 (1969)	3・20	畑愷「金光教教典の成立過程について」（紀要『金光教学』第四号、教学研究所）発表
	10・1	「金光大神覚」（写真版）刊行
昭和46 (1971)	10・1 16	立教一〇〇年教祖大祭の「祝詞」で「教典の集大成」への願いが奏上される
	4・	「教典編纂委員会資料検討会」設置（教学研究所）
	8・11	福岡義次「教団形成期の問題―歴史の責めを負うこととして―」（第一六回全国学生大会）での講話、旧「教典」批判
	9・1	付録「金光大神御理解」を『金光教報』に掲載
	9・25	「金光大神覚」と「金光大神理解（抄）」が掲載された『民衆宗教の思想』（日本思想大系第六七巻、岩波書店）刊行
昭和47 (1972)	6・10	教団設立記念式時の村上重良の講演。教祖の信仰を合理的、開明的であると評価

昭和49 (1974)		第一回「教典に関する会議」(本教教典の性格と役割について)
昭和50 (1975)	3・27～28	第二回「教典に関する会議」(布教現場における教典の役割と問題性について)
昭和51 (1976)	7・28～29	第三回「教典に関する会議」(教典に関する諸問題の確認、今後の取り運び方について)
	12・8～9	他教団の教典等の編纂に関する調査
	1・	
昭和52 (1977)	4・1	「金光大神御理解」を『金光教報』に順次掲載(昭和58・10・1)
	9・	「お知らせ事覚帳」(「覚帳」が金光山神家より教団に提供され、その解説および研究が教学研究所に委託される)
	11・6	教学研究所にて「覚帳」の解説作業開始
昭和53 (1978)	11・24～25	第四回「教典に関する会議」(今後の方針及び方途について)
	1・24～25	第一回「言行録刊行準備会」(刊行の基本方針、仕組みについて)
	3・22	村上重良校注『金光大神覚』刊行(平凡社)
	4・5	第二回「言行録刊行準備会」(事蹟の掲載について、刊行の仕組みについて)
	5・1	橋本真雄総務部長「道をより明らかに教典編集の願い」(『金光教報』巻頭言)
	9・30	典籍編修委員会発足
	10・28	第一回典籍編修委員会(委員会の性格、言行録の編集方針について)
昭和54 (1979)	12・4	「教祖金光大神の言行に関する資料の提供について」の通牒
	12・19	第二回典籍編修委員会(言行録の編集方針について)
	3・16～18	第三回典籍編修委員会(言行録の編集方針について、草稿の検討)
	5・1～2	第四回典籍編修委員会(神徳書院資料について、草稿の検討)
	8・18～19	第五回典籍編修委員会(神徳書院資料、今後の日程について)

安田内局発足
(5・10)

昭和58 (1983)	1・19 ～20	第一七回典籍編修委員会（差別用語の扱いについて）	教祖一〇〇年大祭 を執行
	7・4 ～5	第一八回典籍編修委員会（今後の課題について整理、委員会の解散）	
	9・1	『金光教典』を上申	
	9・10	『お知らせ事覚帳』影印本刊行（金光山神家）	
	10・10	『金光教典』刊行（旧『教典』の廃止）	
昭和62 (1987)	10・10	『金光教典 用語索引』刊行	
平成1 (1989)	6・10	『天地は語る ―金光教典抄―』刊行	
平成5 (1993)	10・10	『金光教典 お知らせ事覚帳注釈』刊行	
平成6 (1994)	12・10	『神と人 共に生きる ―金光教 教義の概要―』刊行	
平成13 (2001)	4・10	『金光教典 人物誌』刊行	
平成15 (2003)	10・10	『金光教典 用語辞典』刊行	
平成16 (2004)	4・1	教祖伝記『金光大神』刊行 『金光教典 追補』刊行	
	7・31 ～8・12	差別用語の扱い方についての意見聴取（朝日新聞大阪本社・天理教本部・講談社）	
	8・19 ～21	「金光教典」（仮称）再校検討会	
	9・16 ～17	第一五回典籍編修委員会（書名、差別用語について）	
	9・29	当局と同和教育推進委員との話し合い（差別用語について意見聴取）	
	10・27	第一六回典籍編修委員会（差別用語の扱いに関する臨時委員会）	
	12・7	差別用語に関する当局と委員との検討会	

【別表二】「覚帳」「金光大神御理解集」の『教典』掲載にあたり、典籍編修委員会において差別用語の削除や言い換えを行ったもの（抜粋）

・ 一部を表にした。これら用語の扱いや解釈についての検討は、他日を期したい。 ・ 検討対象とされた用語別に整理し、該当箇所に傍線を付した。 ・ 変更前の資料は、第一五回・第一六回典籍編修委員会で検討された資料（昭和五十七年時点の原稿）を採用した。また、『金光大神御理解集』（以下、「理解」）の何類に収録される予定であったのかも示した。 ・ 『教典』からの引用については、「覚書」「覚帳」は章・節・項番号を、「理解」は類・節・項番号をもって示した。	
問題用語 変更前 医師が手を放した者も助かる。一心に頼めば助かる。どこの人か知らないが、らい病で眉のない人が広前に座って、治るまで辛抱した。金光様の教えでは、「何病でも、一心になれば治る。生まれつきのかたわはしかたがないが、生まれて後の病氣は治してやる」ということであった。 浅野喜十郎の伝え（理解Ⅱ）	変更後 全文削除
不具 ある年、金光様のもとに参拝した折、どこの人であろうか、信心に熱心そうな百姓ふうの人が、ちょうど金光様に、「こうして生神様のみ教えを信じて、いちずに信心させていただいておりますと、近所合壁（隣家）の者は、はやり神に迷ったと言って笑ってなりません」と訴えていた。金光様は、お笑いになって、「そうか。笑う者には笑わせておくがよい。このような話があるではないか。昔、千匹狼があつた。その中の一匹だけに鼻があつて、後の九百九十九匹には鼻が	「不具」の箇所削除・言い換え ある年、金光様のもとに参拝した折、どこの人であろうか、信心に熱心そうな百姓ふうの人が、ちょうど金光様に、「こうして生神様のみ教えを信じて、いちずに信心させていただいておりますと、近所合壁（隣家）の者は、はやり神に迷ったと言って笑ってなりません」と訴えていた。金光様は、お笑いになって、「そうか。笑う者には笑わせておくがよい。このような話があるではないか。昔、千匹狼があつた。そ

	ない。そこで、鼻のない方は不具とは思わず、かえつて、鼻のある方を不具と言つて笑つたりいじめたりしたということである。世間の者は、自分が迷つた信心をしているのも知らずに人の信心を笑うが、ちょうど、この鼻のない猿のようなものである。氏子、心配するな。おつつけ、自分が不具であつたことに気がついて後悔する時が来る」とご理解されていた。 近藤藤守の伝え（理解Ⅱ19）	盲 ^{めくら}	みな、金神様を拝むと言つて昼でも明かりをつけるが、神は盲ではないから明かりはいらない。氏子、神は宮の内へ入りはしない。 小林財三郎の伝え（理解Ⅱ5―1）	盲 ^{めくら} つんば	我慢の強い、理屈を言う者は、神様があるものなら見せてくれいと言つたり、ものを言われるものなら声が聞きたいと言つたりする。それで、そう言えば困ろうがと思つておるのじゃが、見せてやつても聞かしてやつても、見る目も聞く耳もない、盲やつんばじゃもの、見も聞きもできるものか。盲やつんばほどかわいそうなものはない。見も聞きもできぬのじゃもの。そこで、天道様に行き当たつて頭へ大きなこぶが出るたびつくりして、はじめて目が明き、耳のふたが取れして、見えだし聞こえだしするようになる。かわいそうな者には、信心の目や耳のあいておる者が親切にかわいがつて、よう教えてやらねばならぬ。 尋求教語録（93）
の中の一匹だけに鼻があつて、後の九百九十九匹には鼻がない。そこで、かえつて、鼻のある猿を笑つたりいじめたりしたということである。世間の者は、自分が迷つた信心をしているのも知らずに人の信心を笑うが、ちょうど、この話のようなものである。氏子、心配するな。おつつけ、自分の間違ひに気がついて後悔する時がくる」とご理解されていた。 近藤藤守の伝え（理解Ⅱ19）	傍線部削除 みな、金神様を拝むと言つて昼でも明かりをつけるが、神には明かりはいらない。氏子、神は宮の内へ入りはしない。 小林財三郎の伝え（理解Ⅱ5―1）	傍線部周廻削除 我慢の強い、理屈を言う者は、神様があるものなら見せてくれいと言つたり、ものを言われるものなら声が聞きたいと言つたりする。それで、そう言えば困ろうがと思つておるのじゃが、見せてやつても聞かしてやつても、見る目も聞く耳もない者に、なんで見聞きができるものか。かわいそうなものじゃ。見も聞きもできぬのじゃもの。そこで、天道様に行き当たつて頭へ大きなこぶが出るたびつくりして、はじめて目が明き、耳のふたが取れして、見えだし聞こえだしするようになる。かわいそうな者は、信心の目や耳のあいておる者が親切にかわいがつて、よう教えてやらねばならぬ。 尋求教語録（93）			

盲減法 めくらめつぼう	信心信心というても、盲減法に神様に頼むばかりが信心ではない。知らず知らずのご無礼のお断りもせねばならず、日々こうむっておるおかげのお礼も申さねばならず、もちろんお願いもせねばならぬが、お礼の足らぬのはご無礼ぞな。ご無礼を重ねて、どうしておかげになるものか。 尋求教語録（99—1）	傍線部削除 信心信心というても、神様に頼むばかりが信心ではない。知らず知らずのご無礼のお断りもせねばならず、日々こうむっておるおかげのお礼も申さねばならず、もちろんお願いもせねばならぬが、お礼の足らぬのはご無礼ぞ。ご無礼を重ねて、どうしておかげになるものか。 尋求教語録（99—1）
氣ちがい	安政四丁の巳十月十三日、龜山村弟繁右衛門、金神様お乗り移りと申して、氣ちがいのごとくと申して、人がまいり、早うに来てくだされ。 「覚帳」（二—1）	安政四丁の巳十月十三日、龜山村弟繁右衛門、金神様お乗り移りと申して、氣ちがいがいたごとくと申して、人がまいり、早うに来てくだされ。 「覚帳」（二—1） ※「覚書」の同記述内容が見られる箇所は「氣ちがい」とある。安政四丁巳十月十三日暮れ六つ時、龜山村より人が出。弟繁右衛門氣ちがい、金神様お乗り移りと申して乱心のごとく、早う大谷へ行つて、兄の文治戊の年を呼んで来てくれと申され候。早うに来てくだされ候。 「覚書」（四—1）
氣違い	拘留が解かれて金光様のもとに参り、佐伯文治郎がこうこうですと申しあげたら、「あれは神であつた。天地金乃神の大きさから思えば、人は灰の分子より小さいものである。神が人にお下がりになれば、だれでも氣違いのようになる。神様のお徳に人間の体が耐えられないから、一度は発狂する。かたわらから静かに見てやつていれば、神様のお徳が出る」と仰せられた。 近藤藤守の伝え（理解Ⅱ12）	拘留が解かれて金光様のもとに参り、佐伯文治郎がこうこうですと申しあげたら、「あれは神であつた。天地金乃神の大きさから思えば、人は灰の分子より小さいものである。神が人にお下がりになれば、だれでも氣が違ったようになる。神様のお徳に人間の体が耐えられないから、一度は発狂する。かたわらから静かに見てやつていれば、神様のお徳が出る」と仰せられた。 近藤藤守の伝え（理解Ⅱ12）

業病	一つ、御氏子、信仰なして、盲の目の明き、いざりの足の立ちたのは珍しからず。業病、難病たりとも、日を限りて平癒なさしめたもうなり。 御道案内（20―1）	一つ、御氏子、信仰なして、盲の目の明き、いざりの足の立ちたのは珍しからず。いかなる難病たりとも、日を限りて平癒なさしめたまうなり。 御道案内（20―1）
ちやせん	父、元右衛門は、私が五歳の時から十二年間、金光様のみもとに行つており、母とともに参拝していた。ある時、私が金光様のみ前で、うちわを踏んだことがあったが、その時、「棟梁の娘、ちよつと来なさい。お前は、うちわを踏んだが、踏むものではない。あれは、ちやせん（山に住む賤民の別称）が持つて来るけれども、買ったのも同じことである。うちわの骨の数は、六十何か国の、日本の国数に合わせてあるもので、円い形は日天四様、月天四様にかたどつてあるものであるから、粗末にしてはならない」と教えてくださった。 金光なほの伝え（理解Ⅱ―1）	父元右衛門は、私が五歳の時から十二年間、金光様のみもとに行つており、母とともに参拝していた。ある時、私が金光様のみ前で、うちわを踏んだことがあったが、その時、「棟梁の娘、ちよつと来なさい。その方はうちわを踏んだが、踏むものではない。うちわの骨の数は、六十何か国の、日本の国数に合せてあるもので、円い形は日天四様月天四様にかたどつてあるものであるから、粗末にしてはならない」と教えてくださった。 金光なほの伝え（理解Ⅱ―1）
女	「金光が氏子に教える信心は、これまでの信心とは違ふぞ。家の中で土公神を拝む信心でなし。たく木、松葉を大切にすると、土公神に大きい信心なり。木、松葉を粗末にすると、家がめげるぞ。家がめげたら荒れ地の土公神と言つてあるぞ。女子供によく教えてやれ」と金光様巳の年に理解あり。 市村光五郎の伝え（理解Ⅰ―8）	「金光が氏子に教える信心は、これまでの信心とは違ふぞ。家の中で土公神を拝む信心でなし。たく木、松葉を大切にすると、土公神に大きい信心なり。木、松葉を粗末にすると、家がめげるぞ。家がめげたら荒れ地の土公神というてあるぞ。家内や子供によく教えてやれ」と金光様巳の年に理解あり。 市村光五郎の伝え（理解Ⅰ―8）
女	信心するのに、黒住の道ではお祓をあげる。金光大神の道は、むずかしくしなくても、みやすく言つて頼んでおけばよい。無学の者でも、女でも、信心すれば治る。また遠方まで参らなくても、わが家でおかがが受けられる。 伍賀慶春の伝え（理解Ⅱ―12）	傍線部削除 信心するのに、黒住の道ではお祓をあげる。金光大神の道は、むずかしくしなくても、みやすく言つて頼んでおけばよい。無学の者でも、信心すれば治る。また遠方まで参らなくても、わが家でおかがが受けられる。 伍賀慶春（理解Ⅱ―12）

はらみ女	「はらみ女、月の延びるは、子供がよくみだる（発育する）ぞ」とのこと。 市村光五郎の伝え三（理解Ⅰ27―1）	「産み月の延びるは、子供がよくみだる（発育する）ぞ」とのこと。 市村光五郎の伝え三（理解Ⅰ27―1）
清国	ただ正月三日の間ばかりではなく、一か年三百六十五日についての日柄方位方角ということは、清国 ^{しんこく} の人間がこしらえたもので、日柄方角を言うたばかりでは、あまり勝手過ぎるではないか。方位方角を行おうとすれば、毎日、時刻ある限り、磁石持ちづめ見づめにせねばならんが、してはおらん。 山本定次郎の伝え（理解Ⅰ10―2）	ただ正月三日の間ばかりではなく、一か年三百六十五日についての日柄方位方角ということは、昔 ^{むかし} の人間がこしらえたもので、日柄方角を言うたばかりでは、あまり勝手過ぎるではないか。方位方角を行おうとすれば、毎日、時刻ある限り、磁石持ちづめ見づめにせねばならんが、してはおらん。 山本定次郎の伝え（理解Ⅰ10―2）
三韓征伐	はじめて参拝した時は、産 ^{うぶ} についてのみ教えがあった。「神功皇后 ^{しんこうこうごう} の三韓征伐 ^{さんかんせいばつ} から腹帯 ^{はらおび} をするようになったが、腹帯はしないがよい。腹の子がいたむから」と仰せられた。 岡繁蔵の伝え（理解Ⅱ1）	はじめて参拝した時は、産 ^{うぶ} についてのみ教えがあった。「神功皇后 ^{しんこうこうごう} が戦 ^{いくさ} の時から腹帯 ^{はらおび} をするようになったが、腹帯はしないがよい。腹の子がいたむから」と仰せられた。 岡繁蔵の伝え（理解Ⅱ1）

「金乃神様金子御さしむけ覚帳」について

―他の帳面との照合を通じて―

堀 江 道 広

はじめに

平成二七年、帳面状のものから紙片のようなものまでを含め、三三〇点程の資料が教団に提供された。この中に、金光大神直筆と見られる帳面が四点ある。それらについて本所では、ひとまず「金光大神直筆帳面1〜4」との仮称を定めて、解説を進めた。そして、その内容や特徴を踏まえ、それぞれ「金乃神様金子御さしむけ覚帳」（以下「金子覚帳」）、^①「御金神様御さしむけ金銭出入帳」（以下「出入帳」）、「金光大神曆注略年譜」（以下「曆注略年譜」）、「金光大神手控え綴」（以下「手控え綴」）と名称を付け、解説文を公開してきた。^②各帳面は、金光大神を理解する上で、主要な典拠となってきた「お知らせ事覚帳」（以下「覚帳」）、「金光大神御覚書」（以下「覚書」）では窺えなかった新たな知見を浮かばせる資料であり、これらを活用したここからの研究展開が期待されている。

本稿では、その内の一つ、「金子覚帳」を取り上げる。「金子覚帳」には、おおよそ安政六年から明治元年にかけて、広前を訪れた者と金光大神との金銭のやりとりに関わる記事が綴られている。安政六年は、金光大神が広前での神勤に専念し、同年一二月には賽銭箱が供えられるなど、^③広前を訪れる者に対する設備が調えられ始める時期である。そこか

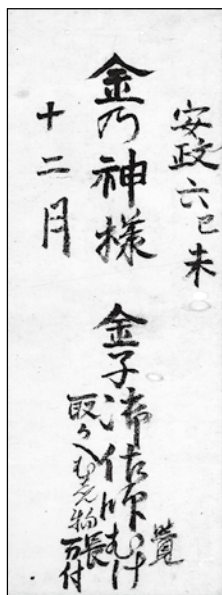
広前に訪れた者や神との関係において確認を要することとなっていた、金銭のやりとりのありようを窺わせる資料だと考えることが出来る。

これまで広前における金銭については、先行成果で、東長屋や「宮」建築、名字帯刀や神職資格取得などの経費に充てられたことが明らかにされている。^④そしてこれら金銭が、広前を訪れた者に対しての援助金として与えられていたことも伝えられているが、資料的な裏付けが乏しく、こうしたやりとりについての実態には不明な部分が多かった。しかし、「金子覚帳」は、まさに金光大神の具体的な金銭のやりとりの一端を明らかにするものであり、実際、大林浩治は、社会関係（人間関係）上における信心の意味（「信じること」の価値、またその見出され方）を論じる上で「金子覚帳」の記事を参照、分析している。^⑥

そうとして本稿では、「金子覚帳」の成り立ちにも関わって、同帳面が金光大神の信心にとつていかなる意味を持つのかを考察したい。同帳面は確かに金銭に関わる金光大神の事蹟を窺わせる新たな記録であるが、単なる金銭記録が並ぶのではなく、以下のような特徴的な点が見られる。第一に、同帳面は金光大神におけるすべての金銭のやりとりを網羅したものではなく、金銭を介して生じた出来事を神との関わりにおいて把握するべく記された帳面である。第二に、記事は概ね年次順に記されているものの、一部に不規則さが見られる。第三に、記された内容は訪れた者への施与に留まらず、交換や貸付など様々な形態での金銭のやりとり、さらには吉田家及び五流尊瀧院の許状取得に要した経費など、多岐にわたっている。これらの特徴は、「金子覚帳」が単に安政六年から明治元年にかけての金銭の記録ではないことを示唆している。むしろ、なぜ金光大神はこのような形式で記録を残したのか、何を意図して記し、記す過程で何を思ったのかということが疑問となるのである。

そこで本稿では、これまでに得られた知見を踏まえつつ、「金子覚帳」の特徴をさらに詳細に分析し、今後の研究に向けての新たな視座と論点を模索していきたい。

以下、本論ではまず、「金子覚帳」の表紙及び帳面の体裁を概観し、次に、特徴的な「金子覚帳」の記事を見ていく。



写真「金子覚帳」表紙

まず、紀要六〇号の資料解説でも確認されている「金子覚帳」の表紙や体裁について、改めて整理しておきたい。「金子覚帳」の表紙は、写真で示した通り、中央に「金乃神様金子御さしむけ」とあり、それを下方で挟むように「覚帳」と横書きで記されている。なお、ここに記された「金乃神様」とは「神の名や属性というよりも、金光大神における神との関わりの模索のありようを明かしている」と^⑦の指摘を踏まえるならば、この表紙の「金乃神様金子御さしむけ」には、金子（金銭）を通して神との関わりを模索しようとする金光大神の思いが表れている。

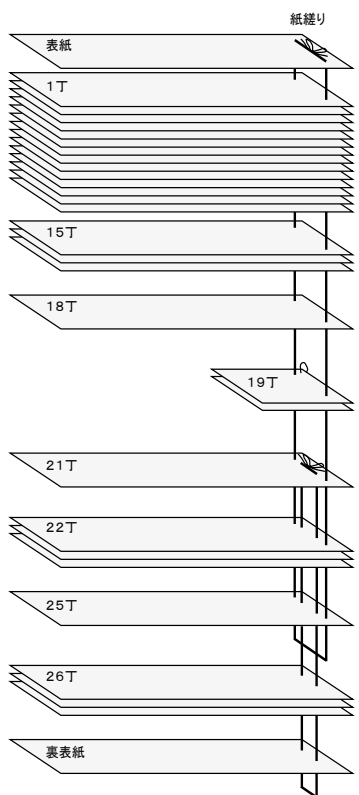
一章 表紙と体裁

具体的には、「金子覚帳」の冒頭の記事、金光菰雄が調製した金銭の記録帳（金銀出入帳）との対照から多面的に金銭融通の様子が窺われる亀屋（藤井駒次郎・きよの）の記事、親子二代にわたる長期間の関わりが記された安部繁蔵親子の記事、宮建築の棟梁を解雇される川崎元右衛門の記事、そして様々なあり方で広前を訪れていた実際に目を向けさせる修験者の記事を取り上げ、金光大神が何を意図して「金子覚帳」を記し、記す過程で何を思ったのか考察を深めていきたい。

なお、「金子覚帳」の引用は、紀要六〇号の解説文に依拠するが、論述の都合上、字句や改行位置などを整えた箇所もある。さらに、解説の進展により、読み方を修正した箇所があり、これらの箇所については本論中で適宜、修正を示す。また、「覚帳」「覚書」からの引用については、『金光教典』の章・節・項番号をもってその該当箇所を示すこととする。

表1 「金子覚帳」構成内容

表紙			表紙の裏は白紙	紙縫り
本文	1～20丁	1丁表～14丁表	安政6年12月～慶応2年12月まで なお、末尾に明治元年～明治6年の記事あり	
		14丁裏	白紙	
		15丁表～17丁表	慶応3年正月～明治元年4月まで	
		17丁裏～18丁裏	白紙	
		19丁、20丁	5丁表の笠岡の上木屋忠兵衛に関わる紙片 (領収書、金銭の内訳)	
	21丁	21丁	五流尊瀧院、吉田家の許状および松本与次右衛門 関係の記事(文久2年3月～慶応2年7月)	
	22～25丁	22丁～25丁表	宮建築に関わる記事(元治元年正月～明治元年7月)	
		25丁裏	白紙	
	26～28丁	26丁～28丁	修験者に関わる記事(万延元年2月～明治元年4月)	
裏表紙			白紙	



また、左側には「取りかえむしん物万付」とあり、記事内容の傾向を予測させる表記となっている。それが神名、そして「御さしむけ」に伴って明記されていることから、**「取りかえ」**から**「むしん物」**にいたるまで、つまり**「万」**の事象に神との関わり
の多彩さが見出される帳面として、**金光大神に押さえられていることが示唆される。**

表1にあるように、「金子覚帳」は横帳であり、紙数は全三〇枚で、表紙、本文二八丁、裏表紙で構成されている。特徴的なのは、この帳面では表紙から二五丁までと、二一丁から裏表紙までが一本ずつの紙縫でまとめられており、二一丁から二五丁は二本の紙縫が交差する状態で綴じられているという点である。さらに、一八丁、一九丁、二〇丁、二五丁、

二六丁及び裏表紙には、別の紙縫が通っていたと推定される穴が開いている。以上の点から、最初から帳面全体を一貫して記したのではなく、別々に記した記事を合本して、綴り直した様子が想定される。

次に、表紙より後の本文箇所について見ていくと、一丁表から一四丁表にかけては、安政六年一二月から慶応二年末までの記事が基本的に年次順に並んでいる。ただし後述するが、一四丁表には、年次順から外れた安部繁蔵一家に関わる明治元年から明治六年の記事が記されている。そして、一四丁裏は白紙となっており、一五丁表からは、再び慶応三年からの記事で、一七丁表の明治元年四月まで記事が続いている。また、一九丁、二〇丁は一枚ものの小ぶりのサイズの紙片であり、五丁表の笠岡の上木戸屋忠兵衛とのやりとりに関わる領取書と、金銭の種類の内訳をまとめたメモのような内容となっている。ここまでの一丁から二〇丁までを、一つの意味としての括りと見ることが出来る。

それに続き、二一丁が五流尊瀧院や吉田家の許状に関わる記事（文久二年三月から慶応二年七月）、二二丁から二五丁が宮建築に関する記事（元治元年正月から明治元年七月）、二六丁から二八丁が修験者に関係する記事（万延元年二月から明治元年四月）と、全部で四つのパートから構成されている。なお、二二丁、二二丁から二五丁、二六丁から二八丁の記事については、一丁から二〇丁に重複する記事が見られることから、同一のやりとりあるいは関連するやりとりについて、複数回繰り返し確認している様子とともに、別々に取りまとめられた紙面を合本した実際を窺わせる。

「金子覚帳」は全体を通して、一打ちで書かれた記事が各パート内でおおよそ年次順に並んでいることから、この記載形式は江戸時代の商人などが使用する大福帳に類似していると、一応は指摘できる。^⑧この大福帳は金銭管理を目的として記されるものであり、金銭の正確な記録のため、日付や金額の記述に抜けや漏れがないよう注意が払われ、定期的な合計の算出なども記される。しかし一方の「金子覚帳」においては、大福帳とは異なって日付や金額の記述に不確かさが見られる記事や、年次順に並んでいない記事があるなど、必ずしも金銭管理を目的としたものではない可能性を考えさせる。以下、こうした表紙及び帳面全体としての体裁を踏まえつつ、帳面の性格を表す特徴的な記事を具体的に取り上げていきたい。

二章 「金子覚帳」の記事

この章では、「金子覚帳」の具体的な記事内容を手がかりに、金光大神のところで、実際どのような流れで金銭がやりとりされているのかを浮かべてみたい。

一節 「金子覚帳」の冒頭の記事

記事① 「金子覚帳」一丁表

末年（安政六年）十二月

一、笠岡石橋町 濱屋 常介

渡し

二、小札取合 三十目 御さしむけ

商売繁盛人氣事

申（万延元年）十一月二十四日直改め

内色紙四丈入 使い仁王堂（現笠岡市） 直七

亥年（文久三年）正月六日入

一、札取合 三十目 受取 使い妻

△、小札取合 四十目 五分 三十枚 十五匁
一分が二百五十枚 二十五匁

益坂〔本江〕物左衛門 御さしむけ

申（万延元年）十二月三日直渡し

●、錢二匁 中大島正頭（現笠岡市） 梅太郎 取りかえ

まずは「金子覚帳」の冒頭の記事①を確認していく。

一つ目の記録には、安政六年一二月に、笠岡石橋町の濱屋常介という人物へ、金光大神から小札取り合わせ（複数の藩札）で三〇匁が「さしむけ」られたやりとりが示されている。この常介の詳細は不明であるが、「商売繁盛人氣事」という記述から、常介が商売の繁盛を願いつて、金光大神が祈願したという状況が推察される。翌年の万延元年一月二四日には、常介が仁王堂（地名）の直七を使いとして、「色紙四丈」を金光大神へ納めている。この「色紙四丈」については、わずかばかりの金銭を添えて差し出す際の際の紙である「取替紙」と推定されており、さらに、これを納める行為は、「なかなか返金は難しいが、

「借りたことは忘れていない」という意思表示でもあろう」と指摘されている。^⑨詳細は不明であるが、この指摘からしても、安政六年一二月のやりとりに対する何らかの意思表示である可能性は高いであろう。その後、文久三年正月六日には、常介は妻を使いとして三〇匁を返却している。

二つ目の記録は、万延元年一二月三日、益坂の惣左衛門に四〇匁が「さしむけ」られた、という内容である。この人物は、金光大神の実母しもの弟（庄八）の子で、江本惣左衛門と目される。安政七（万延元）年から慶応元年にいたる六年間の篤信者の記録とされる「願主歳書覚帳」には、万延元年六月八日の項に惣左衛門の名前があること^⑩から、彼が広前に参拝する中でのやりとりと思われる。なお、惣左衛門は文久二年七月二八日に死去しており、「覚書」には「益坂、惣左衛門、きょう九つの験、とお知らせ。験の時に死んだと申して、人が来」（「覚書」一一―七―七）との記述も見られる。

三つ目の記録は、中大島正頭の梅太郎に二匁を「取りかえ」たことが示されている。この出来事の日付は明記されていないが、前後の記事から推測すると、万延元年一二月三日から文久元年正月四日までの約一ヶ月のいずれの日であると考えられる。

この記事①については、後続の記事とは異なる特徴が見られる。それは日付の記し方であり、一つ目の記録には、干支（「未」と月（「十二月」）は記されているものの、具体的な日付が欠如している。二つ目の記録は、日付が先頭ではなく末尾に記されており、三つ目の記録は、日付が記されていない。このことから同帳面は、一丁表から内容が書き進められていく中で、段々と記載形式が落ち着いていった可能性がある。あるいは記事①の内容は、金光大神にとって日付の記憶は不確かであったものの、後から振り返った際に「金子覚帳」を記す上で欠くことのできない重要な出来事と判断し、記した可能性も考えさせる。このような記事を始点として、「金子覚帳」には、安政六年一二月から金銭のやりとりが年次順に書き進められている。

二節 「金子覚帳」にみる亀屋（藤井駒次郎・きよの）について

―「金銀出入帳」とつき合わせてみて―

記事② 「金子覚帳」九丁表

二十四日
一、二歩 金六兩 亀屋（藤井駒次郎）
一、一歩 金四兩 渡し
一、一朱 金一兩 使い内 妻卯年とせ
寅（寛政）
（合）十一兩 内百二十匁入
十一月二十二日

に一二〇匁が返金された記事である。

記事③では、文久二年に一三四匁四分、文久三年に一六匁一分三厘、元治元年に一八匁六厘に加え銀分二匁六分四厘の合計一七一匁二分三厘と算出されており、金光大神が亀屋へ文久二年から元治元年までに渡した金銭額であると目される。そして、次の記述には、「内百三十二匁」（金一兩二歩）と「二十目」（備前札）が記されており、これは、金光大神に返金された額であると目される。また、「右通り既に請取十二月三日夜使い丑女」という記述から、元治元年十二月三日夜に、きよの（丑女）が使いとして、金銭を持ってきたことが読み取れ、記事③のこれまでのやりとりが清算されたものと考えられる。

文久年間において駒次郎は、判株を持つ高持百姓ではなく小作人に近い立場であった。^⑫ また、『永代御用記』（安政五年から元治元年）において、お救い米を領主から受け取る極貧者の中にその名はみられない。さらに、「願主歳書覚帳」の万延元年正月の条には、その名が記されている。^⑬ このことからすると、記事②、③は、広前に参拝していた駒次郎が、困窮している訳ではないが、換金できる米の備蓄がなく、金光大神から金銭を借りていたという様子を想像させる。

九丁表には、記事②の末尾に、金光大神とは異なる筆跡の貼り紙（記事③）がある。記事②には「亀屋」、記事③には「かめや」と記されていることからすると、「亀屋」^⑭を屋号とする藤井駒次郎およびきよのとのやりとりと目される。

記事②は、文久三年十二月二日、金光大神の妻とせが使いとなり、亀屋へ、合計金一一兩を渡し、その後、慶応二年十一月二日

記事③ 「金子覚帳」九丁表貼紙

書上

戊(文久二年)

一、百二十目
同十四匁四分

亥(文久三年)
百三十四匁四分
同十六匁一分三厘

百五十目
五分三厘

子(元治元年) 同十八匁六厘

百六十八匁五分九厘
銀分 二匁六分四厘

百七十一匁
二分三厘
内百三十二匁 入金一兩

又二十目 入備前札一歩
右通り既に請取 十二月三日夜 使い丑女(維井の)

子(元治元年) 十二月 日 かめや(通龜)

※子(元治元年) 十二月 (修正前) 子(元治元年) 正月

さて、この記事②、③に関わって、金光萩雄によって主に記された「金銀出入帳」という別の帳面の表紙裏部分に注目してみたい。この「金銀出入帳」は、全二八枚からなる帳面で、主に萩雄の筆跡で、慶応元年から明治一四年に至る金銭のやりとりを中心に記されており、「金子覚帳」の記事と重複するものも見られる資料である。次頁、「金銀出入帳」表紙裏部分は、始めの二行と、終わりの二行が同じ筆跡であり、「吾父」や「照家」とあることから、この部分は萩雄が記したものと考えられる。それ以外の中間の部分は、筆跡から金光大神が記したと考えられる。金光大神の筆跡部分に注目すると、文久三年二月二十四日、とせが使用となり、駒次郎に金一一兩を渡していることが分かる。またつづけて、慶応二年一月二二日に、この金一一兩に對して、金光大神が一二〇匁を受け取っていることも記されており、これは、記事②「金子覚帳」九丁表の部分と一致する。さらに「戊亥子」(文久二年から元治元年)に、駒次郎が「数々散用」、つまり複数の支出を行っていたことが窺え、その間の金銭融通の計算を、元治元年二月三日に、きよの(向丑ノ年女)に對して、任せている。「利おこし」とあることから、利子も含んで計算し、書付にしたことが

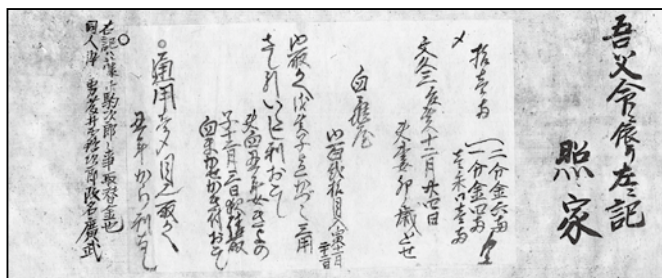


写真 「金銀出入帳」表紙裏

「金銀出入帳」(表紙裏)	
吾父命により左に記 照家	
十一兩	二分金六両
	一分金四両
	一朱同 一両
文久三癸亥十二月二十四日	
使い妻卯の歳とせ	
向亀屋	
内百二十目入寅(慶応二年)十一月二十二日	
内取りかえ戌亥子へ乞 数々散用	
さし引いたし利おこし 使い向丑ノ年女きよの	
向まかせ 書き付おこし 子十二月三日夜請取	
○通用 一貫目の取かえ 丑年から利なし	
○右記ハ藤井駒次郎ノ事取替金也 同人伴男藤井家鶴次郎政名廣武	

読み取れ、記事③の貼り紙が、この書付に該当する可能性がある。

なお、記事③の内容は、「金子覚帳」において金光大神直筆では記されていない。そこからは、金光大神が記事②を記したことで、「金子覚帳」には記していなかった記事③の内容が、貼り紙というかたちで、「金子覚帳」の内容として含まれたとみることができよう。この記事③の貼り紙の追加は、単なる情報の補完ではなく、もともと「金子覚帳」に含まれなかった記事③のやりとりの意味を、金光大神が神から問いかけられているようにも見えるのである。

三節 「金子覚帳」に窺う安部繁蔵一家との関わり — 「金銀出入帳」「広前歳書帳」の対照から —

次に注目したいのは、記事④、⑤に示された内容である。これは一四丁表部分であり、年次順に並んだ記事から外れ、

記事④ 「金子覚帳」一四丁表

一、松山永錢五百目 屋守 繁蔵
 十二月二十八日直渡し 同人(藏)参
 内四十匁御初穂上巳(明治四年)の十二月二十八日

記事⑤ 「金子覚帳」一四丁表

午(明治三年)十二月 別帳へたし
 午(明治四年)十二月二十六日参
 一、金札一両 屋守 繁蔵あと
 初物上 悴寅年十七才 はじめ
 内秋新米一俵上代七両六匁二分米入
 代二百十匁 九十匁金六百三十匁
 取りかえ
 辰(明治元年)金六両 これは妻取りかえ
 辰(明治元年)十二月二十九日 未(明治四年)五月二十三日
 書きたし改め
 未(明治四年)十二月二十日
 一、金札一両御初穂上 悴市五郎寅年 参
 申(明治五年)十二月二十九日 新正月二十七日
 一、同(金)一両米二升 同人(市五)上

明治元年から明治六年までのことが記されている。いずれも、屋守の安部繁蔵と妻、息子の市五郎が関わる記事である。

繁蔵は、金光大神が川手家に養子入りした際に出迎えた音蔵の三男である^⑮。また、「手控え綴」三三丁裏には、安政四年に、金光大神と浅吉が厳島明神に参拝した際、繁蔵の義父が所有する船を使用したことが記されている^⑯。つまり、金光大神が広前奉仕に専念する以前から関係があった人物である。なお、「願主歳書覚帳」の記録によると、万延元年十二月二日に繁蔵の名前が記されており、予てから広前に参拝していたことも窺える。

記事④に記されたやりとりを見ていくと、慶応二年二月二十八日に、参拝した繁蔵へ四四〇匁(松山永錢五〇〇目)が渡されている。また、明治二年二月二十八日には、繁蔵が御初穂として四〇匁を供えている。

次に記事⑤の内容を整理してみよう。明治元年二月二十九日に、繁蔵一家のいづれかの人物に、とせが金六両を渡している。金光大神は、このやりとりを後年になって知り、明治四年五月二三日に帳面に記したものと見られる。なお、同やりとりを「金銭出入帳」で確認

すると、前述の慶応二年十二月二十八日の四四〇匁（換算すると金五兩）と合わせて、「合十一兩かえ」と合算している記述が見られるため、慶応二年のやりとりと共に、繁蔵へ用立てたものと考えられる。

次に、明治三年十二月二十六日に参拝した息子の市五郎は、金一兩を御初穂として供えたのに加え、秋新米一俵と二一〇匁を供え、その代わりに金七兩を受け取っている様子が窺える。「屋守繁蔵あと」と記されているのは、繁蔵が、この三ヶ月前である明治三年九月に病没したため、息子の市五郎が家を代表し、金光大神の所へ訪れているものと見られる。さらに、明治四年十二月二〇日に参拝した市五郎は金一兩を御初穂として供え、明治六年一月二七日（旧暦明治五年十二月二十九日）にも、金一兩と米二升を供えていることが窺える。

ここまでのやりとりは、「金銀出入帳」にも記されており、さらにその後のやりとりも同資料に記録されている。¹⁷⁾ それによると、市五郎らは、明治六年十二月に金一兩と米一升、明治七年十二月に金一兩、明治九年一月に金一兩を供えている様子が窺える。さらに、市五郎は、明治九年八月一三日に金七匁、明治十二年一月二十九日に金四匁を金光大神あるいは萩雄へ渡している。同記事には、「相済」という記述が見られることから以前に渡していた金銭（合計一一兩）の返済の記録と考えられる。

「金子覚帳」と「金銀出入帳」との対照から見えてくることとして、慶応二年と明治元年に繁蔵一家へ渡した金銭（合計一一兩）について、「金銀出入帳」では明治九年と明治一二年の二回のやりとりで、市五郎より返済されたところだが、「金子覚帳」においては、明治三年、四年、六年（旧暦明治五年）の三回、市五郎から供えられた金銭を、返済のものとしても認識していた可能性がある。

ここまでは、繁蔵一家との金銭に関わる記録から窺える様子である。「金子覚帳」において、明治二年以降の記事は、この繁蔵一家とのやりとりのみである。その明治二年以降については、現存している「広前歳書帳」と対照できるため、窺っていく。表2は、「広前歳書帳」において「屋守西男」など「屋守」の地名を掲げたものの内、繁蔵一家を指すと推測される「西男」（繁蔵）、「辰女」（繁蔵妻）、「寅男」（市五郎）をまとめたものである。地名、干支、性別の組み合わせ

わせであるため、異なる人物である可能性も否定できないのであるが、表2からは、繁蔵一家が、定期的に参拝し、「出初」「餅」などを供え、体調のことや「家内安全」を願っている様子が窺える。そして、「広前歳書帳」に欠落・欠本部分で不明な箇所があるものの、繁蔵一家が金銭を供えている日付（明治二年二月二八日、明治四年二月二〇日、明治七年二月二六日、明治九年一月三日）が認められる。

なお、興味深いこととして、「金子覚帳」や「金銀出入帳」において繁蔵一家が金銭を供えたとされる日付（明治二年二月二八日、明治四年二月二〇日、明治七年二月二六日）の「広前歳書帳」には、「初穂」などの供え物を示す記述がないことが挙げられる。これについては、繁蔵一家が供えた金銭は、用立て金への返済の意味もあり、別で記録がなされたため、「広前歳書帳」には記述されなかったという可能性があるものの、金光大神の供え物への認識や記録方法の詳細については、現存する資料だけでは明確な結論を導き出すことが困難である。この点については、さらなる資料の発見や研究の進展を待つ必要があるだろう。

本節では、「金子覚帳」に記された記事④、⑤の繁蔵一家とのやりとりについて、「金銀出入帳」「広前歳書帳」など他の資料と対照させながら確認してきた。そこから浮かぶのは、慶応二年、明治元年に金光大神ととせによって金銭を用立ててもらい、生活の道をつける繁蔵一家の様子である。また、家主である繁蔵が明治三年九月に病死し、代が替わり息子市五郎が参拝するようになり、そこで父繁蔵が用立ててもらった金銭を返していく様子なのである。

改めて述べると、「金子覚帳」の記事⑤は、「金子覚帳」全体の主な記事の期間（安政六年から明治元年）から外れた、明治元年から明治六年にかけての記事である。また、記事⑤には、「未五月二十三日書きたし改め」とあり、明治四年五月二三日に書き足したものと考えられる。既にこの時点で、「金子覚帳」の大部分は記し終えていたが、その上で、この繁蔵一家とのやりとりを書き足したと推察される。このことから、金光大神は、繁蔵一家とのやりとりに、金銭を用立てたことで生まれた「神の働き」ともいえるような有り様を感じ、「金子覚帳」を記すことでそれを確認していたのではないだろうか。

表2 「広前歳書帳」における安部繁蔵一家

※備考「○」は、「金子覚帳」「金銀出入帳」の記事がある日

年	日付	干支、性別	追加表記	供え物	願い事	備考	
明治2年	1月4日	酉男		餅			
	1月7日	寅男			熱すぐれず		
	1月10日	寅男			追願		
	1月22日	寅男			礼		
	2月7日	酉男			胸つかへ上		
	8月1日	酉男		出き初穂	弱し		
	8月15日	酉		餅	家内安全		
	9月1日	酉男		出初	身上、家内中礼		
	9月22日	酉男		餅	家内安全		
	10月22日	寅男		出き初穂			
	10月27日	酉男		出初品々	家内安全		
	12月28日	酉			礼、家内安全	○	
明治3年	1月8日	酉		餅	家内安全		
	1月8日	酉		餅	家内安全		
	4月6日	酉		肴	家内安全		
※明治3年7月22日～12月29日まで欠落 明治3年9月に安部繁蔵病死							
明治4年	1月6日	寅男		餅			
	1月22日	寅男			家内安全		
	2月13日	辰女			礼		
	2月18日	寅男			出物		
	3月4日	寅		節句	家内安全		
	3月22日	寅男			家内安全		
	8月14日	寅	母辰年参	出初	安全		
	10月28日	寅		出初	家内安全		
	12月20日	寅男			家内安全	○	
明治5年	3月5日	寅			家内安全		
	6月1日	寅男		出初	家内安全		
	8月15日	寅男	屋守文家寅年男、母参	餅	家内安全		
※明治6年は欠本							
※明治7年1月1日～2月16日まで欠落							
年	日付(新暦)	日付(旧暦)	干支、性別	追加表記	供え物	願い事	備考
明治7年	2月18日	1月2日	寅	辰母	餅	礼、安全	
	2月19日	1月3日	酉		餅	家内安全	
	6月28日	5月15日	寅		出初	安全	
	12月23日	11月15日	寅	母参	出初	安全	
明治8年	2月2日	12月26日	寅男			家内安全、礼	○
	2月16日	1月11日	寅		餅	家内安全	
	7月15日	6月13日	寅男	母辰参	出初	安全	
	8月30日	7月30日	寅男		出初		
	10月19日	9月21日	寅	屋守安部寅年	出初	家内安全	
明治9年	1月1日	12月5日	寅男		酒	はれ物礼	
	1月18日	12月22日	寅男	屋守村代参		当平	
	1月28日	1月3日	寅	母辰参	出初	家内安全	○
	8月25日	7月7日	寅男		出初	家内安全	
	10月25日	9月9日	寅	寅年辰参	出初	家内安全	
明治10年	2月14日	1月2日	寅		餅	家内安全	
	7月4日	5月24日	寅	寅年、母辰参		五穀礼、家内安全	
	10月27日	9月21日	寅			家内安全	
	12月6日	11月1日	寅	寅年、母参	出初	家内安全、礼	
明治11年	2月9日	1月8日	寅男	安部寅年男	餅	家内安全	
	7月4日	6月5日	寅	母参		家内安全	
	7月14日	6月15日	寅	安部寅		礼	
	12月24日	12月1日	寅	寅年、母参	出初	礼、家内安全	
明治12年	1月28日	1月8日	寅	寅年、母参	餅	家内安全	
	5月29日	4月9日	寅男			頭痛	
	6月25日	5月6日	寅			病礼	
	9月11日	7月25日	寅	市寅年、母参		礼	
	12月11日	10月28日	寅	部安寅年		家内安全	
明治13年	2月16日	1月7日	寅	寅年、母参	餅	家内安全、嫁くり合	
	7月7日	6月1日	寅	寅年辰女	出初	家内安全、礼、安心	
	10月1日	8月27日	寅			他行	

記事⑥ (金子覚帳)二四丁裏

辰年(元明)正月十五日内休み●(印朱色)

二月十日は内かどかけ休み

三月宿へ出(御上参 私留守に向(藤井)より呼びにやり

留守中に夫婦出 向(藤井)へ出 立腹申出

三夜さ逗留 光明神(山崎)十二日引とり

二十五日あらためと申 呼びに出 早朝

棟梁出

神様より

四月三日ひまがで

おいたわりもつて借金払い下され

そのうえ七月盆までなみ日別(給日)たててやり

御神様御仰せつけられ

私承知仕り候

内

札五百五十目 世話方午年(川平)渡し

四月八日 使い胡麻屋喜十(茂野)成ともり仰せつけ

その内 持つてやり 道具取りに来るように

米一俵やり 使い同人(十喜)申てやり 八日

田岡(保川)より 代 此方に渡し(田崎)八右衛門使い

●(印朱色)

八十九匁八分

十日仰せに 荷物取つて帰らせ

その後十八日棟梁参り

世話方(金川手保平)向(藤井)頼み御断申上

神様大きに御気障り 金光願うな

かなわんと仰せつけ

四節 棟梁を解雇される川崎元右衛門

―「覚帳」との対照から―

二二丁は、宮建築が始まる元治元年正月、金光大神が依頼をした大工川崎元右衛門と遠藤国太郎への手当てみられる記事から始まり、続いて、建築に必要な木材、道具の購入などが記されている。そしてその後も、一打ちで金銭の記事が続いていくが、様子が異なるのが、記事⑥、⑦である。

まず記事⑥では、明治元年正月と二月に、川崎が仕事を休むとの記述が示されている。次に、同年三月、藤井きよのが川崎と妻とくを呼び出し、そこで川崎夫婦がきよのへ「立腹」を申し出たことが記されている。このとき、金光大神は留守をしていたが、これは、明治元年三月一〇日から一日にかけて、浅尾陣屋で藩主に謁見するため広前を離れた期間のことである。川崎夫婦の立腹内容は不明であるが、川崎は借金を抱えていた様子が見受けられることから、支払われる作料が少ないといった待遇面の不満などが原因だったのかも知れない。

この話し合いは、金光大神が戻ってきた一日、一二日も行われ、さらに二五日にも改めて、場が持たれたことが

記事⑦ 「金子覚帳」二五丁表

十七日荷物持つて帰り

当座御普請休み

今までの棒に振つても構わぬと仰せられ
家作りにでもいたしねん入れても構わん
品によつたら先で頼み その節季にいた
らこうし

記されている。そして、四月三日には、「神様よりひまがで」とあるように、川崎らの解雇と宮の建築の延期が告げられたのだった。また同時に金光大神は、川崎の借金や、七月の盆までの作料も支払うよう、神から命じられたことが記されている。

次に、四月八日、金光大神は五五〇目を世話方の川手保平に渡し
ている。この金銭が、川崎の借金分であると目される。そして、同日、
胡麻屋に住んでいる信者の浅野喜十郎を使い頼んで、米一俵を川
崎に届け、大工道具を取りに来るように伝えたことが記されている。そして四月一〇日、伝えた通りに川崎は荷物を取っ
て帰ったのだが、同一六日、彼はきよのと世話方の川手保平、森田八右衛門の三人に頼み、金光大神を通じて神の許し
を乞うようお願い出ている。これにより、金光大神は神に願ったが、「神様大きに御気障り、金光願うなかなかわん」とあ
るように、聞き入れられなかったことが窺える。そして記事⑦からは、四月一七日、川崎に残りの荷物を持つて帰らせ、
宮建築は延期となったことが読み取れる。神からは、「今までの棒に振つても構わぬ」と言われ、残った資材は、家
作りや他でも使えるとの旨が記されている。

ここまで、記事⑥、⑦について見てきた。この記事⑥、⑦のやりとりは「覚帳」にも記されているが、それが「金
子覚帳」に記されている点に注目したい。既述した通り、「金子覚帳」は基本的に、金銭のやりとりを一打ちで列挙す
る帳簿的形式なのだが、記事⑥、⑦はそれとは異なり、宮建築が延期される経緯を詳述しているのである。単純に帳簿
として記すのであれば、記事は四月八日の五五〇目や米一俵の記述だけで十分であろう。しかし、金光大神はそうせず
に詳細な状況説明を記している。このことから、神からひまを出された川崎と自身との関わりについて、具体的な金
銭融通や米の援助などを列挙しつつ、考えを巡らせていたであろう金光大神の姿が浮かぶ。また同時に、元治元年から
明治元年にかけて、神から差配された金銭を宮建築に用いていたのであるが、川崎の解雇、また宮建築の延期を受け、

記事⑧ 「金子覚帳」二六丁表

安政七（万延元年）申二月十九日はじめ

志覚帳

二月十九日

●、五匁 京都東山（明不）南東寺
久城院（明不）

同三月一日

●、三匁 かたのうら 淡島太夫肥後（明不）

十六日

●、一匁 黒崎 平介

十七日

閏三（月）二十八日

●、二匁 柏島五明山（現倉敷市）善楽院（明不）

七月六日

●、四匁 両人 児島 松寛院（明不）

安にう山 しん火く院（明不）

同（月七）九日

●、一匁二分 富村（現倉敷市）永福院（明不）

二十六日

●、一匁二分 胡麻屋 吉蔵

八月十二日

●、二匁 支度振る舞い 児島林 連房院（明不）代人
塩飽 吉丈院（明不）同

●、一匁二分 同 両人改め出

同（月八）十二日

●、一匁二分 富村（現倉敷市）安楽院（明不）

●、一匁二分 同 富村（現倉敷市）安楽院（明不）

●、一匁二分 同 富村（現倉敷市）安楽院（明不）

●、一匁二分 同 富村（現倉敷市）安楽院（明不）

●、一匁二分 同 富村（現倉敷市）安楽院（明不）

その金銭とは何だったのかを模索し、神に託びるようにして金光大神が「金子覚帳」を記していた様子が浮かぶ。

五節 「金子覚帳」にみる修験者

これまで金光大神と修験者との関係をめぐっては、小坂村の連行院他二名による、無資格での宗教行為に対する問題指摘（文久二年三月）等^{②①}が知られてきたが、「金子覚帳」には修験者とのやりとりも多数含まれているところから、改めて両者の関係の一端を窺いたい。

一 項 各地から訪れた修験者たち

記事⑧にあるように、「金子覚帳」の二六丁には「志覚帳」と記され、訪れた者へ金銭を「志」として、渡している記事がまとめられている。

右の小坂連行院に関しては、御発行していた金光大神広前へ、文久二年三月に修験者が問題を指摘しに来たとされている^{②①}。この記事⑧でまず興味深いのは、それよりも前の万延元年から、金光大神広前に訪れた複数の修験者へ、金

光大神が「志」として金銭を渡していた實際を示していることである。ここには、「柏島五明山善樂院」や「富村永福院」をはじめ、大谷村から比較的近い所に住む修験者に対して、金光大神が、一から五匁程度の金銭を「志」として渡している様子がみられる。彼らは、その地に居住し、地域社会の宗教活動を第一義とするいわゆる里修験の可能性があるだろう。

その一方で最初の記事に目を移すと、万延元年二月一九日に金光大神は、京都東山南東寺久城院へ五匁を渡したことが窺われる。この修験者の詳細は不明であるものの、彼らの申し出が真実ならば京都という遠方から訪れていることから、各地を転々とし、廻国修行をしている修験者の可能性も考えられる。なお、「金子覚帳」には彼ら以外にも、記事⑧以降において、「九州太宰府」(現福岡県)、「京岩倉」(現京都府)、「山城国」(現京都府)、「洞川」(現奈良県)など各地からの修験者が記されており、この広前が広範囲にわたって知られていた様子を窺わせていよう。

こうした点に関わって興味深い事例が「金子覚帳」の二二丁裏にある。その記事によると、文久二年一月二四日、松本与次右衛門を使いとして、「京御室」へ金一両が支払われている。²⁸この「京御室」は、六十六部集団とも言われる廻国修験者の本山、仁和寺を指していると考えられる。そのような所へ、吉田家の許状を入手するなどの働きをした松本が、金光大神の使いとなり金銭を支払っているということは、先方から寄進を求められたか、もしくは、何らかの要望を聞き届けてもらうべく、こちらから訪れたといった可能性が考えられるかも知れない。もしかすると、金光大神の所に無理な無心を行わないよう、本山から修験者へ働きかけて貰うよう交渉した可能性もなくはないが、これにより、金光大神の所へ訪れる廻国修験者がどう変わったのかは資料からは窺えないため、あくまでも推測の域を出ない。

なお、二七丁表には、修験者と偽って無心に訪れた人物の記事がある。³⁰大林の分析によれば、金光大神はこの「うそ」を見抜きながらも、その者に金銭を与えていた。この行為は、彼らへの救済実践となっており、また、金光大神が社会的関係性のなかで信用を生んでいた實際を見ることができると指摘されている。³¹

このように、二六丁から二八丁部分には、修験者に加え、修験の名を語る者への金銭融通の記事がある。注目すべき

は、この金銭融通の記事が、万延元年から明治元年にかけて記されているという点である。この期間の当初、金光大神は無資格状態であったが、五流尊瀧院や吉田家の許状入手、白川家人門などを経て、社会的な公認を得ている。このことで、金光大神は、修験者との関係性が変化し、金銭融通を止めるなどの様子が予測されるのであるが、金銭融通は継続して行われているのである。つまり、修験者からすると、金光大神の資格の有無に関係なく、金光大神広前は、援助の場所として共有され、認知されていたということであろう。また金光大神も、訪れた修験者に対して、「志」として援助を継続して行っていた様子が窺えるのである。一方で、同部分では、金光大神が修験者の対応に苦慮する記事も見られるため、次節で確認する。

二項 広前へ押しかける修験者の様子

「金子覚帳」には、これまで伝承レベルでは知られていた者をはじめ、広前を訪れた修験者の様子について、金光大神により具体的に記された事例が見られることから、以下に確認していきたい。

記事⑨ 「金子覚帳」二七丁裏

七月四日

一、二十両むしん 同所五流尊瀧院様内

その後棟梁 より代人高見■使い出

石之丞二人御断出

一、金二両御銭別上 これは別帳

一、同二朱 大仙院様礼出 へたし

※七月四日（修正前 七月十四日）

記事⑨は、慶応二年七月四日に五流尊瀧院関係の修験者が二〇両という高額の無心に訪れたことが記されている。しかしながら、「御断出」との記述からすると、渡さなかった可能性が高い。その後同二年七月七日、川崎元右衛門と金光萩雄が五流尊瀧院へ金二両を餞別として持つて行っている様子が窺える。ちなみに、記事⑨に類似する出来事は萩雄も伝えている^③。その伝えを見ると、修験者に要求された金額が「三十両」とされるなど相違点があるものの記事⑨と合致する点が多く、同時期に、五流尊瀧院の許状が返却された可能

記事⑩ 「金子覚帳」二八丁表

同十日

- 一、茶漬け三人に据え 児島林 吉丈院(不) また坊主修験
 ふるまい 玉島修験三人出
 一、二両足百七十六匁 水江(水江郡市) 正覚院
 むしんやり

記事⑪ 「金子覚帳」二八丁表

十二月朔日

- 一、児島五流様内 役人 彦崎(南境岡山市) 藤原乙吉
 倉敷 明王院二人出
 許し取り上げ拌み御差し止め
 壇(神)を片づけ 品々取つて帰り
 その上 入用かまい
 その上 また御殿御礼金二両
 世話方兩人(森田八右衛門 川手保平) 渡し

ねだり

- また地所金五両 両方とり渡し
 また金二分二朱人足賃品々 なおつけ
 また一分法印 初穂ねだり にとり
 またひや宿入用 六十六匁八分五厘
 六日 御泊り

また二分あわ(阿)定之丞出泊り礼
 また御殿一両礼世話方兩人 田(森)八右衛門 手川(保平) 保平出

大仙院様へ二朱 御礼 同(阿)より
 同高見加津使い二朱 礼 同(阿)より
 また信社梅谷殿(梅谷 直衛)へ世話になり 二朱礼
 より

性が高い。この慶応二年七月以降、修験者が高額の無心や無理な要求をしていることが「金子覚帳」の記述から窺える。

記事⑩は、慶応二年九月一〇日の記事である。そこには、広前を訪れた児島林吉丈院、坊主修験、玉島修験の三人に金光大神が、茶漬けをふるまったことや、無心してきた水江の正覚院に一七六匁を渡したことが記されている。

ところでこの数日前、九月八日未明に養母い、わが亡くなり、九日夜に仮葬を執り行っている^③。仮葬を執り行うにあたって、京都にいる浅吉をはじめ関係者への周知や連絡をした他、仮葬においては檀那寺がなかなか来なかつたりと、多忙をきわめていたと目される。そして、仮葬を終え、その後始末や本葬へ向けた準備など、金光大神家族が右往左往する中で、記事⑩に示す修験者が訪れ、金光大神は対応を行っているものと推察される。

また、記事⑪には、慶応二年二月一日、彦崎の藤原乙吉と倉敷の明王院の二人が訪れ、許状を取り上げ、金光大神が拝むことを差し止めたことが記されている。記事によると彼らはその上、金銭を要求し、広前の神棚が片付けられ、品々を持ち帰った。この許状は、吉田家の許状を指している可能性が高いと推察される^③。

以上のように「金子覚帳」には、金光大神の所へ修験者が高額の無心に訪れ、また、許状を巡つてのやりとりが行われた様子などが記されている。

ここで、二六丁から二八丁部分に関わって、「金子覚帳」における特徴的な様相を述べてみたい。それは、二六丁裏から二七丁表の主に文久二年から文久三年にかけての記事が、一章で触れた一丁から二〇丁のパート部分にも記されていることである（本稿末尾に対照表を示す）。この時期は、金光大神が五流尊瀧院や吉田家の許状を入手する時期と重なることから関連があると考えられる。なお、二六丁から二八丁の万延元年から文久元年、元治元年から明治元年の期間の記事については、記事の重複は見られない。このことから、一丁から二〇丁部分の記事は、網羅的に記事を列挙するのではなく、金光大神の立場や訪れた者との関係によって、書くべき内容が選取られたと考えられよう。二六丁から二八丁の冒頭には「志覚帳」と記されていることからすると、この部分に関しては、表紙の記事内容の傾向を窺わせる「取りかえむしん物万付」とは、別の方向性で書き記したのであるが、「金子覚帳」に含みうる内容として、合本された可能性を考えさせる。

また合本されたとして、それがいつ為されたのかも推測の域を出ないのであるが、恐らく明治期以降ではないかと考えられる。修験者は、明治元年のいわゆる神仏判然令以後、急速に組織基盤が変化したことが知られているが、「金子覚帳」の二六丁から二八丁に記された修験者達の中にも、立場が不安定となり、立ちゆかなくなつた者がいたと想像される。そうしたとき、二六丁から二八丁にのみ記された修験者達の記事も「金子覚帳」に含み入れて、立ちゆきを願う金光大神の姿が浮かぶのではないだろうか。

おわりに

ここまで、「金子覚帳」の特徴的な記事を確認し同帳面の性格を把握してきた。この「金子覚帳」の執筆時期につい

ては、おおよその記事の出来事が終えた明治元年から、一四丁表に「未五月二十三日書きたし改め」と記されている明治四年の間に大部分が記されたと推測される。このことから、明治初め頃に金光大神が、安政六年から明治元年のことを金銭のやりとりを通じて振り返りを試みていたことが想定される。

ここで、次の「金子覚帳」の記事を紹介したい。

「金子覚帳」【七丁表】

五日夜

一、小札十八匁五分 松井山 正寿院 取りかえ

「金子覚帳」【二七丁表】

三月五日夜

・一、十八匁五分 松井山 正寿院 むしん

この二つの記事は、文久三年三月五日の夜、松井山（鴨方町松井）の正寿院という修験者に、一八匁五分の金銭を渡したという同一の出来事を指している。しかし、末尾の表記が「取りかえ」と「むしん」と異なっている。「金子覚帳」の表紙においては、「取りかえむしん物万付」という、内容の傾向が記され、「取りかえ」と「むしん」を分けて捉えていることを踏まえると、金光大神自身が、それぞれの記事を記す際に、同一の出来事に対する捉え方に揺れが生じていたと推測される。また、無心は、相手方の強請的金銭要求である、ゆすり、たかり的な意味を連想させるのであるが、「金子覚帳」における無心もそうであるかどうか判断を保留させる記事でもある。そうとしても、「金子覚帳」の記事は、金光大神が記す時点における捉え方を反映していると考えられ、それは、何処に記すのか（この事例では、一丁から

二〇丁、二六丁から二八丁）や、時間の経過に伴い、その捉え方が変化しうることを示唆している。さて、最後に、稿を閉じるにあたって、次の「覚帳」の記述を見ておきたい。

明治十二己卯六月二十七日、帳面見て考えてみ。内寅の年には九月に母が病死いたし。

五流役人と申して上下三人出、お広前かたづけ。児島五流へ届け、許状もどし。だんだん心配いたし。

一つ、十三年ぶりに、岡山県より、萩雄、祠掌申しつけられ。せがれ生まれ、寅男。

一つ、屋守、安部末太郎娘、金光宅吉妻にもらい、だんだん安心こと。

神様おくり合わせくだされ、ありがたし仕合わせ。三度の吉、祝い仕り候。（「覚帳」二二―21、22）

これは、明治一一年の部分に貼り付けられた内容である。ここには、明治一二年に、神から何かしらの帳面を「見て考えてみ」との促しがあったことが確認できる。それにより確認されたのは、慶応二年九月に養母いわが病死したこと、五流役人と名乗る三人が来て、広前を片付けたり、五流尊瀧院へ届け出たり、許状を返却するなど色々心配したこと、金光大神が神職となった慶応三年以来、一三年ぶりに、萩雄が祠掌を申し付けられたこと、屋守の安部三平の娘を宅吉の妻にもらい、徐々に安心となったことである。見ての通り、これらには「金子覚帳」の記事に重なるものが多くあり、引用冒頭の「帳面」には、「金子覚帳」が含まれているのはほぼ間違いないことと言える。そうすると、金光大神は帳面を書きながら、そして、書いた物をまた読み返しながらか、これまでであったことを振り返っており、その時々において、異なる捉え方、受け止め方がなされたものと考えられる。それは、出来事がありそれを振り返るとき、その間の時間で、様々な経験や関係性の変化がある上での捉え方であろう。出来事があった時点では気付かなかったことを振り返ることで、気付く、そこに神の働きを感じていくようが浮かぶのである。

改めて、「金子覚帳」のそれぞれの記事を見ていくと、金光大神の家族、親族、世話方や大谷などの近隣住民、藩や

参拝者など、様々な人達との金銭のやりとりが記されている。そうしたとき金光大神は、そのそれぞれの相手との関係性に思いを巡らせることで、「金子覚帳」を執筆している自身や、今いる場が成り立っているような確認をしながら、神の働きを探り出そうとしていたと見ることができているのではないだろうか。「金子覚帳」がそう見えるとき、他の金光大神の帳面との関係や、それぞれの帳面の成り立ちを改めて見直す可能性を感じさせる。

（教学研究所所員）

① 岩崎繁之「金光宅吉による「お知らせ事覚帳」の筆写について」紀要『金光教学』第五六号、二〇一六年、六〇～六四頁。

② 各解説文について、「金子覚帳」は、「資料〈金光大神事蹟に関する研究資料〉」「金乃神様金子御さしむけ覚帳」解説文（紀要『金光教学』第六〇号、二〇二〇年）で、「出入帳」は「資料〈金光大神事蹟に関する研究資料〉」「御金神様御さしむけ金銭出入帳」解説文（紀要『金光教学』第六一号、二〇二二年）を参照のこと。なお、「暦注略年譜」と「手控え綴」（一部）は「金光大神事蹟に関する研究資料」（金光教学研究、二〇一九年）にて公開された。

③ 「十二月二十二日お知らせ。一つ、床へ仮に棚二段こしらえ。正月に供え物できん。占見村宗元、大工重蔵午年、おかげ受け、お礼にしてあげますと申し、同じく二十八日調え。散錢びつ供えあげ、同人。」（「覚書」九―四）

④ 金光和道「神前奉仕開始後の広前の周辺 ―東長屋・「宮」建

築など諸経費支出の背景―」紀要『金光教学』第三九号、一九九九年。

⑤ 伝承としては次のものがある。

○ 渋谷せん一一五九（『研究資料金光大神言行録』第二巻。以下

『言行録』）

血の道に懼り、人に教へられて参りたるが、御祈念の後、「これは、はや血の道がこうじて、ひどうなつて居る。もつと早けりや、神も時日がきられるけれど、もうこうなつては、時日をきつてどうと言ふことが出来ぬ。こう言ふ血の道には、サフランがよいものじゃ。小銭をもつておいでりやよし、なけりやここにあるから、なんぼうでも用立つて上げますけい、鴨方へ回つて買うていんさればよい。」と仰せられ、教祖より金を借りて買ひ、煎じて飲み、尚、粟粥を炊きて、死ぬれば死んでもよいと思ひ、十分に喰ひ、寝ねたるに、其夜、十七回通じ、翌日は七十回、其夜は三十回の通じあり。十日

計りにて身体軽くなり、漸次全快して其後は病氣更になし。

○浅野喜十郎六五（『言行録』第一巻）

此辺にも食へぬ様になりたるものに、一両金をやり、「これを持ち帰りて食ひ居る間には、仕事をしてやって行ける様になる。」とて与へられたることあり。

○浅井光雄三八九七（『言行録』第六巻、入信九十年記念刊行「初代先生の面影」松永教会、一七頁）

只今のお話の笠岡で（斎藤重石衛門から浅井岩藏が引用者）叱られなさったことですが、わたしらが聞いておりますのは、こうです。綿で失敗した金を笠岡で借りようと思うて、輶にまわり、輶で保命酒を買って無心にゆかれた。ところが笠岡の方では、そのことがちゃんとわかっておられたので、大変に御立腹になり、土産にもつてきた保命酒を足げにしてたたき割り、叱りとばされた。こうまでされると、もともと短気な大明神さんの性分のことですから、（よくもよくも人なかで恥をかかした）と立腹し、（もう今日かぎり信心はやめじや）と思われたが、そこまでは口に出さず、すすす本町筋までおりて来られた。そうして考えられたことは、（たとい信心は今日かぎりやめるにしても、大谷ではかねがねお世話になっておる。いとま乞いだけはして来よう）と思うて大谷へ行かれた。ところがお広前の庭に入るか入らぬかで、教祖さまは、「松永の金子宮、こっちへ来い。よう詣つてきたのう」と親切な言葉でむかえて下さった。笠岡ではかんにんに叱りとばさ

れたが、金光では、涙が出るほどやさしく言うて貰うた。大明神さんも嬉しうなつて、ついご結果近くまですり寄つておいでると、教祖さまは、重ねてご理解をして下さった。「松永は、笠岡にとつては子、このかたにとつては孫。親からいえば、なんで子が憎かるう。世話をかける子ほど可愛いものじや。なんば言葉が悪かろうと、悪い言葉の底には、口に出せぬ思いがある。涙がある。可愛さに、なんでちがうところがあるうか。世のことわざにも、（わが子の可愛さは言わずもがな、孫というものは、子よりも可愛いものじや）と言うてある。笠岡へはわたしから言うてやる。親の心子知らずではありませんぞ。今までどうり信心して、一層お陰をうけるがよいぞ」と、囁んでふくめるように話して下さいました。御理解がすむと教祖さまは、神前の三宝さまのなかからお賽銭をとつて、「これは僅かじやが、持つてかえつて、商売の尻ぬぐいをするがよい」と、大明神さまの手に渡されました。大明神さまは、ただただ有りがたくて、涙が出るばかりでございました。そしていよいよ帰られるとき、重ねて言われるのに、「このかたが、笠岡へはようことわりを言うておいてやるから、忘れずに笠岡へ寄つて、お礼を言うて帰るのぞ」と、なだめすかすように言うて下さいました。

⑥ 大林浩治「『金銭遣い』の世における信心——金銭さしむけに関する帳面をもとにして——」紀要『金光教学』第五七号、二〇一七年。

⑦ 白石淳平「明治改暦と「金神」——金光大神における神把握をめぐって——」紀要『金光教学』第六一号、二〇二二年、五九頁。

⑧ 中川孝史「江戸時代の家計簿から」大阪女子学園短期大学『紀要』第四号、一九六〇年。三代川正秀『帳合法の終焉』DTP出版、二〇一七年。

⑨ 前掲大林「金銭遣い」の世における信心」一九頁。

⑩ 「願主歳書帳」には次の通りの記載がある。

八日

一、益坂 未歳男 惣左衛門

三十八才

⑪ 「覚帳」では、「同じく亀屋、同じく売り、同じく壬戌年十二月」「覚帳」五―2―2との記述があり、藤井駒次郎に金光大神が所有する田地を売っている記述がある。また、「藤井家に関する調査「覚帳注釈書」人物誌作成のため」(金光大神九四八)においても「古き帳面に亀屋常太とあり」であの、「藤常屋以前なりし」と書いてある」とあり、藤井駒次郎の家が「亀屋」という屋号を持っていることが窺える。

⑫ 「資料小野家文書―宗門御改寺請名歳帳」(紀要『金光教学』第七号、一九六四年、一三五頁)によると、駒次郎家族は、父磯右衛門の夫婦や嫡男春太郎家族と同じ家に属している。その後、『金光教教典人物誌』(金光教本部教庁、一九九四年、三四二頁)によると慶応三年に判株を得て、本百姓となり独立している。

⑬ 「願主歳書覚帳」には次の表記がある。
上 妻丑年

一、同所 未ノ歳 駒治郎

きよの

⑭ なお、「金銀出入帳」(管長家六―四九)には、萩雄とみられる筆跡で、慶応二年から明治九年の安部繁蔵、元治元年一二月の代吉、さらに慶応元年から明治一四年に至る金銭のやりとりが記されている。最後には、期間が離れた明治二六年の藤井恒治郎とのやりとりも記されている。

⑮ 「屋守安部家資料 附安部家系図」(奉修所資料一七六)。

⑯ 前掲『金光大神事蹟に関する研究資料』一〇四頁。

⑰ 「金銀出入帳」には、次の記載がある。

【一丁表】

慶応二丙寅十二月二十八日

一、五百目 松山札永

五両かえ 上札四百四十目かえ

屋守安部繁蔵

酉年へ直取かえ

已十二月二十八日

一、四十目御初穂に上 同人参

午年に同人病死

いたし

午十二月二十六日

一、金札一両御初穂上 同人悴寅市五郎

十七才

代

一、二百十目 米一俵 六百三十匁 かえ

一、金六兩 これは妻が取かえ と申候

内辰十二月二十九日 未五月二十三日ここ

へかき出し■

合十一両かえ

一、金札一両未十二月二十日御初穂上

悴寅年市五郎参

申十二月二十九日

新正月二十七日

一、同一両出来初尾米二升 同人参り

酉十二月二十六日

一、同一両同米一升

同人参

【二丁裏】

明治七甲戌十二月二十六日屋守

一、金札一両 安部寅年市五郎

子正月三日

一、〇金一円 同人母辰年参

【二〇丁表】

明治九年丙子年

一、八月十三日旧六月二十二日

一、金七円入 安部繁太郎

夫悴市渡

請取直渡事

右取替取引皆済 相済

【三三丁裏】

明治十二年己卯年

一月二十九日

旧正月八日

一、金四円入 安部市五郎渡

右 取替の分相済 相済

⑱ 岩崎繁之「金光大神における神社神職の活動の様相」紀要『金光教学』第六二号、二〇二二年、一一～一二頁。

⑲ 「覚帳」には次の記述がある。

「辰四月三日早朝お知らせ。棟梁、神の恩知らずゆえ、神がいとまを出し。お上へ対し、まず普請を延べ、一切り。内(去る)三月に宿へひき。十日仰せつけられ候。荷物(所帶道具)持って帰らせ。十六日棟梁まいり、向明神、世話方兩人頼み。お断り申しあげくだされ、私を願ひ。お願ひあげ。金神氣ざわり。金光願うな、かなわん。十七日荷を持つて帰らせ」(「覚帳」一一—四)

- ⑳ 教祖直筆の断片(藤井正延蔵)では、「三月廿五日東小坂連行院き、三人組。神様品物とてかえり。」とあり、「小野四右衛門日記」(紀要『金光教学』第二号、一九五九年、八二—八三頁)の文久二年三月二四日の箇所には、「廿四日。暁。与十郎差重二付、俸夫婦見舞遣す。昼。拙夫見舞行、暮頃帰舎。留主え小坂(鴨方町東小坂)連教(蓮行)院(日野真賢二十九才)外式人、文治(教祖)義金神ヲ信心いたし候儀、差留呉度申出。夜。俸文治ヲ呼、承札候処、山伏申出候通り相違無」之ニ付、嚴敷差留置。廿五日。曇。雨降。晚。連(蓮)行院外式人来。檀(壇)廻り受取度申出、実ハ此方へ預り呉候共致候ハバ宜敷、同人処へ差置候義ハ、不「相成」趣申出。弥十郎ヲ差添遣候処、文治モ速渡候様申候事ニ付、預り帰候由。」とある。
- ㉑ 早川公明「修験者との折衝過程に関する一考察——尊滝院許の取得から返却に至る過程分析——」紀要『金光教学』第二六号、一九七六年。

㉒ 宮本袈婆雄『里修験の研究』吉川弘文館、一九八四年。

- ㉓ 小嶋博巳「近世末期、御室配下の六十六部集団について——三原市の新出史料から——」『宗教民俗研究』二四・二五合併号、岩田書院、二〇一四年。

㉔ 「金子覚帳」二六丁裏に次の記載がある。
七月十八日(文久二年—筆者補足)
・一、十匁 九州太宰府の天神
別当円十院二人出

九州太宰府

㉕ 「金子覚帳」二六丁裏に次の記載がある。
九月五日(文久二年—筆者補足)
・一、一匁 京岩倉御殿坊主
宇佐八幡へ出

㉖ 「金子覚帳」二七丁表に次の記載がある。
四月一日(文久二年—筆者補足)
一、一匁山城国坊主二人

㉗ 「金子覚帳」二七丁表に次の記載がある。
同(四月一日)(文久二年—筆者補足)
一、九匁上洞川 東山はか修験三人出

㉘ 「金子覚帳」の二二丁裏には次の記載がある。
十一月二十四日 八十八匁八分
一、二歩一匁 京御室使

㉙ 前掲小嶋「近世末期、御室配下の六十六部集団について」。
「金子覚帳」二七丁表に次の記載がある。

亥^(三十九) 二十六日

一、二十二匁 倉敷東町 九松院^(明不)

世話人 沢屋奥蔵 二人出

また丑年^(元龜) 十月二十三日出

一、十八匁 同^(喜勘) 今度は名を変え 献応院

メ四十匁 みなうそ 世話人 治志衛門となり

③① 前掲大林「金銭遣い」の世における信心「二二二三頁。

③② 「金子覚帳」二二丁裏の該当箇所を次に示す。

寅年^(慶長) 七月七日

一、金二両 銭別棟梁^(元崎)

石之丞 二人使

③③ 金光萩雄七五六^(三)「言行録」第二巻。

倉敷の山伏を連れて、尊滝院の役員一人来りて、「京都へ上るにつき金を寄附してくれ。」とて額を定めて命する如くに言ひ来れり。それを断りたるに、「これ迄言ひ来りたることなれば。」と言ふに、倉敷の山伏も丁寧なる風に相槌を打ち居たり。役人は口やかましく、「御命を背くのか。」と言ふ。「御命を背く訳ではありませぬが、力に叶ひませぬから、こちらの心丈けと言ふことならば差上げますが。」と言ふに、「命を背くか、許状を出せ。許状を送る場所でない。」と言ふに、心にては喜びそれを出したるに広げ見て、「これ丈け結構なもの一から十迄許しになつて居る。お前の手で出来ぬものは一つもないが。」と言ひたるが、其儘入りたるに、山伏又別の所に連れ行きて、

「こう言ふ許状は備中にも二つはありませぬぞ。今言はれる丈けの金を揃へてお出しなさい。」と言ふ。「いや出来ませぬ。」と言ふ。其内に役人が、「おい、いのういのう。」と言ふ。「いや、まあ少しく待つて下さい。」と言ひ、山伏が、「それでは半分こでなさい。後はまたでよろしい。私がよきに計らひますから。」と言ふ。それより教祖も少しく立腹にて、「あなたも余りに親切過ぎますが。」と言はれたるに、「それではいいけんいけん。」と言はる。矢釜しく言ひて、「帰らう帰らう。」と言ふて立腹にて帰たり。それより教祖、神命に伺はれたるに、「其儘にすておく可らず。すぐ尊滝院へ行きて話せ。」とて、行きて一ぶしじゅうを話したるに、(世話方行きたり誰なるか判然せず、森田の外は川崎元右衛門か川手保平かの二人行きたり) 途中よりは、緋衣を着たる者が、からかみを五寸許りもあけて聞き居たるが、後には其者出て来りて、「役人は出し居り。幾分の寄附はして貰い度いが、幾らと言ひ付はせぬ。それに許状を引き上げると言ふのは不都合じゃとて、帰りたら叱りおくから帰つて居て呉れ。後からまた許状を送ります。」と言はれたるが、其後何の音沙汰もなかりき。後其手続をしたる玉島のもの来りて、「それは不都合じゃ。二人共免職にしてやります。」と言ひたるも、「それは其儘にしてくれ。内には神様がそう言はれてしたのじゃから。」と言はれ、それも其儘となりたり。(人がばろばろ参り居る始め頃の事なり) 三十両云云のことは聞かず。手切れたる後、管長と川崎と二

人にて、菓子と封金とを持ちて礼に行かれたり。

③④ 「覚書」一四―4には次の記載がある。

同じく九月八日明け六つ、母病死。願ひ。一時も祈念やめること相ならん。死人所へ行くことならず。きょうからご節句じゃから、子供総方節句させ。病人にしておき。夜になにか指図いたすぞ。夜にお伺い。あす八つから。節句もすみ、八つの葬式ということがあるからに、八つから披露いたし、夜に仮葬りにいたしおき。京都浅吉へ沙汰にいたして、同人が来たら本式（本葬）さする、お知らせ。九日夜に仮葬り仕り候。安倉、橋本幸いまいり、神様よりお頼みに相成り、京へ。橋本、京へ行くと申して届けまいり、お差し向けに相成り候。蒔田相模守様お屋敷訪ねくだされ、浅吉に会うて話いたしくだされ、頼み申し候。

③⑤ 「出入帳」一丁裏には次の通り記載がある。

その後、御免許相返し、同人妻ことづけ。

御礼金一両、同人御頼み上げ候、寅（慶応二年）の十二月。

③⑥ 鈴木正崇「明治維新と修験道」『宗教研究』九二巻二輯、日本宗教学会、二〇一八年。宮家集『修験道と児島五流―その背景と研究―』岩田書院、二〇一三年。

二丁から二〇丁（上段）と二六丁から二八丁（下段）の重複記事対照表

一丁から二〇丁の記事		二六丁から二八丁の記事	
3丁表	五月三日 ●一、四十四匁四分玉〔島〕仲買町（現倉敷市） 金二歩足 木屋 喜市 直取りかえ	26丁裏	五月三日 志 一、四十四匁四分金足取りかえ 同所同人 木屋 喜市
4丁裏	七月十九日 ●一、小札十目 児島連房院（明）家内長 配下 取りかえ 直 讃岐修験	26丁裏	七月十九日 ●一、十匁 取りかえ 児島林連房院（明）内 家内長 讃岐より 修験出
5丁表	十月三日 渡し ●一、十三匁 玉島快長院 大般若経寄進一卷 代銀十匁差渡	26丁裏	十月三日 一、十三匁 玉島山快長院
5丁裏	同（日） ●一、二匁 玉島児島役人清蔵志 より	26丁裏	同（月） 一、二匁 同東町いた清蔵 児島下
8丁表	七月十八日 ●一、十匁 九州大宰府の天神 別当円十院（明） 二人出	26丁裏	七月十八日 ●一、十匁 九州大宰府の天神 別当円十院二人出
8丁表	八月朔日 ●一、三匁五分 岡山赤坂郡修験 坊主 むしん 林建徳院 下岡山十八人内	26丁裏	八月一日 ●一、三匁五分 岡山赤坂郡坊主修験
8丁表	十一月 ●一、十匁 西町又右衛門徳あれ これ付四匁入用土てや メ十四匁	26丁裏	同（月） ●一、十四匁 玉島西町又右衛門 徳ぐずり

6丁裏	6丁表	5丁表	8丁裏	8丁表	8丁表	8丁表
二月三日亥年(文久三年) ●一、八匁 林村建徳院 役法印 光明院 着き送り 行社堂 寄進 二人出	二十五日出 同(二五) 一、同(金) 一步二朱 児島林 御年玉 歳暮 浅吉〔古〕 八百歳 一、同(金) 二朱 同(児島林) 大仙院 礼 役所	四日泊り 一、児島林 大仙院 家来共二人 通り掛かり出	二十一日 ●一、四匁 京三宝山 修験志 羽口(現倉敷市玉島勇敷) 治小院(明不) 案内	九月五日 ●一、一匁 京岩倉 御殿ノ宮様使い 宇佐八幡へ出 坊主 志 ※九月五日(修正前) 七月五日	晦日 ●一、二匁 児島 法印 霞 森御出 修験	二十四日 ●一、二十二匁 菓子料 京宮様御用修験 さかの常丸 ふ道院(明不) 悴 二十七日 ●一、十一匁 むりかり 同所 同人(京宮様御用修験) ふ道院(明不) メ札取合メ三十三匁 さかの常丸 悴
27丁表	27丁表	27丁表	26丁裏	26丁裏	26丁裏	26丁裏
二月三日 同(八百歳浅吉) ●一、四匁 児島下村 光明院 ●一、四匁 同人 連れ 二人出	亥年(文久三年) 正月二十五日〔古〕 八百歳 浅吉 二人 一、金一分二朱 児島五流尊瀧院様 同(正月五日) 二人出 歳玉 上げ年玉 一、同(金) 二朱 同役所 大仙院様内	戌(文久三年) 十月四日泊り 一、児島林 大仙院様御出 家来 共二人	十月二十一日 ●一、四匁 京三宝山 修験坊主 羽口(現倉敷市玉島勇敷) 治小院(明不) 案内いたし	九月五日 ●一、一匁 京岩倉 御殿坊主 宇佐八幡へ出	晦日 ●一、二匁 児島林村 法印 霞 森御所 修験	二十四日 ●一、二十二匁 京宮様御用沙汰人の 常丸 悴 二十七日 ●一、十一匁 また同院(八丁表のふ道院カ) 出 修験 メ三十三匁也 二度むしん

7丁表	7丁表	7丁表	7丁表	7丁表	6丁裏
●一、小札二十目 菓子 さしむけ 一、此義に付平尾万蔵出 十九日夜二十日 合 九十六匁 三月二十日 一、また三人付 六十六匁 相人入 済みかた 一、十匁 同 (岡) 宝蔵院 三十余 一、十匁 同 (山) 快恵 半こ 一、三十匁 三人組 松井山大乘院内へ万蔵かけ引出 一、十匁 同 (岡) 宝蔵院 三十余 一、十匁 同 (山) 快恵 半こ 一、三十匁 三人組 一、また三人付 六十六匁 相人入 済みかた 合 九十六匁 三月二十日 一、此義に付平尾万蔵出 十九日夜二十日 合 九十六匁 三月二十日 一、また三人付 六十六匁 相人入 済みかた 一、十匁 同 (岡) 宝蔵院 三十余 一、十匁 同 (山) 快恵 半こ 一、三十匁 三人組 松井山大乘院内へ万蔵かけ引出 一、十匁 同 (岡) 宝蔵院 三十余 一、十匁 同 (山) 快恵 半こ 一、三十匁 三人組 松井山大乘院内へ万蔵かけ引出	十八日 一、十匁 岡山 円万院 坊主 年七十斗 一、十匁 同 (岡) 宝蔵院 三十余 一、十匁 同 (山) 快恵 半こ 一、三十匁 三人組 松井山大乘院内へ万蔵かけ引出 合 九十六匁 三月二十日 一、此義に付平尾万蔵出 十九日夜二十日 合 九十六匁 三月二十日 一、また三人付 六十六匁 相人入 済みかた 一、十匁 同 (岡) 宝蔵院 三十余 一、十匁 同 (山) 快恵 半こ 一、三十匁 三人組 松井山大乘院内へ万蔵かけ引出 一、十匁 同 (岡) 宝蔵院 三十余 一、十匁 同 (山) 快恵 半こ 一、三十匁 三人組 松井山大乘院内へ万蔵かけ引出	十五日 ●一、十二匁 酒で 京吉田御使い 改め人鈴鹿熊太良 一、二十目 小札 児島林 建徳院 役僧 下村 福十院 (明不) 弟子共二人 取りかえ	五日夜 一、小札十八匁五分 松井山 正寿院 取りかえ	二十二日 ●一、銀札四匁 児島下村 光明院 むしん	十八日 ●一、小札二十二匁 林 役法印 光明院 三月十五日 百疋足 坊主 手次 京御用坊主 ●一、また三匁 むしん 同人
27丁表	27丁表	27丁表	27丁表	27丁表	27丁表
十九日 ●一、九十六匁 岡山 宝蔵院 円万院 須手行治 三人出 一、これ付二十匁 柏島 平尾万蔵 札	十五日 ●一、十二匁 京吉田御使い 改め役人出	同 (三) 十二日 ●一、二十匁 児島 福十院 (明不)	三月五日夜 ●一、十八匁五分 松井山 正寿院 むしん		同 (三) 十八日 ●一、二十二匁 同 光明院 引入 京の坊主 またその後 三匁 同 坊主 一人出 ●一、また後 四匁 同 光明院

7丁裏	7丁表	7丁表	7丁表
九日ばん(カ晩)出二十七匁七分五厘正 ●一、金二歩一朱 西大寺 松ん院(明不)	同(日一) ●一、九匁 洞川(現奈良県吉野郡天川村) 藤山竹(明不) 修験 三人 久丈院(明不) 吉丈院(明不)	四月朔日 ●一、二匁 山城坊主二人出	二十六日 一卷四匁ずつ ●一、小札二十二匁 大般若經 寄進付 正 倉敷東町 九性院(明不) 法類八人 東町 世話人 沢屋奥蔵 同六人
27丁表	27丁表	27丁表	27丁表
五月九日 一、二分一朱 二十七匁七分五厘 西大寺 松ん院(明不)	同(四月一日) 一、九匁 上洞川(現奈良県吉野郡天川村) 東山はか修験三人出	四月一日 一、二匁 山城国坊主二人	亥(文久三年) 二十六日 一、二十二匁 倉敷東町 九松院(明不) 世話人 沢屋奥蔵 二人出 また丑年(慶応元年) 十月二十三日出 一、十八匁 同(倉敷東町) 今度は名を変え猷応院 ノ四十匁 みなうそ 世話人 治志衛門となり

令和五年度研究論文概要

五年度に提出された研究報告のうち、本号に掲載されたもの以外の、各所員、助手の研究論文の概要等を、ここに掲げる。

第一部

神職資格喪失以降の金光大神の信仰活動の様相

岩崎 繁之(所員)

拙稿「金光大神における神社神職の活動の様相」(紀要『金光教学』第六二号、二〇二二年)により筆者は、金光大神の神勳やその神勳を成り立たせるために行われた信仰に関わる活動が、幕末・維新时期という時代状況の影響により、家族や信奉者、藩や村といった行政機関、吉田家や五流尊瀧院、白川家といった許認可に関わる機関など、様々な関係者も変化する中で営まれていた様子を捉え、またそのような活動の流れを金光大神自身が把握していく様子を浮かべた。

そこで本報告では、金光大神の広前での神勳及びその広前の運営を成り立たせている活動を〈金光大神の信仰活動〉(以下〈信仰活動〉と略記)と括ったうえで、拙稿で対象とした後の時期に当たる、明治四年末の神職資格喪失以降の〈信仰活動〉の様相と、そこでの金光大神の帳面類作成を通じて把握の様子について究明

を行った。この取り組みは、帳面に記された出来事の個別の意義や意味を究明するいわゆる事蹟研究とは別に、〈信仰活動〉という括りを設けて、その活動の全体的な動向を通史的に示すと共に、〈信仰活動〉の渦中における金光大神自身の把握の様子を明らかにする意図も交えている。

まず行ったのは、『金光大神関係年表』(以下「年表」と略記)の作成とそれを用いた分析である。「年表」は、昭和二八年刊行の教祖伝記『金光大神』の資料集である、『金光大神 總索引 註釋人物志年表』(金光教本部教庁、一九五五年)の「年表」をベースに作成した。「年表」により、「覚書」や小野家資料の記事に加えて、「覚帳」や「年譜帳」記事、さらには、神職関係の記事等を踏まえつつ、金光大神の出生から帰幽までの動き、そしてその中で〈信仰活動〉の様子について、現在として網羅的に再把握を試みた。具体的には、〈信仰活動〉の態勢や体制に関わる変化から時期を区分し、その前後の様子について荻雄との関わりの検討も交えて分析した。また、その時期がどのような資料を通じて把握しうるのか、改めて典拠となっている資料類の成り立ちや内容など、その性格の再検討についても言及した。

次に、〈信仰活動〉の中にあつて、明治七年新一月以降に金光大神が行っていた「覚書」作成の様子を、「覚帳」と「年譜帳」との関係で探った。本稿では、それぞれの原典表記を入力したデータを、記事毎に対照し、文章量の違いや、表記、表現の違いが分かるように示した【「覚書」「年譜帳」「覚帳」原典表記対照表】

を用いて分析した。分析では、「覚書」作成開始時点で存在した可能性のある「覚帳」と「年譜帳」の状態に言及しつつ、それらを手元に置きながら金光大神がどのように「覚書」を作成したのかを試論的に述べた。その際には、「覚帳」や「年譜帳」では、あまり触れられていない実弟彦助に関する記事が「覚書」に記されることになった様子を、「金光大神手控え綴」所収の彦助に関する記録も交えつつ、推論的に言及した。

第二部

金光大神と戦争

—浅尾騒動から戊辰戦争における祈念に注目して—

高 橋 昌 之(所員)

金光大神が生きた幕末維新期の日本は、列強の開国要求に端を発した内戦が続く政情不安な状態にあった。その中で金光大神は、子息が藩士として江戸や京都に詰めていた他、敵味方に分かれて戦う人々の消息を日常的に祈念したと推察され、戦争をめぐる神への様々な問いかけが生まれていたと考えられる。そこで本研究では、金光大神が戦争を通じて直面した事態や祈りの様相に着目し、教学として戦争と信心の問題を考える上での論点を探った。まず幕末の大谷村を窺うと、長州再征に際して兵站の動員体制が整えられるなど、村人にとって逃げ場の無い状況が現れていた。

その状況下で金光大神は、神命により「御上」(浅尾藩等支配層)の「安心」を祈念していくが、領民を守るべき「御上」が彼らの身を危険に曝していく實際が顕わになる中、自らの祈念の反作用の如くもたらされる人々の苦しみを感じ取った可能性が浮上した。

その後、金光大神の帳面(「金光大神年譜帳」)には、鳥羽伏見の戦いで徳川慶喜が逃亡する姿が描かれるように、祈念の向かうべき「御上」が空無化されつつあった様子が窺われはじめる。同帳面には他にも庭瀬や玉島等に関する記述で、「御上」の都合により翻弄される人々の姿や、「御上」にすら先の見えない時代の空気が読み取られ、祈りの向かう先が問題となっていたのではないかと推察される。そうした中、神は「天下太平、諸国成就祈念、総氏子身上安全」との幟を立てて祈念するよう金光大神に申し付けており、敵味方を越えて人々の安全を祈るよう促すその内容は、「御上」の「安心」を願う金光大神がどうしようもない行き詰まりに達した姿を逆照射していたと考えられた。そこで次に、金光大神の祈念帳(「広前歳書帳」)の記述にも注目しながら、広前に持ち込まれていた戦争をめぐる考察を進めた。

明治元年四月に江戸城は無血開城となったが、その後、戦争は東北から蝦夷地(北海道)へと場所を移しながら続けられた。「広前歳書帳」には、明治二年の年初から「奥州」「函館」へ出兵する者の安全祈願が現れはじめ、戦争終結後には、戦地から帰還した礼参拝の記事が増えていく。その中には「人夫」として従軍し、重傷を負ったと推察される人物の礼参拝も確認され、仮に「人夫」

であろうといつ死んでもおかしくない環境を、辛うじて生き抜いた過酷さの意味を際立たせている。また戦場となった東北や函館の町は相当部分が戦火で焼失し、岡山藩士等は広前でその旨を語っていたことから、金光大神はその地に暮らす者達の身上を思わざるを得なかったと考えられる。浅尾藩及びその領民は戦火を免れたが、地域によっては「安心」とは程遠い現実があり、その様子が広前へ届けられていたことになる。

以上のように見てくると、「天下太平、諸国成就祈念、総氏子身上安全」を願う神もまた、容易にそうなり難い人間の現実を突きつけられ、後に「十三か年先」を「楽しみ」にするよう金光大神に告げた意味へと関心が及ぶ。この点について、人間同士の争いに関しては神ですら俄には如何ともし難い状況があり、苦悩する様子が感じられるが、だからこそ粘り強く世の治まりを祈念すべく促すことを諦めない神と、その願いを反芻する金光大神の姿も浮かんでくると考えられる。その上で、帝国主義的軍事国家体制が進行していく中、神と金光大神において国家と人々の「安心」がどう映り、問題となっていくかを追究していく必要性を述べた。

「教祖とその家族」への眼差し

―教祖伝記を手がかりとして―

塩 鮑

望(所員)

周知の通り、教祖によって記された帳面類は、教祖その人がど

のように神と出会い、日々はその働きを見ていたか、また社会へいかなる眼差しを向けていたかなど、後世の人々にとってその信心の一端を窺い知る貴重な手がかりとなっている。そしてそのなかには、とせ、金吉、萩雄、くら、宅吉、このといった「教祖の家族」にまつわる記述も多々見られ、彼・彼女等の身の上に生じる事々に対峙し、神との関わりから願いをかける教祖の姿を見出すことができる。

ところで、そうした教祖の姿は、当時の一百姓とは異なる生を歩む夫／父とともに、神を伴う生活への変容を経験した「教祖の家族」の姿を浮かべせるものでもあろう。そこには、例えば「宗教2世」や「ヤングケアラ」といった問題に指摘される、逃れ難く巻き込まれていくような「家族」の性質があらわれてはいないか。であれば、「教祖とその家族」のありよう、そこに信心を介した如何なる経験があったかを求める要が、今としてあると考える。

本稿では、その取り組みに向けた課題・方法の明確化を目指して、まずは本教において「教祖とその家族」がいかに表象されてきたかを学び、そこから生じた疑問の整理を試みた。具体的には、昭和二八年刊行の『金光大神』（以下、『旧御伝記』）と平成一五年刊行の『金光大神』（以下、『新御伝記』）を通読し、特に両書の「金光大神とその家族」の章を概観し、家族をめぐる解釈の傾向把握に取り組んだ。

まず両書では、教祖が神職の廃止や金神社建築の頓挫を経験す

る傍らで、家族に対して如何なる願ひを持っていたかが、「覚書」ないし「覚帳」の明治以降の記述に基づき提示されたことを確認した。そこでは特に明治六年旧十一月二日のお知らせ中の「五か所宮建て」の部分が注目され、家族に向けられた教祖の指示や態度は、願ひの実現に向けた期待によるものと解されたことを示した。

こうした論述に関わって、筆者は先行成果において、教祖の記述やそこに窺われる、教祖自身の他者への態度を、そのまま神の意思に等しいとする解釈視座の問題性が指摘されていることから、先の知れぬ現実状況に対峙する者としての教祖、またその記述であるとして、経験の諸相を捉える必要性に言及した。

次に、教祖伝記編纂者にとって、何が「教祖とその家族」の事柄として眼差され、読者への共有が願われたのかとの関心から、両教祖伝記に未反映の―あるいは『旧御伝記』には反映されたが『新御伝記』では未反映となった教祖の記述や言行資料等の把握を試みた。作業を通して、特に筆者の関心に関わって興味深かったのは、未反映の「覚帳」の記述である。「覚帳」の明治期以降の記述には、とせに関わるものが度々見受けられる。それらはとせを論し、注意を促すような内容も多く、『新御伝記』ではその提示の仕方を慎重に検討したことが推察された。同様に、萩雄や宅吉など家族間の関係性にやや緊張感を帯びる「覚帳」の記述について、草稿の段階では存在するが最終的には反映に至らなかったものも確認され、解釈が保留されたことが窺われた。ここには、

做すべき、ひな型としての「教祖」と「その教祖の家族」という視点で彼・彼女等の経験を把握・解釈するがゆえに、未だ信心や願ひの様相とは位置付け難い内容として、「教祖とその家族」の姿がある可能性が示唆された。

それは他面で、彼・彼女等それぞれに神号が与えられたことから窺われるように、神は一人一人に向き合っていた事実を想起させ、そこには教祖にも把握できていない願ひがあるとも考えられる。この点を意識しつつ、今後は議論するうえで有効な場面・方法を探りつつ、課題の明確化に努める。

第三部

昭和末、平成初期における中央教務の動向

―大久保・矢代内局期の課題と施策―

山田 光 徳（所員）

教団史研究の更なる領域開拓に向けて、昭和末、平成初期の研究を具体化するべく、本稿では、当該期の所謂中央教務の動向、即ち大久保・矢代内局期の教団方針、施策の有様と、それをもたらす課題意識の究明に取り組み、今後の論点を探った。

まず一章では、主に昭和五九年の大久保内局が示した方針・施策について考察した。大久保内局は、教団一新、教団布教というかねてよりの教務の命題を引き受け、新たな『教典』に基づく諸

活動とともに、教会布教、教団布教、青少年布教を課題として活動方針に掲げた。ただそれらは、課題毎の会議を立ち上げるなど、議論の深化に重点を置くものであり、教会・教団布教の直接的な展開に向けたものとは趣が異なるものであった。このことに関わって、同内局は『教典』の刊行等、積年の課題が一応の結実を見た教祖百年祭を経て、とりわけ地方の信奉者の立場から、信心環境の変化への順応、咀嚼の為の猶予期間の必要性を折々に訴えていたことから、そうした一つの実態的側面を考慮しての諸施策であった可能性を指摘した。ただその有り様が更なる展開を期待する教内の一部から、物足りなさとして捉えられた嫌いがあることにも言及した。

次に二章では、大久保内局から矢代内局移行期の動向究明に取り組んだ。そこでは、議会議事録から、大久保教監が辞任願を提出（六〇年一月二三日）するに至る諸要因を検討しつつ、パブル経済や首相による靖国神社参拝といった当時の社会、政治の諸問題と教団動向が密接に関わっていた様相を示した。

三章では、矢代内局期の教務動向把握の要点として、「よい話をしていく運動」に着目し、同運動が、社会の諸問題と切り結ばれて具体化していく過程を追った。その中で、今後の論点として筆者は、矢代教監が運動の発足に際して、「このたびの運動では、あえて心よりも行いを重視するという冒険を試みることにしました」（『金光教報』平成元年七月）と述べたことに着目させられた。矢代は、「心」は他者から理解され得ず、「心」の確かめ合い

による連帯を希求しては「教団の働きが強力」なものにはならないとし、「信心は徹底して、行為によって、おたがいに理解し、判断できるものだ」と主張する。そして信心の「行為」について、「神と人との間柄という、信心の立場から一步深入りして考え直してみたい」と述べ、「話」はその方途であり、「新しい話によって」「私たちの信心は生き返る」と期待を寄せている。こうした言には、旧態の革新というような信心の実際を二分化して捉える傾向が見られ、実践への意識に刺激を与えて現状を展開させようという意図がみえる。では「冒険」と言われる程に「心」と「行為」をめぐる何が問題とされたのか。こうした二分化のロジックによる試みが辿る道程は如何なるものか。このような改めての関心が生じたことから、今後この関心を手がかりに調査研究をすすめる、当該期の、そして今日の教団動向を捉える視座に培いたい。

メディア環境と信仰表明

「教団布教」体制構想期の取り組みを中心に

須 寄 真 治（所員）

本研究は、「教団布教」体制の構想過程（主に昭和五〇年代）を、当時の時代状況やメディア環境の変化との関連で捉え、体制側と実践現場における教団をめぐる経験とその意味を問う。本年度は『金光教報』（以下『教報』）を手がかりに、昭和五年の教規改正に至るまでの「教団布教」体制構想の議論を整理検討しつつ、

それと並行して進められたメディア事業について、各メディアの運営・制作現場の具体的取り組みを含めた展開過程の考察を試みた。

第一章では、『文書布教九十年』（昭和三八年刊）を参照しつつ、「教団布教」構想以前からのメディア利用の歴史的経緯として、とりわけ文書布教の様相や、電波等その他媒体を利用した取り組みを概観した。

また先行研究から、一九六〇年代以降の教団をめぐる環境変容の中、特に政治文化の高まりを背景に教団が政治的な対象として認識され始めるという、教団そのものの認識変容の様相についても確認した。この新たな認識枠組みの定着は、教団運営についての政治的議論を活発化させる一方で、信仰の内面性や人と人との交流といった観点から教団を捉える視点を失わせる可能性が考えられる。こうした問題について、当時のメディア環境や情報があり方と関連づけて考察していく必要性を指摘した。

第二章と第三章では、『教報』の記事を中心に、昭和五年の教規改正に向けた審議過程とメディア事業の展開について、それらの特徴把握に努めた。教規改正の議論からは、布教体制強化を主眼とした教団運営の変革が企図され、そこでは教内からの意見も取り入れつつ、民主的な手続きを重視した合意形成が図られる一方で、既定路線を追認させる意図も垣間見えた。体制構想の議論では、取次の本質を社会に普遍化し発信していく布教体制の構築が課題とされ、メディア事業もその中核に位置づけられていた。

メディア事業の議論では、ラジオ番組や教団発行雑誌の方針が検討され、教団の内外への発信力強化と時代変化への対応が模索されていた。ただし、それは体制方針に忠実だったというよりも、各現場が時代社会の動向に敏感に反応していた様子として見受けられた。その一例として、制作現場からは、メディア環境の変化を見据えた戦略的発信への意欲が読み取れる。そこでは、聴取者との双方向性を重視したラジオ番組の工夫をはじめ、マクルーハンのメディア論など当時の最新の学術的知見も参照されるなど、メディアの特性を踏まえた効果的な伝達方法が模索されており、時代の変化を的確に捉えようとするメディアリテラシーの高さもうかがえた。

さらに、これらの取り組みを通じて、『教報』という媒体自体の位置づけをめぐる特徴に着目させられた。『教報』は文書布教の中核に位置づけられながらも、編集体制としての人的リソースは決して潤沢ではなかった実態がうかがえるなど、主体性を発揮しにくい状況にあったと考えられる。それとともに、外部への発信性を志向する大きな議論の中にあつて、教団としての公式見解・方針についての責任ある立場からの解説が一貫して要請されていた状況も垣間見えた。

今後は、この度の取り組みを踏まえつつ、引き続きメディア論等の知見に学ぶとともに、教団内外の諸相も視野に入れ、より広い文脈での対象分析を進めていく。

北海道をめぐる布教の諸相

— 杉田政次郎の動向への注目から —

森 定 展 開 (所員)

『杉田政次郎師回顧録』（金光教八坂教会編、昭和五〇年）には、明治二四年九月に杉田政次郎が、弟子の矢代幸次郎、辻川猪之助とともに、北海道布教に着手する経緯が示されている。その内容から筆者は、北海道への布教が明治二四年に突如生じたものではなく、予てから杉田が機をうかがっていたこと、第三者からの金銭的支援があったこと、手に職を持つ矢代が意図的に布教者として選定されていたこと、北海道に至るまでに土地柄等を調査し、新たな布教地を模索していた様子に着目させられた。

というのも、それらは布教地での生活への配慮、布教の継続性といった、ある種の「計画性」を有した布教の実態を予測させると共に、例えば「此方の道は、傘一本で開ける道じゃ」（金光四神理解／桂松平伝）に象徴されるような布教イメージなどのような関係性になるのが疑問となったからである。以上のような関心から、本年度研究報告では、布教の実際と時代社会や地域性との関係性について、先行研究に学びつつ、主に杉田の足取りを探ることを通して考察を試みた。

一章では、問題関心を明確化すべく、近年の布教史研究の成果として児山真生の論文を取り上げ、布教史研究の関心や方法につ

いて学んだ。それを通じて、児山が地域社会へ着目し、布教ないし信仰の伝播と産業（生業）、それに関わる移動手段といった環境的要素が密接に関わっている様相を示している点を確認した。その上で、児山における地域社会への着目は、都市化や近代化といった経年的変化をより積極的にとり入れていくことで、更なる広がりをもつ可能性を意識させることから、そうした試みを視野に収めていく意味でも、敷設が進む鉄道の様相や開拓地という地域特性と布教者の動向との関係が新たな論点として浮上した。

そこで第二章では、当時存した東海道線（神戸―東京間・明治二二年開通）、東北線（東京―青森間・明治二四年九月開通）の敷設状況やその背景と、杉田らの北海道布教の道程との関係を考察した。そこでは、例えば、両線の敷設が各種産業、開拓・土木事業の発達の方途として期待されるなど、国策との兼ね合いで進められていたことなどを確認した。そして、杉田らの北海道布教の開始時期が、東北線開通の直後にあたっていることから、国策、近代化の過程といった時代社会状況との関係性で布教について検討していく必要性が浮かぶこととなった。

以上を踏まえつつ、第三章では、主に杉田らが入道してから布教地の選定に至る動向をうかがった。確認できたのは、函館の土地柄・人柄、種々の価格相場などの情報収集に熱心な様子や、借家確保に関わって社会的・経済的な面で信用を得るために工夫を凝らしていた様子である。ここでの信用に関わって興味深いのは、函館八幡宮の宮司が布教に際しての保証人となることに難色を示

した点である。その理由として、杉田以前に函館布教を試みた黒住教の布教者が布教はおろか日々の生活もままならない状況だったと告げている。これを受けて、杉田は、矢代に対して手に職（裁縫）をもつことを力説しているが、ここには、布教に対し理想とされる徒手空拳の姿が、必ずしも一般的ではなかったことを視させることになっている。

今後は、「布教」への関心を耕していくべく、近代化、開拓動向などの環境の変化を視野に収めつつ北海道布教に迫りたい。

令和五年度業務報告

五年度に提出された業務報告について、ここに掲げる。

○毛利義幸（資料室長）「布教史資料の収集経緯の把握について」
資料室では、ここからの資料管理のあり方を求めて、所全体で資料管理に関わる諸問題を共有すべく、通常業務に加え、本所の資料管理の現状把握を進めている。

昨年度は、平成期に収集された主だった三つの資料群を中心に、収集経緯とその概要を取りまとめた。

本報告では、昨年度に引き続き資料の収集経緯を把握するべく、布教史資料の収集経緯を教区毎に取りまとめた。

今後この度の取り組みを継続し、管理態勢の一層の充実化へ向けて、さらなる把握に努めていきたい。

○金子信栄（資料室員）「資料室業務を通して浮かぶ、今後の資料活用における課題について」

本報告では、開所から現在に至るまで、本所が継続的に収集・管理してきた多種多様な資料について、今後の管理・活用に資するべく、本年度実施した資料の保管状況確認から浮かんできた課題について取りまとめた。具体的には、祭場及び教団書庫保管資料等の現状把握を通して、保管環境の改善と、資料収容スペースの確保が急がれることを指摘した。

今後は、資料管理の重要性について、所内に留まらず全教的に共有していく方途を探りつつ、引き続き、資料管理・保全に関する様々な問題に対して策を講じていきたい。

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、研究成果について、所外からの批判・検討を受け、研究の意図・対象・方法の吟味に資することを願い、紀要掲載論文検討会を開催してきている。本年度は、令和五年一月二五日に、第五回の検討会を開催した。

検討の対象になったのは、紀要第六三号に掲載された高橋昌之「原子爆弾がもたらす惨禍の諸相とその意味―神への問いと平和の行方―」、山田光徳「明治中期から大正期の社会事業の一位相―実践の他律性に焦点を当てて―」、塩飽望「家庭」に向けられた信心の言葉―明治期の教内言説に見られる「男・女」の規範化と助かり―」、以上三編の論文と、須崎真治「神道金光教会支所について―中島支所（岡山市西中島町）の「祈念簿」を手がかりに―」の研究ノートである。また、この検討会では、紀要全般、近年の研究動向をめぐる意見交換もなされた。以下に、検討会の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外からは、西村明（東京大学大学院人文社会科学系研究科准教授）、宮本要太郎（嘱託・関西大学文学部総合人文科教授）、岩本信治（東中国教務センター所員・乙島）、竹部真幸（姫路）、向井道江（研究員・佐古）、須崎元道（学院講師・高松）の各氏、所内からは、高橋昌之、山田光徳、塩飽望（以上、論文執筆者）、須崎真治（研究ノート執筆者）、大林浩治、白石淳平、岩崎繁之、堀江道広（司会）であった。

〈高橋昌之論文〉

○この論文は、広島と長崎に投下された原子爆弾の被爆者及び、その子孫等による語り注目し、彼らにおける神への問いかけや、その問いかけが人間の捉え返しの経験として有する意味を検討している。この取り組みは、対立する国家陣営による核開発や全面戦争への恐怖が依然として世界に影を落とす現在にあつて、先の大戦での経験を受け止めつつ、平和と信仰の関わりを問う試みとして意義深いものと言える。

○具体的には、人々における被爆経験の「語られ難さ」に着目しつつ、辛うじて発せられた言葉の意味や、その背後に隠れている問題の様相へと迫っている。本論文では、こうした経験を持つ重さを、世代を超えて求められ続ける「慰霊」の営みに読み取るなど、従来のトラウマ論に特徴的な、心の傷の回復や解消の問題枠組みにとらわれない、信心ならではの問題として照らし出しているよう。

○本論ではさらに、原爆の投下をめぐる人々の経験を、教祖四二歳の大量の事蹟と関連付けて捉えることを試みている。教祖の大患においては、先祖より重ねて来た無礼への深い自覚が、神と人間との関係という、世界の原初的な在り方への問いかけとして問題化されていた。一方、被爆した教師の中には、原爆を投下して人々と神を苦しめてきた「人間」という存在を代表して、神に無礼を詫げる姿が窺われるように、大量時の教祖を彷彿とさせる局面が認められる。こうした指摘は、先行世代によ

る行いの上に現在が成り立つ事実を目を向けさせるもので、私たちが直面する問題を、過去から連なる問題との関わりで捉え直し、新たな歩みを促す信心の意義を示しているだろう。

○そうとして、論文中でも触れられていたように、原爆をめぐっては、未だ語られていないことも多いと考えられる。今後は、戦争で傷ついたり故郷を追われた人々なども含め、声にならない思いや願いを如何にして掘り上げることが出来るのか、平和と信仰の関係究明に向けて、さらなる方法的な錬磨が求められる。

〈山田光徳論文〉

○この論文は、明治中期から大正期の金光教信奉者らによる社会事業について、眼前の人々や社会状況に突き動かされて始まる、他律的様相に注目しながら分析している。このことは、予め実践者を強固な信仰の主体として眼差すような従来の捉え方を問いに付し、実践の具体的様相から社会と信心の関わりを展望する試みとして意義深いものと言える。

○具体的には、草創期における日本赤十字事業への参画、濃尾震災の慰問や女囚携帯乳児保護事業をはじめ、苦難を抱える人々との出会いに触発され行動を起こした信仰者が、自らの行動の意味を事後的に把握する様子などを取り上げている。そのことを通じて、彼らが実践の中で教祖の教えの世界を感得させられた実際へと迫っており、振る舞いそのものが教義的な意味合い

を帯びた可能性や、信心の生成的側面を浮かばせることになっている。

○また一方で、様々な出会いにより開始された事業でありながら、人的・財的な要因などの諸事情から継続困難となった事例も分析されている。このことは、社会の難儀を前にして、神も人間も十全に対応しがたい局面がある事を示唆すると考えられ、今日に通じる実践論・組織運営論を捉え返す試みとして興味深い。

○その上で、本論文では実践を促した出会いの「他律性」に焦点を当てていたが、一方で彼ら信仰者自身には無自覚ながらも、そこにある種の選択が働いていた可能性を、視野に入れておく必要があるだろう。つまり、無数に存在する相手との出会いが、信仰者それぞれのあり方によって規定される側面が想定され、その選択の様相に本教信心の姿の投影を読むことができる可能性が考えられるということである。この点については、国家との関係性や社会運動の広がりといった、各時代における諸背景も一層丹念に検討しつつ、信仰的出会いのダイナミズムを捉える視座がより深まることを期待したい。

〈塩飽望義論文〉

○この論文は、家庭をめぐる明治期の信仰言説に浮かぶ問題について、家庭の担い手として家事・育児、また神勤にあたっていた女性達の経験や、教内紙誌上で家庭論を説いていた人物の信仰経歴・家庭関係などに注目しつつ、論究している。この取り

組みは、性別に基づく役割意識をはじめ、様々な規範から免れがたく生きる人間の状況に向けて、信心の取り組みや祈りが持つ意味への問題提起となっている。

○具体的には、家庭に向けられた信心の言葉が、「女性とは」「母親とは」「親子とは」といった観点から語られていく様相を示しながら、その期待に応えようと模索しつつも応えきれない葛藤を手放さず、助かりを求める女性らの様相を浮かべている。また規範的家庭論を展開していた人物でさえ、自身の生育環境では親子関係等に苦勞した経験を持ち、家庭における信心のあり方に葛藤を抱えていた様子も描かれている。これらは、時代社会の価値観と連動しつつ、様々な役割規範を当然視してきた本教の信心基盤を問いに付す試みとして、意義深い。

○また、論述を進める上で、概念的に論じられていた家庭と、実際に生きた家庭とが区分されていた点は効果的であったが、そこにさらに、信心の稽古場として眼差されていた家庭とといった視点を加味することで、当時を生きた人々の葛藤がより立体的に描けたのではないか。

○なお本論文は、家庭が規範化される様相とその生きづらさに焦点を当てていたが、そうしたしがらみは、むしろ個人を社会から守る役割を果たしていた面もあったことを考慮する必要がある。一方で現代の日本社会では、孤独死をはじめ個人が単独で社会にさらされる局面が問題化するなど、以前に比べて家庭がセーフティネットの役割を果たしにくくなっている。今後こう

した歴史の変遷も視野に入れつつ、現代の家庭と信心との関係を探る議論の展開に期待したい。

〈須崎真治研究ノート〉

○この研究ノートは、神道金光教会時代の中島支所で記された「祈念簿」の分析を通じて、支所が多様な願いを持つ人々の集う場として立ち現れていた様相を浮かべている。制度上は教務の拠点としての位置付けや信仰・布教の管理統制の役割が付与されていた支所であったが、そうした制度的制約には収まらない実態的側面を示した取り組みとして意義深い。

○とくに注目されるのは、中島支所の立地した西中島町の歴史的特徴や立地条件と、同所の持つ開放性とを関連づけて分析している点である。具体的には、西中島町は都市交通の中継地で、宿場町および歓楽街として発達してきた側面を持つことから、様々な地域的・職業的背景を持つ人々を引き寄せる土壌となっていたことが述べられている。このことは、信心がどのような人々に受容され、広がりを見せていったかを考察する視座として示唆に富んでいる。

○なお、今回は「祈念簿」から読み取れる事柄を中心とした分析であったこともあり、当時における支所の具体的な空間イメージや訪れる人々の目的等、まだまだ不明確な部分も多い。これらについては教内の資料に加えて、近年充実が著しいデジタルアーカイブ等を通じた資料の発掘・活用や、地方史・交通史・

社会事業史といった隣接領域の知見を取り込むことで、より立体的な地域の実情との関わりで描き出せる可能性もあろう。人が助かる場の成り立ちを動態的に描き出すべく、さらなる方法の錬磨を期待したい。

〈紀要全般、近年の研究動向について〉

○今号で発表された各研究は、戦争、社会意識、ジェンダーといった現代社会が直面する重要な課題を取り上げている。これらは研究者個々の関心や問題意識から選択されているが、現代社会における課題の捉え方の変化も反映していると言える。このような新たな問題と向き合い、新たな視座を提供する教学の可能性として、今後のさらなる展開に期待したい。

○今回の研究では、信心や教団が俗世の中でしか存在し得ない可能性が改めて提示された。これまで信心と社会を二分法的に捉える傾向もあったが、両者の複雑な関係性を批判的に見つめ直す必要性が提起されており、興味深い視点を提供している。

○一般的な学術研究では資料の客観的分析に重点が置かれる傾向があるが、今回の成果では、改めて単なる資料分析に留まらない「腹で考える」ような信心ならではの視点の重要性が示されている。これは、資料の言葉を通じてその背後にある経験や思いに真摯に向き合う営みの意義として、本教学研究における新たな方法論への展開の可能性も示唆していよう。

彙報

— 令和五・四・一～令和六・三・三一 —

令和五年度の業務概要

令和五年度の業務概要	171 頁
研究題目の認定	172 頁
研究講座	172 頁
研究発表会	173 頁
教典に関する基礎資料の編集	173 頁
資料の管理	173 頁
教学研究会	174 頁
教学に関する交流集会	175 頁
教学講演会	176 頁
紀要論文講読セミナー	176 頁
教団付置研究所懇話会	177 頁
研究交流・各種会合への出席	178 頁
嘱託・研究員	179 頁
評議員	179 頁
研究生	179 頁
通信の発行	181 頁
ホームページの運営・管理	181 頁
人事関係	181 頁
学院・図書館との関係、その他	182 頁

本所は、本教における教学研究機関としての役割を果たす上で、諸般の業務が円滑に運営されるよう、適宜、その体制や取り組みに検討を加えつつ、今日まで歩みを進めてきている。

現在、教祖、教義、教団史の三部門で、社会や人間の有り様を信仰的に意味づける根底的視座に培うべく、研究領域の開拓をはじめ、従来の視点や方法、研究態度の見直しを進め、研究講座等を通じて、研究関心、課題意識、方法論に及ぶ研究態勢の整備の具体化に取り組んでいる。

以下、本年度実施した業務の概要を示しておく。

- (1) 教学研究会、教学に関する交流集会、教学講演会、紀要論文講読セミナーについては、本教信仰の現状や全教が当面する諸問題をめぐって、教学研究の課題意識と全教の問題意識の対話等を行い、教学的課題の明確化と研究内容の充実を図るべく、開催した。
- (2) 教団付置研究所懇話会については、他宗教教団の教学研究者との学術交流を通じて、教学研究上の課題の深化と拡大に培うべく、同懇話会に参画してきている。本年度は、当番研究所として年次大会を開催した。

その他、一般諸学問の研究者との交流を通じて、広く現代の問題関心との連関を深めるべく、諸学会・研究会に参加した。

- (3) 資料の管理については、教団の資料管理の中心的役割（「教団

の資料センター」を担うべく、関係諸機関との協力関係の充実を図りつつ、資料の収集保全に努めた。また、公開基準に基づいた資料照会の態勢を整えるべく、資料目録のコンピュータ入力及び検索システムの内容充実を図った。

研究題目の認定

四月二二日、八名の所員による本年度の研究題目が提出され、以下の通り、それぞれ認定された。

〈第一部〉

○神職資格喪失以降の金光大神の信仰活動の様相

—主に萩雄との関わりに注目して—

岩崎繁之

○「金乃神様金子御さしむけ覚帳」に見る「さしむけ」の様相

—金光大神のもとを訪れた者への金銭融通に注目して—

堀江道広

〈第二部〉

○金光大神と戦争

—平和論、救済論に向けて—

高橋昌之

○教祖とその家族について

塩飽望

〈第三部〉

○生きられた「教祖」の諸相

—昭和四〇年代以降を中心に—

白石淳平

○昭和末、平成初期における教団動向と「教団」という経験

山田光徳

○メディア環境と信仰表明

—安田内局以降の取り組みを中心に—

須寄真治

○教団史資料の総合的管理・運用方途の整備

森川育子

研究講座

五月一日、本年度の研究講座を充足せしめ、以下の通り実施した。

一、原典ゼミ—高橋、岩崎、堀江

研究課題の検討を中心に四回実施した。

二、教義ゼミ—高橋、塩飽、橋本

研究課題・方法に関するゼミを六回実施した。

三、教団史資料ゼミ—白石、山田、須寄、森川、森定

教団史研究の方法論検討のために六回実施した。

四、文献・資料講読会—森川、橋本、金子

助手及び若手職員相互で研究意図とその課題性を共有すべく、文献講読と討議を七回実施した。

五、資料管理ゼミ—白石、毛利、森川、金子

資料管理に関わる現状の確認を行うとともに、今後のあり方について方途を探るべく五回実施した。

研究発表会

研究活動の過程で、さまざまな研究の立場から示唆・批判を受け、研究相互の関係確認を行いつつ、各自の研究が充実し促進されることを願って、以下の通り実施した。

○正統性の希求への問い

—『教典』の編纂過程や受容の様相に注目して—

橋本雄二(5・5・19)

○『教典』の編纂過程と受容の様相

—信心の創造性のありかへの問い—

橋本雄二(5・11・21)

教典に関する基礎資料の編集

「御理解関係資料検討会」は、電子データ「研究資料 金光大神言行録」と原資料の照合及び、金光大神言行資料の編纂に至る過程の検討作業を六回実施した。

資料の管理

資料室を中心として、左の業務を行った。

一、資料の収集

(1) カセットテープ及び写真類一七八点の収受(5・7・6)／信越教務センター所長辻井学氏より

(2) 布教史資料(段ボール二箱分)の借用(5・11・15)／御野教会長小林栄氏より

(3) 布教史資料(段ボール七箱分)の収受(5・11・24)／東中国教区布教史資料室より

(4) 教団史関係資料(段ボール八箱分)の借用(5・11・30)／総務部より

二、資料の整理・保管

(1) 資料の複写

(イ) 教団史関係資料 四五六七枚 三四点

(ロ) 資料(複数化) 一八八五枚

(ハ) 図書 六〇一枚 一三点

(ニ) 教義資料 一五九枚 二点

(ホ) 高橋正雄関係資料B 一五八枚 二点

(ヘ) 金光大神関係資料 五九枚 一点

(ト) 教団史資料 一三枚 六点

(2) 資料の整理

(イ) 教団史資料

○教団史各期の所在場所確定へ向け、資料の再編及び複数化等の整理作業を行った。

○未整理資料を整理し、目録を作成した。

(ロ) 教団史関係資料

○新規収集並びに未整理資料を整理し、目録を作成した。
○既存資料について、細分化目録を作成した。

イ 管長家資料

○既存資料について、タイトル修正作業を行った。

ロ 布教史資料

○新規収集並びに未整理資料を整理し、目録を作成した。

○既存資料（未複数化分）について、複数化作業を行った。

ハ 金光大神関係資料

○既存資料について、複数化作業を行った。

ヘ 視聴覚資料

○収受したCD・DVDの登録作業を行った。

ト その他

○紀要『金光教学』第六三号のPDFデータ化及び正誤の修正作業を行った。

(3) 資料の登録

教団史資料（四一点）、教団史関係資料目録（三六四点）、高橋

正雄関係資料B目録（二点）、その他新規登録資料目録（三点）、

新取図書（二五一点）、教団書庫目録紀要（五二点）、同学会誌

（二〇四点）をコンピュータへ登録した。

(4) 図書の整理・保管

新取図書一五一点の受入、破損図書の補修等を行った。

(5) 雑誌の整理

「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作成の上、令和

五年のものについて廃棄処分した。
三、資料の運用

(1) 検索システムの構築

資料検索の内容充実を図るため、新規及び未入力目録の入力作業を行い、統一検索目録を更新した。

(2) 業務報告の提出

「布教史資料の収集経緯の把握について」、「資料室業務を通して浮かぶ、今後の資料活用における課題について」を業務報告として提出した。

教 学 研 究 会

第六二回教学研究会（5・6・21）

一、テーマ 「今、「歴史」はどう立ち現れているのか」

二、会 場 金光北ウイング やつなみホール

三、日 程

【個別発表】

〈A会場〉

①『金光教教典』の編纂過程や受容の様相について

橋本雄二

②「家庭」に尋ねられた信心の意義

塩 飽 望

③神職資格喪失以降の金光大神の信仰活動の様相

―明治五・六年頃を中心に―

岩崎繁之

④原子爆弾がもたらす経験の諸相とその意味

—神への問いと平和の行方—

高橋昌之

〔B会場〕

①「金乃神様金子御さしむけ覚帳」に見る「さしむけ」の様相

—金光大神のもとを訪れた者への金銭融通に注目して—

堀江道広

②神道金光教会支所について

須寄真治

③神道教会の形成と金光教

藤井麻央

④『善積順藏伝—足跡とその時代背景—』執筆の視座

井上昌直

【全体会】

(1)テーマ解題

「多声的な歴史」の試み—教祖探求の経験をめぐって—

白石淳平

(2)話題提供

①社会教育をめぐる宗教への期待と警戒

—明治末・大正期の社会教育行政を中心に— 松岡悠和

②明治末大正期の社会と金光教

—社会事業の様相に浮かぶ実践の他律性— 山田光徳

司会 高橋昌之・白石淳平

四、参加者

会場…長崎誠人（姫路大学）、藤井麻央（東京工業大学特別研

究員）、松岡悠和（墨染・京都府立大学大学院）、井上昌直（豊

岡）、浅野弓（今池・評議員）、橋本美智雄（伏見）、古瀬真一（阪

急塚口）、金光清治（広前部）、富田顕夫、高阪舞（以上、布教

部・金光新聞編集室）、兒山陽子（図書館）、岩本信治（乙島・

東中国教務センター）、土居浩（嘱託）、服部貴子、向井道江、

高橋修一（以上、研究員）、本所職員、研究生。

オンライン…井上宗一（湖北）、森山恵美子（今市・評議員）、

熊谷元喜（柳井）、藤本拓也（赤羽・国際センター）、河井信吉、

宮本要太郎、中里巧、斎藤文彦（以上、嘱託）、高阪有人、八

坂恒徳、栗原隆治郎（以上、研究員）。

オンライン傍聴…名古屋センター、大阪センター（楠木信浩、

田村愛、橋本美子）、東近畿教務センター（上手正弘、木原航矢、

八木友広）。

教学に関する交流集会

本所では、広く信奉者との交流、対話を通し、教学研究に対する意見や要望を聴くと共に、教学的課題の明確化と研究内容の充実に努めるべく、教学に関する交流集会を開催している。今年度は、昨年に引き続き、金光図書館の協力を得て、以下の通り開催した。

○第一七回教学に関する交流集会（5・11・15）

紀要論文講読セミナー

- 一、テーマ 「歴代金光さまと出会う」
- 二、会場 本部総合庁舎一階展示室
- 三、日程

展示解説

金光研治（金光図書館次長）

資料解説

「金光宅吉についての〈金光さま〉

―「金光宅吉筆写帳面」を手がかりに―

岩崎繁之

懇談

司会 堀江道広

- 四、参加者 二四名

教 学 講 演 会

全教の信奉者を対象に教学の成果を発表し、全教の問題意識との対話を通じて教学研究の問題意識に培うべく、左記の通り実施した。

第二四回教学講演会（5・9・30）

- 一、会 場 金光北ウイング やつなみ北ホール

- 二、日 程

講演

「被爆した神と人間

―原爆がもたらす災禍と、平和への問い―

高橋昌之

本教信仰に対する基礎的理解に培ってきたこれまでの研究成果の内容と、その今日における意義を全教の信奉者と共に学ぶ機会として、左記の通り実施した。

- 一、会 場 金光北ウイング 光風館研修室

- 二、各回担当及び論文

○第一回（5・5・10）担当…須寄真治

・大林浩治「一教独立とその課題

―佐藤範雄の宗教法制度化要求―

（第三七号）

○第二回（5・7・10）担当…堀江道広

・竹部弘「天地と心の構造」

（第三六号）

○第三回（5・9・22）担当…橋本雄二

・大林浩治「教祖をあらわすこと、その表現行為の意味

―大正末から昭和初期の教祖像に見る現代化の形象―

（第四五号）

○第四回（5・11・10）担当…塩飽 望

・岡成敏正「『覚帳』に見られる親子関係についての一考察

―金光大神とその長男浅吉の生活史を中心として―

（第三二号）

教団付置研究所懇話会

本所は、他教団研究機関及び研究者との交流、意見交換を通じて各教団における「教学」の現状を確認し、課題意識、方法論の相互研鑽に努めることを目的とする同懇話会の発足、企画、運営に参加してきた。

本年度は本所が当番事務局にあたり、金光北ウイングやつなみホールにおいて、第二一回教団付置研究所懇話会・年次大会を開催した。

第二一回教団付置研究所懇話会・年次大会（5・10・31）

今回は、二五研究機関・団体から七七名が参加した。同大会では、教務総長岩崎道與の歓迎挨拶、所長大林浩治の開会挨拶の後、「社会の変化と信仰―いま、どこで、何が、どのように問われているか―」をテーマに、五つの研究機関の代表者による発表が行われた。その後、総会で、第二二回大会は国際仏教交流センターにて開催することが決定された。また、実行委員研究所は、東地区が、国際仏教交流センター、神社本庁総合研究所、宗教情報センター、西地区は、NCC宗教研究所、天台宗総合研究センター、及び本所が当たることに決まった。発表題目、参加研究機関・団体は以下の通り。

(1) 研究発表

① 須崎真治（本所）

「資料を介しての歴史・社会・信仰との出会い」

② 葛西賢太（宗教情報センター）

「聴かせていただく」を支える―上智大学での傾聴者養成の取り組みから―」

③ 宗教と法律研究部会 宮地清彦（曹洞宗総合研究センター）

「明治期曹洞宗の「慈善」から現代を考える―四大綱領及び『修証義』成立史を基礎として―」

④ 宗教間対話研究部会 本山一博（玉光神社宗教心理学研究所）

「旧・統一教会問題をめぐる討議で見えてきたもの」

⑤ 勝野隆広（天台宗総合研究センター）

「少子高齢化と寺院運営に関するアンケート」調査からみえてきたこと」

(2) 参加研究所・団体

NCC宗教研究所、大本教学研究部、国際仏教交流センター、金光教学研究部、宗教情報センター、浄土宗総合研究所、浄土真宗本願寺派総合研究所、松緑神道大和山総合研究所、真言宗智山派智山伝法院、神社本庁総合研究所、真宗大谷派教学研究部、世界仏教徒センター、曹洞宗総合研究センター、玉光神社宗教心理学研究所、中央学術研究所、天台宗総合研究センター、天台寺門宗園城寺学問所、日蓮宗現代宗教研究所（以上、会員）、真言宗豊山派総合研究院、新日本宗教団体連合会、天理大学おやさと研究所、中山身語正宗教学研究

所、南山大学南山宗教文化研究所、法華宗教学研究、臨濟宗妙心寺派教化センター（以上、オブザーバー）。

なお、本所参加者は、大林浩治（所長）、高橋昌之、白石淳平、山田光徳、岩崎繁之、須寄真治（以上、所員）、滝口祥雄（事務長）で、他の職員は大会スタッフとしての実務に従事した。

研究交流・各種会合への出席

一、学会

○岡山民俗学会（5・4・16）二名

二、教内会合

○教祖一四〇年「神人の道」講演会（5・3・11、主催…金光教信越教区センター）

・大林浩治（所長）が「みんなの教祖様なんだけどね…」と題して講話を行った。

○教政課題懇談会準備打ち合せ会（5・4・13、主催…本部教庁）一名

○教政課題懇談会準備打ち合せ会（5・5・12、主催…本部教庁）一名

○金光教三重県教会連合会主催研修会（5・7・7、主催…金光教三重県教会連合会、オンライン）

・白石淳平（所員）が「平坦ではない生あってこそーいま、教祖

さまに学ぶトホホと。開かれ…」と題して講話を行った。

○広島平和集会（5・7・15）一名

○ハワイ区域教師集会（5・7・16、主催…金光教ハワイセンター、オンライン）

・岩崎繁之（所員）が「金光大神が神伝（お知らせ）に取り組む様子を探る―「金光大神年譜帳」などを手がかりに―」と題して講話を行った。

○大阪布教記念日集会（5・7・25、主催…金光教大阪府連盟）

・大林浩治（所長）が「いろいろな点検しなくちゃねー！これからの信心に向けて」と題して講話を行った。

○令和五年度教政課題懇談会（5・8・24、主催…本部教庁）一名

○教祖一四〇年信心研修会（5・8・27、主催…金光教熊本県教会連合会）

・大林浩治（所長）が「みんなの教祖様なんだけどね…」と題して講話を行った。

○教祖一四〇年記念大分講演会（5・8・29、主催…金光教大分県南北教会連合会）

・大林浩治（所長）が「素顔の教祖ありのままの姿を」と題して講話を行った。

○令和五年度第二回教政課題懇談会（5・11・13、14、主催…本部教庁）一名

○令和五年度「研究集会」（5・11・14、主催…金光教大阪センター）一名

三、その他

以下の講座等に参加した。

○東海／宗教史研究コンソシアム第一回研究会（5・5・28、オンライン）二名

○曹洞宗総合研究センター主催公開研究会「明治後期～大正期における禪宗の布教と社会活動方針について―樋口琢堂と大内青巒―」（5・11・22、オンライン）二名

○第四七回浄土宗総合研究所公開シンポジウム「AI時代の信仰」（6・2・26、オンライン）一名

嘱託・研究員

嘱託・研究員は、第六二回教学研究会、第五五回紀要掲載論文検討会への出席を通じて、本所の業務に参画した。

評議員

本年度は、評議員会を二回、以下の通り開催した。

○第一一六回（5・9・6）

令和六年度の方針並びに計画案及び経費予定書案を審議すると共に、以下の点について懇談を行った。

①現在の研究動向について

②人材の育成、確保について

③所内施設の営繕について

なお、出席者は阪井澄雄、森山恵美子、水野照雄、浅野弓、大代信治の各評議員と所長以下五名の職員であった。

○第一一七回（6・3・14・15）

令和五年度研究報告の内容を審議すると共に、以下の点について懇談を行った。

①現在の研究動向について

②人材の育成・確保について

③所内施設の営繕について

なお、出席者は阪井澄雄、森山恵美子、水野照雄、浅野弓、大代信治の各評議員と所長以下五名の職員であった。

研究生

本年度は、左記の者に、五月一日から五か月間、研究生を委嘱し、実習を行った。

森定展開（玉藻教会）

実習内容は、以下の通りである。

一、レポート

(1)文献・資料解題①

選定した文献または資料の解題を通して、問題関心を引き出すべくレポートを提出した。

(2)文献・資料解題②

右記のレポート作成から浮上した問題関心に基づき、選定した文献または資料の解題を通して、問題関心の明確化を図るべくレポートを提出した。

(3) 実習報告

実習期間を総括して、以下の内容の実習報告を九月に提出した。

小沢浩、島蘭進、磯前順一らの民衆宗教研究における「生き神」の概念、また彼らが提示する「神」と「人」との関係を比較・検討することを通じて、自明視されてきた教内用語の再把握に向けた考察を行った。

二、講座実習

教学研究の基礎的素養に培うべく、次の各講座を実施した。

(1) 教学論総論—担当…所長

教学研究の意義・分野・課題など、総括的理解を深めるための講義を二回実施した。

(2) 教学論各論—一五—担当…部長、幹事、所員、元部長、元研究員

教学研究の基礎理念・歴史、教祖研究、教義研究、教団史研究の各方法論及び本所の活動内容についての講義を実施した。また、加藤実（元部長）より、自己の経験に浮かぶ教学研究の課題設定や方法論、及び今日的な課題についての講義（5・6・27）を、古瀬真一（元研究員）より、自己に生じた問題関心が研究課題となる経験や、現在の御用に見出される

教学の意義・役割についての講義（5・8・25）を実施した。

(3) 論文・資料講読—担当…所員、助手

教学論文や一般学術論文の講読、討議を通じて見識を深め、具体的な研究作法を学ぶとともに、基本的な資料に触れて問題関心を掘り起こすべく、七回実施した。

(4) 資料解読—担当…資料室

くずし字解読法や文書類特有の用語法等を学ぶべく、二回実施した。

(5) 調査実習—担当…二部、主査

調査の立案、実施に向けた準備、収集資料の整理等、研究調査の基本的作法を学ぶべく、一回実施した。

(6) 事務室・資料室の御用について—担当…事務長、資料室長

研究が為されていく上で不可欠である、事務室・資料室の業務内容と研究との関わりについて学ぶべく、各一回実施した。

三、研究事務—担当…資料室

本所における資料の収集整理・保管の技術及び取扱方法について理解を深めるべく、資料整理、資料庫整理、図書整理を実施した。

四、その他

儀式事務御用奉仕に従事した。

通信の発行

通信「聖ヶ丘」第四五号を左記の通り発行した。

- 一、期日 令和五年六月一日
- 二、内容 巻頭言、年度計画、随想、研究報告所感、彙報、他
- 三、部数 三三〇部（A4判、一二頁）

ホームページの運営・管理

ホームページの内容を適宜更新した (<https://kyogaku.konkokyo.jp>)。

人事関係

一、異動

(1) 職員（教団職員）

- 第二部長高橋昌之、四月一日付で第一部長に兼ねて指名。
- 所員森川育子、四月一日付で資料室員に指名。○助手塩飽望、四月一日付で所員に任命。○御用奉仕柏原正一、五月三十一日付で辞任。○教師森定展開、一〇月一日付で助手に任命。○所員森川育子、一二月三十一日付で辞任。○書記安武格、三月一日付で主事に任命。○所員岩崎繁之、三月二十七日付

で辞任。○第二部長兼第一部長高橋昌之、三月三十一日付で第一部長の指名を解く。○第三部長白石淳平、三月三十一日付で第三部長の指名を解く（翌四月一日付で第一部長に指名）。○幹事山田光徳、三月三十一日付で辞任（翌四月一日付で部長に任命、第三部長に指名）。○所員須寄真治、四月一日付で幹事に任命。

(2) 研究生

○教師森定展開、五月一日付で研究生を委嘱、九月三〇日付で委嘱期間満了。

(3) 嘱託

○嘱託渡辺順一、六月三〇日で委嘱期間満了。○信徒永岡由美、一月二〇日付で嘱託を委嘱。

(4) 研究員

○研究員松岡光一、九月三〇日で委嘱期間満了。○教師熊谷元喜、一〇月一日付で研究員を委嘱。○研究員西村明正、同服部貴子、一月一九日で委嘱期間満了、翌一月二〇日付で再度委嘱。

(5) 評議員

○評議員水野照雄、二月一九日付で任期満了、翌二月二〇日付で再任。

二、本所職員並びに本所関係者数（6・3・31現在）

職員一三名（所長・部長2・幹事・所員3・助手2・事務長・主事3）、嘱託六名、研究員八名、評議員五名。

学院・図書館との関係、その他

一、学院

(1) 学院前期基礎課程の講義に、以下の職員が出講した。

① 教祖特別講義（所員岩崎繁之、同白石淳平、同堀江道広）

（5・9・15、10・13、11・8）

② 教義特別講義（所員高橋昌之）（5・11・6）

③ 教団史特別講義（所員白石淳平、同山田光徳、同須崎真治）

（5・11・16）

(2) 学院後期研修・実習課程の講義に、以下の職員が出講した。

「教学について」講義（所長大林浩治）（6・2・8）

(3) 学院と研究所との懇談は、令和五年度中の実施がかなわず、同六年四月三日に実施した。

○

二、図書館

(1) 図書館と研究所との懇談を実施した（6・3・22）

○

三、その他

本年度中に本所を訪れた学界関係者等は、以下の通りである。

（敬称略）

○ 黄天元（コロンビア大学）（5・7・6、7、19、22）

○ ヘザー・文子・ハインバック（プリンストン大学）

（5・7・20、26、8・1、3）

○ 鈴木涉（京都大学）（5・9・13）

○ 高木博志（京都大学教授）

（5・9・25、11・9、10、12・4、5）

○ 樋浦郷子（国立歴史民俗博物館准教授）（5・10・4、11・13）

○ 樋口雄彦（国立歴史民俗博物館教授）（6・3・29）

紀要『金光教学』第六三号正誤表

頁	行・箇所	誤	正
23		三代教主金光攝胤	金光攝胤（所謂、「三代金光様」）
30	精算		清算
33	9	四代教主金光鑑太郎	金光鑑太郎（所謂、「四代金光様」）

200	190	頁	紀要『金光教』第六三号修正表	
【画像4】読み下し	表中八冊目表紙	行・箇所		
□ノ年女	新市□引越	誤		
申ノ年女	新市江引越	正		

212	212	200	199	152	140	125	105	103	97	78	59	59
「△」は後ろからの印												
下段2	上段△6	【画像5】読み下し	【画像3】読み下し	6	4	5	上段△1	△2	1	△5	表中(19日AM)	表中(17日AM)
此帳面より早□つにや八	此帳面 ^カ 早□つにや	若五蟠	芝居家業	足り得なかった	父平八	乖離	遠藤	どこか	敬神宗祖	(3)	訓練	(感化院)視察
此帳面へ印し置き候也	此帳面江印置候也	若鶴	芝居察「繁―誤カ」栄	たり得なかった	父平七	遊離	遠藤 ^{マコ}	どこか	敬神宗祖	(2)	訓練	(感化院)「視察

金光教学第 64 号

令和 6 年 9 月 20 日印刷
令和 6 年 9 月 25 日発行

編 集・金 光 教 教 学 研 究 所
印 刷・昭 和 印 刷 株 式 会 社
発 行・金 光 教 教 学 研 究 所

〒 719-0111 岡山県浅口市金光町大谷 1441 番地の 3
TEL.0865-42-3117 FAX.0865-42-3119
<https://kyogaku.konkokyo.jp/>

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究所
までお送り下さい。

発 刊 に 当 っ て

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のうごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容も整い、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいいい難いが、こんにちばこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりをもち、絶えず当所のうごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学的研究と信仰の実践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰の実践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりと締めつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともに、つねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、付記しておく。(昭和 33 年 3 月 1 日・金光教学研究 大 淵 千 仞)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan
2024
No.64

CONTENTS

SHIRAISHI, JUNPEI

- “Postwar” Experiences and “Kyoso Sama” (Founder)
– A Focus on the 1960s and the Intensification of Sectarian Identity – 1

HASHIMOTO, YUJI

- The Compilation and Reception of the *Konkokyo Kyoten*
– Exploring the Elusive Concept of “Salvation” – 59

HORIE, MICHIIRO

- A Tentative Assumption of *the Accouting Ledgers sent by Kane No Kami*
– A Comparative Examination with Other Ledgers – 125
-

- A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff
of Konkokyo Research Institute for the Year 2023 159

- The Summary of the Records for the Meeting about the Critique
of Papers Contributed to the Previous Edition 167

- A List of Activities of Konkokyo Research Institute in the Year 2023 171